

第 4 章 地域特性

(空白)

第4章 地域特性

4.1 対象事業実施区域及びその周囲の概況を把握する地域

既存資料調査により、対象事業実施区域及びその周辺の地域概況を把握した。

既存資料調査は図 4.1-1 に示すとおり、自然的状況として対象事業実施区域を中心とする約 10 km 四方の範囲を、社会的状況として対象事業実施区域の位置する中央市並びに甲府市、南アルプス市、笛吹市、市川三郷町、昭和町を基本とし、把握する環境の特性に応じて範囲を拡大・縮小した。

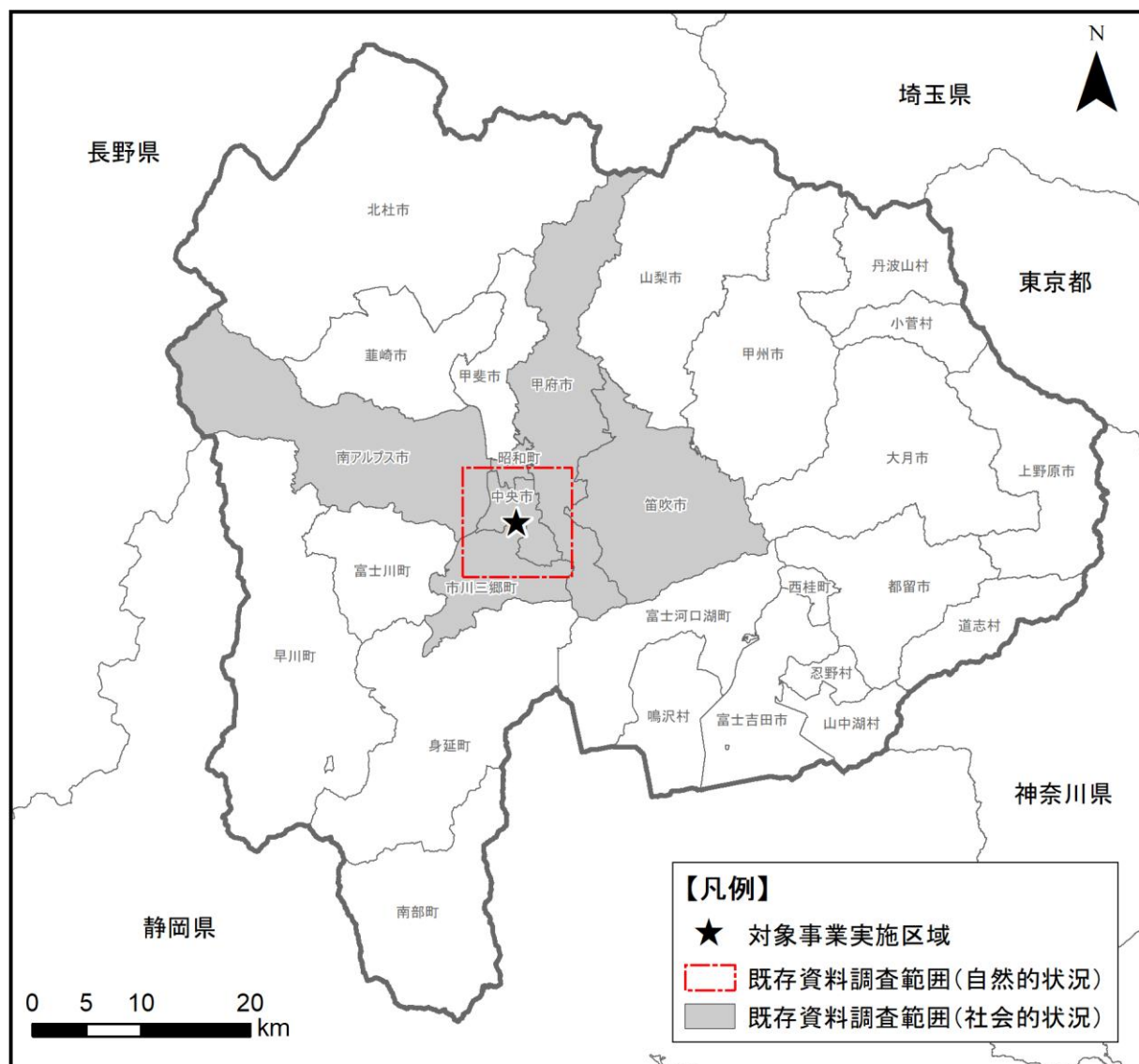


図 4.1-1 既存資料調査範囲

4.2.1 気 象

気象観測所の位置を図 4.2-1 に示す。

甲府地方気象台は甲府盆地内にある一方、古閑地域気象観測所は山あいであり、甲府盆地内に位置する対象事業実施区域の気象の状況は、甲府地方気象台の観測結果がより近いと考えられる。

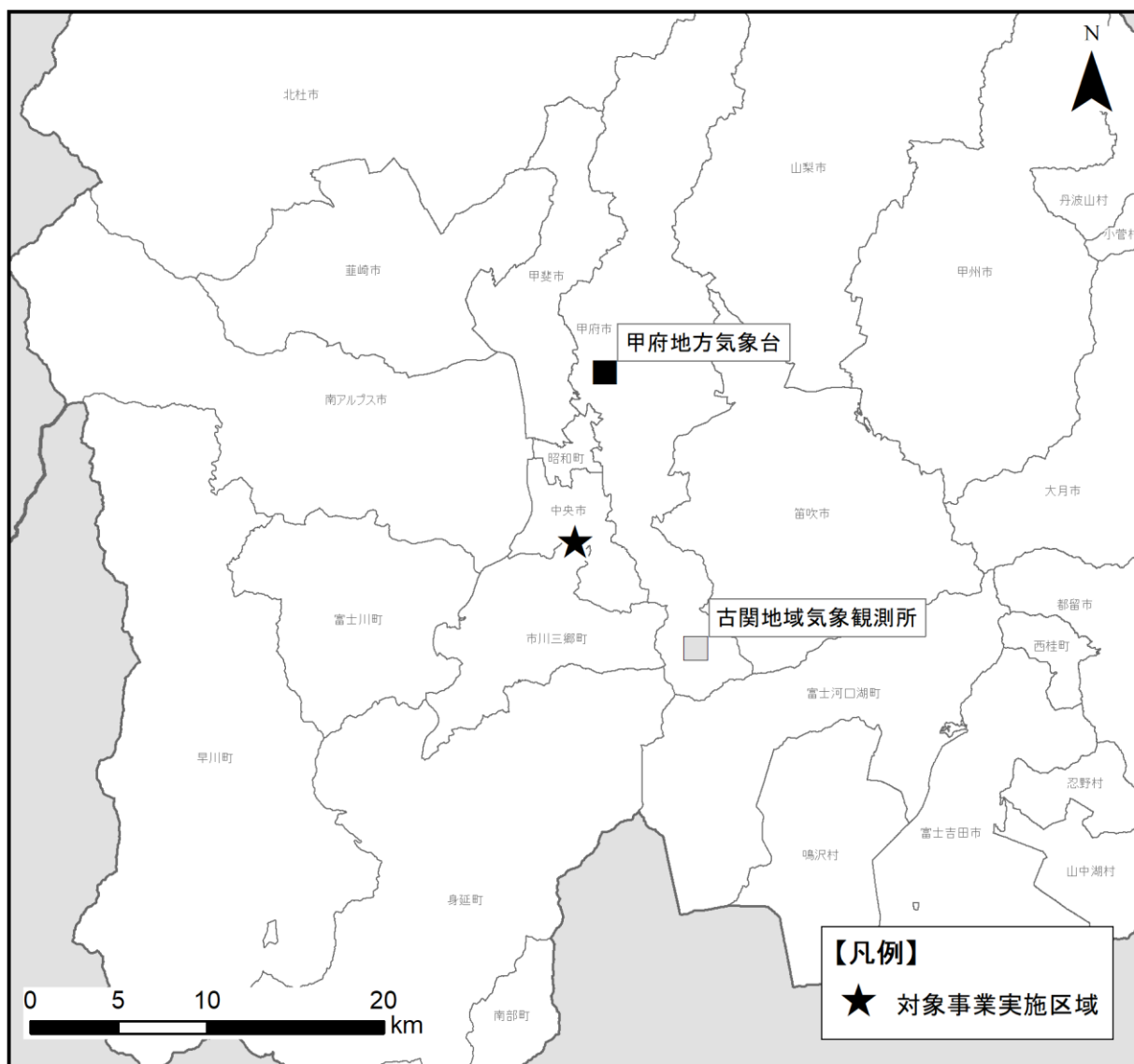


図 4.2-1 気象観測所の位置

(1) 甲府地方気象台

甲府地方気象台における令和5年の気象概況を表4.2-1に、気温・降水量の推移を図4.2-2に、風向別出現頻度及び風向別平均風速を図4.2-3に示す。

甲府地方気象台における気象観測結果は、気温については年間平均気温16.4℃、最高気温38.7℃(7月)、最低気温-8.6℃(1月)、降水量は年間降水量946.5mm、最大月間降水量256.0mm(6月)、最低月間降水量3.0mm(1月)、風向・風速は年間平均風速2.2m/sで、南西の風が卓越している。

なお、季節別の風況については、秋季に風速が弱くなり春季、冬季に強くなる傾向にあり、春季、夏季、秋季は南西の風、冬季は北北西の風が卓越している。

表4.2-1 甲府地方気象台の気象概況(令和5年)

月	気温(℃)			降水量(mm)	相対湿度(%)	風速(m/s)	風向(-)	全天日射量(MJ/m ²)
	平均	最高	最低	合計	平均	平均	最多風向	平均
1月	3.3	13.7	-8.6	3.0	56	2.3	北北西	10.6
2月	5.7	17.4	-4.6	43.0	55	2.6	北西	13.3
3月	11.9	25.8	-1.5	108.5	66	2.0	南南西	16.1
4月	15.6	29.8	4.1	70.0	59	2.8	南西	19.8
5月	18.9	34.4	7.4	73.0	66	2.5	南西	20.7
6月	22.8	34.8	13.4	256.0	76	2.1	南西	17.5
7月	27.8	38.7	19.3	88.5	71	2.1	南西	20.6
8月	28.2	37.3	21.7	113.5	74	2.1	南西	19.8
9月	26.7	35.6	14.7	60.5	71	2.1	南西	17.4
10月	17.2	28.8	6.0	68.5	67	1.9	南西	14.9
11月	12.0	28.4	0.9	44.5	67	2.0	南)	11.4
12月	6.3	19.3	-4.3	17.5	62	1.7	南	10.1
年間	16.4	38.7	-8.6	946.5	66	2.2	南西)	16.0

注)「)」は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていること(準正常値)を示す。

出典)「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)

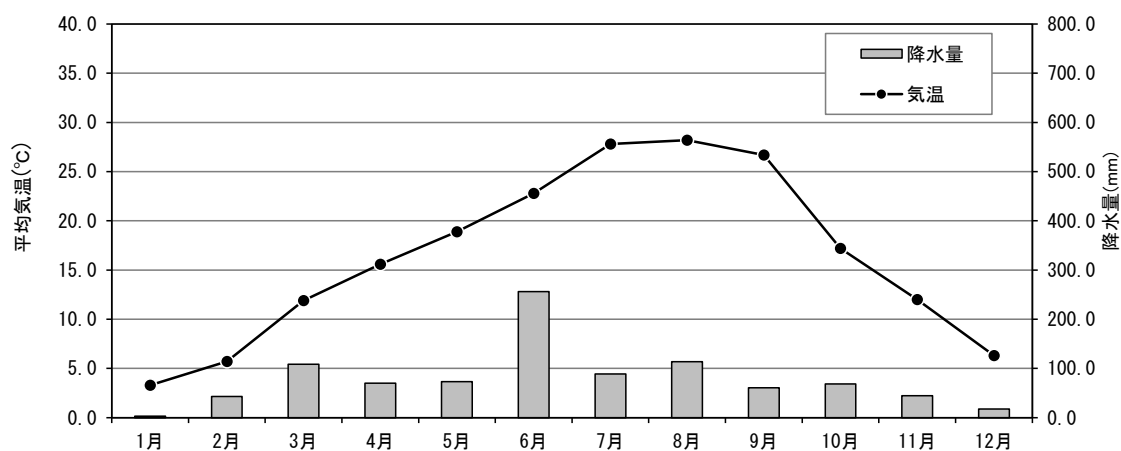


図4.2-2 甲府地方気象台の気温・降水量の推移(令和5年)

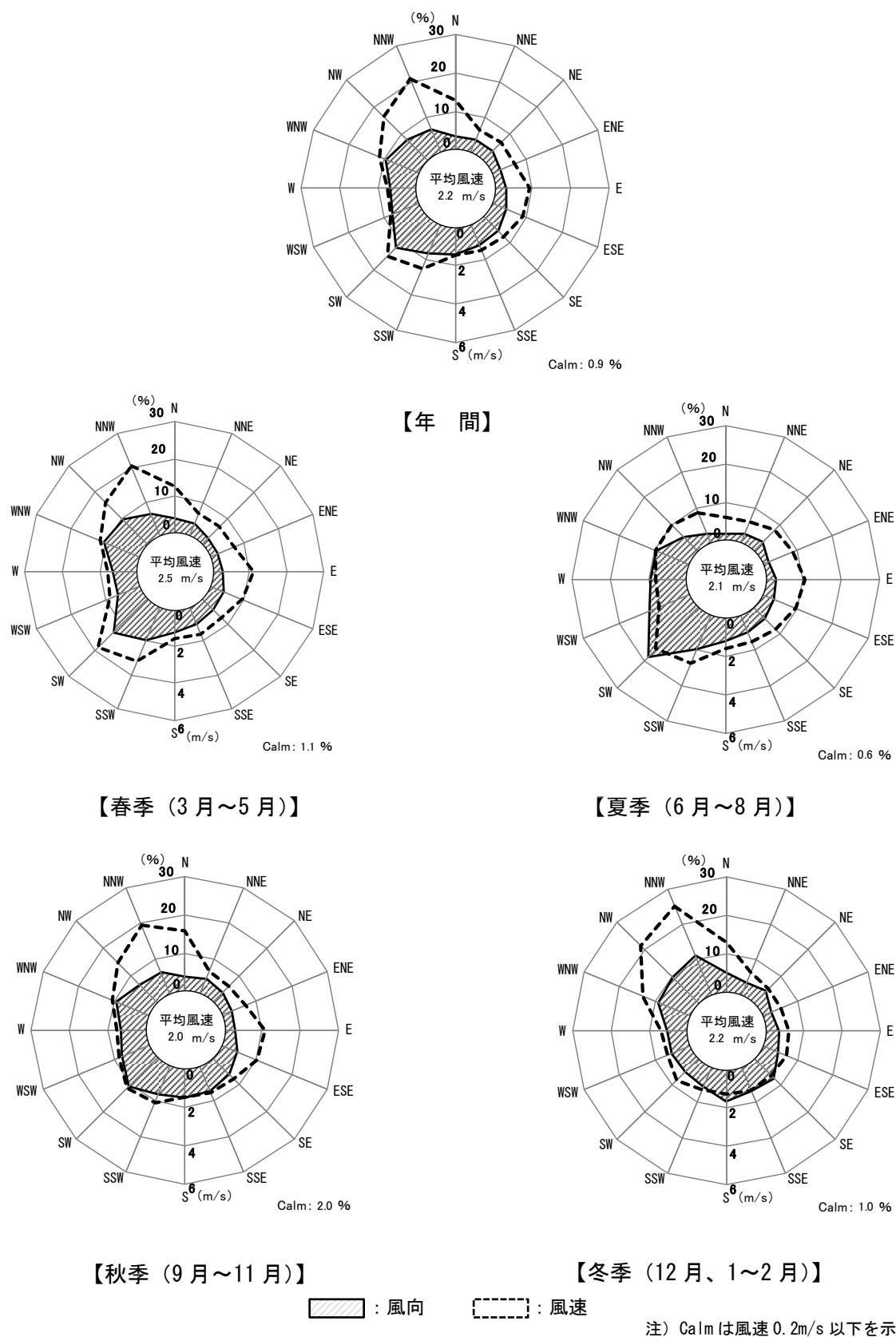


図 4.2-3 風向別出現頻度及び風向別平均風速（甲府地方気象台：令和 5 年）

甲府地方気象台の平年値（過去 30 年間）を表 4.2-2 に、気温・降水量の推移を図 4.2-4 に示す。

甲府地方気象台における平年値は、気温については年間平均気温 15.1℃、最高気温 33.0℃（8 月）、最低気温 -2.1℃（1 月）、降水量は年間降水量 1,160.7 mm、最大月間降水量 178.7 mm（9 月）、最小月間降水量 37.6 mm（12 月）である。風向・風速は年間平均風速 2.2 m/s で、南西の風が卓越しており、全天日射量の年間平均は 14.6 MJ/m² である。

表 4.2-2 甲府地方気象台の平年値（過去 30 年間）

月	気温 (°C)			降水量 (mm)	風速 (m/s)	風向 (-)	相対湿度 (%)	気圧	全天日射量 (MJ/m ²)
	平均	最高	最低	合計	平均	最多風向	平均	平均	平均
1月	3.1	9.1	-2.1	42.7	2.3	北北西	55	981.8	10.2
2月	4.7	10.9	-0.7	44.1	2.6	北北西	52	981.8	13.0
3月	8.6	15.0	3.1	86.2	2.7	北西	55	981.0	15.6
4月	14.0	20.7	8.4	79.5	2.6	南西	57	980.1	18.2
5月	18.8	25.3	13.7	85.4	2.4	南西	62	978.7	19.4
6月	22.3	27.8	18.3	113.4	2.1	南西	69	976.3	17.6
7月	26.0	31.6	22.3	148.8	2.1	南西	72	976.6	18.0
8月	27.1	33.0	23.3	133.1	2.2	南西	70	977.9	18.6
9月	23.2	28.6	19.4	178.7	1.9	南西	71	980.5	14.3
10月	17.1	22.5	13.0	158.5	1.7	西北西	71	983.7	11.6
11月	10.8	16.7	5.9	52.7	1.7	西北西	67	984.9	9.9
12月	5.4	11.4	0.3	37.6	2.0	北北西	60	983.3	9.0
年間	15.1	33.0	-2.1	1160.7	2.2	南西	64	980.6	14.6

注) 平年値は、その時々々の気象や天候を評価する基準として、連続する 30 年間について算出した累年平均値を示す。

現在の平年値は、1991～2020 年の資料から算出された 2020 年平年値である。

出典)「平年値」(気象庁ホームページ)

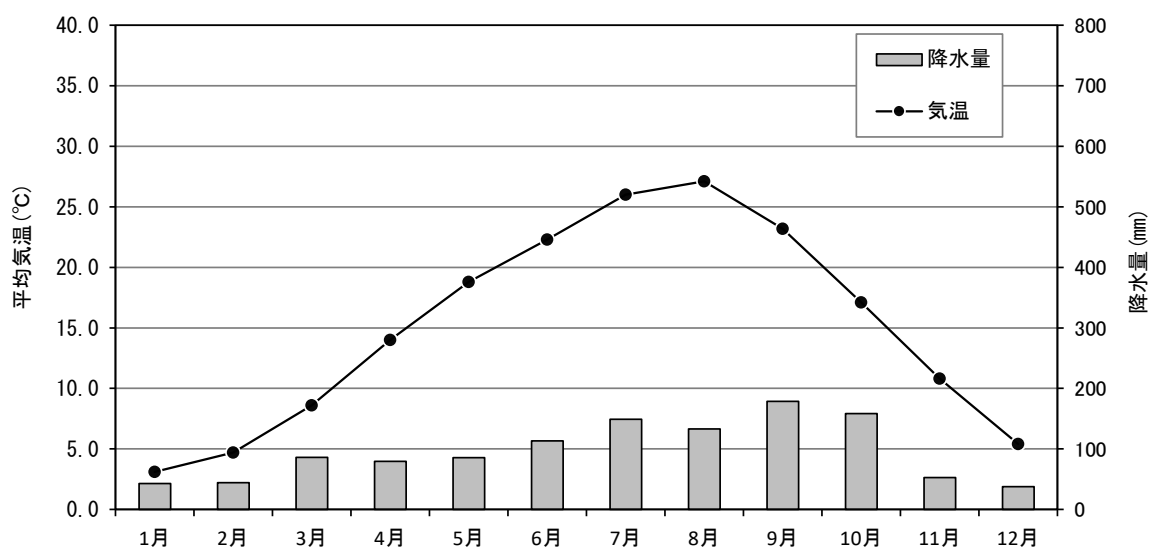


図 4.2-4 甲府地方気象台の気温・降水量の推移（平年値）

(2) 古閑地域気象観測所

古閑地域気象観測所における令和5年の気象概況を表4.2-3に、気温・降水量の推移を図4.2-5に、風向別出現頻度及び風向別平均風速を図4.2-6に示す。

古閑地域気象観測所における気象観測結果は、気温については年間平均気温13.4℃、最高気温36.3℃(7月)、最低気温-8.9℃(1月)、降水量は年間降水量1368.0mm、最大月間降水量328.0mm(6月)、最低月間降水量4.5mm(1月)、風向・風速は年間平均風速1.5m/sで、南東の風が卓越している。

なお、季節別の風況については、秋季に風速が弱くなり春季に強くなる傾向にある。風向は、春季、夏季、秋季、冬季とも、すべて南東の風が卓越している。

表4.2-3 古閑地域気象観測所の気象概況(令和5年)

月	気温(℃)			降水量(mm)	風速(m/s)	風向(-)
	平均	最高	最低	合計	平均	最多風向
1月	0.7	11.9	-8.9	4.5	1.4	南東
2月	2.5	14.7	-6.5	54.0	1.4	南東)
3月	9.4	24.7	-3.2	164.5	1.6	南東
4月	12.8	29.1	0.8	98.0	1.9	南東
5月	15.9	33.1	4.3	147.0	1.7	南東)
6月	20.0	33.0	10.3	328.0	1.4	南東
7月	24.9	36.3	16.6	48.5	1.6	南東
8月	24.8	35.0	18.7	231.5	1.4	南東
9月	23.3	33.0	10.9	81.5	1.4	南東
10月	13.7	26.5	2.9	89.0	1.3	南東
11月	8.9	25.2	-0.9	99.0	1.4	南東
12月	3.9	20.1	-5.3	22.5	1.3	南東
年間	13.4	36.3	-8.9	1368.0	1.5	南東)

注)「)」は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていること(準正常値)を示す。
出典)「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)

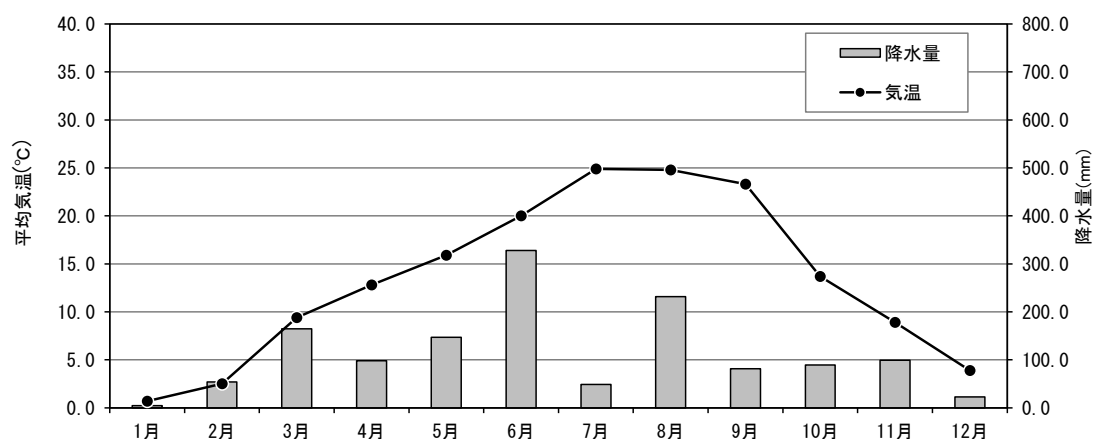
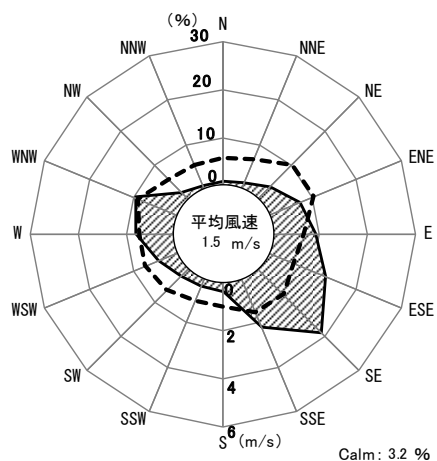
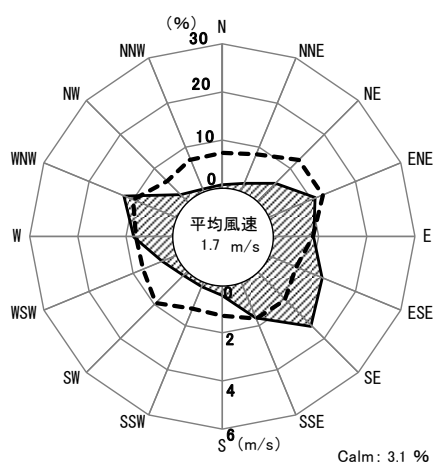


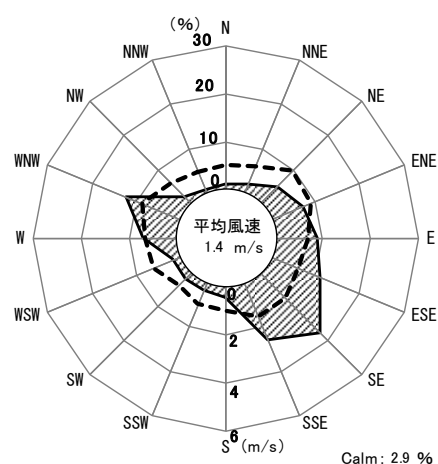
図4.2-5 古閑地域気象観測所の気温・降水量の推移(令和5年)



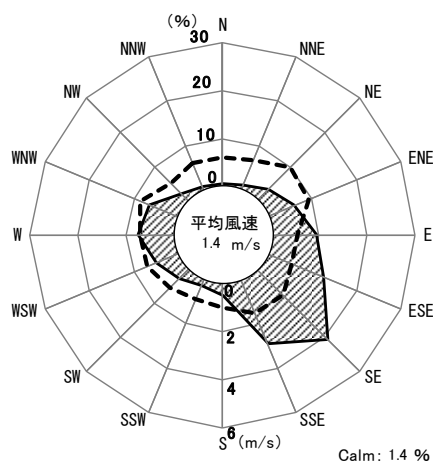
【年 間】



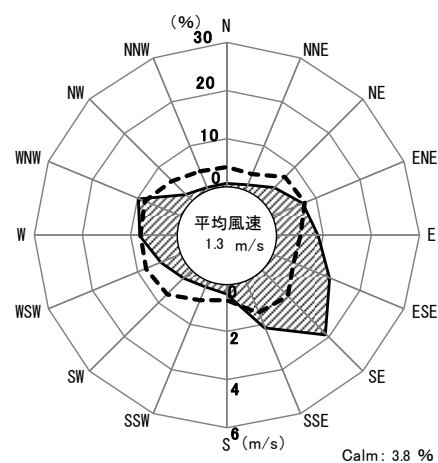
【春季 (3月~5月)】



【夏季 (6月~8月)】



【秋季 (9月~11月)】



【冬季 (12月、1~2月)】

▨ : 風向 ▤ : 風速

注) Calm は風速 0.2m/s 以下を示す。

図 4. 2-6 風向別出現頻度及び風向別平均風速 (古関地域気象観測所: 令和 5 年)

古関地域気象観測所の平年値を表 4.2-4 に、気温・降水量の推移を図 4.2-7 に示す。

古関地域気象観測所における平年値は、気温については年間平均気温 12.3℃、最高気温 30.6℃（8月）、最低気温-3.9℃（1月）、降水量は年間降水量 1,681.3mm、最大月間降水量 309.1mm（9月）、最小月間降水量 56.8mm（1月）である。風向・風速は年間平均風速 1.4m/s で、南東の風が卓越している。

表 4.2-4 古関地域気象観測所の平年値（過去 30 年間）

月	気温 (℃)			降水量 (mm)	風速 (m/s)	風向 (-)
	平均	最高	最低	合計	平均	最多風向
1月	0.3	6.2	-3.9	56.8	1.4	南東
2月	1.9	8.1	-3.0	58.7	1.5	南東
3月	5.8	12.3	0.4	121.8	1.7	南東
4月	11.4	18.1	5.4	127.6	1.8	南東
5月	16.0	22.8	10.4	128.1	1.6	南東
6月	19.6	25.4	15.1	152.1	1.3	南東
7月	23.4	29.4	19.1	171.5	1.3	南東
8月	24.2	30.6	19.8	182.3	1.3	南東
9月	20.3	26.2	16.1	309.1	1.2	南東
10月	14.2	20.0	10.1	224.6	1.1	南東
11月	8.2	14.5	3.8	90.3	1.2	南東
12月	2.8	8.8	-1.3	58.4	1.4	南東
年間	12.3	30.6	-3.9	1681.3	1.4	南東

注) 平年値は、その時々気象や天候を評価する基準として、連続する 30 年間について算出した累年平均値を示す。現在の平年値は、1991～2020 年の資料から算出された 2020 年平年値である。

出典)「平年値」(気象庁ホームページ)

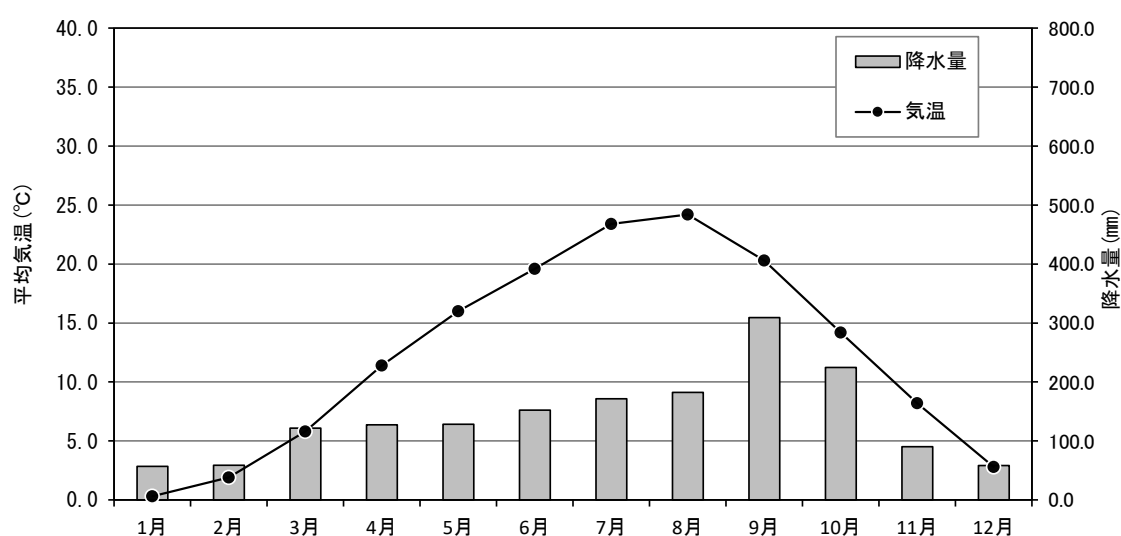


図 4.2-7 古関地域気象観測所の気温・降水量の推移（平年値）

4.2.2 水 象

(1) 河 川

対象事業実施区域周辺における河川の概要を表 4.2-5 及び図 4.2-8 に示す。

対象事業実施区域に最も近い河川は、北側を流れる笛吹川である。笛吹川（延長 46.5km）は富士川水系に属する一級河川で、対象事業実施区域付近から南西方向に流れ、富士川（釜無川）へ合流している。

対象事業実施区域の東側には、一級河川の浅利川が、西側には一級河川の押出川が流れ、いずれも笛吹川へ合流している。

対象事業実施区域周辺は農業用水路が巡っており、農業用水は西へ流れ、押出川の下をくぐって笛吹川へ合流している。

表 4.2-5 河川の概要

水系名	河川名	終点	水系名	河川名	終点
富士川水系	富士川(釜無川)	駿河湾	富士川水系	関沢川	七覚川への合流
	笛吹川	富士川への合流		舟井川	
	印川	笛吹川への合流		七覚西川	
	芦川			沢端川	
	押出川			宮沢川	
	浅利川			山の神川	
	滝戸川			田園川	沢端川への合流
	間門川			古宿川	山の神川への合流
	境川			芋沢川	間門川への合流
	鎌田川			蟹沢川	
	荒川			大堀川	芋沢川への合流
	濁川			山王川	鎌田川への合流
	平等川			神明川	
	鳴沢川	渋川			
	うなぎ沢	芦川への合流		流川	荒川への合流
	大沢			四分川	
	曾川			蛙沢川	濁川への合流
	蛇沢			五割川	蛙沢川への合流
	濁沢			渋川	平等川への合流
	新梨川			横川	滝沢川への合流
	新せぎ川	浅利川への合流		八糸川	横川への合流
	大森川			西川	
	仲川			清水川	
	南川			油川	
	谷坂川	大森川への合流		常永川	富士川への合流
	西之沢川				
	大門川	仲川への合流			
	三頭沢川	大門川への合流			
	七覚川	滝戸川への合流			
	稲川				

出典)「国土数値情報ダウンロードサイト」(国土交通省 <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)

(2) 湖 沼

「日本の湖沼環境 2」(平成 7 年 環境庁自然保護局)では、原則として 1 ha 以上の天然湖沼を調査対象としているが、対象事業実施区域周辺には、同資料に掲載されている湖沼はない。

(3) 地下水(湧水)

環境省が公表している「山梨県の代表的な湧水」では、対象事業実施区域周辺には代表的な湧水は存在していない。

4.2.3 地形・地質・土壌

(1) 地 形

対象事業実施区域周辺における地形分類図を図 4.2-9 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺は、笛吹川沿いに氾濫平野・後背低地や旧中洲が分布している。対象事業実施区域の北側には、扇状地が広く分布しており、南側には、砂礫台地や山地斜面などの曽根丘陵が分布している。

また、対象事業実施区域周辺の重要な地形の状況を表 4.2-6 及び図 4.2-10 に示す。

対象事業実施区域には重要な地形はないが、対象事業実施区域周辺には「印川・坪川の天井川」など、3つの重要な地形が確認されている。

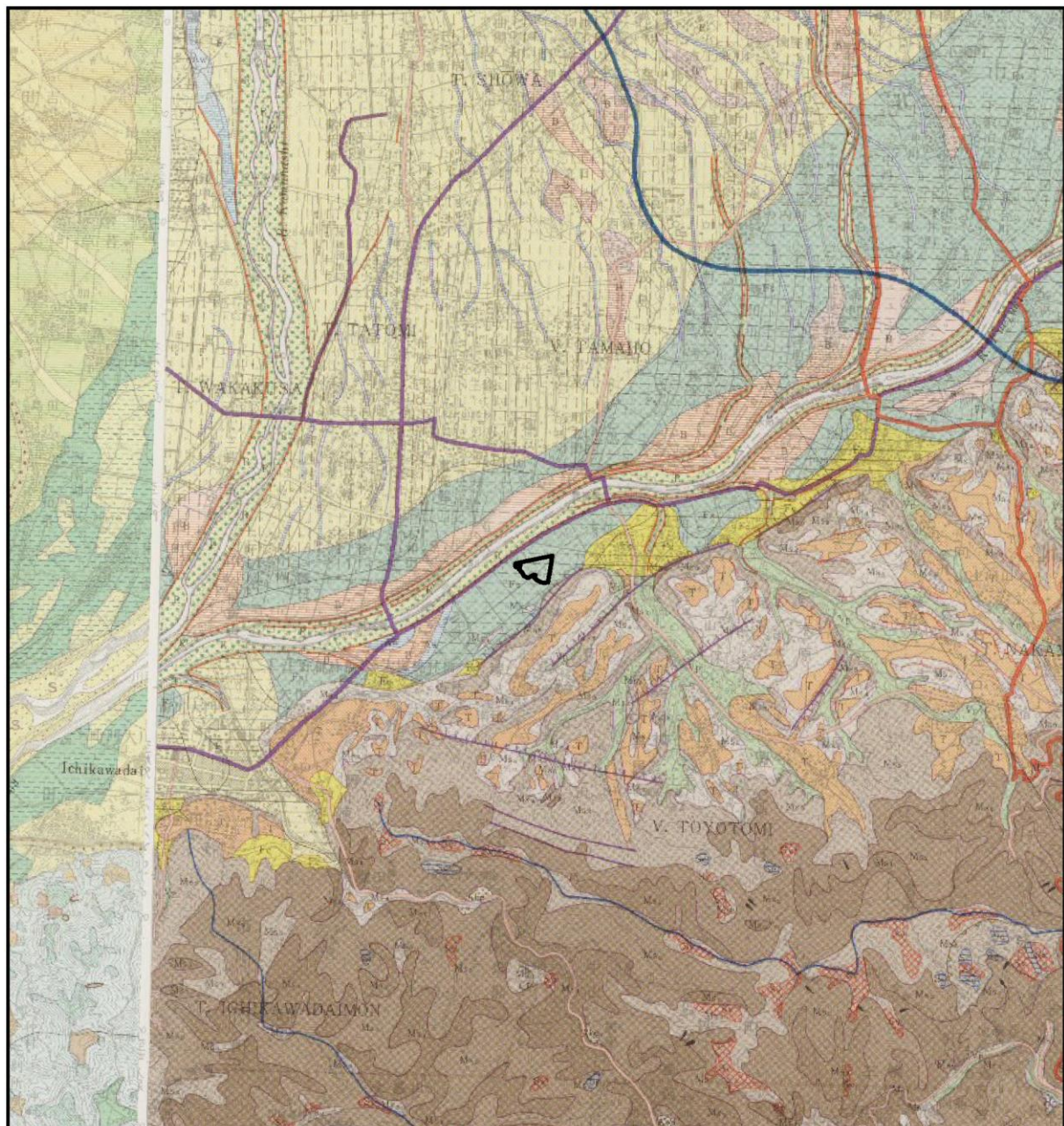
表 4.2-6 重要な地形の状況

No.	名称	行政区分	選定基準
1	印川・坪川の天井川	市川三郷町（西八代郡市川大門町）、 南アルプス市（中巨摩郡甲西町）	多数存在するが、なかでも最も典型的な形態を示し、保存することが望ましい
2	曽根丘陵の新規断層 変異地形	笛吹市（東八代郡境川村）、 甲府市（中道町）、中央市（豊富村）、 市川三郷町（西八代郡三珠町）	地質学の教育上重要な地形もしくは、地形学の研究の進展に伴って新たに注目した方がよいと考えられる地形
3	芦川溪谷とポットホール群	市川三郷町（西八代郡三珠町）	多数存在するが、なかでも最も典型的な形態を示し、保存することが望ましい

出典)「日本の地形レッドデータブック第1集新装版―危機にある地形―」(平成12年 古今書院)

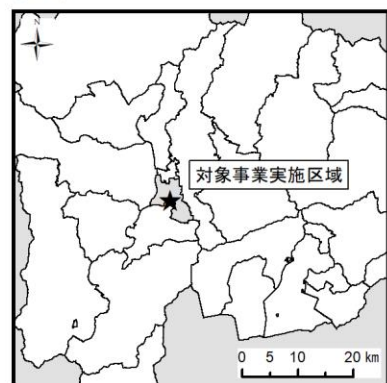
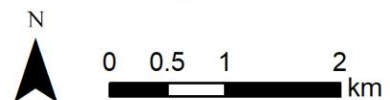
「日本の地形レッドデータブック第2集―保存すべき地形―」(平成14年 古今書院)

注)行政区分の()内の町村名は、出典内での記載内容である。



【凡例】 対象事業実施区域

 山麓傾斜面	 山地斜面 $>40^{\circ}$	 氾濫平野、後背低地
 円形及び等急斜面	 山地斜面 $>30^{\circ} \sim 40^{\circ}$	 旧中洲、 ホ° イントバ $^{\circ}$
 凸型急斜面	 山地斜面 $>15^{\circ} \sim 30^{\circ}$	 旧流路
 谷底平野、氾濫原、裾合谷低地を含む	 山地斜面 $<15^{\circ}$	 谷底平野
 扇状地、自然堤防、砂洲、御勅使川扇状地の旧流址	 山頂および山稜平坦図、顕著な凸型斜面	 土石流地形
 御勅使川扇状地	 顕著な凸型斜面	 古期土石流斜面
 御勅使川扇状地扇端部	 砂礫台地	 現河床
 河原	 扇状地	 崩壊地
 天井川	 小扇状地	 崖、比高10m以下



出典「5万分の1都道府県土地分類基本調査(甲府 昭和59年)(大河原・鯉沢 平成5年)」

図 4.2-9 地形分類図

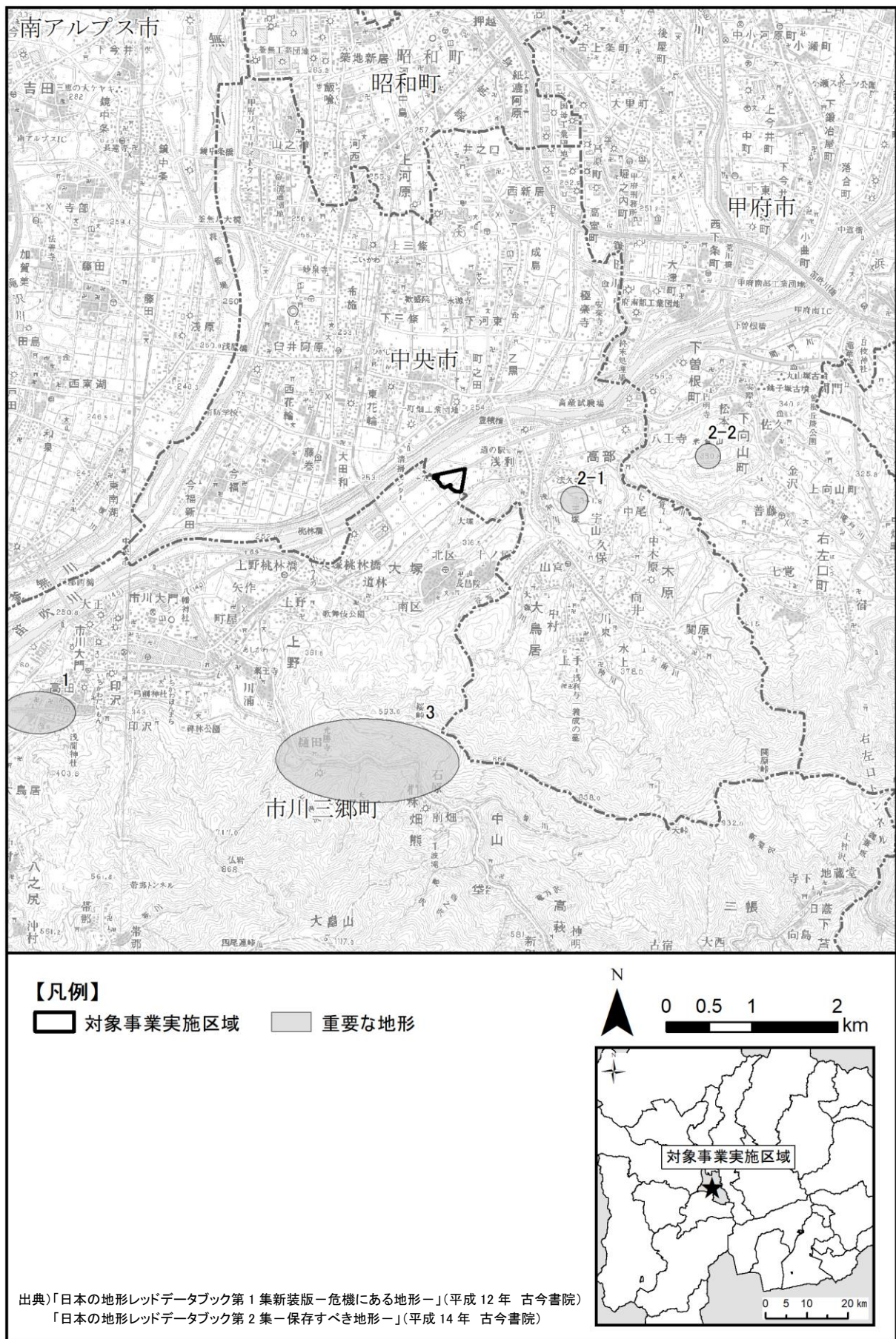


図 4. 2-10 重要な地形の分布

(2) 地 質

対象事業実施区域周辺における表層地質図を図 4.2-11 に示す。

対象事業実施区域の表層地質は、砂礫質沖積層からなっている。

対象事業実施区域の北側は砂礫質沖積層が広がっており、南側は洪積堆積物（曽根層群-シルト・砂礫・火山砕屑物）や石英安山岩質溶岩・同質火山砕屑物が分布する。

また、対象事業実施区域周辺の特異な地質の状況を表 4.2-7 及び図 4.2-12 に示す。

対象事業実施区域の南側には、断層群が存在し、対象事業実施区域から最寄りの特異な地質は、南側約 1 km に位置する「大塚南区活断層群」である。

表 4.2-7 特異な地質の状況

No.	名称	行政区分
1	日向林の佐久シルト層	笛吹市（境川村）
2	佐久シルト層、堆積構造が見られ、ヒシの実の産出する露頭	甲府市（中道町）
3	曽根層群の層序および地質構造を知ることができる露頭	笛吹市（境川村）
4	曽根丘陵層序及び曽根層群の地質構造を知る露頭	甲府市（中道町）
5	大塚南区活断層群	市川三郷町（三珠町）
6	佐久活断層	甲府市（中道町）
7	第四紀の衝上断層	市川三郷町（三珠町）

出典)「山梨県天然記念物緊急調査報告書-地質・鉱物-」(平成 8 年 山梨県教育委員会)

注)行政区分の()内の町村名は、出典内での記載内容である。

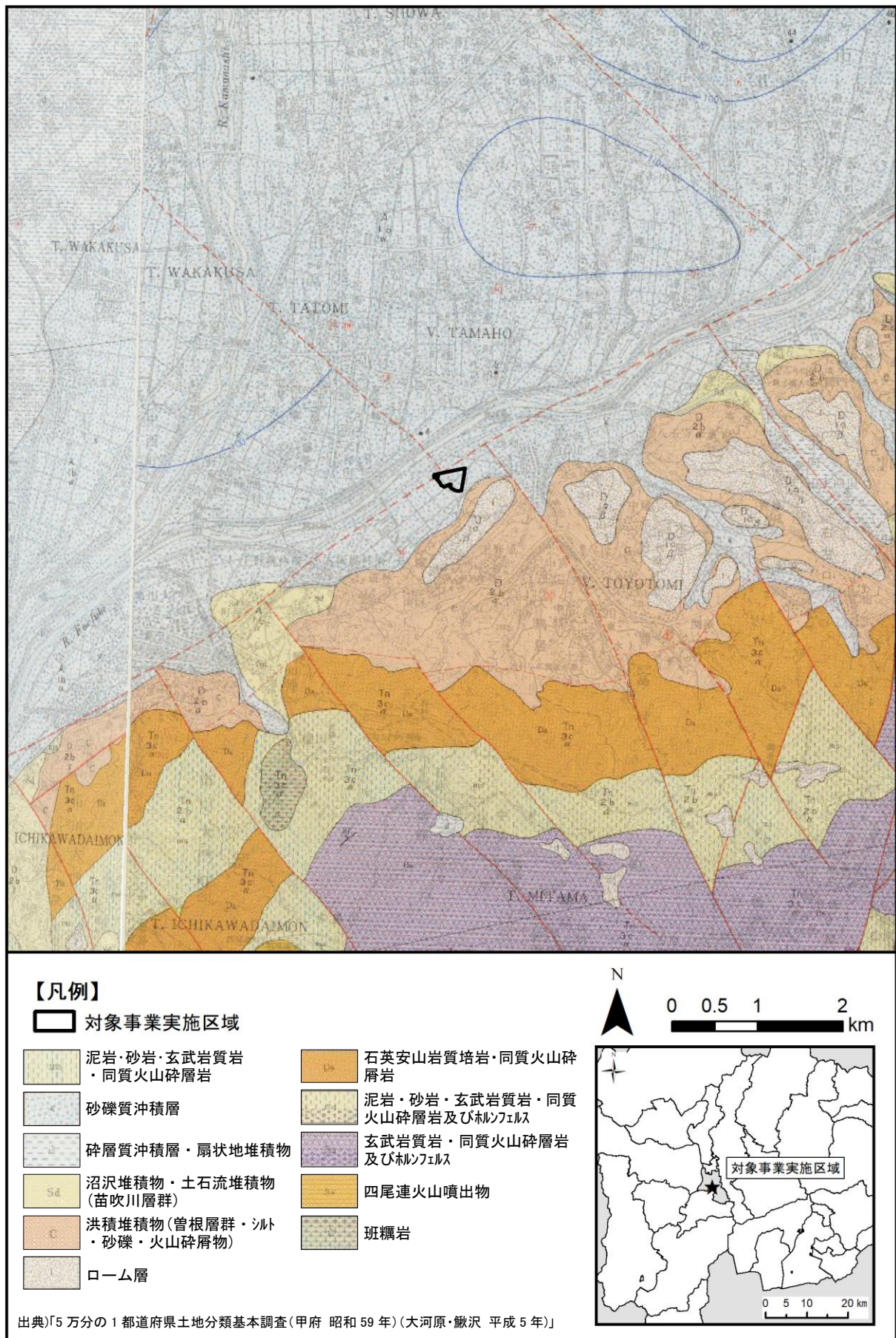


図 4.2-11 表層地質図

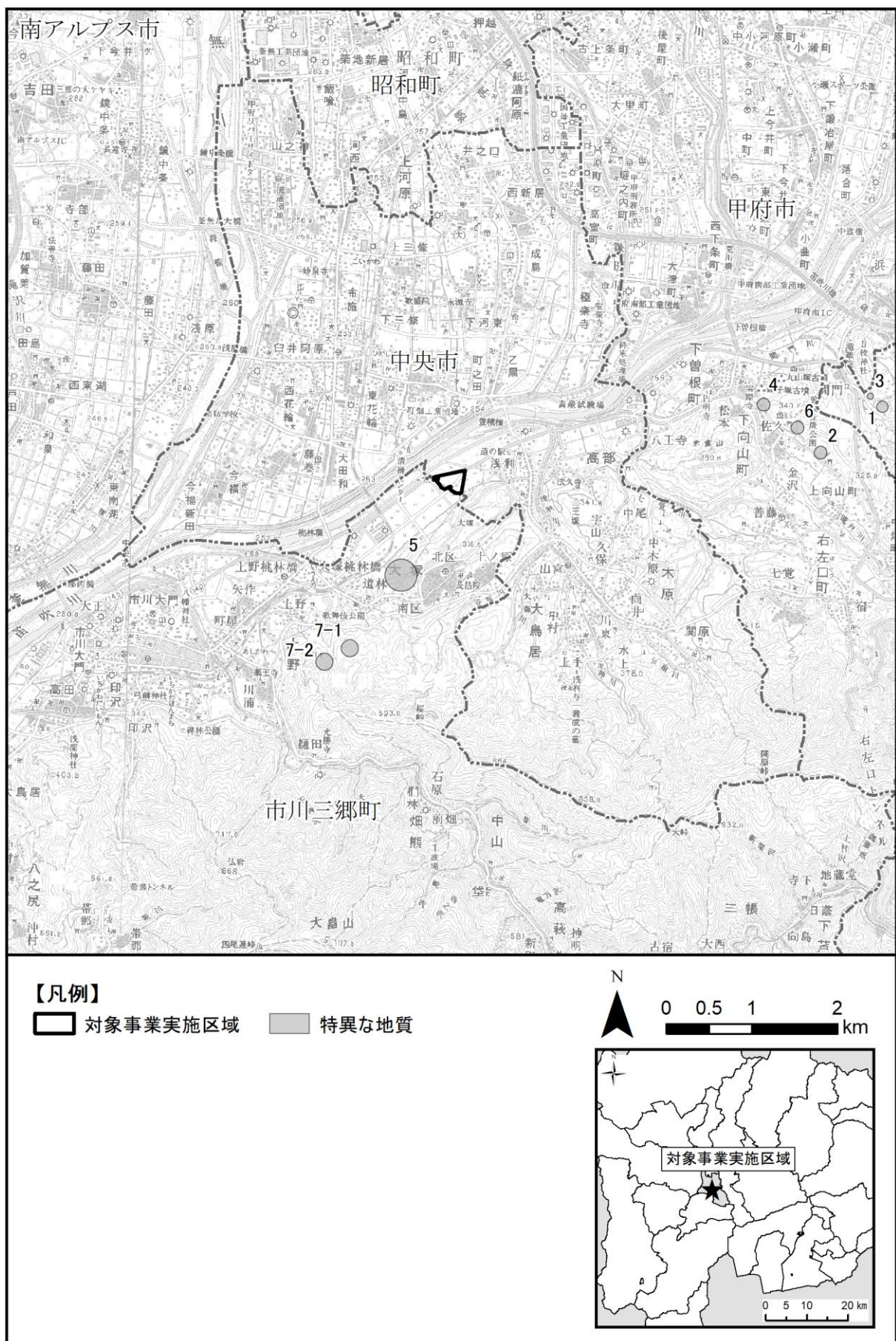


図 4. 2-12 特異な地質の分布

(3) 土 壤

対象事業実施区域周辺における土壌図を図 4.2-13 に示す。

対象事業実施区域周辺の土壌は粗粒グライ土壌からなっている。

対象事業実施区域周辺の北側は粗粒グライ土壌や粗粒灰色低地土壌及び灰色低地土壌が分布しており、南側は黒ボク土壌や褐色森林土壌が分布している。

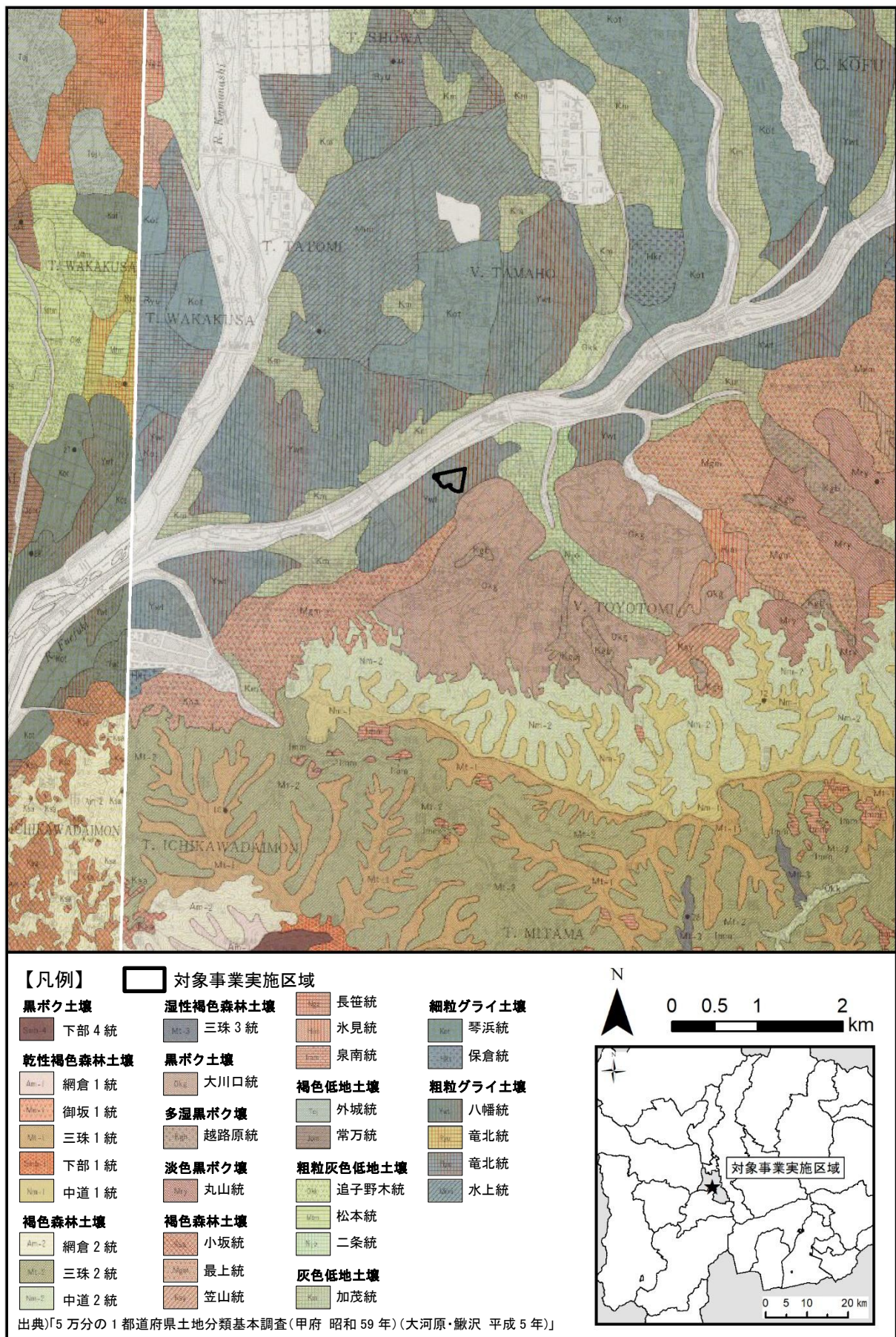


図 4.2-13 土壌図

4.2.4 植物・動物・生態系

(1) 植 物

1) 既存資料一覧（植物）

対象事業実施区域周辺の植物の分布記録について表 4.2-8 に示す既存資料を収集、整理した。

表 4.2-8 既存資料一覧（植物）

文献 No.	既存資料名	抽出範囲	抽出対象の調査項目	
			植物相	植生
1	「2018 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(2018 年 3 月 山梨県森林環境部みどり自然課)	県内全域・広く、甲府盆地、 笛吹川、釜無川、芦川、富士 川、旧市川大門町、甲府市	○	
2	「山梨県植物分布誌」(令和元年 小林岳)	中央市(旧豊富村、旧玉穂 町、旧田富町)、市川三郷町 (旧三珠町、旧市川大門 町)、南アルプス市(旧甲西 町、旧若草町)、昭和町、甲 府市(旧中道町、旧甲府市)	○	
3	「山梨生物 No.1-62」(昭和 30 年～平成 18 年 山梨生物同好会)	中央市(旧豊富村、旧田富 町)、市川三郷町(旧三珠 町、旧市川大門町)、南アル プス市(旧甲西町、旧若草 町)、甲府市(旧中道町)	○	
4	「第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査 植生調査情報提供ホーム ページ」(令和 3 年 4 月 7 日更新 環境省自然環境局 生物多様性セン ター) (http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-006.html)	調査範囲を含むメッシュ図		○
5	「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(平成 12 年 環境庁自然保護局生物多様性センター)	調査範囲		○
6	「植物群落レッドデータ・ブック」(平成 18 年 我が国における保護上重 要な植物種および植物群落研究委員会植物群落分科会)	調査範囲		○

2) 植物相の状況

対象事業実施区域周辺の植物の分布記録について、表 4. 2-8 に示す既存資料を整理した結果、維管束植物（シダ植物及び種子植物）56 目 138 科 803 種の生育記録があった。

対象事業実施区域及び周辺は、笛吹川沿いの低地に水田、畑が広く分布しており、スズメノテッポウ、メヒシバ、ミズハコベ、ムシクサ等の水田雑草、オギ、ツルヨシ等の河川敷や土手にみられる種、放棄耕作地などにみられるクズ、シロツメクサ、セイタカアワダチソウ等の生育記録が確認された。

その他、御坂山地から続く丘陵地ではアカシデ、クヌギ、ケヤキ等の落葉広葉樹等の数多くの樹林生植物の生育記録が確認された。

外来種としてはオオキンケイギク、オオハンゴンソウ、アレチウリ等の特定外来生物が確認された。

3) 植生の状況

対象事業実施区域周辺の現存植生図を図 4. 2-14 及び図 4. 2-15 に示す。

対象事業実施区域を含む笛吹川南側には水田雑草群落が多く分布している。

北側の笛吹川沿いには、チガヤ・ススキ群落、オギ群集、放棄畑雑草群落、畑雑草群落、路傍・空地雑草群落のほか、自然草原であるヨシクラスが分布している。さらに北側は中央市の工業地帯、住宅地が主となり、その間に水田雑草群落や畑雑草群落が分布している。

また、南側の丘陵は果樹園や住宅地が主となり、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギ・コナラ群集等の植林・二次林がモザイク状に分布している。さらに南の山地斜面にはクリー・コナラ群集やアカマツ植林がみられる。

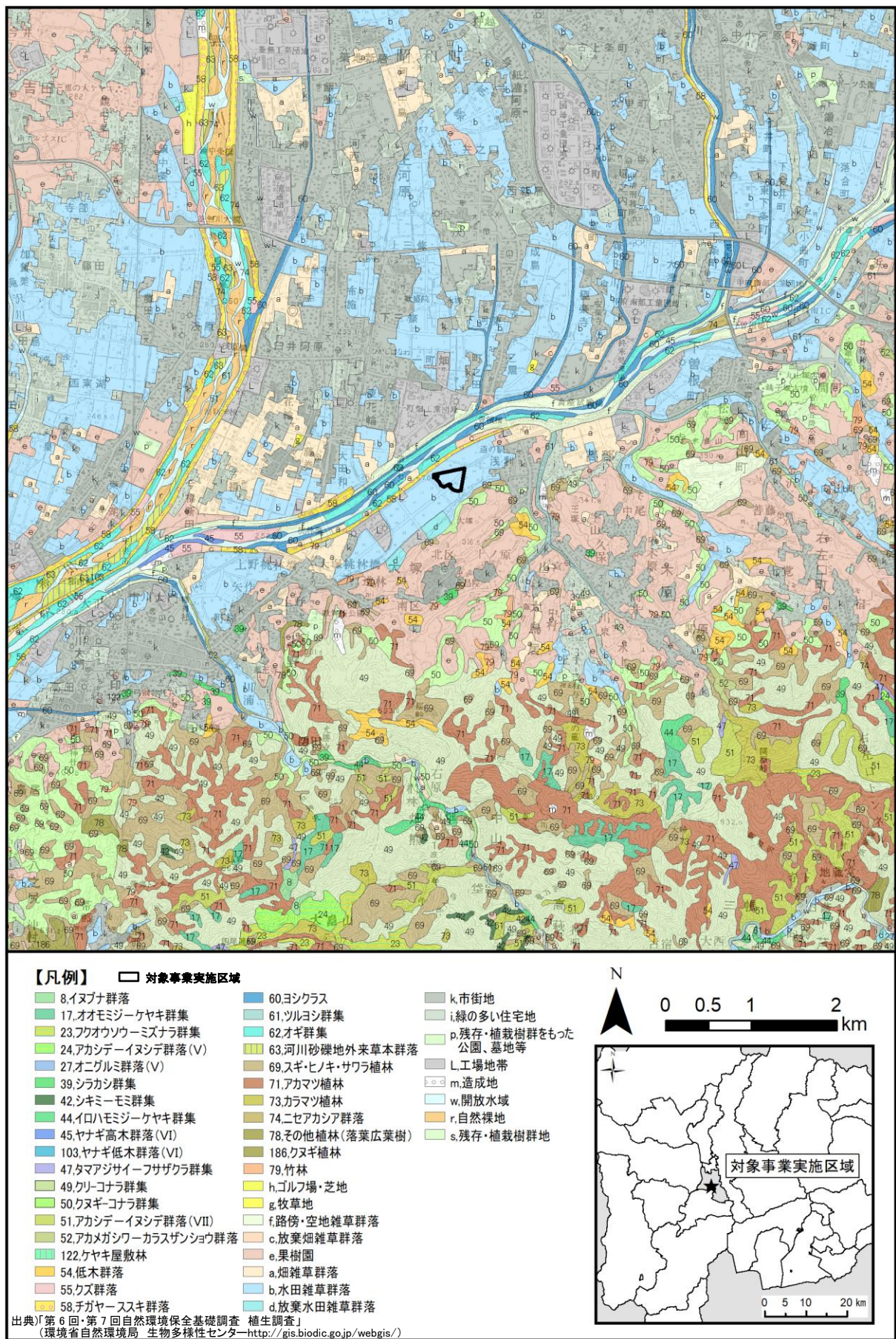
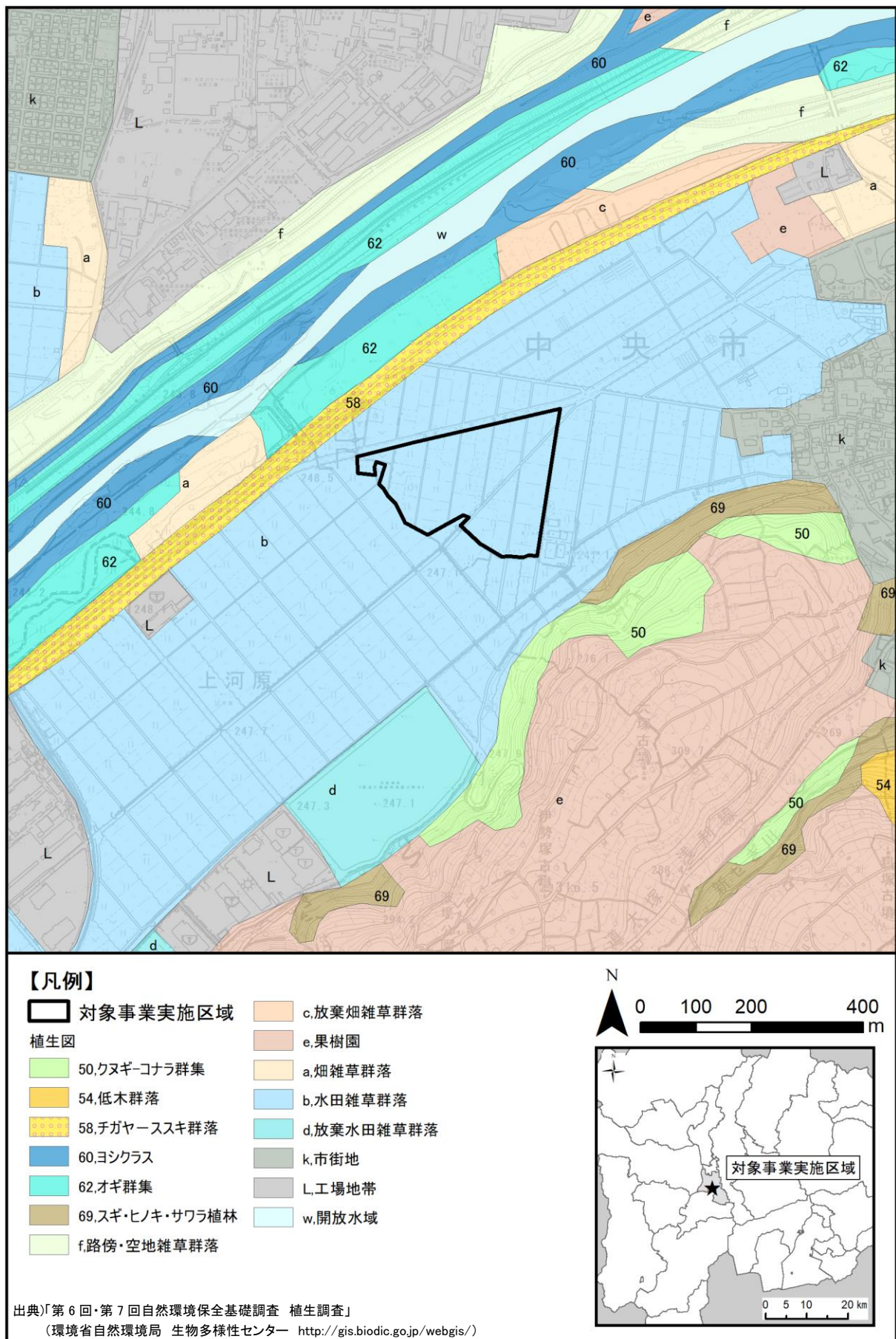


図 4.2-14 現存植生図（広域）



4) 保全すべき植物

① 保全すべき植物種

既存資料調査結果から、表 4. 2-9 に示す選定根拠に基づき保全すべき種を抽出した。

保全すべき植物を表 4. 2-10 (1) 及び (2) に示す、維管束植物 27 目 46 科 85 種であった。

既存資料調査範囲に記録のあった保全すべき植物種はミズオオバコ、ミズアオイ、ミソハギ、カワヂシャ等の水田や湿地、池沼に生育する種や、マツバラン、キンラン、ウラシマソウ等の丘陵地～低山の樹林に生育する種等の記録があった。

表 4. 2-9 保全すべき種の選定根拠（植物）

記号	指定の法律または文献	カテゴリー
A	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)	特別天然記念物
		天然記念物
	「山梨県文化財保護条例」 (昭和 31 年 4 月 9 日山梨県条例第 29 号)	県指定天然記念物
	「中央市文化財保護条例」 (平成 18 年 2 月 20 日中央市条例第 96 号)	中央市指定天然記念物
B	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)	特定第一種国内希少野生動植物種
		特定第二種国内希少野生動植物種
		国内希少野生動植物種
		緊急指定種
		国際希少野生動植物種
C	「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例」 (平成 19 年 7 月 9 日山梨県条例第 34 号)	特定希少野生動植物
D	「環境省レッドリスト 2020」 (令和 2 年 3 月 27 日 環境省報道発表資料)	絶滅危惧 IA 類
		絶滅危惧 IB 類
		絶滅危惧 II 類
		準絶滅危惧
		情報不足
		絶滅のおそれのある地域個体群
E	「2018 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(平成 30 年 3 月 山梨県森林環境部みどり自然課)	絶滅危惧 I 類
		絶滅危惧 IA 類
		絶滅危惧 IB 類
		絶滅危惧 II 類
		準絶滅危惧
		情報不足
		絶滅のおそれのある地域個体群
		希少な雑種

表 4.2-10(1) 保全すべき種

No.	目名	科名	和名	既存資料名			保全すべき種の選定根拠					
				1	2	3	A	B	C	D	E	
1	トクサ	トクサ	トクサ		○						EN	
2	マツバラシ	マツバラシ	マツバラシ	○							CR	
3	サンショウモ	サンショウモ	サンショウモ		○						NT	
4	ウラボシ	イノモトソウ	アマクサシダ		○						VU	
5		メシダ	ヘラシダ		○						EN	
6			ノコギリシダ		○						CR	
7		オシダ	ハカタシダ		○						NT	
8		ウラボシ	カラクサシダ		○						CR	
9	スイレン	スイレン	ヒツジグサ		○				県希		EN	
10	シキミ	マツブサ	シキミ		○						VU	
11	コショウ	ウマノスズクサ	カギガタアオイ	○						EN	VU	
12	オモダカ	サトイモ	ウラシマソウ		○						NT	
13			ヒメザゼンソウ	○							CR	
14		オモダカ	ヘラオモダカ	○	○						NT	
15		トチカガミ	ヤナギスブタ	○							DD	
16			ミズオオバコ		○					VU	EN	
17		ヒルムシロ	イトモ		○					NT	EN	
18	ユリ	ユリ	ヤマホトギス		○					NT		
19	クサスギカズラ	ラン	キノエビネ	○							CR	CR
20			エビネ	○	○						NT	VU
21			ナツエビネ		○						VU	DD
22			ホテイラン	○						県希	EN	CR
23			ギンラン	○	○							VU
24			キンラン		○						VU	EN
25			クマガイソウ		○						VU	EN
26			アオチドリ	○								VU
27			カモメラン	○						県希	NT	VU
28			オニノヤガラ		○							VU
29			ホザキイチヨウラン	○								NT
30			ヤマサギソウ	○								VU
31			オオヤマサギソウ	○								CR
32			アヤメ	ヒオウギ		○						
33	ツユクサ	ミズアオイ	ミズアオイ	○	○						NT	DD
34	イネ	カヤツリグサ	カサスゲ	○	○							VU
35			アワボスゲ	○								DD
36			ハマスゲ	○	○							NT
37			コマツカサススキ		○							CR
38			マツカサススキ	○								VU
39			イネ	アワガエリ		○						
40	キンボウゲ	キンボウゲ	フクジュソウ	○								EN
41			アズマイチゲ	○								EN
42			チチブシロカネソウ	○								CR
43			セツブンソウ	○							NT	EN
44			ミスミソウ	○	○						NT	EN
45			オキナグサ		○						VU	EN
46	ユキノシタ	ボタン	ヤマシャクヤク	○							NT	NT
47		ユキノシタ	ハナネコノメ	○								EN
48			イワユキノシタ	○								NT
49		ベンケイソウ	ツメレンゲ	○							NT	VU
50	マメ	マメ	タヌキマメ		○							CR
51			レンリソウ		○							EN
52			イヌハギ	○	○						VU	VU
53	バラ	クロウメモドキ	ヨコグラノキ	○								EN
54		バラ	ツチグリ		○						VU	
55	ブナ	カバノキ	ハンノキ		○							NT
56	カタバミ	カタバミ	オオヤマカタバミ	○							VU	VU
57	キントラノオ	スマレ	コミヤマスマレ	○								VU
58		オトギリソウ	アゼオトギリ		○						EN	
59	フトモモ	ミソハギ	ミソハギ		○							EN
60				ミズキカシグサ		○						VU

表 4.2-10(2) 保全すべき種

No.	目名	科名	和名	既存資料名			保全すべき種の選定根拠				
				1	2	3	A	B	C	D	E
61	フトモモ	ミソハギ	ヒシ	○							DD
62	ムクロジ	ムクロジ	モクゲンジ	○							EN
63		ミカン	フユザンショウ	○							VU
64	ナデシコ	タデ	ナガバナウナギツカミ		○					NT	
65			ノダイオウ		○					VU	
66			アカザ		○					VU	
67	ツツジ	サクラソウ	ノジトラノオ		○					VU	
68			サクラソウ		○					NT	VU
69	リンドウ	アカネ	シロバナイナモリソウ	○							EN
70		リンドウ	ハルリンドウ		○						EN
71		キョウチクトウ	タチガシワ	○							EN
72	シソ	オオバコ	イヌノフグリ	○	○					VU	EN
73			カワヂシャ	○	○					NT	NT
74		ゴマノハグサ	ゴマノハグサ		○					VU	EN
75		シソ	カイジンドウ		○					VU	VU
76			ヤマジソ		○					NT	
77	キク	キキョウ	キキョウ	○	○					VU	NT
78		キク	タテヤマギク		○					NT	
79			イズハハコ		○					VU	DD
80			カワラニガナ	○	○					NT	VU
81			アキノハハコグサ		○					EN	CR
82			コウリンカ	○						VU	NT
83			オナモミ	○	○					VU	VU
84	マツムシソウ	スイカズラ	ニッコウヒョウタンボク	○							EN
85			キバナウツギ	○							VU
—	27目	46科	85種	46	52	0	0	0	3	41	76

注1) 科名、和名、その分類並びに配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト-令和2年度版生物リスト-」(国土交通省 令和2年11月6日 更新版)にしたがった。

注2) 既存資料名の詳細は、表 4.2-8を参照。

注3) 当該地域の環境を考慮し、生育環境が異なる種を除外した。

注4) 保全すべき種の選定基準及びカテゴリーの略号は、以下のとおりである。

A: 「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)等

特天: 国指定特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物、県天: 県指定天然記念物、中天: 中央市指定天然記念物、市天: 市川三郷町指定天然記念物

B: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号)

特一: 特定第一種国内希少野生動植物種、特二: 特定第二種国内希少野生動植物種、国内: 国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種、

C: 「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例」(平成19年7月9日 山梨県条例第34号)

県希: 山梨県特定希少野生動植物種

D: 「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月27日 環境省報道発表資料)

CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足

E: 「2018山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(平成30年3月 山梨県)

CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、

LP: 絶滅のおそれのある地域個体群、RH: 希少な雑種

② 巨樹・巨木（天然記念物含む）

「第4回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林調査（甲信越・北陸版）」（平成3年環境庁）及び「第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書」（平成13年 環境省自然環境局 生物多様性センター）によると、対象事業実施区域には巨樹・巨木林の分布記録はない。

一方、対象事業実施区域周辺では表 4.2-11 及び図 4.2-16 に示すとおり、巨樹 24 本が確認されている。そのうち国指定天然記念物が 2 本、市町指定の天然記念物が 3 本確認されている。

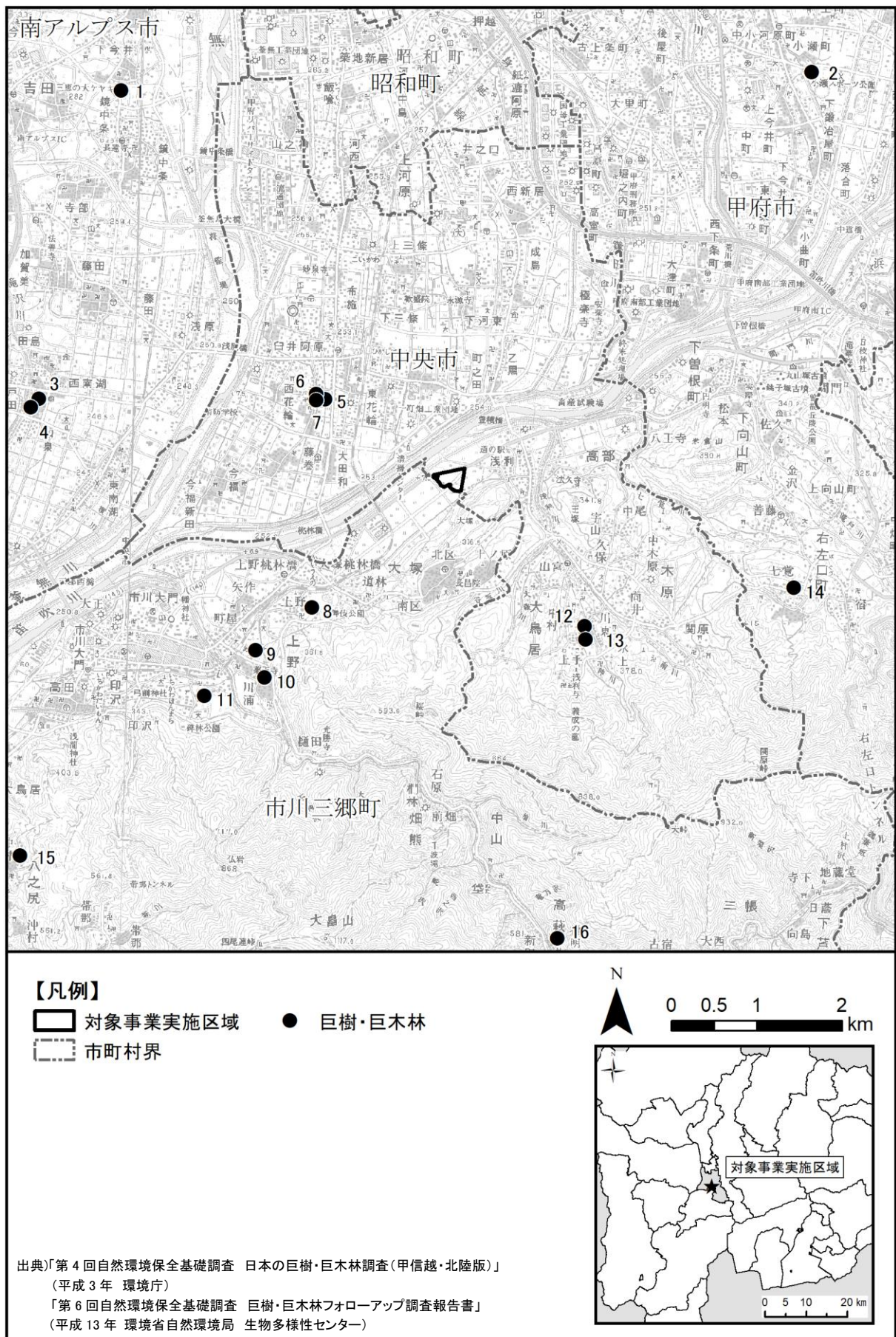
表 4.2-11 巨樹・巨木

No.	名称・所在	樹種	幹周 (cm)	樹高 (m)	保護の区分
1	三恵の大けやき	ケヤキ	1,472	20	2A
2	天津司神社	ケヤキ	450	8	1
3	和泉・安藤家避雷針の松	クロマツ	370	19	2C
4	和泉・甲西の大カシワ	カシワ	400	24	2A
5	—	ケヤキ	318	25	1
6	—	イチョウ	332	21	1
7	—	ケヤキ	310	25	1
8	蹴裂神社	シラカシ	410	35	1
		スギ	400	29	1
		スギ	430	34	1
		ケヤキ	308	25	1
9	宝寿院	ケヤキ	330	15	1
10	薬王寺	イチョウ	383	18	2C
11	熊野神社	エノキ	340	19	1
12	関原石原明宅	ケヤキ	535	25	1
		ケヤキ	510	22	1
		ケヤキ	465	25	1
13	関原若宮八幡	ヒノキ	380	20	1
14	七覚・円楽寺の大いちょう	イチョウ	428	23	2C
15	八之尻永盛寺	ケヤキ	320	24	1
16	高萩	ケヤキ	510	27	1
		ケヤキ	385	26	1
		ケヤキ	360	25	1
		ケヤキ	332	25	1

注 1) 表中の単木の保護の区分を以下に示す。

- 1: 無
- 2: 天然記念物等 (A: 国、B: 都道府県、C: 市町村)
- 3: 保安林・学術参考保護林等
- 4: 風致地区・緑地保全地区・都市の美観風致を維持するための保存樹木等
- 5: 不明

出典) 「第4回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林調査 (甲信越・北陸版)」(平成3年 環境庁)
「第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書」
(平成13年 環境省自然環境局 生物多様性センター <http://gis.biodic.go.jp/webgis/>)



③ 特定植物群落

「第2回・第3回・第5回自然環境保全基礎調査」（昭和53年、昭和63年及び平成12年環境庁）によると、対象事業実施区域には特定植物群落は分布していない。

なお、対象事業実施区域周辺には、表4.2-12及び図4.2-17に示すとおり、原生林もしくはそれに近い自然林として「上野表門神社のシラカシ林」、「高田の一の宮浅間神社のアカマツ林」などの社寺林が分布している。また、芦川沿いには「芦川溪谷のアベマキ」、「畑熊のミスミソウ」が分布している。

表 4.2-12 特定植物群落

No.	名称	指定状況
1	上野表門神社のシラカシ林	A
2	市川弓削神社のシラカシ林	A
3	高田の一の宮浅間神社のアカマツ林	A
4	芦川溪谷のアベマキ	C
5	畑熊のミスミソウ	G

注) 指定状況の記号は、特定植物群落の選定基準を示す。

選定基準は、以下のとおりである。

A：原生林もしくはそれに近い自然林

C：比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等、分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群

G：乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群

出典)「第2回・第3回・第5回自然環境保全基礎調査」

(昭和53年、昭和63年及び平成12年 環境庁自然環境局 生物多様性センター

<http://gis.biodic.go.jp/webgis/>)

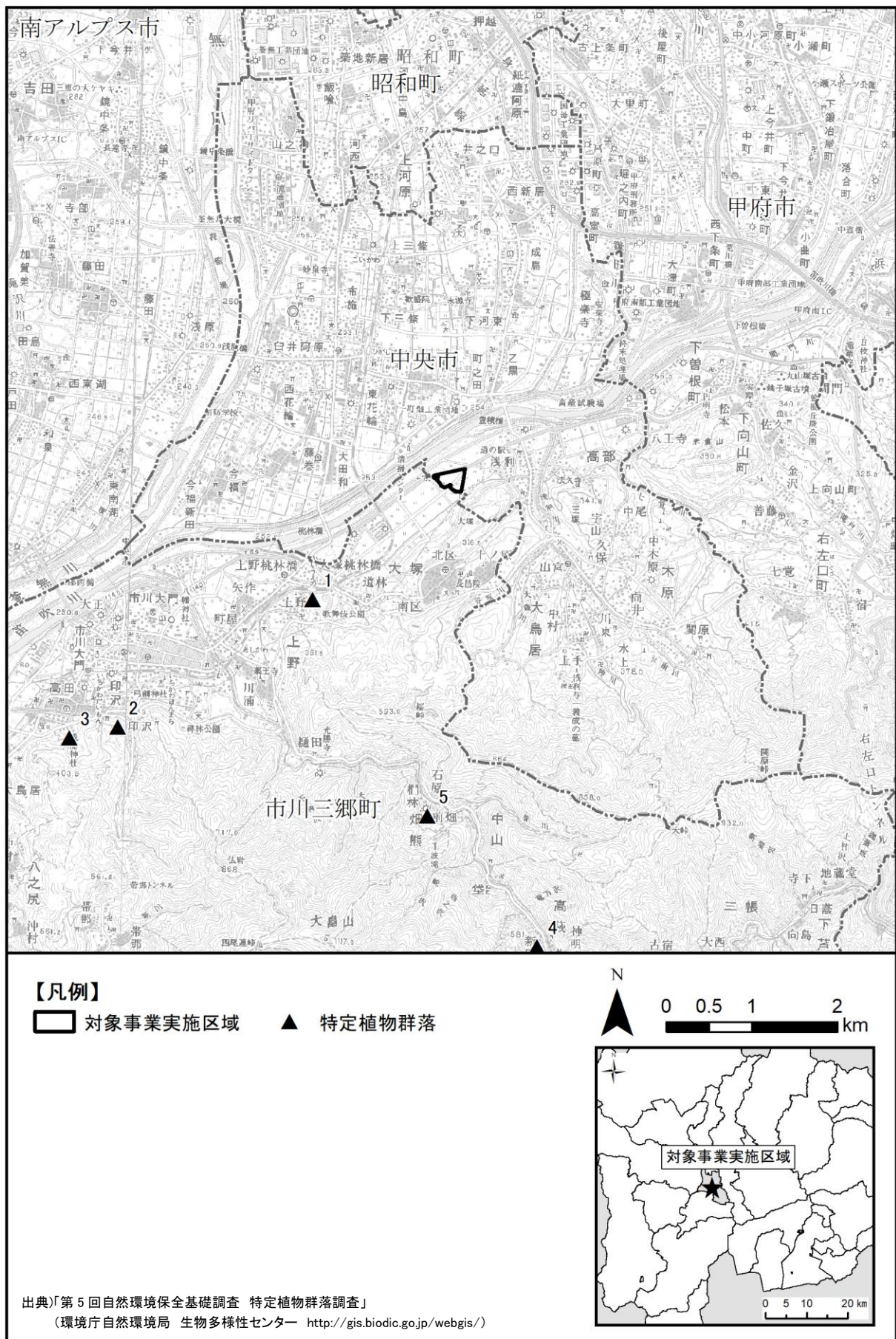


図 4.2-17 特定植物群落の分布

④ 自然記念物

「山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区・自然記念物位置図等について」(山梨県ウェブサイト)によると、対象事業実施区域には自然記念物は分布していない。

なお、対象事業実施区域周辺では、特定植物群落でもある「畑熊のミスミソウ」が芦川沿いに分布している(図 4.2-17 参照)。

表 4.2-13 自然記念物

名称	場所
畑熊のミスミソウ	市川三郷町畑熊

注) 自然記念物とは、動物(生息地を含む。)、植物(生育地を含む。)、地質鉱物(所在地を含む)等で住民に親しまれているもの、ゆい緒のあるもの又は学術的価値のあるもののうち、将来にわたって保存する必要があるものであって知事が指定したものである。

出典)「山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区・自然記念物位置図等について」(平成 30 年 11 月 6 日更新 山梨県ウェブサイト)
(<https://www.pref.yamanashi.jp/shizen/shizenkankyohozentiku.html>)

(2) 動 物

1) 既存資料一覧（動物）

対象事業実施区域周辺の動物相について、表 4. 2-14(1) 及び(2) に示す既存資料を収集、整理した。

表 4. 2-14(1) 既存資料一覧（動物）

文 献 No.	既存資料名	抽出範囲	抽出対象の調査項目					
			哺乳 乳	鳥 類	両 爬	昆 虫	魚 類	底 生
1	「2018 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(2018 年 3 月 山梨県森林環境部みどり自然課)	哺乳類:メッシュ図(29:533833、30:523834、38:533823、39:523824) その他:県内全域・広く、甲府盆地、笛吹川、釜無川、芦川、富士川、旧市川大門町、甲府市	○	○	○	○	○	
2	「山梨県の野生動物」(昭和 55 年 山梨県)	中央市(旧豊富村、旧玉穂町、旧田富町)、市川三郷町(旧三珠町、旧市川大門町)、南アルプス市(旧甲西町、旧若草町)、昭和町、甲府市(旧中道町)	○	○	○	○	○	○
3	「山梨生物 No.1-62」(昭和 30 年～平成 18 年 山梨生物同好会)	中央市(旧豊富村、旧田富町)、市川三郷町(旧三珠町、旧市川大門町)、南アルプス市(旧甲西町、旧若草町)、甲府市(旧中道町)			○	○		
4	「甲府の自然第 1 巻」(平成元年 甲府市)	哺乳類:甲府市南端(4 メッシュ)、鳥類:盆地、魚類:荒川(笛吹川・荒川合流点、万才橋、飯豊橋下堰堤、乙羽橋)、濁川(濁川橋、蓬橋)、平等川(笛吹川・平等川合流点、平等川橋、向橋)、相川(向井橋)、昆虫類:E 地域(盆地)	○	○	○	○	○	
5	「希少種を主とする山梨県の野生鳥獣生息調査」(平成 9 年 山梨県)	中央市(旧豊富村、旧玉穂町、旧田富町)、市川三郷町(旧三珠町、旧市川大門町)、南アルプス市(旧甲西町、旧若草町)、昭和町、甲府市(旧中道町、旧甲府市)	○	○	○			
6	「山梨県市町村別鳥獣(天然記念物・県の鳥・県の獣)生息調査報告書」(昭和 56 年 山梨県林務部林政課)	中央市(旧玉穂町、旧田富町)、南アルプス市(旧若草町)、昭和町	○	○				
7	「山梨県天然記念物緊急調査報告書 ヤマネ」(平成 12 年 山梨県教育委員会)	調査範囲を含むメッシュ図	○					
8	「山梨の野鳥」(昭和 58 年 山梨日日新聞社)	濁川、笛吹川、甲府市街地		○				
9	「やまなしの野鳥 2011」(平成 23 年 日本野鳥の会甲府支部・やまなし野鳥の会)	2 次メッシュ(533824、533834、533823、533833)		○				
10	「山梨県の爬虫類・両生類と魚類」(平成 18 年 山梨県淡水生物調査会)	中央市(旧豊富村、旧玉穂町、旧田富町)、市川三郷町(旧三珠町、旧市川大門町)、南アルプス市(旧甲西町、旧若草町)、昭和町、甲府市(旧中道町、旧甲府市)			○		○	
11	「山梨の昆虫 No. 1-59」(昭和 51 年～令和 2 年 甲州昆虫同好会)	中央市(旧豊富村、旧玉穂町、旧田富町)、市川三郷町(旧三珠町、旧市川大門町)、南アルプス市(旧甲西町、旧若草町)、昭和町、甲府市(旧中道町、旧甲府市)				○		
12	「静岡県の蝶類分布目録―駿河の昆虫編―」(平成 15 年 静岡昆虫同好会)	中央市(旧田富町)、市川三郷町(旧三珠町、旧市川大門町)、南アルプス市(旧若草町)、甲府市(旧中道町)				○		
13	「静岡県昆虫集録―駿河の昆虫編―」(平成 30 年 静岡昆虫同好会)	中央市(旧玉穂町)、市川三郷町(旧三珠町、旧市川大門町)、南アルプス市(旧若草町)、昭和町、甲府市(旧中道町)				○		

注) 抽出対象の調査項目の略号は下記のとおりである。

哺乳: 哺乳類、鳥類: 鳥類、両爬: 爬虫類・両生類、昆虫: 昆虫類、魚類: 淡水魚類、底生: 底生動物

表 4. 2-14(2) 既存資料一覧 (動物)

文 献 No.	既存資料名	抽出範囲	抽出対象の調査項目					
			哺乳	鳥類	両爬	昆虫	魚類	底生
14	「やまなしの魚－水辺の生き物」(平成 7 年 山梨日日新聞社)	笛吹川、釜無川、芦川、荒川、七覚川、平等川、濁川、玉穂町、田富町、甲府市			○		○	○
15	「すばらしき山梨の虫たち」(平成 10 年 山梨日日新聞社)	市川大門町、田富町桃林橋、甲府市				○		
16	「山梨県自然財産目録(1)底生動物編(富士川水系)」(平成 6 年 地域自然財産保全調査事務所)	富士川(釜無川)st.17、笛吹川 st.112～114、芦川 st.124、鎌田川 st.132、浅利川 st.133、滝戸川 st.134、荒川 st.135						○
17	「山梨県における希少魚生息状況調査－Ⅱ～ホトケドジョウ生息状況調査～」(平成 22 年 山梨県水産技術センター)	笛吹川、釜無川					○	
18	「河川環境データベース 河川水辺の国勢調査」(令和 2 年 12 月 22 日更新版: http://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkanky o/dl83_index.html)	魚類:笛吹川(富笛甲 1、富笛甲 2、富笛塩 1)、釜無川(富釜甲 1) 底生動物:笛吹川(富笛甲 1(st.6)、富笛甲 2(st.7))、釜無川(富釜甲 1、富釜甲 2)					○	○
19	「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」(昭和 53 年～55 年 環境省生物多様性センター: http://gis.biodic.go.jp/webgis/)	2 次メッシュ(533824、533834、533823、533833)		○		○		
20	「第 3 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」(昭和 58 年～63 年 環境省生物多様性センター: http://gis.biodic.go.jp/webgis/)	2 次メッシュ(533824、533834、533823、533833)		○				
21	「第 4 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」(昭和 63 年～平成 5 年 環境省生物多様性センター: http://gis.biodic.go.jp/webgis/)	2 次メッシュ(533824、533834、533823、533833)				○	○	
22	「第 5 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」(平成 5 年～11 年 環境省生物多様性センター: http://gis.biodic.go.jp/webgis/)	2 次メッシュ(533824、533834、533823、533833)	○			○	○	
23	「第 6 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」(平成 11 年～17 年 環境省生物多様性センター: http://gis.biodic.go.jp/webgis/)	2 次メッシュ(533824、533834、533823、533833)	○					

注) 抽出対象の調査項目の略号は下記のとおりである。

哺乳: 哺乳類、鳥類: 鳥類、両爬: 爬虫類・両生類、昆虫: 昆虫類、魚類: 淡水魚類、底生: 底生動物

2) 動物の状況

対象事業実施区域周辺の動物相について、表 4.2-14(1)及び(2)に示す既存資料を整理した結果を以下に示す。

① 哺乳類

大型種として樹林から草地に生息するイノシシ、ニホンジカ等、中型種として河川敷や農耕地に生息するキツネ、タヌキ等、一方、小型種としてニホンリス、カヤネズミ等の哺乳類 7 目 14 科 25 種の生息記録があった。

② 鳥類

水田や池沼などの湿地に生息するカルガモ、アオサギ、タシギ等の水鳥、平地から低山地の樹林から農耕地に生息するキジ、キジバト、コゲラ等、農耕地に生息するハシボソガラス、スズメ、トビ等の鳥類 20 目 57 科 236 種の生息記録があった。

③ 爬虫類

草地に生息するニホンカナヘビ、アオダイショウ等や、河川・池に生息するクサガメ、アカミミガメ等の爬虫類 2 目 7 科 11 種の生息記録があった。

④ 両生類

低地から山地の水田や池に生息するニホンアマガエル等や、河川などの水辺に生息するウシガエル、カジカガエル等の両生類 2 目 4 科 7 種の生息記録があった。

⑤ 昆虫類

水田に生息するアキアカネ、ケラ、ハイイロゲンゴロウ等、草地に生息するクサキリ、トノサマバッタ、ツマグロヒョウモン等、樹林の樹液に集まるクロカナブン、ゴマダラチョウ、フクラスズメ等の昆虫類 12 目 129 科 510 種の生息記録があった。

⑥ 魚類

河川の中・下流域などに生息するオイカワ、タモロコ等や、上・中流域に生息するカジカ、オオヨシノボリ等の純淡水魚や、河川から水田に生息するナマズ等の魚類 8 目 16 科 46 種の生息記録があった。

⑦ 底生動物

河川の石裏面に生息するナミウズムシ、ヒゲナガカワトビケラ、ヒラタドロムシ等、瀬の礫間に生息するヘビトンボ、ツヤヒメドロムシ等、ワンド等の溜まり水に生息するガガンボ類、セスジユスリカ、キベリヒラタガムシ等の底生動物 5 門 9 綱 23 目 100 科 252 種の生息記録があった。

3) 保全すべき動物

既存資料調査結果から、表 4.2-15 に示す選定根拠に基づき、保全すべき種を抽出した。
その内訳を表 4.2-16～表 4.2-22 に示す。

表 4.2-15 保全すべき種の選定根拠（動物）

記号	指定の法律または文献	カテゴリー
A	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)	特別天然記念物
		天然記念物
	「山梨県文化財保護条例」 (昭和 31 年 4 月 9 日山梨県条例第 29 号)	県指定天然記念物
	「中央市文化財保護条例」 (平成 18 年 2 月 20 日中央市条例第 96 号)	中央市指定天然記念物
	「市川三郷町文化財保護条例」 (平成 17 年 10 月 1 日市川三郷町条例第 104 号)	市川三郷町指定天然記念物
B	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)	特定第一種国内希少野生動植物種
		特定第二種国内希少野生動植物種
		国内希少野生動植物種
		緊急指定種
		国際希少野生動植物種
C	「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例」 (平成 19 年 7 月 9 日山梨県条例第 34 号)	特定希少野生動植物
D	「環境省レッドリスト 2020」 (令和 2 年 3 月 27 日 環境省報道発表資料)	絶滅危惧 IA 類
		絶滅危惧 IB 類
		絶滅危惧 II 類
		準絶滅危惧
		情報不足
		絶滅のおそれのある地域個体群
E	「2018 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(平成 30 年 3 月 山梨県森林環境部みどり自然課)	絶滅危惧 I 類
		絶滅危惧 IA 類
		絶滅危惧 IB 類
		絶滅危惧 II 類
		準絶滅危惧
		情報不足
		絶滅のおそれのある地域個体群
		要注目種
		要注目地域個体群

① 哺乳類

哺乳類についての保全すべき種は、表 4.2-16 に示すとおりである。

森林に生息するニホンリス、ムササビ等、草地や農地、河川敷に生息するイタチ、カヤネズミ等、洞穴や樹洞に生息するキクガシラコウモリ、ヤマコウモリ等の 6 目 9 科 14 種の生息記録があった。

表 4.2-16 保全すべき種（哺乳類）

No.	目名	科名	和名	既存資料名							保全すべき種の選定根拠				
				1	2	4	5	6	7	A	B	C	D	E	
1	食虫	トガリネズミ	カワネズミ	○										N	
2	翼手	キクガシラコウモリ	キクガシラコウモリ	○										N	
3			コキクガシラコウモリ	○									N		
4		ヒナコウモリ	ヒメホオヒゲコウモリ	○									N		
5			ヤマコウモリ	○			○					VU	VU		
6			ヒナコウモリ	○									NT		
7			コテングコウモリ	○									N		
8		食肉	クマ	ツキノワグマ	○	○		○						N	
9	イタチ		ニホンイタチ	○	○		○						DD		
10	偶蹄	ウシ	カモシカ		○		○			特天					
11	齧歯	リス	ニホンリス	○	○		○							N	
12			ムササビ	○	○		○						N		
13		ネズミ	カヤネズミ	○										N	
14	兎	ウサギ	ニホンノウサギ	○	○		○							N	
-	6目	9科	14種	13	6	0	7	0	0	1	0	0	1	13	

注1) 目名、科名、和名、その分類並びに配列は、原則として「日本の哺乳類[改訂2版]」(平成20年 東海大学出版会)にしたがった。

注2) 既存資料名の詳細は、表 4.2-14 を参照。

注3) 当該地域の環境を考慮し、生育環境が異なる種を除外した。

注4) 保全すべき種の選定基準及びカテゴリーの略号は、以下のとおりである。

A: 「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)等

特天: 国指定特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物、県天: 県指定天然記念物、中天: 中央市指定天然記念物、市天: 市川三郷町指定天然記念物

B: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号)

特一: 特定第一種国内希少野生動植物種、特二: 特定第二種国内希少野生動植物種、国内: 国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種、国際: 国際希少野生動植物種

C: 「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例」(平成19年7月9日 山梨県条例第34号)

県希: 山梨県特定希少野生動植物種

D: 「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月27日 環境省報道発表資料)

CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足

E: 「2018山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(平成30年3月 山梨県)

CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、N: 要注目種、NLP: 要注目地域個体群

② 鳥類

鳥類についての保全すべき種は、表 4.2-17(1)～(2)に示すとおりである。

水田等に生息するチュウサギ、ヒクイナ、ケリ等の水鳥、河川敷などに生息するシロチドリ、コアジサシ等のほか、平地から低山に生息するオオタカ、フクロウといった猛禽類や、コシアカツバメ、トラツグミ等の陸鳥の 14 目 30 科 69 種の生息記録があった。

表 4.2-17(1) 保全すべき種（鳥類）

No.	目名	科名	和名	既存資料名							保全すべき種の選定根拠				
				1	2	4	5	6	8	9	A	B	C	D	E
1	キジ	キジ	ウズラ					○		○				VU	NT
2	カモ	カモ	ヒシクイ					○		○	国天			VU	
3			マガン		○			○		○	国天			NT	
4			オシドリ					○		○				DD	
5			トモエガモ	○				○		○				VU	DD
6			アカハジロ					○						DD	
7	ミズナギドリ	ミズナギドリ	シロハラミズナギドリ		○					○				DD	
8	ペリカン	サギ	サンカノゴイ		○									EN	
9			ヨシゴイ	○	○			○		○				NT	VU
10			オオヨシゴイ	○				○						CR	EN
11			ミゾゴイ	○				○						VU	EN
12			チュウサギ		○	○				○				NT	
13	ツル	ツル	ナベヅル							○				VU	
14		クイナ	クイナ			○		○		○					DD
15			ヒクイナ		○			○		○				NT	DD
16	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	○						○				NT	VU
17	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ					○		○					DD
18	チドリ	チドリ	ケリ		○	○		○		○				DD	
19			シロチドリ	○				○	○	○				VU	VU
20		セイタカシギ	セイタカシギ							○				VU	
21		シギ	ヤマシギ					○							DD
22			オオジシギ		○									NT	VU
23			ホウロクシギ					○						VU	
24			ツルシギ					○	○	○				VU	
25			アカアシシギ					○						VU	
26			タカブシギ		○			○	○	○				VU	
27			ハマシギ		○	○		○	○	○				NT	
28		タマシギ	タマシギ	○	○			○		○				VU	EN
29		カモメ	コアジサシ	○	○			○		○				VU	VU
30	タカ	ミサゴ	ミサゴ					○		○				NT	DD
31		タカ	ハチクマ	○			○			○				NT	VU
32			オジロワシ							○	国天	国内		VU	DD
33			オオワシ							○	国天	国内		VU	DD
34			チュウヒ	○	○			○		○		国内		EN	EN
35			ハイロチュウヒ	○	○					○					DD
36			ツミ	○				○		○					NT
37			ハイタカ	○	○			○		○				NT	VU
38			オオタカ	○	○		○	○		○				NT	NT
39			サシバ	○				○		○				VU	NT
40			クマタカ	○				○		○		国内		EN	EN
41	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク	○				○		○				VU	
42			コノハズク	○				○		○					EN
43			フクロウ	○	○			○		○					NT
44			アオバズク	○	○			○		○					NT
45			トラフズク	○	○			○		○					VU
46			コミズク	○						○					NT
47	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン	○				○		○					EN
48			ヤマセミ	○				○		○					NT
49		ブッポウソウ	ブッポウソウ					○		○				EN	EN
50	キツツキ	キツツキ	オオアカゲラ							○					DD
51	ハヤブサ	ハヤブサ	コチョウゲンボウ	○						○					NT
52			ハヤブサ	○	○			○		○		国内		VU	VU
53	スズメ	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ							○		国内		EN	DD
54		サンショウクイ	サンショウクイ	○				○		○				VU	NT
55		カササギヒタキ	サンコウチョウ							○					NT

表 4.2-17(2) 保全すべき種（鳥類）

No.	目名	科名	和名	既存資料名							保全すべき種の選定根拠				
				1	2	4	5	6	8	9	A	B	C	D	E
56	スズメ	モズ	チゴモズ	○				○		○				CR	CR
57			アカモズ					○						EN	EN
58		ツバメ	コシアカツバメ		○					○					NT
59			キレンジャク					○		○					NT
60		レンジャク	ヒレンジャク					○		○					NT
61			キバシリ							○					DD
62		ヒタキ	ヤマジロ							○					NT
63			トラツグミ					○		○					NT
64		アトリ	オオマシコ					○		○					DD
65			イスカ					○		○					DD
66		ホオジロ	ミヤマホオジロ	○				○		○					NT
67			ノジコ					○		○				NT	NT
68			クロジ		○			○		○					DD
69			コジュリン	○	○			○		○				VU	DD
-	14目	30科	69種	30	23	4	2	50	4	60	4	6	0	43	54

注1) 目名、科名、和名、その分類並びに配列は、原則として「日本鳥類目録 改訂第7版 2012」(平成24年 日本鳥学会)にしたがった。

注2) 既存資料名の詳細は、表 4.2-14を参照。

注3) 当該地域の環境を考慮し、生育環境が異なる種を除外した。

注4) 保全すべき種の選定基準及びカテゴリーの略号は、以下のとおりである。

A:「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)等

特天:国指定特別天然記念物、国天:国指定天然記念物、県天:県指定天然記念物、中天:中央市指定天然記念物、市天:市川三郷町指定天然記念物

B:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号)

特一:特定第一種国内希少野生動植物種、特二:特定第二種国内希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種、

国際:国際希少野生動植物種

C:「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例」(平成19年7月9日 山梨県条例第34号)

県希:山梨県特定希少野生動植物種

D:「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月27日 環境省報道発表資料)

CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足

E:「2018山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(平成30年3月 山梨県)

CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群、

N:要注目種

③ 爬虫類

爬虫類についての保全すべき種は、表 4.2-18 に示すとおりである。

平地の河川や池沼に生息するニホンイシガメ、ニホンスッポン、農耕地や林縁に生息するシマヘビの 2 目 3 科 3 種の生息記録があった。

表 4.2-18 保全すべき種（爬虫類）

No.	目名	科名	和名	既存資料名								保全すべき種の選定根拠				
				1	2	3	4	5	10	14		A	B	C	D	E
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ	○	○		○		○	○					NT	VU
2		スッポン	ニホンスッポン		○		○		○	○					DD	
3	有鱗	ナミヘビ	シマヘビ	○	○				○							VU
-	2 目	3 科	3 種	2	3	0	2	0	3	2	0	0	0	0	2	2

注1) 目名、科名、和名、その分類並びに配列は、原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト」(令和3年4月22日 日本爬虫両生類学会)にしたがった。
注2) 既存資料名の詳細は、表 4.2-14を参照。
注3) 当該地域の環境を考慮し、生育環境が異なる種を除外した。
注4) 保全すべき種の選定基準及びカテゴリーの略号は、以下のとおりである。
A:「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)等
特天:国指定特別天然記念物、国天:国指定天然記念物、県天:県指定天然記念物、中天:中央市指定天然記念物、市天:市川三郷町指定天然記念物
B:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号)
特一:特定第一種国内希少野生動植物種、特二:特定第二種国内希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種、国際:国際希少野生動植物種
C:「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例」(平成19年7月9日 山梨県条例第34号)
県希:山梨県特定希少野生動植物種
D:「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月27日 環境省報道発表資料)
CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
E:「2018山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(平成30年3月 山梨県)
CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群、N:要注目種

④ 両生類

両生類についての保全すべき種は、表 4.2-19 に示すとおりである。

平地から山地の池沼に生息するアカハライモリ、水田や湿地に生息するトノサマガエル
の 2 目 2 科 2 種の生息記録があった。

表 4.2-19 保全すべき種（両生類）

No.	目名	科名	和名	既存資料名								保全すべき種の選定根拠				
				1	2	3	4	5	10	14		A	B	C	D	E
1	有尾	イモリ	アカハライモリ	○											NT	VU
2	無尾	アカガエル	トノサマガエル			○			○						NT	NT
-	2 目	2 科	2 種	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2	2

注1) 目名、科名、和名、その分類並びに配列は、原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト」(令和3年4月22日 日本爬虫両生類学会)にしたがった。
注2) 既存資料名の詳細は、表 4.2-14を参照。
注3) 当該地域の環境を考慮し、生育環境が異なる種を除外した。
注4) 保全すべき種の選定基準及びカテゴリーの略号は、以下のとおりである。
A:「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)等
特天:国指定特別天然記念物、国天:国指定天然記念物、県天:県指定天然記念物、中天:中央市指定天然記念物、市天:市川三郷町指定天然記念物
B:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号)
特一:特定第一種国内希少野生動植物種、特二:特定第二種国内希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種、国際:国際希少野生動植物種
C:「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例」(平成19年7月9日 山梨県条例第34号)
県希:山梨県特定希少野生動植物種
D:「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月27日 環境省報道発表資料)
CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
E:「2018山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(平成30年3月 山梨県)
CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群、N:要注目種

⑤ 昆虫類

昆虫類についての保全すべき種は、表 4. 2-20 に示すとおりである。

池沼などを主な生息地とするチョウトンボ、コガムシ等、河川草地などに生息するミヤマシジミ、ウラギンスジヒョウモン等、樹林に生息するミカドミンミン、オオクワガタ、オオムラサキ等の 5 目 18 科 31 種の生息記録があった。

表 4. 2-20 保全すべき種（昆虫類）

No.	目名	科名	和名	既存資料名											保全すべき種の選定根拠				
				1	2	3	4	11	12	13	15	A	B	C	D	E			
1	トンボ	ムカシトンボ	ムカシトンボ	○							○						VU		
2		サナエトンボ	オジロサナエ	○					○		○						DD		
3		ヤンマ	ヤブヤンマ	○													DD		
4		トンボ	チョウトンボ	○													NT		
5	カメムシ	セミ	ミカドミンミン	○					○								NLP		
6	コウチュウ	ゲンゴロウ	コシマチビゲンゴロウ					○									VU		
7		ガムシ	コガムシ					○									DD DD		
8		クワガタムシ	オオクワガタ	○													VU EN		
9		カミキリムシ	ケブカマルクビカミキリ	○														NT	
10			ヨツボシカミキリ	○													EN	VU	
11			アカアシオオアカミキリ			○												N	
12			トラフカミキリ			○												NT	
13	ハチ	コマユバチ	ウマノオバチ						○								NT DD		
14		コシブトハナバチ	ルリモンハナバチ						○								DD		
15	チョウ	セセリチョウ	ホシチャバネセセリ	○						○							EN EN		
16			オオチャバネセセリ						○	○								NT	
17			スジグロチャバネセセリ名義タイプ亜種						○									NT	
18			ヘリグロチャバネセセリ						○	○	○							VU	
19		シロチョウ	ツマグロキチョウ		○				○								EN CR		
20		シジミチョウ	ウスイロオナガシジミ							○								CR VU	
21			ミヤマシジミ	○	○				○	○								EN EN	
22			ゴマシジミ関東・中部亜種								○	○						CR CR	
23			ヒメシジミ本州・九州亜種							○								NT VU	
24			クロツバメシジミ東日本亜種	○							○							NT VU	
25			シルビアシジミ	○						○	○							EN CR	
26		タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン		○					○								VU NT	
27			オオムラサキ		○					○	○	○						NT N	
28		ジャノメチョウ	キマダラモドキ	○						○								NT VU	
29			クロヒカゲモドキ							○	○	○						EN EN	
30	カノコガ	キハダカノコ	○														NT		
31	ヤガ	コシロシタバ							○								NT		
—	5目	18科	31種	14	6	0	2	14	12	6	0	0	0	0	20	27			

注1) 目名、科名、和名、種名、その分類並びに配列は、原則として「日本産野生生物目録—本邦産野生動植物の種の現状—（無脊椎動物編Ⅱ）」

（平成7年 環境庁自然保護局野生生物課編）にしたがった。

注2) 既存資料名の詳細は、表 4. 2-14を参照。

注3) 当該地域の環境を考慮し、生育環境が異なる種を除外した。

注4) 保全すべき種の選定基準及びカテゴリーの略号は、以下のとおりである。

A: 「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)等

特天: 国指定特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物、県天: 県指定天然記念物、中天: 中央市指定天然記念物、

市天: 市川三郷町指定天然記念物

B: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号)

特一: 特定第一種国内希少野生動植物種、特二: 特定第二種国内希少野生動植物種、国内: 国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種、

国際: 国際希少野生動植物種

C: 「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例」(平成19年7月9日 山梨県条例第34号)

県希: 山梨県特定希少野生動植物種

D: 「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月27日 環境省報道発表資料)

CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足

E: 「2018山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(平成30年3月 山梨県)

CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、N: 要注目種、NLP: 要注目地域個体群

⑥ 魚類

魚類についての保全すべき種は表 4.2-21 に示すとおりである。

流れのゆるい河川等に生息するドジョウ、ミナミメダカ等の純淡水魚や河川と海を回遊するニホンウナギ等の回遊魚、デトリタスの堆積した砂底に生息するスナヤツメ南方種等の 6 目 6 科 6 種の生息記録があった。

表 4.2-21 保全すべき種（魚類）

No.	目名	科名	和名	既存資料名								保全すべき種の選定根拠					
				1	2	4	10	14	17	18	A	B	C	D	E		
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ南方種	○											VU	DD	
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	○	○		○	○							EN	DD	
3	コイ	ドジョウ	ドジョウ		○	○	○	○	○	○					NT	DD	
4	サケ	サケ	サツキマス(アマゴ)		○					○					NT		
5	ダツ	メダカ	ミナミメダカ	○	○		○	○							VU	VU	
6	スズキ	カジカ	カジカ		○			○	○						EN	N	
—	6目	6科	6種	3	5	1	3	4	2	2	0	0	0	6	5		

注1) 目名、科名、和名、その分類並びに配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト-令和2年度版生物リスト」(国土交通省2020年11月6日更新版)にしたがった。

注2) 既存資料名の詳細は、表 4.2-14 を参照。

注3) 当該地域の環境を考慮し、生育環境が異なる種を除外した。

注4) 保全すべき種の選定基準及びカテゴリーの略号は、以下のとおりである。

A:「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)等

特天:国指定特別天然記念物、国天:国指定天然記念物、県天:県指定天然記念物、中天:中央市指定天然記念物、

市天:市川三郷町指定天然記念物

B:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号)

特一:特定第一種国内希少野生動植物種、特二:特定第二種国内希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種、

国際:国際希少野生動植物種

C:「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例」(平成19年7月9日 山梨県条例第34号)

県希:山梨県特定希少野生動植物種

D:「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月27日 環境省報道発表資料)

CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足

E:「2018山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(平成30年3月 山梨県)

CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群、

N:要注目種

⑦ 底生動物

底生動物についての保全すべき種は、表 4. 2-22 に示すとおりである。

河川に生息するマシジミ、水田や池沼に生息するゲンゴロウ、コオイムシ等、流れの穏やかな水路や浅い湿地に生息するクビボソコガシラミズムシ等の 2 門 3 綱 4 目 6 科 6 種の生息記録があった。

表 4. 2-22 保全すべき種（底生動物）

No.	門名	綱名	目名	科名	和名	既存資料名				保全すべき種の選定根拠				
						2	14	16	18	A	B	C	D	E
1	軟体動物	腹足	汎有肺	モノアラガイ	モノアラガイ				○				NT	
2				ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ				○				DD	
3		二枚貝	マルスダレガイ	シジミ	マシジミ				○				VU	
4	節足動物	昆虫	カメムシ	コオイムシ	コオイムシ				○				NT	NT
5			コウチュウ	ゲンゴロウ	ゲンゴロウ	○							VU	EN
6				コガシラミズムシ	クビボソコガシラミズムシ				○				DD	
—	2門	3綱	4目	6科	6種	1	0	0	5	0	0	0	6	2

注1) 門名、綱名、目名、科名、和名、その分類並びに配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リストー令和2年度版生物リストー」（国土交通省2020年11月6日更新版）にしたがった。

注2) 既存資料名の詳細は、表 4. 2-14を参照。

注3) 当該地域の環境を考慮し、生育環境が異なる種を除外した。

注4) 保全すべき種の選定基準及びカテゴリーの略号は、以下のとおりである。

A: 「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)等

特天: 国指定特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物、県天: 県指定天然記念物、中天: 中央市指定天然記念物、市天: 市川三郷町指定天然記念物

B: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号)

特一: 特定第一種国内希少野生動植物種、特二: 特定第二種国内希少野生動植物種、国内: 国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種、国際: 国際希少野生動植物種

C: 「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例」(平成19年7月9日 山梨県条例第34号)

県希: 山梨県特定希少野生動植物種

D: 「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月27日 環境省報道発表資料)

CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足

E: 「2018山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(平成30年3月 山梨県)

CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、N: 要注目種、NLP: 要注目地域個体群

(3) 生態系

調査地域は笛吹川と釜無川流域の標高 250m程度の甲府盆地南部に位置し、主に扇状地や氾濫平野、後背低地となる。その南側には標高 300m程度の曾根丘陵が存在し、砂礫台地等が分布する。

植生は対象事業実施区域を含む笛吹川南側に、水田雑草群落が多く分布している。さらに南側の丘陵地には果樹園や住宅地が多く存在し、その斜面地にスギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギ・コナラ群落等の樹林環境が小規模ながら分布している。

笛吹川周辺には、チガヤ・ススキ群落、オギ群集、放棄畑雑草群落、畑雑草群落、路傍・空地雑草群落のほか、ヨシクラスが分布し、さらに北側では中央市の工業地帯、住宅地が主となり、その間に水田雑草群落や畑雑草群落が分布している。

水環境としては、対象事業実施区域の北側に笛吹川、東側に笛吹川左岸支流の浅利川が流れ、対象事業実施区域内では笛吹川から取水された農業用水路が網目状に流れており、約 3km 下流の笛吹川へ合流している。

これらの環境を反映し、笛吹川と低地の農耕地、丘陵地の果樹園等からなる里地環境の生態系が主であり、食物連鎖の観点からの上位種としては、哺乳類のキツネ、鳥類のサギ類等が想定される。

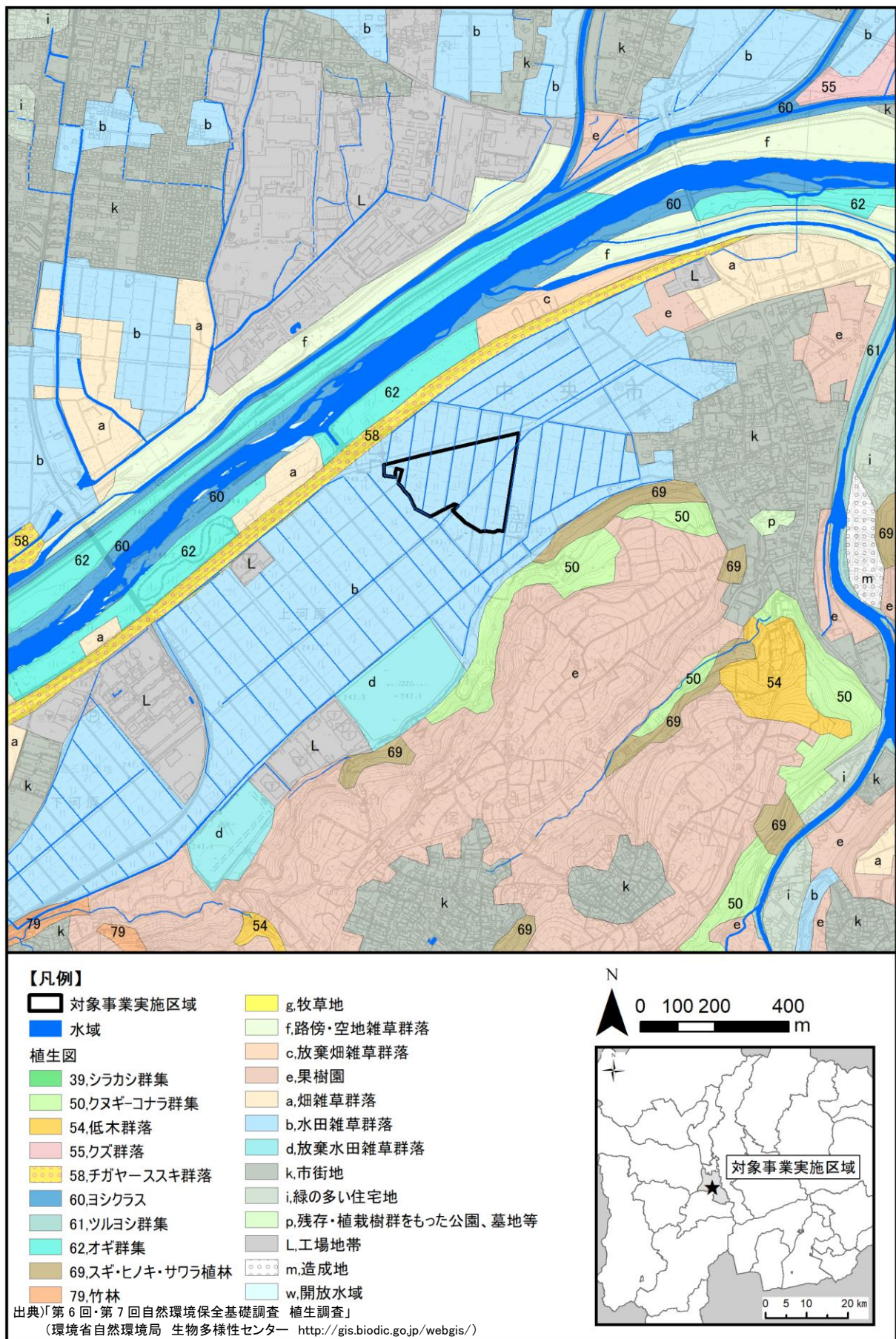


図 4.2-18 環境基盤図

4.2.5 景 観

(1) 景 観

対象事業実施区域周辺における自然景観資源を表 4.2-23 及び図 4.2-19 に示す。

中央市の代表的な景観特性として、釜無川により形成された沖積平野が広がる市北部や、御坂山地の豊かな自然環境に恵まれる市南部が挙げられる。

また、甲府盆地の中央部に位置することから、平坦地からは甲府盆地を取り囲む山々のパノラマ景観が展開している。一方で、高台からは甲府盆地を見下ろす眺望景観など、多彩な眺望景観を有している。

また、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図（山梨県）」（平成元年 環境庁）によると、優れた景観として芦川に関する資源が掲載されている。

表 4.2-23 自然景観資源

No.	名称	種別
1-1	芦川溪谷	峡谷・溪谷
1-2	芦川甌穴群	甌穴群
1-3	千波ノ滝	滝

出典)「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図（山梨県）」
（平成元年 環境庁自然環境局 生物多様性センター
<http://gis.biodic.go.jp/webgis/>）

(2) 主要な眺望点

対象事業実施区域周辺における主要な眺望点を表 4.2-24 及び図 4.2-19 に示す。

対象事業実施区域周辺には、主要な眺望点が9件挙げられ、対象事業実施区域の最寄りの眺望点は、北側に位置する笛吹川サイクリングロード、南側に位置する大塚古墳である。

表 4.2-24 主要な眺望点

No.	名称
2-1	山梨県道114号南アルプス甲斐自転車道線（釜無川サイクリングロード）
2-2	山梨県道417号市川三郷山梨自転車道線（笛吹川サイクリングロード）
2-3	歌舞伎文化公園
2-4	みたまの湯
2-5	波場公園
2-6	伊勢塚古墳
2-7	大塚古墳
2-8	山之神社
2-9	曽根丘陵公園展望広場

出典) 公共眺望ポイント (<https://www.pref.yamanashi.jp/kendosui/koukyoutyouboupoint.html>)
パンフレット「市川三郷フットパス」三珠エリア①②（市川三郷町発行）
パンフレット「たいら山トレッキングコース」（中央市発行）
パンフレット「中央市ぶらり散策 MAP」（中央市発行）

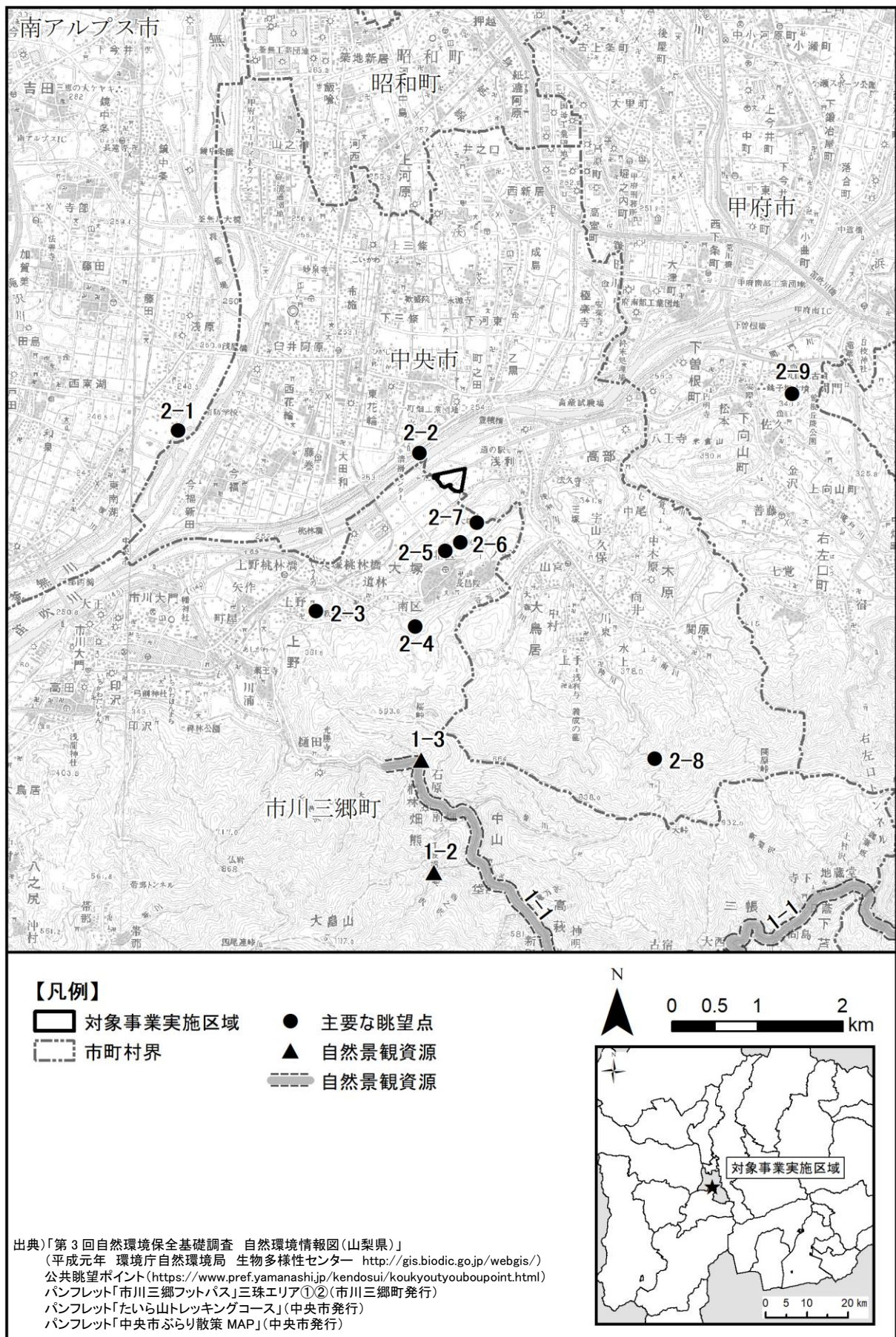


図 4. 2-19 自然景観資源及び主要な眺望点の位置

4.2.6 人と自然との触れ合い活動の場

対象事業実施区域周辺における人と自然との触れ合い活動の場を表 4.2-25(1)、(2)及び図 4.2-20 に示す。

対象事業実施区域には、人と自然との触れ合い活動の場は存在しない。

対象事業実施区域周辺には、人と自然との触れ合い活動の場として、都市公園 29 件、その他公園 21 件、ウォーキングコース等が 9 件、観光施設 14 件、自然公園 1 件が挙げられる。

表 4.2-25(1) 人と自然との触れ合い活動の場

市町村	区分	No.	名称
中央市	都市公園	A01	鍛冶新居1号公園
		A02	鍛冶新居2号公園
		A03	阿原2号公園
		A04	若宮第1公園
		A05	若宮第2公園
		A06	若宮第3公園
		A07	下河東1号公園
		A08	下河東2号公園
		A09	成島1号公園
		A10	成島2号公園
		A11	山王川河川緑地
		A12	常永川河川緑地
		A13	田富ふるさと公園
		A14	玉穂公園
	その他の公園	C01	玉穂ふるさとふれあい広場
		C02	豊富シルクの里公園
	ウォーキングコース等	E01	歴史散策北部コース
		E02	歴史散策南部コース
		E03	釜無・笛吹川サイクリングコース
		E04	千本桜コース
	観光施設・名所	D01	道の駅とよとみ
		D02	シルクふれんどりい
		D03	中央市豊富郷土資料館
		D04	山の神千本桜
		D05	乙黒桜
甲府市	都市公園	A15	円満寺公園
		A16	小瀬スポーツ公園
		A17	堀之内北公園
		A18	堀之内南公園
		A19	大津公園
		A20	曽根丘陵公園
		A21	後屋なかよし公園
	観光施設・名所	D06	山梨県立考古博物館
		D07	風土記の丘農産物直売所

表 4. 2-25 (2) 人と自然との触れ合い活動の場

市町村	区分	No.	名称
市川三郷町	都市公園	A22	富士見公園
		A23	新町公園
		A24	市川公園
	その他の公園	C03	歌舞伎文化公園
		C04	大門碑林公園
	自然公園	B01	山梨県立四尾連湖自然公園
	ウォーキングコース等	E05	のっぷい・古墳コース
		E06	パワースポットと歌舞伎のふるさとを巡る浪漫のみちコース
		E07	七福神めぐりコース
		E08	双体道祖神と地蔵が見守る祈りのみちコース
		E09	季節の風情と生神様を訪ねる幸のみちコース
	観光施設・名所	D08	みたまの湯
		D09	文化と武道の館（ひらしお源氏の館）
		D10	市川手漉き和紙 夢工房
南アルプス市	都市公園	A25	遊・湯ふれあい公園
		A26	甲西ふれあい公園
	その他の公園	C05	若草農村公園
		C06	みさき公園
		C07	西吉田農村公園
		C08	東吉田農村公園
	観光施設	D11	さくらの里いこいの家
		D12	安藤家住宅
		D13	やまなみの湯
昭和町	都市公園	A27	阿原1号公園
		A28	国母公園
		A29	押原公園
	その他の公園	C09	釜無工業団地公園
		C10	築地さくら公園
		C11	上川瀬公園
		C12	川瀬公園
		C13	湧水の里沼公園
		C14	押越ふれあい広場
		C15	常永公園
		C16	河西かすみ堤公園
		C17	大林公園
		C18	上河東横田第1公園
		C19	上河東横田第2公園
		C20	西条梅の木公園
		C21	西条地区児童公園
	観光施設・名所	D14	JA山梨みらい農産物直売所

出典)「おでかけナビ公園」(中央市子育てサイトホームページ)

「公園」(甲府市ホームページ)、「観光施設案内」(市川三郷町ホームページ)、
「市内公園一覧」(南アルプス市ホームページ)、「公共施設・医療機関」(昭和町ホームページ)、
「山梨県の都市公園」(山梨県ホームページ)、「中央市ぶらり散策MAP」(中央市)、
「市川三郷フットパス」(市川三郷町)、「富士川エリア歩きガイド」(富士川地域観光振興協議会、峡南広域行政組合)、
「国土数値情報ダウンロードサービス」(国土交通省)

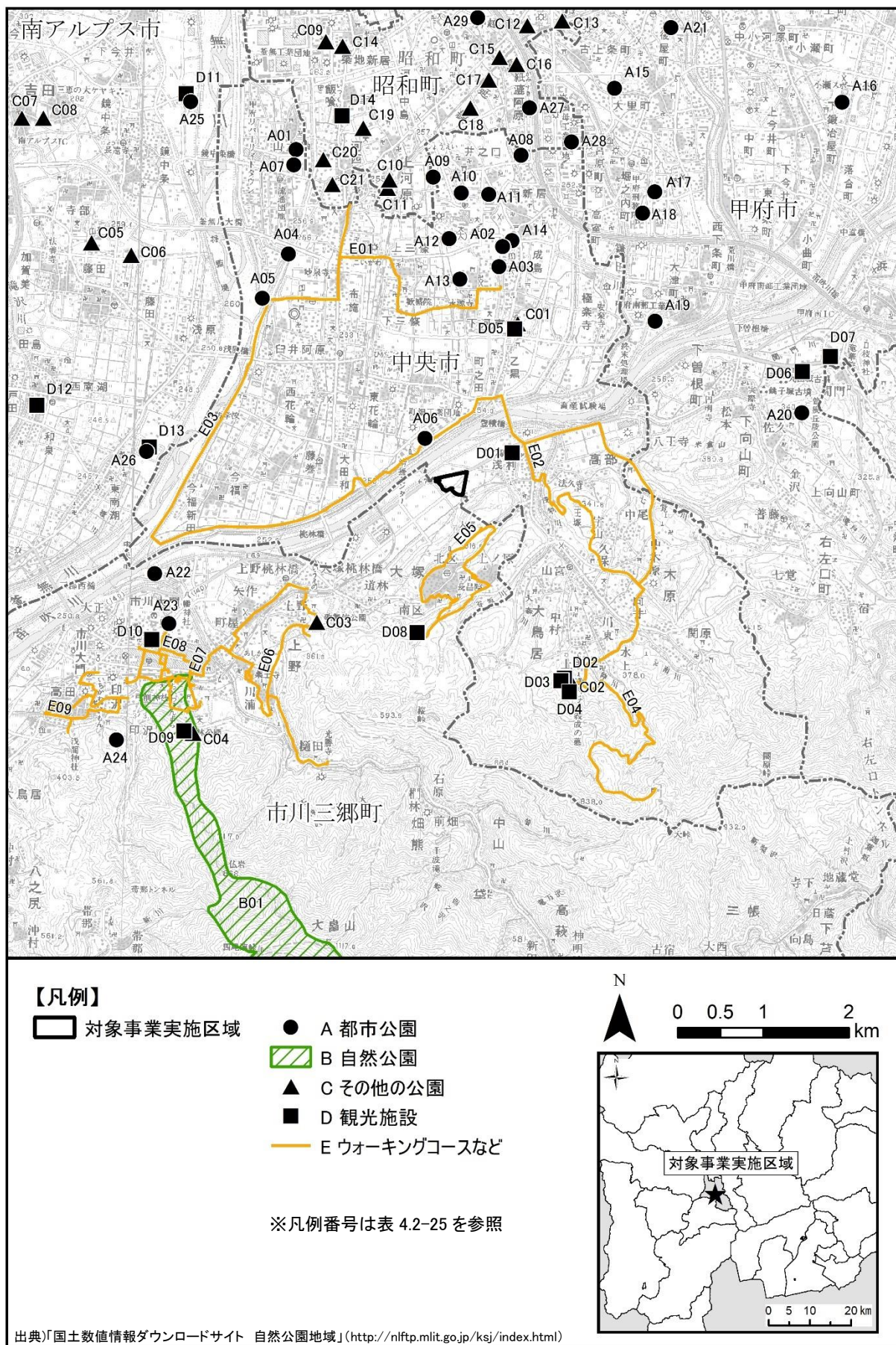


図 4.2-20 人と自然との触れ合い活動の場の位置

4.2.7 放射性物質の状況

対象事業実施区域周辺における環境放射線の状況を表 4.2-26 に、観測所の位置を図 4.2-21 に示す。

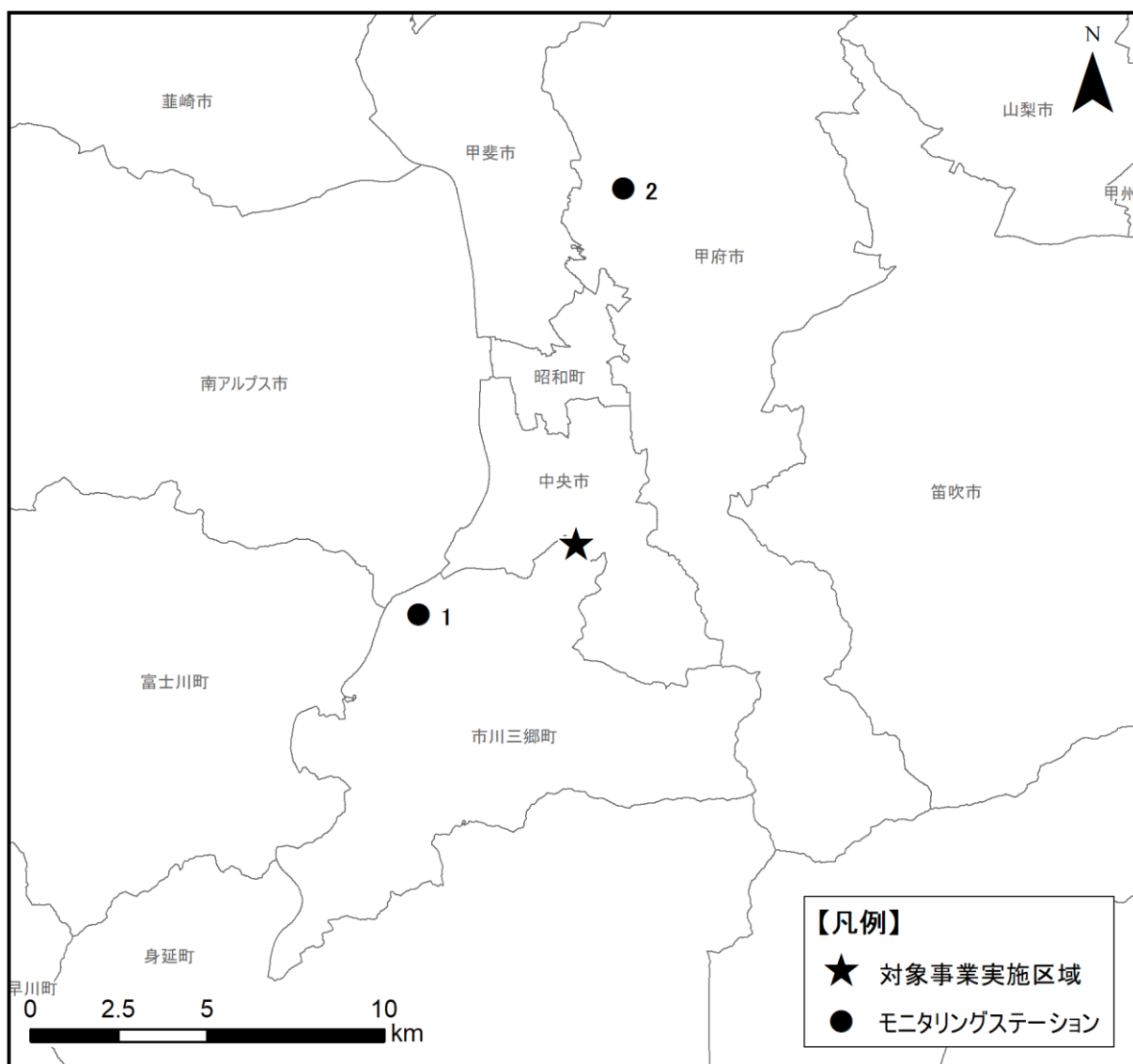
対象事業実施区域周辺には、環境放射線の状況を調査している地点が 2 か所あり、最寄りの調査地点は、市川三郷町（西八代合同庁舎）である。

令和 4 年度の市川三郷町（西八代合同庁舎）の空間放射線量率は、0.055～0.070 $\mu\text{Sv/h}$ であった。

表 4.2-26 空間線量率測定結果（令和 4 年度）

No.	地点名	調査内容	測定結果	測定回数
1	市川三郷町（西八代合同庁舎）	地上 1m での空間放射線量率	0.055～0.070 $\mu\text{Sv/h}$	月 1 回
2	甲府市（衛生環境研究所）	空間放射線量率 （モニタリングポスト）	0.040～0.073 $\mu\text{Sv/h}$	通年

出典)「やまなしの環境 2023」(令和 6 年 1 月 山梨県)



出典)「放射線モニタリング情報」(原子力規制委員会 <http://www.nsr.go.jp/>)

図 4.2-21 環境放射線観測所の位置

4.3 地域の社会的状況

4.3.1 行政区画

対象事業実施区域の位置を図 4.3-1 に、周辺の行政区画を図 4.3-2 に、大字界を図 4.3-3 に示す。

対象事業実施区域は中央市浅利に位置する。

中央市は、山梨県のほぼ中央に位置し、甲府盆地の中央南部に位置する。

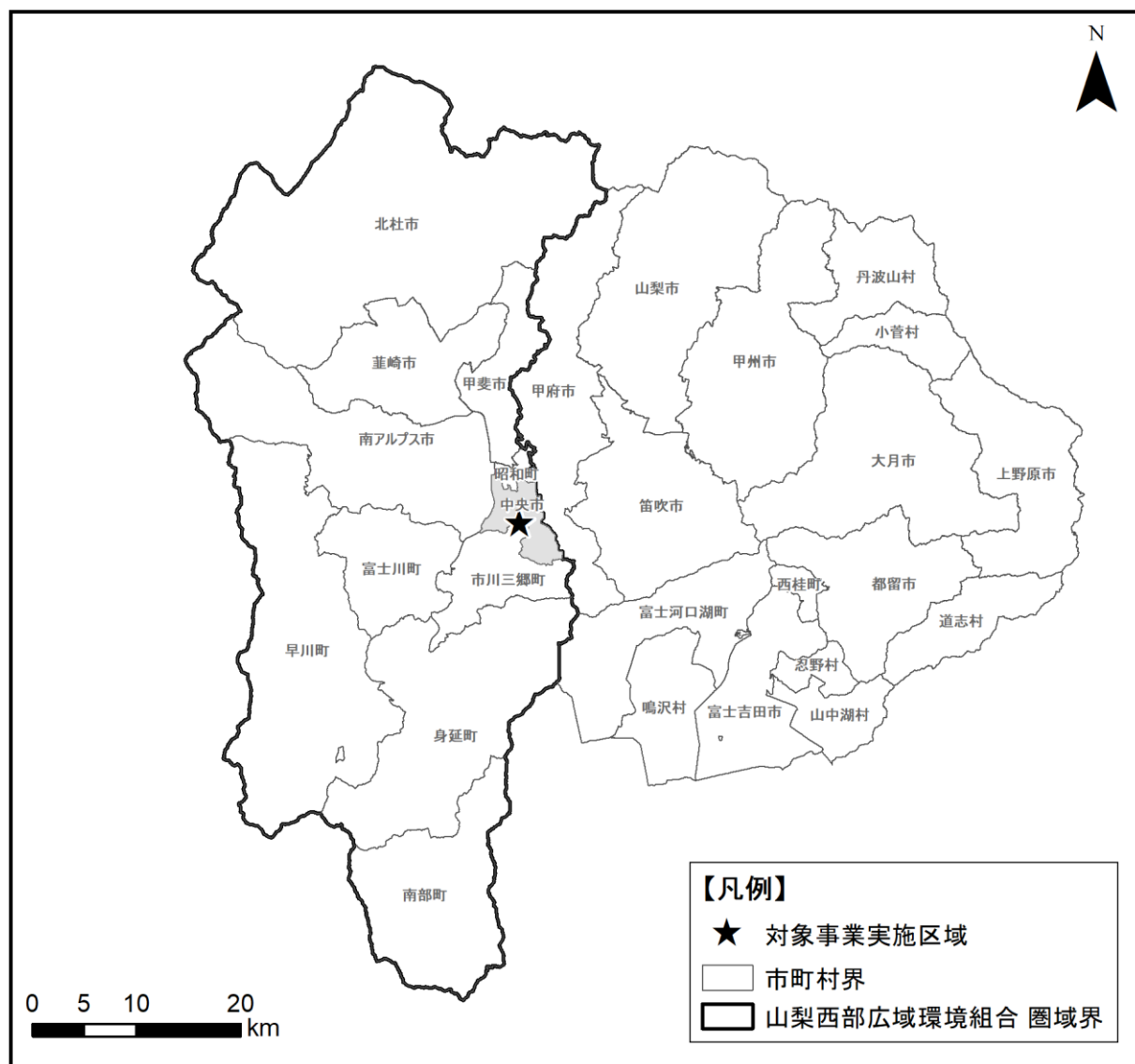
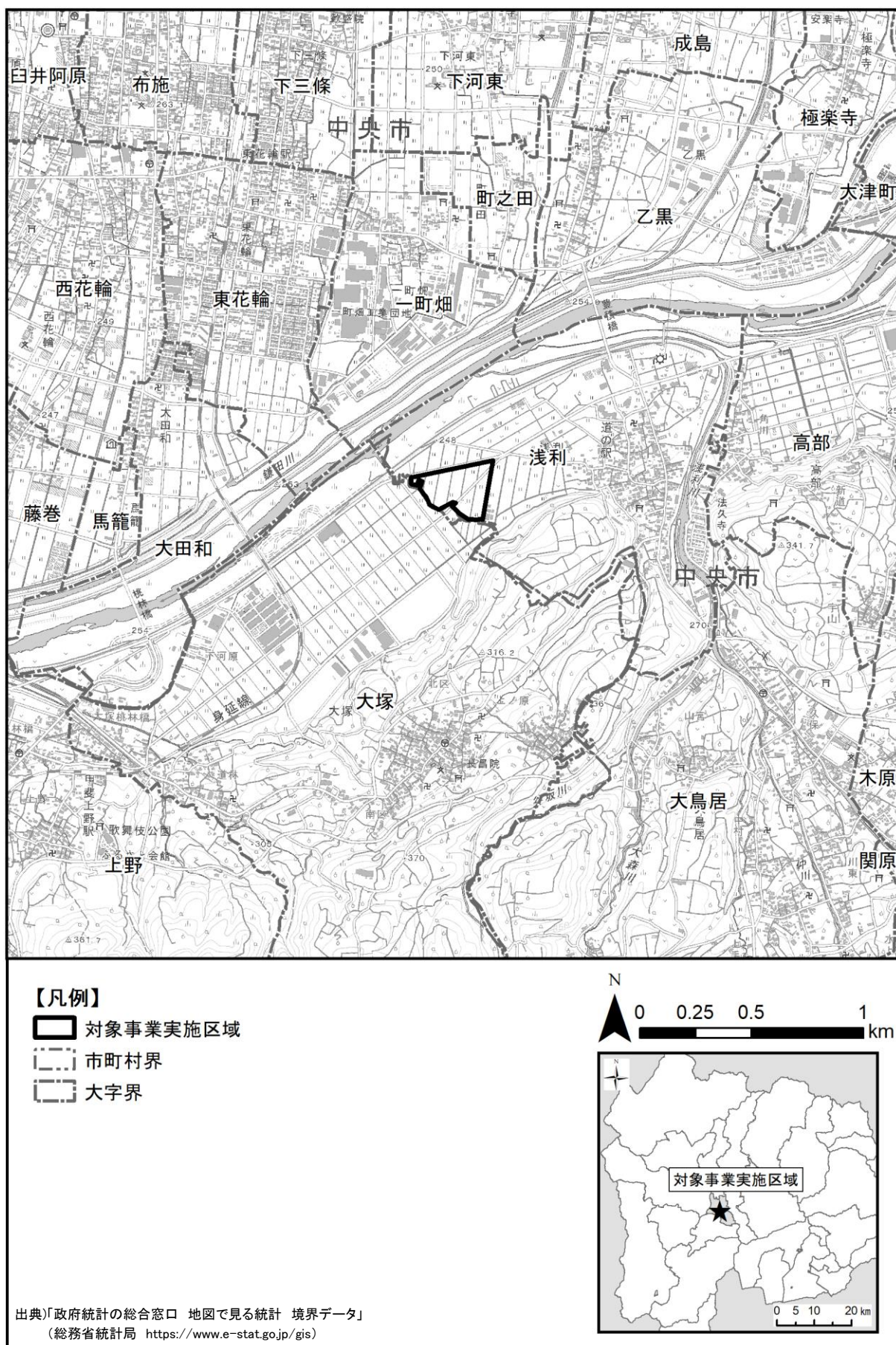


図 4.3-1 山梨県内の行政区画と対象事業実施区域の位置



図 4.3-2 行政区画



4.3.2 人 口

(1) 人口及び世帯数

中央市、甲府市、南アルプス市、笛吹市、市川三郷町、昭和町及び山梨県の人口及び世帯数等の状況を表 4.3-1 に示す。

中央市における人口（令和 6 年 8 月 1 日現在）は 30,837 人、世帯数（同左）は 14,017 世帯である。

表 4.3-1 人口及び世帯数等

（令和 6 年 8 月 1 日現在：推計人口）

区分	人口(人)	世帯数(世帯)
中央市	30,837	14,017
甲府市	186,200	90,569
南アルプス市	69,732	27,819
笛吹市	65,410	27,705
市川三郷町	13,672	5,692
昭和町	21,602	9,800
山梨県	790,808	350,658

注）太枠は、本事業の該当（中央市）を示す。

出典）「令和 6 年 8 月 山梨の人口」（山梨県統計調査課ホームページ「やまなしの統計」）

(2) 人口及び世帯数の推移

中央市、甲府市、南アルプス市、笛吹市、市川三郷町、昭和町及び山梨県の人口及び世帯数の推移を表 4.3-2 に、中央市の人口及び世帯数の推移を図 4.3-4 に示す。

中央市の人口は年々多少の増減はあるものの、横ばいで推移している。一方、世帯数については令和 2 年から令和 6 年まで増加している。

表 4.3-2 人口及び世帯数の推移

（各年 1 月 1 日現在：推計人口）

区分	人口（人）	年				
	世帯数（世帯）	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
中央市	人口	31,128	31,216	31,005	31,031	30,914
	世帯数	13,221	13,586	13,597	13,792	13,916
甲府市	人口	188,356	189,524	188,643	188,683	187,042
	世帯数	86,801	87,172	87,866	89,727	90,083
南アルプス市	人口	69,847	69,483	69,557	69,695	69,724
	世帯数	26,339	26,168	26,541	27,087	27,513
笛吹市	人口	68,026	66,780	66,485	65,838	65,513
	世帯数	27,291	26,931	27,142	27,347	27,536
市川三郷町	人口	14,709	14,662	14,360	14,136	13,857
	世帯数	5,860	5,801	5,775	5,758	5,698
昭和町	人口	20,646	20,974	21,162	21,434	21,544
	世帯数	8,888	9,159	9,374	9,541	9,718
山梨県	人口	810,933	809,103	804,245	800,400	794,204
	世帯数	339,733	339,311	341,799	346,024	348,234

注）太枠は、本事業の該当（中央市）を示す。

出典）「山梨の人口」（山梨県統計調査課ホームページ「やまなしの統計」）

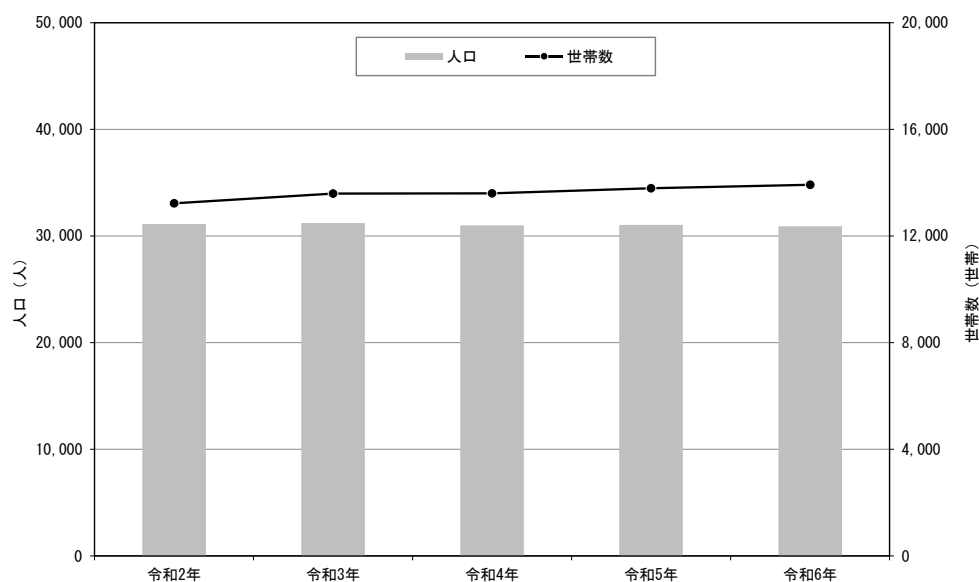


図 4.3-4 人口及び世帯数の推移（中央市）

(3) 人口動態

中央市、甲府市、南アルプス市、笛吹市、市川三郷町、昭和町及び山梨県全体における人口動態を表 4.3-3 に示す。

中央市における人口総数（令和 6 年 1 月 1 日現在）は 30,914 人であり、人口動態（令和 5 年 12 月中）は、自然動態が 20 人減少、社会動態が 25 人増加している。

表 4.3-3 人口動態

市区町名	令和 6 年 1 月 1 日現在	令和 5 年 12 月中の人口動態					
	人口総数	自然動態			社会動態		
		出生数	死亡数	増減	転入数	転出数	増減
中央市	30,914	11	31	△ 20	162	137	25
甲府市	187,042	92	213	△121	476	588	△112
南アルプス市	69,724	46	74	△ 28	185	123	62
笛吹市	65,513	31	69	△ 38	180	168	12
市川三郷町	13,857	2	23	△ 21	36	18	18
昭和町	21,544	11	9	2	106	85	21
山梨県	794,204	376	932	△556	2,211	2,196	15

注）太枠は、本事業の該当（中央市）を示す。

出典）「令和 6 年 1 月 山梨の人口」（山梨県統計調査課ホームページ「やまなしの統計」）

4.3.3 集落の状況

対象事業実施区域周辺における集落人口及び世帯数を表 4.3-4（1）～（6）に示す（集落の位置は図 4.3-3 を参照）。

対象事業実施区域が位置する浅利地区における人口（令和 6 年 8 月末現在）は 580 人、世帯数(同左)は 268 世帯である。

表 4.3-4(1) 対象事業実施区域周辺の集落人口及び世帯数（中央市）

(令和6年8月末現在)

地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)
井之口1区	441	208	鍛冶新居	622	317
井之口2区	138	109	山之神	371	180
若宮	1,205	656	布施第3	701	349
上久保宿舎	73	54	布施第4	746	344
西新居	665	366	布施第5	638	324
中楯	731	341	臼井阿原第1	684	321
新城（井之口）	93	43	臼井阿原第2	481	245
新城（西新居）	293	148	西花輪第2	1,259	583
新城（中楯）	424	226	西花輪第1	809	363
上成島	637	299	新道	514	245
宿成島	203	77	東花輪第1	398	183
新成島	138	60	東花輪第2	1,219	559
下成島1区	428	167	東花輪第3	626	277
下成島2区	157	93	大田和	236	125
極楽寺	173	72	藤巻	280	115
高橋	82	47	今福	196	83
乙黒	344	164	今福新田	121	44
下河東 東	425	203	新町第1	409	194
山梨大学看護師宿舎	6	6	新町第2	551	260
下河東 西	1,096	433	飛石	71	38
下河東 下	362	137	釜無	17	12
町之田	88	40	山王第1	233	109
一町畑	311	136	山王第2	242	112
上三條	925	437	山王第3	36	24
下三條1区	836	412	東	271	129
下三條2区	638	290	桜	1,143	523
宮北	116	52	木原区向井	306	124
リバーサイド第1	554	242	木原区中木原	209	77
リバーサイド第2 1	442	192	木原区中尾	123	47
リバーサイド第2 2	427	185	大鳥居区久保	300	146
リバーサイド第3 1	415	186	大鳥居区山宮	225	94
リバーサイド第3 2	896	354	大鳥居区中村	102	44
リバーサイド第3 3	617	245	大鳥居区上手	146	71
清川	168	65	大鳥居区水上	70	32
浅利区第1	145	71	大鳥居区川東	114	49
浅利区第2	245	120	山宮団地	18	13
浅利区第3	98	42	久保団地	78	42
浅利区第4	92	35	関原区北下	137	46
高部区宇山	85	37	関原区北上	88	33
高部区高部	39	15	関原区南下	60	23
高部区新道	46	18	関原区南上	68	26
高部区角川	203	100	神明	168	58

注）太枠は、本事業の該当（中央市）を示す。

出典）「地区別人口集計表（令和6年8月）」（中央市ホームページ）

表 4.3-4(2) 対象事業実施区域周辺の集落人口及び世帯数（甲府市）

（令和6年7月末現在）

地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)
右左口町	902	392	小瀬町	2,187	952
大里町	10,947	5,259	下曾根町	766	360
大津町	498	243	下向山町	465	203
上今井町	4,106	1,633	西下条町	752	321
上向山町	288	121	堀之内町	1,854	943

出典）「町丁別人口・世帯数（令和6年7月末）」（甲府市ホームページ）

表 4.3-4(3) 対象事業実施区域周辺の集落人口及び世帯数（南アルプス市）

（令和6年9月1日現在）

地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)
若草地区	13,961	5,556	甲西地区	12,433	5,310

出典）「南アルプス市の地区別人口・世帯数（令和6年9月）」（南アルプス市ホームページ）

表 4.3-4(4) 対象事業実施区域周辺の集落人口及び世帯数（笛吹市）

（令和6年8月末現在）

地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)
境川町上寺尾	254	113	境川町中寺尾	141	62

出典）「山梨県笛吹市住民基本台帳行政区別人口統計表（令和6年8月末）」（笛吹市ホームページ）

表 4.3-4(5) 対象事業実施区域周辺の集落人口及び世帯数（市川三郷町）

（令和6年9月1日現在）

地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)
上野地区	2,416	950	市川大門地区	5,658	2,607
大塚地区	1,067	462	高田地区	1,491	716
下九一色地区	90	55	山保地区	263	123

出典）「人口と世帯数（令和6年9月）」（市川三郷町ホームページ）

表 4.3-4(6) 対象事業実施区域周辺の集落人口及び世帯数（昭和町）

（令和6年8月末現在）

地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)
押越	1,604	670	飯喰	1,189	477
河東中島	1,182	485	河西	3,342	1,438
紙漣阿原	1,607	752	上河東	1,144	483
築地新居	1,248	539	上河東二区	724	343

出典）「地区別人口と世帯数（令和6年8月末）」（昭和町ホームページ）

4.3.4 産 業

(1) 事業所及び従業者

中央市、甲府市、南アルプス市、笛吹市、市川三郷町、昭和町及び山梨県の産業別事業所数と従業者数を表 4.3-5 (1) 及び(2)に、中央市の産業別事業所数と従業者数の構成割合を図 4.3-5 に示す。

中央市における産業の状況（令和3年6月1日現在）は、事業所数及び従業者数ともに第三次産業の占める割合が最も高く、第一次産業の占める割合はともに1%程度である。なお、事業所数及び従業者数ともに卸売業・小売業が最も多い。

表 4.3-5(1) 産業の状況

(令和3年6月1日現在)

区分	産業分類	中央市		甲府市		南アルプス市		笛吹市	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
		(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)
第一次産業	農林漁業	20	271	26	217	21	175	39	302
	計	20	271	26	217	21	175	39	302
	構成比 (%)	(1.5)	(1.5)	(0.2)	(0.2)	(0.8)	(0.7)	(1.4)	(1.1)
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	1	5	3	48	-	-
	建設業	122	607	738	5,990	326	1,693	267	1,650
	製造業	107	4,157	688	10,109	306	8,660	242	4,700
	計	229	4,764	1,427	16,104	635	10,401	509	6,350
	構成比 (%)	(17.4)	(26.9)	(13.4)	(15.4)	(24.1)	(40.3)	(18.4)	(22.1)
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1	19	22	714	7	100	6	73
	情報通信業	8	100	155	2,602	7	74	16	634
	運輸業、郵便業	54	1,287	128	3,540	94	1,443	78	1,372
	卸売業、小売業	327	4,026	2,609	20,526	542	4,153	621	4,857
	金融業、保険業	16	111	266	4,579	25	368	25	277
	不動産業、物品賃貸業	135	254	760	2,520	125	317	175	395
	学術研究、専門・技術サービス業	48	213	589	3,775	72	240	82	528
	宿泊業、飲食サービス業	113	750	1,364	8,784	218	1,207	345	3,470
	生活関連サービス業、娯楽業	106	395	928	3,338	246	808	241	1,559
	教育、学習支援業	56	1,386	464	7,898	124	1,330	95	1,226
	医療、福祉	96	2,385	935	17,048	265	3,621	255	5,532
	複合サービス事業	6	144	52	410	32	472	21	350
	サービス業(他分類されないもの)	102	1,590	888	12,619	226	1,075	264	1,819
	計	1,068	12,660	9,160	88,353	1,983	15,208	2,224	22,092
	構成比 (%)	(81.1)	(71.5)	(86.3)	(84.4)	(75.1)	(59.0)	(80.2)	(76.9)
総 数		1,317	17,695	10,613	104,674	2,639	25,784	2,772	28,744
構成比 (%)		(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)

注1) 太枠は、本事業の該当（中央市）を示す。

注2) 構成比は少数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

出典)「令和3年経済センサス-活動調査報告書」(総務省統計局 <https://www.stat.go.jp/index.html>)

表 4.3-5(2) 産業の状況

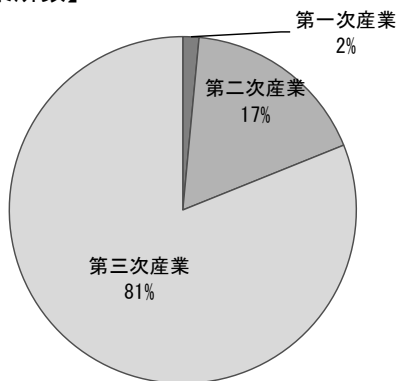
(令和3年6月1日現在)

区分	産業分類	市川三郷町		昭和町		山梨県	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
		(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)
第一次産業	農林漁業	4	4	4	41	391	3,783
	計	4	4	4	41	391	3,783
	構成比 (%)	(0.6)	(0.1)	(0.2)	(0.2)	(0.9)	(1.0)
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	28	319
	建設業	83	374	142	1,058	4,170	24,637
	製造業	111	1,585	84	4,647	4,093	77,916
	計	194	1,959	226	5,705	8,291	102,872
	構成比 (%)	(28.6)	(39.6)	(13.8)	(29.3)	(19.8)	(26.6)
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	4	15	2	3	139	1,652
	情報通信業	1	2	15	151	337	4,635
	運輸業、郵便業	11	241	38	1,412	796	15,316
	卸売業、小売業	153	742	498	4,195	9,216	69,692
	金融業、保険業	12	124	25	254	637	8,697
	不動産業、物品賃貸業	19	46	116	321	2,505	7,127
	学術研究、専門・技術サービス業	18	63	50	284	1,563	8,628
	宿泊業、飲食サービス業	57	197	252	2,343	5,701	37,173
	生活関連サービス業、娯楽業	52	158	150	1,158	3,508	16,297
	教育、学習支援業	35	420	63	718	1,723	23,261
	医療、福祉	53	705	84	1,023	3,330	54,963
	複合サービス事業	5	113	3	11	321	3,522
	サービス業(他分類されないもの)	60	162	108	1,883	3,352	28,709
	計	480	2,988	1,404	13,756	33,128	279,672
	構成比 (%)	(70.8)	(60.4)	(85.9)	(70.5)	(79.2)	(72.4)
総数		678	4,951	1,634	19,502	41,810	386,327
構成比 (%)		(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)

注) 構成比は少数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

出典) 「令和3年経済センサス活動調査報告書」(総務省統計局 <https://www.stat.go.jp/index.html>)

【事業所数】



【従業者数】

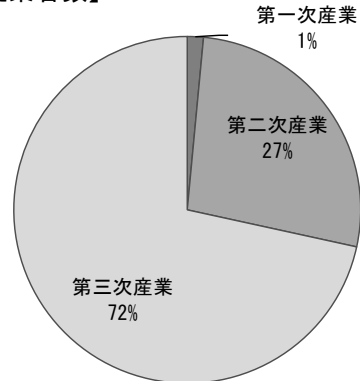


図 4.3-5 産業別事業所数と従業者数の構成割合 (中央市)

(2) 農林業

中央市、甲府市、南アルプス市、笛吹市、市川三郷町、昭和町及び山梨県における農林業の状況を表 4.3-6 に示す。

中央市における農林業の状況（令和 2 年 2 月 1 日現在）は、農業経営体が 503 経営体であり、林業経営体はない。

表 4.3-6 農林業の状況

（令和 2 年 2 月 1 日現在）

区 分	農林業経営体	農業経営体	林業経営体
中央市	503	503	－
甲府市	999	995	6
南アルプス市	2,012	2,010	2
笛吹市	3,188	3,185	4
市川三郷町	177	175	2
昭和町	133	133	－
山梨県	15,088	14,970	153

注 1) 太枠は、本事業の該当（中央市）を示す。

注 2) 農業経営体と林業経営を併せて営んでいる経営体があるため、農業経営体数と林業経営体数の合計と農林業経営体数は一致しない。

出典)「2020 年農林業センサス結果報告書」（令和 3 年 12 月 農林水産省）

(3) 漁 業

山梨県における漁業の状況を表 4.3-7 に示す。

山梨県の内水面漁業における平成 19 年の漁獲量は 10 t であり、平成 15 年から平成 19 年の過去 5 年間で大幅に減少している。

なお、中央市の漁業については、「山梨中央漁業協同組合」が存在する。

表 4.3-7 漁業の状況

区 分	内水面漁業における漁獲量（t）				
	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
漁獲量・総数	159	102	103	10	10
河 川	118	70	68	6	6
湖 沼	41	33	34	5	3
魚類計	159	102	103	10	10
ひめます	6	5	4	4	4
にじます	25	22	22	4	4
やまめ	37	15	15	4	4
いわな	6	5	5	4	4
その他のさけます類	－	－	－	4	4
わかさぎ	23	17	21	2	2
あ ゆ	52	36	35	3	3
こ い	4	－	－	1	0
ふ な	0	－	－	－	－
うぐい	2	0	0	0	0
おいかわ	2	0	0	0	0
うなぎ	1	0	0	0	0
その他の魚類	0	－	－	－	－
貝類	0	－	－	0	－
しじみ	0	－	－	0	－

出典)「内水面漁業生産統計調査」(山梨県統計調査課ホームページ「やまなしの統計」)

(4) 工 業

中央市、甲府市、南アルプス市、笛吹市、市川三郷町、昭和町及び山梨県における工業の状況を表 4.3-8 に示す。

中央市における工業の状況（令和 2 年 6 月 1 日現在）は、事業所数 43 所、従業者数 3,211 人であり、製造品出荷額は約 1,134 億円におよぶ。

山梨県全体における中央市の構成比は、事業所数 2.6%、従業者数 4.3%、製造品出荷額等 4.6%を占めている。

表 4.3-8 工業の状況

（令和 2 年 6 月 1 日現在）

区 分	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	事業所数 (所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	出荷額 (万円)	構成比 (%)
中央市	43	2.6	3,211	4.3	11,341,700	4.6
甲府市	232	13.9	9,019	12.2	25,086,700	10.1
南アルプス市	146	8.7	8,731	11.8	27,351,100	11.0
笛吹市	102	6.1	4,390	5.9	11,145,300	4.5
市川三郷町	41	2.4	1,551	2.1	3,490,300	1.4
昭和町	41	2.4	6,778	9.2	27,915,900	11.2
山梨県	1,674	100.0	73,946	100.0	248,197,900	100.0

注 1) 太枠は、本事業の該当（中央市）を示す。

注 2) 表中の事業所数、従業者数、製造品出荷額等は、従業者数 4 人以上の事業所を集計したものである。

出典)「工業統計調査結果報告」(山梨県統計調査課ホームページ「やまなしの統計」)

(5) 商 業

中央市、甲府市、南アルプス市、笛吹市、市川三郷町、昭和町及び山梨県における商業の状況を表 4.3-9 に示す。

中央市における商業の状況（平成 26 年 7 月 1 日現在）は、事業所数 297 所、従業者数 3,540 人であり、年間商品販売額は約 1,416 億円におよぶ。

山梨県全体での構成比は、事業所数 3.6%、従業者数 6.5%、年間商品販売額 8.8%を占めている。

表 4.3-9 商業の状況

（平成 26 年 7 月 1 日現在）

区 分	事業所数		従業者数		年間商品販売額	
	事業所数 (所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	出荷額 (万円)	構成比 (%)
中央市	297	3.6	3,540	6.5	14,156,047	8.8
甲府市	2,276	27.9	16,126	29.8	63,128,084	39.2
南アルプス市	490	6.0	3,347	6.2	8,569,186	5.3
笛吹市	543	6.6	3,692	6.8	11,263,673	7.0
市川三郷町	167	2.0	741	1.4	1,204,210	0.7
昭和町	334	4.1	3,059	5.7	9,484,589	5.9
山梨県	8,167	100.0	54,062	100.0	161,200,802	100.0

注) 太枠は、本事業の該当（中央市）を示す。

出典)「商業統計調査結果報告」(山梨県統計調査課ホームページ「やまなしの統計」)

4.3.5 交 通

(1) 主要道路

対象事業実施区域周辺における主要道路の状況を図 4.3-6 に示す。

対象事業実施区域周辺の主要な道路としては、東西に延びる一般国道 140 号が挙げられる。また南北に延びる道としては、県道 3 号甲府市川三郷線や、県道 29 号甲府中央右左口線等が挙げられる。

(2) 交通量

対象事業実施区域周辺における自動車交通量の状況を表 4.3-10(1)及び(2)に、交通量観測地点を図 4.3-6 に示す。

対象事業実施区域周辺の主な交通量観測地点としては、対象事業実施区域東側にあるNo.3 の 1 地点が挙げられ、断面交通量は 13,794 台、大型車混入率は 15.6%となっている。

表 4.3-10(1) 自動車交通量の状況（令和 3 年度道路交通センサス）

No	路線	交通量調査 区間番号	観測地点	断面交通量（台） 平日 12 時間（7～19 時）			大型車 混入率 （%）	ピーク 比率 （%）
				小型車	大型車	合計		
1	一般国道 140 号	15190	甲府市上曽根町 3368-36	10,053	2,130	12,183	17.5	10.6
2	一般国道 140 号	15200	甲府市下曽根町 1507-1	13,127	1,429	14,556	9.8	13.7
3	一般国道 140 号	15210	中央市浅利 2046-2	11,647	2,147	13,794	15.6	11.1
4	一般国道 140 号	15230	西八代郡市川三郷町大塚 1064-35	10,648	1,197	11,845	10.1	11.5
5	一般国道 140 号	15240	中央市大田和 1292-3	10,029	1,609	11,638	13.8	11
6	一般国道 140 号	15245	西八代郡市川三郷町市川大門 4074	9,744	1,287	11,031	11.7	11.2
7	一般国道 140 号	15250	西八代郡市川三郷町高田 178-8	7,811	785	8,596	9.1	12.6
8	一般国道 358 号	18060	甲府市中畑町 306-3	4,539	327	4,866	6.7	9.2
9	一般国道 358 号	18070	笛吹市境川町寺尾 382-1	5,124	480	5,604	8.6	11.2
10	一般国道 358 号	18080	甲府市下曽根町 923	10,139	2,293	12,432	18.4	10.3
11	一般国道 358 号	18090	甲府市上今井町 661-1	17,031	1,221	18,252	6.7	11.3
12	甲府市川三郷線	40040	中央市布施 1877	11,111	490	11,601	4.2	10.0
13	甲府市川三郷線	40050	西八代郡市川三郷町上野 775-1	3,785	123	3,908	3.1	10.9
14	甲府市川三郷線	40080	中巨摩郡昭和町河西 1063	12,142	1,192	13,334	8.9	9.3
15	市川三郷富士川線	40090	西八代郡市川三郷町市川大門 1398-1	5,800	270	6,070	4.4	11.8
16	市川三郷富士川線	40100	西八代郡市川三郷町高田 1073	9,276	863	10,139	8.5	11
17	市川大門停車場線	60845	西八代郡市川三郷町市川大門 727-7	5,635	177	5,812	3.0	10.8
18	韮崎南アルプス 中央線	40670	南アルプス市加賀美 2377	4,958	263	5,221	5	10.5
19	韮崎南アルプス 中央線	40680	南アルプス市浅原 91	11,663	879	12,542	7	11
20	韮崎南アルプス 中央線	40690	中央市乙黒 761-19	9,955	859	10,814	7.9	11

出典）「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」（国土交通省ホームページ）

表 4.3-10(2) 自動車交通量の状況（令和3年度道路交通センサス）

No	路線	交通量調査 区間番号	観測地点	断面交通量（台） 平日 12 時間（7～19 時）			大型車 混入率 （％）	ピーク 比率 （％）
				小型車	大型車	合計		
21	韮崎南アルプス中央線	40700	南アルプス市寺部 2388	15,854	1,856	17,710	10.5	14.4
22	韮崎南アルプス中央線	40720	若草ランプ～田富西ランプ	23,106	2,706	25,812	10.5	15.1
23	韮崎南アルプス中央線	40740	新山梨環状道路（玉穂西ランプ～玉穂中央ランプ）	18,592	3,173	21,765	14.6	14.7
24	甲斐中央線	41185	中巨摩郡昭和町飯喰 809	8,864	226	9,090	2.5	10.8
25	富士川南アルプス線	41190	南アルプス市東南湖 3265	9,354	943	10,297	9.2	9.9
26	甲府中央右左口線	41290	甲府市大里町 1895-7	7,794	306	8,100	3.8	9.8
27	甲府中央右左口線	41300	中央市中楯 91-1	5,410	1,257	6,667	18.9	11.6
28	甲府中央右左口線	41310	中央市成島 1236	6,920	775	7,695	10.1	11.3
29	甲府中央右左口線	41320	中央市大鳥居 3614-3	3,035	267	3,302	8.1	14.8
30	甲府中央右左口線	41330	甲府市大津町 36-1	15,141	2,787	17,928	15.5	11.9
31	甲府精進湖線	60170	甲府市小瀬町 315-8	7,418	288	7,706	3.7	10.2
32	甲府精進湖線	60180	甲府市上曽根町 3008-1	4,462	675	5,137	13.1	10
33	南アルプス甲斐線	60260	南アルプス市藤田 2120	7,235	856	8,091	10.6	11.2
34	四尾連湖公園線	60940	西八代郡市川三郷町印沢 947	588	28	616	4.5	12.2

出典）「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」（国土交通省ホームページ）

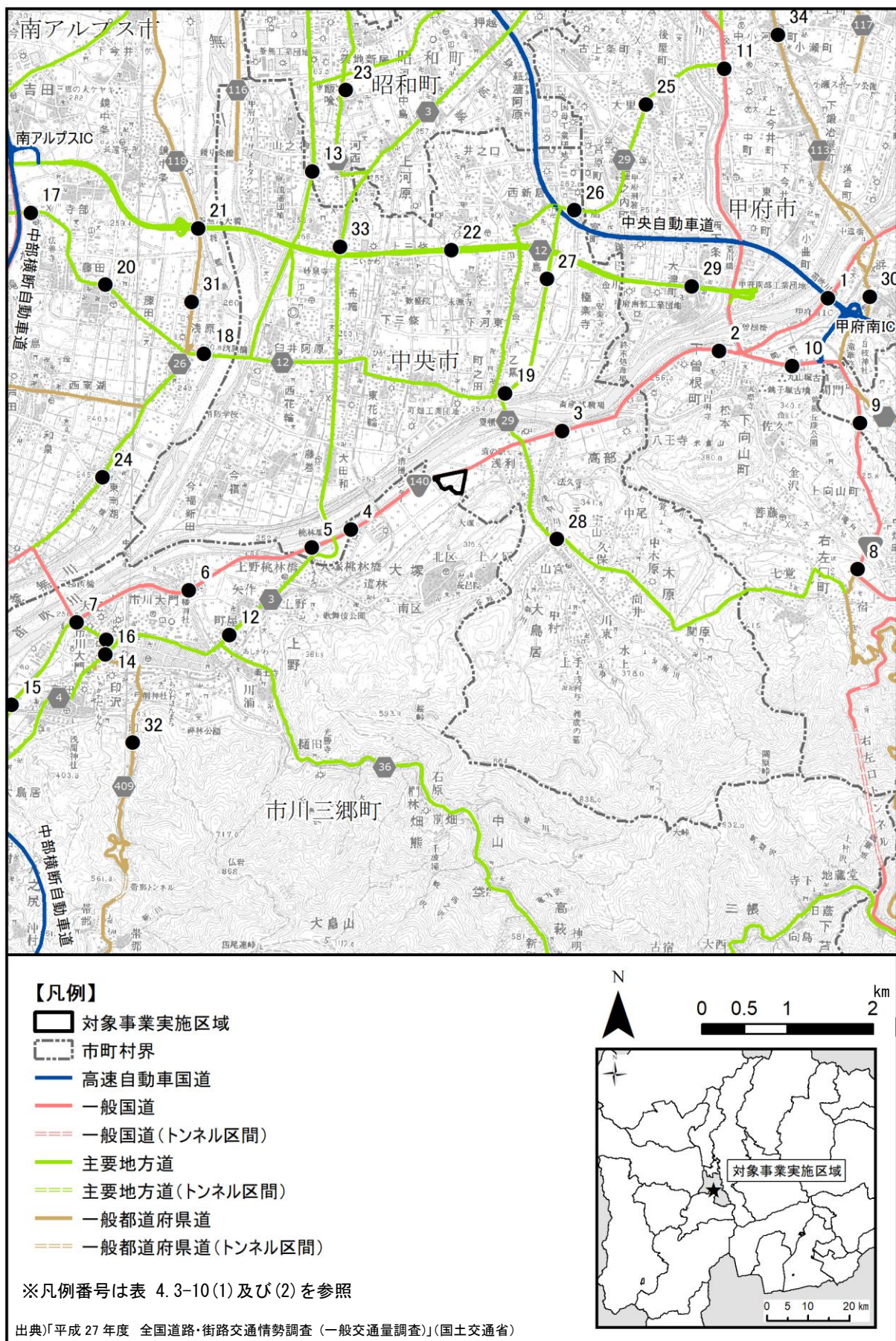
(3) 鉄 道

対象事業実施区域周辺における鉄道の状況を図 4.3-7 に示す。

対象事業実施区域の西側には、南北に東海旅客鉄道株式会社の身延線が走っている。

なお、最寄りの駅は東花輪駅であり、北西約 1.8 km に位置する。

また、平成 30 年度の東花輪駅の利用者数（乗車人員）は 184,584 人（山梨県統計年鑑 令和 2 年）となっている。



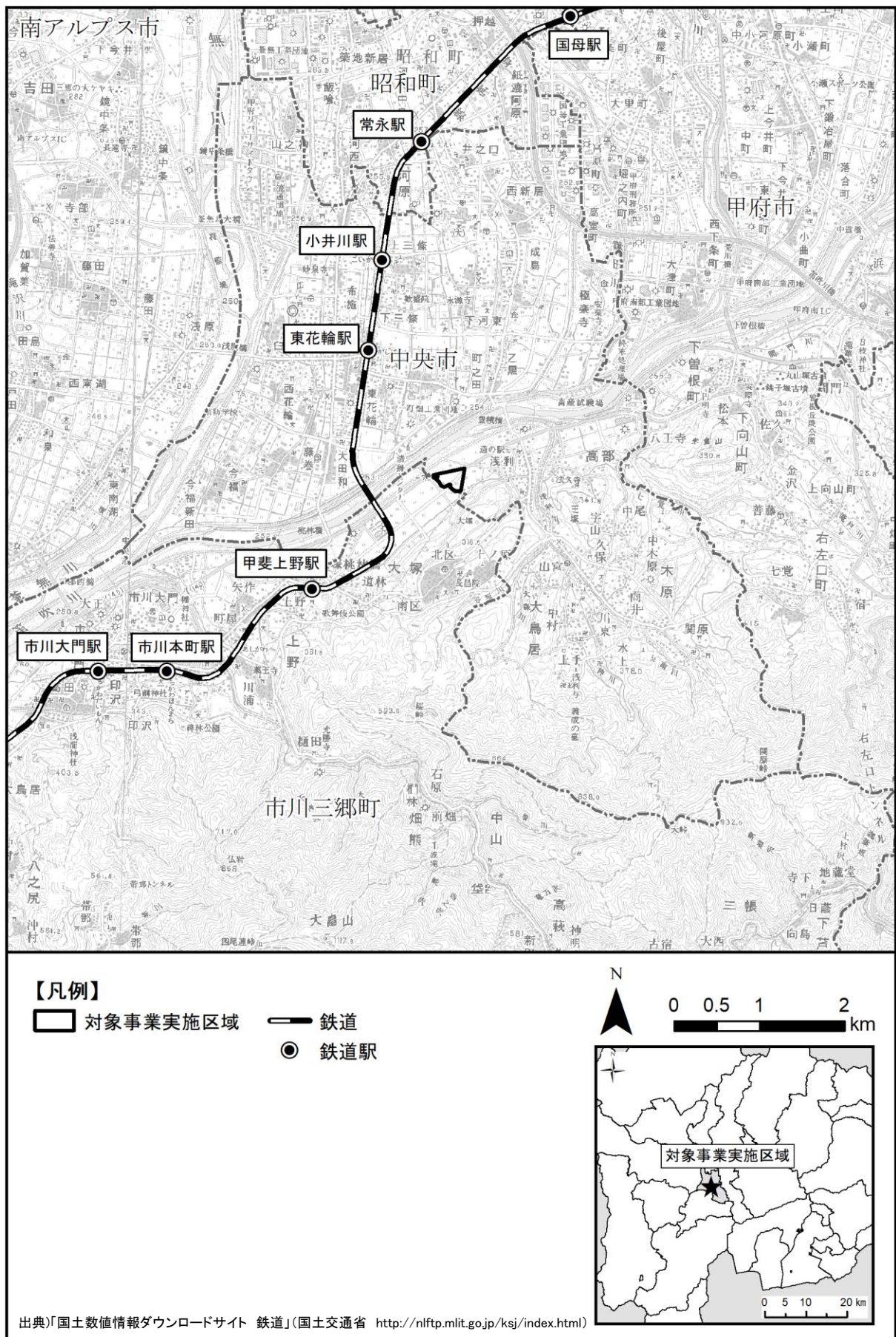


図 4.3-7 鉄道の状況

4.3.6 土地利用

(1) 地目別土地利用

中央市、甲府市、南アルプス市、笛吹市、市川三郷町、昭和町及び山梨県における地目別土地面積の状況を表 4.3-11 及び図 4.3-8 に、対象事業実施区域周辺における地目別土地利用を図 4.3-9 に示す。

対象事業実施区域の地目は、国土交通省が提供する「国土数値情報 ダウンロードサービス 土地利用 3 次メッシュデータ」によると、田（令和 3 年度現在）に該当する。

なお、中央市における地目別面積の構成比（令和 4 年 1 月 1 日現在）は、宅地が 35.2%と最も多く、次いで畑の 29.0%、田の 25.4%の順となっている。

表 4.3-11 地目別土地面積の状況

(令和 4 年 1 月 1 日現在)

区分	項目	計	田	畑	宅地	山林	原野	その他
中央市	面積(ha)	18,038	4,579	5,228	6,353	1,243	23	612
	構成比(%)	100.0	25.4	29.0	35.2	6.9	0.1	3.4
甲府市	面積(ha)	66,999	4,949	12,134	26,723	18,567	1,982	2,644
	構成比(%)	100.0	7.4	18.1	39.9	27.7	3.0	3.9
笛吹市	面積(ha)	61,136	9,328	22,630	15,966	10,103	361	2,748
	構成比(%)	100.0	15.3	37.0	26.1	16.5	0.6	4.5
南アルプス市	面積(ha)	85,704	2,540	36,004	15,031	26,280	1,496	4,353
	構成比(%)	100.0	3.0	42.0	17.5	30.7	1.7	5.1
市川三郷町	面積(ha)	31,909	2,178	7,686	3,725	17,210	621	489
	構成比(%)	100.0	6.8	24.1	11.7	53.9	1.9	1.5
昭和町	面積(ha)	6,610	1,335	441	4,239	—	3	592
	構成比(%)	100.0	20.2	6.7	64.1	—	0.0	9.0
山梨県	面積(ha)	1,314,511	101,712	257,194	178,049	647,286	67,500	62,770
	構成比(%)	100.0	7.7	19.6	13.5	49.2	5.1	4.8

注 1) 太枠は、本事業の該当（中央市）を示す。
注 2) 構成比は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある。
出典)「山梨県統計年鑑-令和 3 年-」（山梨県統計調査課ホームページ「やまなしの統計」）

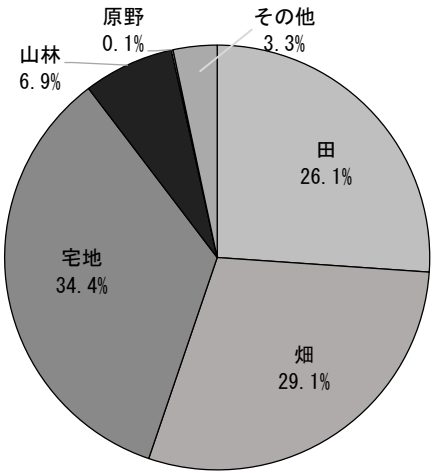


図 4.3-8 地目別土地面積の構成割合（中央市 令和 4 年）

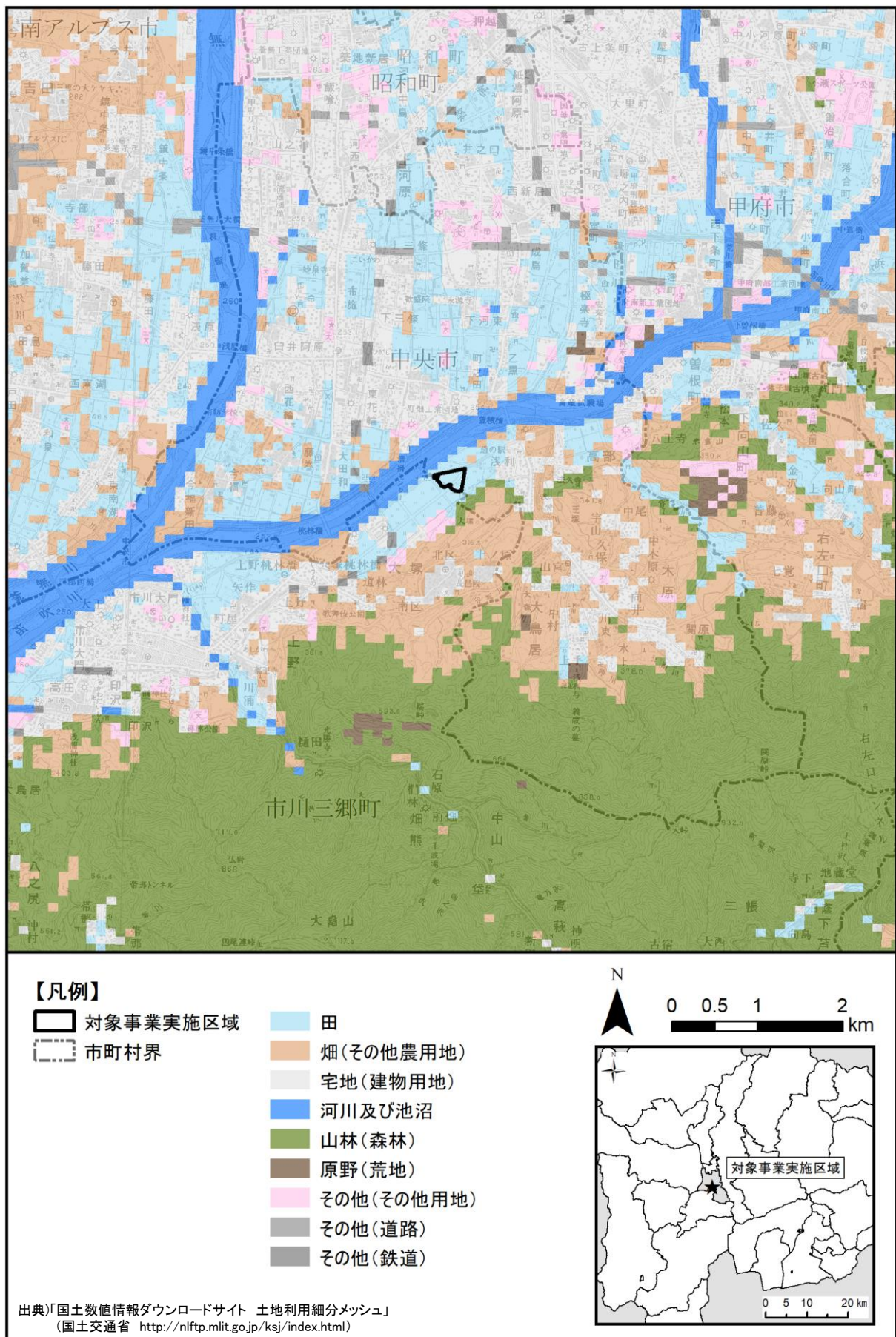
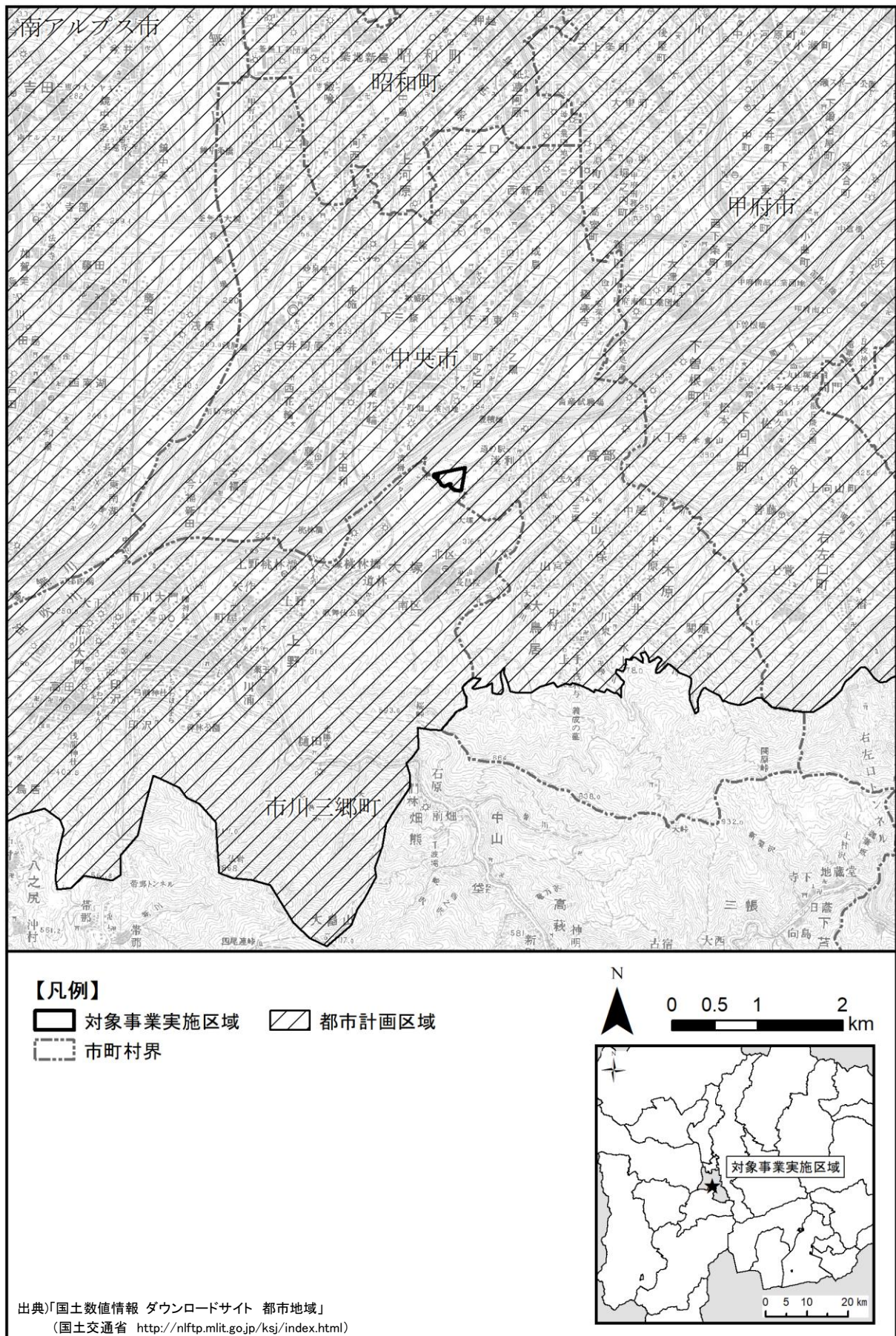


図 4.3-9 地目別土地利用

(2) 土地利用計画

対象事業実施区域周辺における都市計画区域の指定状況を図 4.3-10 に、用途地域の指定状況を図 4.3-11 に示す。

対象事業実施区域は、都市計画法に基づく都市計画区域内にあり、また、用途地域の定めのない地域となっている。



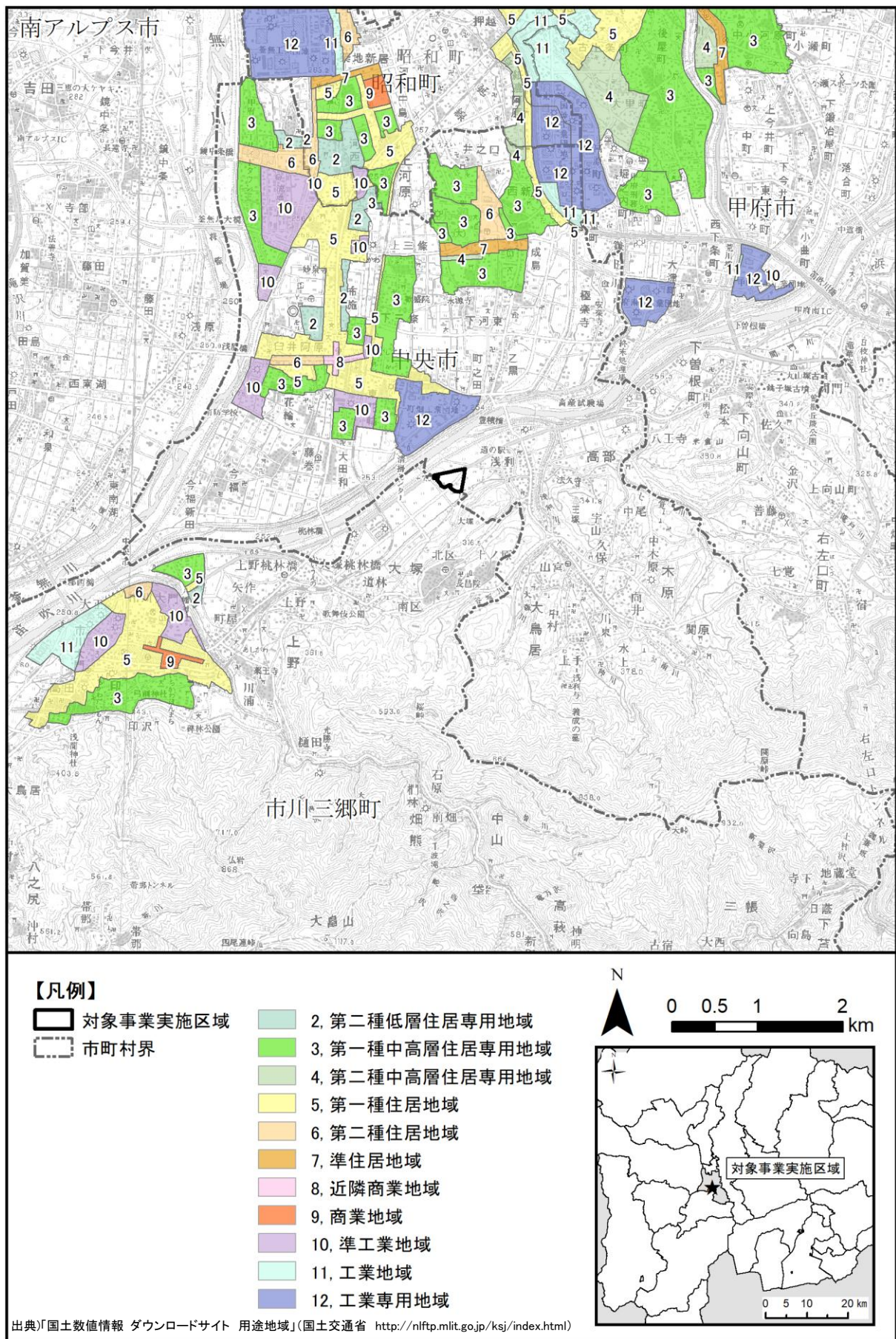


図 4.3-11 用途地域の指定状況

4.3.7 利 水

(1) 簡易水道・農業用水

中央市の簡易水道事業における給水区域及び水源の位置図を図 4.3-12 に示す。

給水区域は南から北地域の第 2・第 4 系統、中南地域の第 1 系統、西地域の第 3 系統に分けられており、山間部であるため各配水場から自然流下にて配水している。対象事業実施区域は第 2 配水系統に該当する。

また、対象事業実施区域周辺では、農業用水が笛吹川より大塚揚水機場及び浅利揚水機場を介して供給されている。

(2) 地下水

山梨県では、地下水の無秩序な採取を規制して地下水資源を保護すると共に地盤沈下を未然に防止する観点から「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」（平成 24 年 12 月 27 日 山梨県条例第 75 号）を制定しており、一定規模以上の揚水設備を設置して地下水を採取する者に対し、県への事前届出制度を設けている。

山梨県における過去 5 年間の揚水設備設置届出件数を表 4.3-12 に示す。中央市は中北林務環境事務所の管轄にあたり、令和 4 年の届出者数は 12 人である。

表 4.3-12 揚水設備設置届出件数

県の機関	管轄市町村	揚水機の吐出口の断面積	H30	R1	R2	R3	R4
中北林務環境事務所	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町	6cm ² 超 50cm ² 以下	9	4	5	4	8
		50cm ² 超	2	0	1	2	9
		合計	11	4	6	6	17
		届出者数	4	4	3	5	12
峡東林務環境事務所	山梨市、笛吹市、甲州市	6cm ² 超 50cm ² 以下	6	3	3	3	2
		50cm ² 超	3	1	1	0	1
		合計	9	4	4	3	3
		届出者数	6	2	1	2	3
峡南林務環境事務所	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	6cm ² 超 50cm ² 以下	7	2	0	2	1
		50cm ² 超	11	0	0	0	0
		合計	18	2	0	2	1
		届出者数	2	2	0	1	1
富士・東部林務環境事務所	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	6cm ² 超 50cm ² 以下	0	0	0	0	3
		50cm ² 超	0	3	3	2	1
		合計	0	3	3	2	4
		届出者数	1	1	3	1	3
合計		6cm ² 超 50cm ² 以下	22	9	8	9	14
		50cm ² 超	16	4	5	4	11
		合計	38	13	13	13	25
		届出者数	13	9	7	9	19

出典)「やまなしの環境 2023」(令和 6 年 1 月 山梨県)

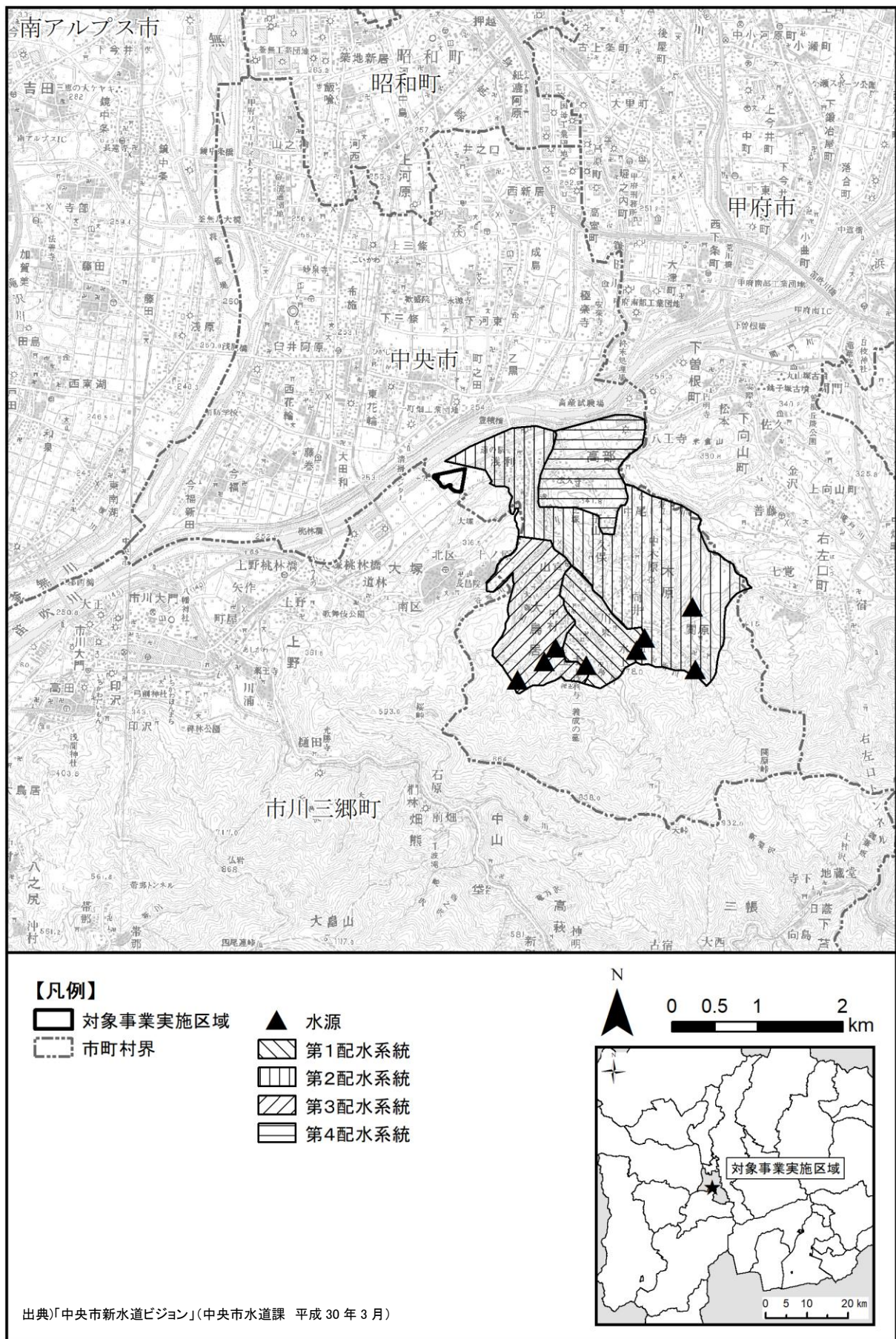


図 4.3-12 中央市の簡易水道事業給水区域

(3) 漁業権

対象事業実施区域周辺の漁業権の設定状況を表 4.3-13 に、漁場の区域を図 4.3-13 に示す。

対象事業実施区域周辺の河川には、山梨中央漁業協同組合及び富士川漁業協同組合の漁業権が設定されている。

表 4.3-13 漁業権の設定状況

漁業名称	項目	内容
山梨中央漁業協同組合	漁業公示番号	内共第 2 号
	漁業権対象種	あゆ、あまご、にじます、いわな、うなぎ、うぐい、おいかわ、ふな、こい
	漁場の区域	・釜無川の本流及び支流の一部 ・笛吹川の本流及び支流の一部 ・御勅使川及び坪川の本流及び支流（無川の合流点より上流） ・戸川の本流及び支流（富士川の合流点より上流）
富士川漁業協同組合	漁業公示番号	内共第 4 号
	漁業権対象種	あゆ、あまご、にじます、いわな、うなぎ、うぐい、おいかわ、こい
	漁場の区域	・富士川（釜無川を含む）の本流及び支流の一部

出典)「漁業協同組合ごとの遊漁規則と漁場図」

(山梨県 <https://www.pref.yamanashi.jp/shoku-ks/gyo.jyouzuyuugyokisoku.html>)

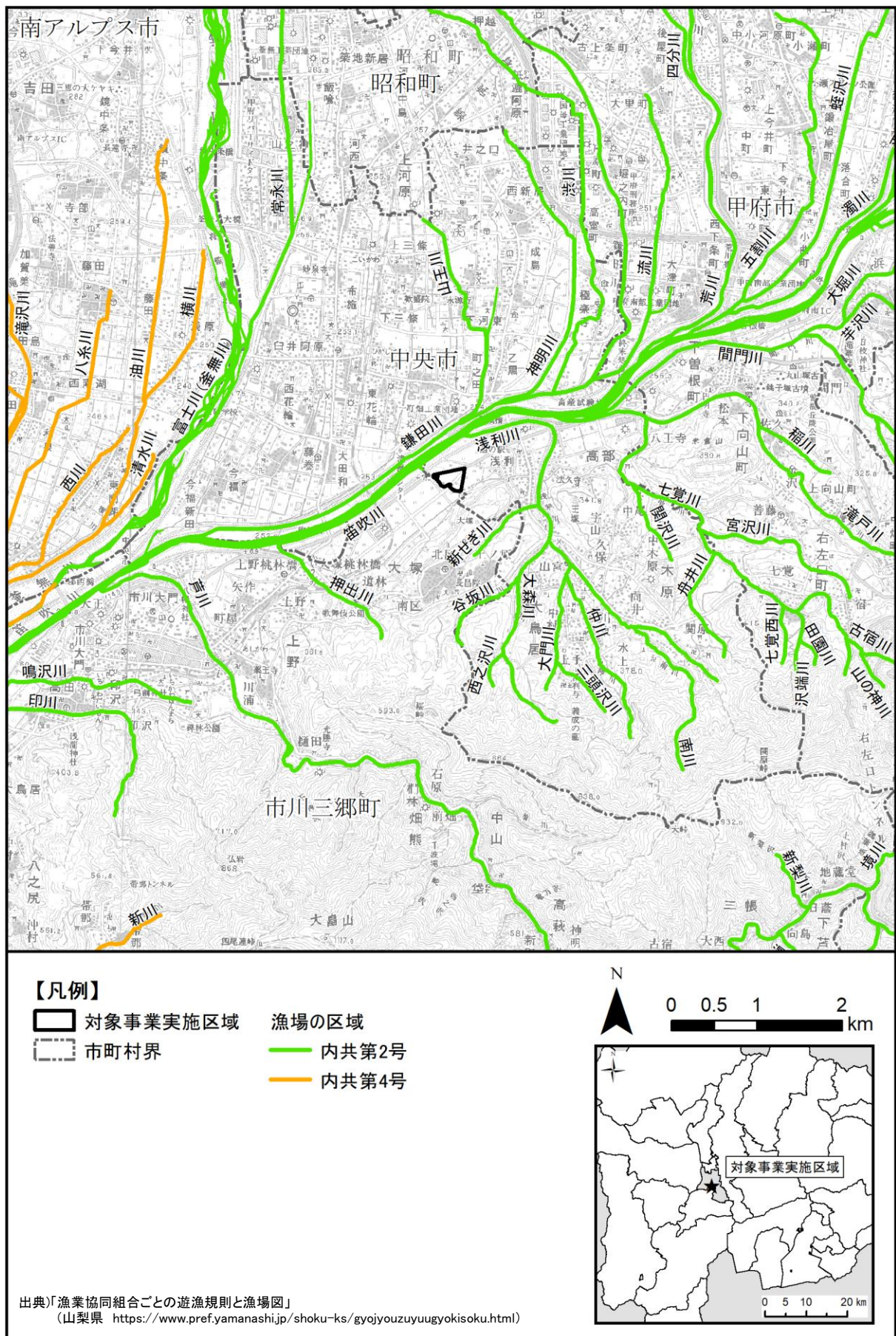


図 4.3-13 漁業権設定区域

4.3.8 環境保全施設等

(1) 環境保全施設

対象事業実施区域周辺の環境保全施設の分布状況を表 4.3-14(1)～(3)及び図 4.3-14 に示す。

対象事業実施区域の周辺には、教育施設 37 施設、医療施設 7 施設、社会福祉施設等 60 施設の環境保全施設が分布している。

対象事業実施区域に最も近い環境保全施設は、北側約 500 m に位置する中巨摩地区広域事務組合老人福祉センター (No.12-3) である。

表 4.3-14(1) 対象事業実施区域周辺の環境保全施設

区分		No.	名称
教育施設	幼保連携こども園	1-1	みかさこども園
		1-2	わかば幼稚園
		1-3	ふるるこども園
		1-4	まみい・キッズこども園
	幼稚園	2-1	甲府大里幼稚園
		2-2	市川南幼稚園
		2-3	市川幼稚園
	小学校	3-1	市立三村小学校
		3-2	市立玉穂南小学校下河東分校
		3-3	市立田富北小学校
		3-4	市立豊富小学校
		3-5	市立玉穂南小学校
		3-6	市立田富小学校
		3-7	市立田富南小学校
		3-8	市立山城小学校
		3-9	市立大里小学校
		3-10	市立中道南小学校
		3-11	市立中道北小学校
		3-12	私立駿台甲府小学校
		3-13	市立若草小学校
		3-14	市立若草南小学校
		3-15	市立南湖小学校
		3-16	町立市川小学校
		3-17	町立上野小学校
		3-18	町立大塚小学校
		3-19	町立常永小学校
	中学校	4-1	市立城南中学校
		4-2	市立笛南中学校
		4-3	市立若草中学校
		4-4	市立玉穂中学校
		4-5	市立玉穂中学校下河東分校
		4-6	市立田富中学校
		4-7	町立三珠中学校
		4-8	町立市川中学校
	高等学校	5-1	私立駿台甲府高等学校(今井校舎)
		5-2	県立青洲高等学校
	大学	6-1	山梨大学 (医学部)

出典)山梨県ホームページ

表 4.3-14(2) 対象事業実施区域周辺の環境保全施設

区分		No.	名称
医療施設	病院及び病床数 1 以上の診療所	7-1	医療法人武川会武川病院
		7-2	峡南医療センター企業団市川三郷病院
		7-3	玉穂ふれあい診療所
		7-4	甲府刑務所医務課診療所
		7-5	国立大学法人山梨大学医学部附属病院
		7-6	今井クリニック
		7-7	赤岡整形外科医院
社会福祉施設等	児童福祉施設等	保育所	8-1 市立玉穂保育園
			8-2 田富第二保育園
			8-3 田富北保育園
			8-4 田富第一保育園
			8-5 田富第三保育園
			8-6 豊富保育園
			8-7 甲南立正保育園
			8-8 社会福祉法人大鎌田保育園
			8-9 大里保育園
			8-10 町立中道保育園
			8-11 二川保育園
			8-12 たちばな保育園
			8-13 マコト愛児園
			8-14 若草保育園
			8-15 南湖第一保育園
			8-16 南湖第二保育園
			8-17 高田保育園
			8-18 三珠保育所
			8-19 市川保育所
			8-20 大塚保育所
			8-21 富士見保育所
			8-22 押原保育園
			8-23 上河東保育園
			8-24 常永保育園
	児童福祉施設等	児童館	9-1 玉穂中央児童館
			9-2 玉穂西部児童館
			9-3 田富わんぱく児童館
			9-4 田富杉の子児童館
			9-5 豊富児童館
			9-6 玉穂北部児童館
			9-7 田富中央児童館
			9-8 田富ひばり児童館
			9-9 田富すみれ児童館
			9-10 なかみちふれあい館
			9-11 若草町立なかよし児童館
			9-12 つくし児童館
			9-13 ひかりの家学園
			9-14 昭和町常永児童館

出典) 国土数値情報・医療機関データ及び国土数値情報・公共施設データ
(現在は名称変更、統廃合等している施設がある。)

表 4.3-14(3) 対象事業実施区域周辺の環境保全施設

区分			No.	名称
社会福祉施設等	老人福祉施設	特別養護老人ホーム	10-1	社会福祉法人千歳会 花菱荘
			10-2	社会福祉法人喜栄会 田富荘
			10-3	社会福祉法人大寿会 快晴苑
		軽費老人ホーム	11-1	ケアハウスパンセ
		老人福祉センター	12-1	田富町福祉センター
			12-2	中道町立老人福祉センター
			12-3	中巨摩地区広域事務組合老人福祉センター
			12-4	市川大門町老人福祉センター
		在宅介護支援センター	13-1	田富荘在宅介護支援センター
			13-2	花菱在宅介護支援センター
			13-3	市川大門町在宅介護支援センター
		通所介護施設	14-1	シルクの里デイサービスセンター
	保健福祉施設等		15-1	中央市立玉穂勤労健康管理センター
			15-2	中央市立田富福祉公園コミュニティセンター
			15-3	中央市立豊富健康福祉センター
			15-4	中央市大鳥居ふれあいプラザ
	障害者支援施設等	障害者支援施設	16-1	中央市・昭和町障がい者相談支援センター
			16-2	きぼうの家
			16-3	ピース工房ななみち
			16-4	ジリツアカデミー
			16-5	velwands 甲府
		身体障害者更生援護施設	17-1	ワークハウスみどりの家

出典) 国土数値情報・公共施設データ (現在は名称変更、統廃合等している施設がある。)

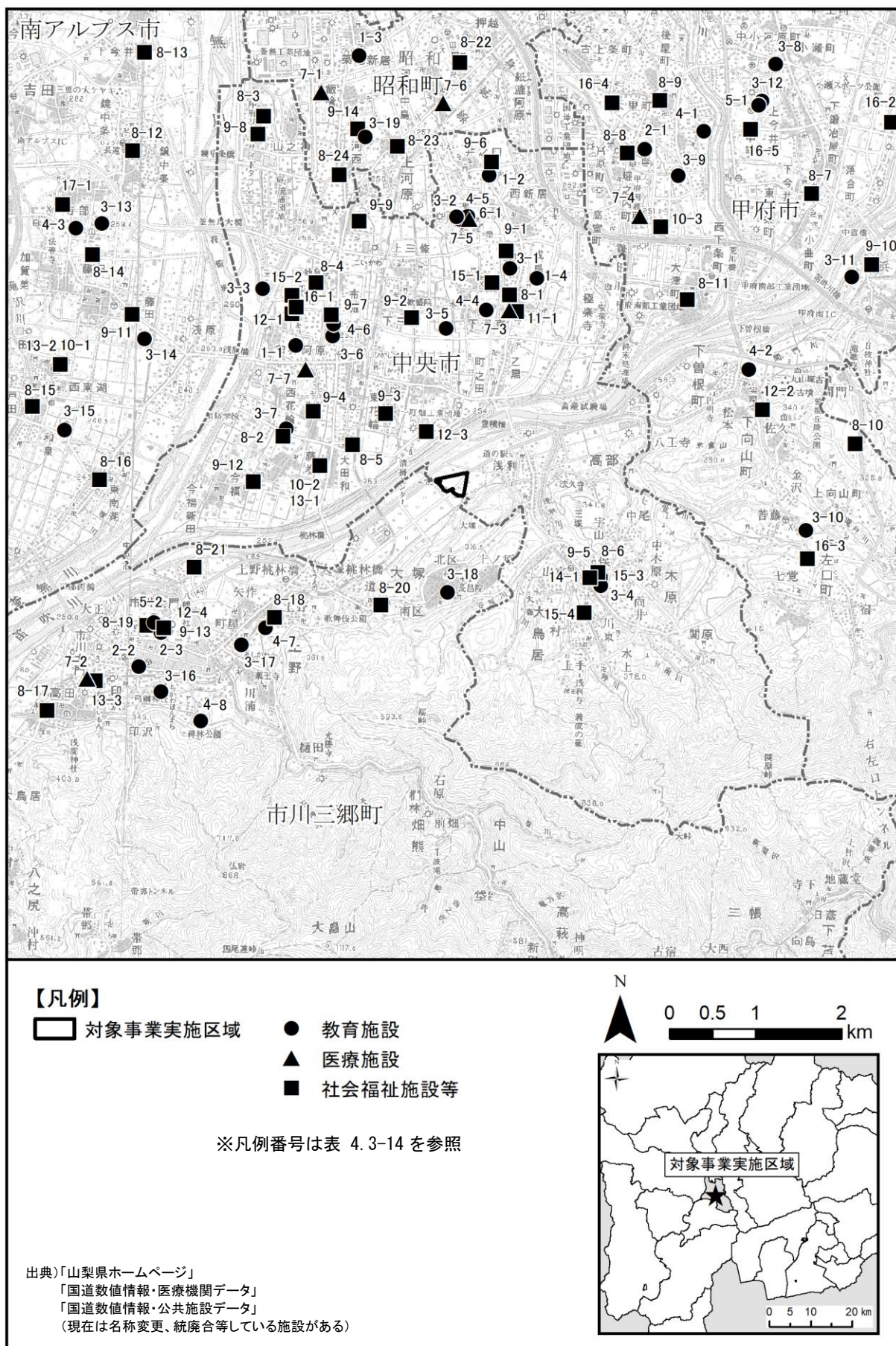


図 4.3-14 環境保全施設の分布状況

(2) 住宅等

対象事業実施区域周辺の住宅の分布状況を図 4.3-15 に示す。対象事業実施区域の東側には中央市の浅利地区の集落があり、そのなかで最も対象事業実施区域に近い住宅までの距離は約 330m である。南側には市川三郷町の大塚地区の集落があり、最も近い住宅までの距離は約 750m である。西側は国道 140 号沿いの約 1km 離れた所に戸建て住宅と集合住宅が存在している。北側は笛吹川と鎌田川の先に一町畑工業団地があり、その工業団地の西側に東花輪の住宅地が存在する。最寄りの住宅までの距離は約 750m である。

(1) 下水道

対象事業実施区域は釜無川流域下水道の区域内にある。中央市の下水道普及率（令和 6 年 月 31 日現在）は、72.1%である。

(令和6年3月31日現在)

注) 太枠は、本事業の該当(中央市)を示す。
出典)「令和5年度末下水道処理人口普及率等一覧」(山梨県ホームページ)



4-83
(115)

(2) 農業集落排水処理施設

中央市、市川三郷町における農業集落排水処理施設及び排水処理区域について表 4.3-16 に示す。

中央市には、農業集落排水処理施設が 5 か所ある。対象事業実施区域の東側には浅利地区農業集落排水処理施設が近接している。

表 4.3-16 農業集落排水処理施設及び排水処理区域

市町村	施設の名称	施設の位置	排水処理区域
中央市	中尾宇山地区農業集落排水処理施設	中央市木原 1504 番地 2	中尾・宇山地区
	浅利川東部地区農業集落排水処理施設	中央市大鳥居 4370 番地 1	関原・向井木原・中木原・久保(浅利川左岸を除く。)の地区
	浅利川西部地区農業集落排水処理施設	中央市大鳥居 2991 番地 2	上手・水上・中村・川東・山宮・久保(浅利川右岸を除く。)の地区
	浅利地区農業集落排水処理施設 浅利地区第 2 農業集落排水処理施設	中央市浅利 192 番地	浅利地区
	高部地区農業集落排水処理施設	中央市高部 153 番地 1	角川・高部・新道・神明地区
市川三郷町	下芦川農業集落排水処理施設	下芦川 630 番地 1	大字下芦川地内
	高萩・垓・中山農業集落排水処理施設	中山 891 番地 1	大字高萩・垓・中山地内
	藤田地区農業集落排水処理施設	山保 2316 番地 1	大字山保字居屋敷・家ノ脇地内

注) 太枠は、本事業の該当(中央市)を示す。

出典) 中央市農業集落排水処理施設条例(平成 18 年 2 月 20 日中央市条例第 135 号)

市川三郷町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成 17 年 10 月 1 日市川三郷町条例第 164 号)

(3) 上水道

中央市、甲府市、南アルプス市、笛吹市、市川三郷町、昭和町及び山梨県における上水道の普及状況を表 4.3-17 に示す。

中央市における上水道の普及状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）は、99.0%である。

表 4.3-17 上水道の普及状況

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

区 分	総人口 (人) (A)	現在供給人口 (人)				普及率 (%) (B)/(A)
		上水道	簡易水道	専用水道 (自己水源のみ)	合計 (B)	
中央市	30,632	16,564 10,551	3,221	—	30,336	99.0
甲府市	185,751	185,186	293	—	185,479	99.9
南アルプス市	71,395	70,848	241	—	71,089	99.6
笛吹市	68,007	66,079	1,405	—	67,484	99.2
市川三郷町	15,095	8,410	6,654	—	15,064	99.8
昭和町	20,822	19,787	—	—	19,787	95.0
山梨県	811,978	713,473	82,650	4,440	800,563	98.6

注 1) 太枠は、本事業の該当（中央市）を示す。

注 2) 上水道、簡易水道の上段は公営、下段はその他を示す。

出典) 「令和 3 年度水道統計」(山梨県 https://www.pref.yamanashi.jp/eisei-ykm/r3_suidoutoukei.html)

4.3.10 環境の状況

(1) 大気質

対象事業実施区域周辺に位置する大気汚染常時監視測定局は、一般環境大気測定局（一般局）の甲府富士見及び南アルプスと自動車排出ガス測定局（自排局）の国母自排局の3局であり、大気汚染状況を常時監視している。

大気汚染常時監視測定局の概要を表 4.3-18 に、位置を図 4.3-17 に示す。

表 4.3-18 対象事業実施区域周辺の大気汚染常時監視測定局の概要

測定局名	区分	二酸化硫黄	一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	非メタン炭化水素	メタン	全炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	ダイオキシン類
甲府富士見	一般局	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○	○	－
南アルプス	一般局	－	○	○	○	－	○	－	－	－	○	－	－
国母自排	自排局	－	－	－	－	○	－	－	－	－	○	○	－

注) 表中の○は、測定を実施している項目を示す。
出典)「環境省大気汚染物質広域監視システム」(環境省ホームページ)

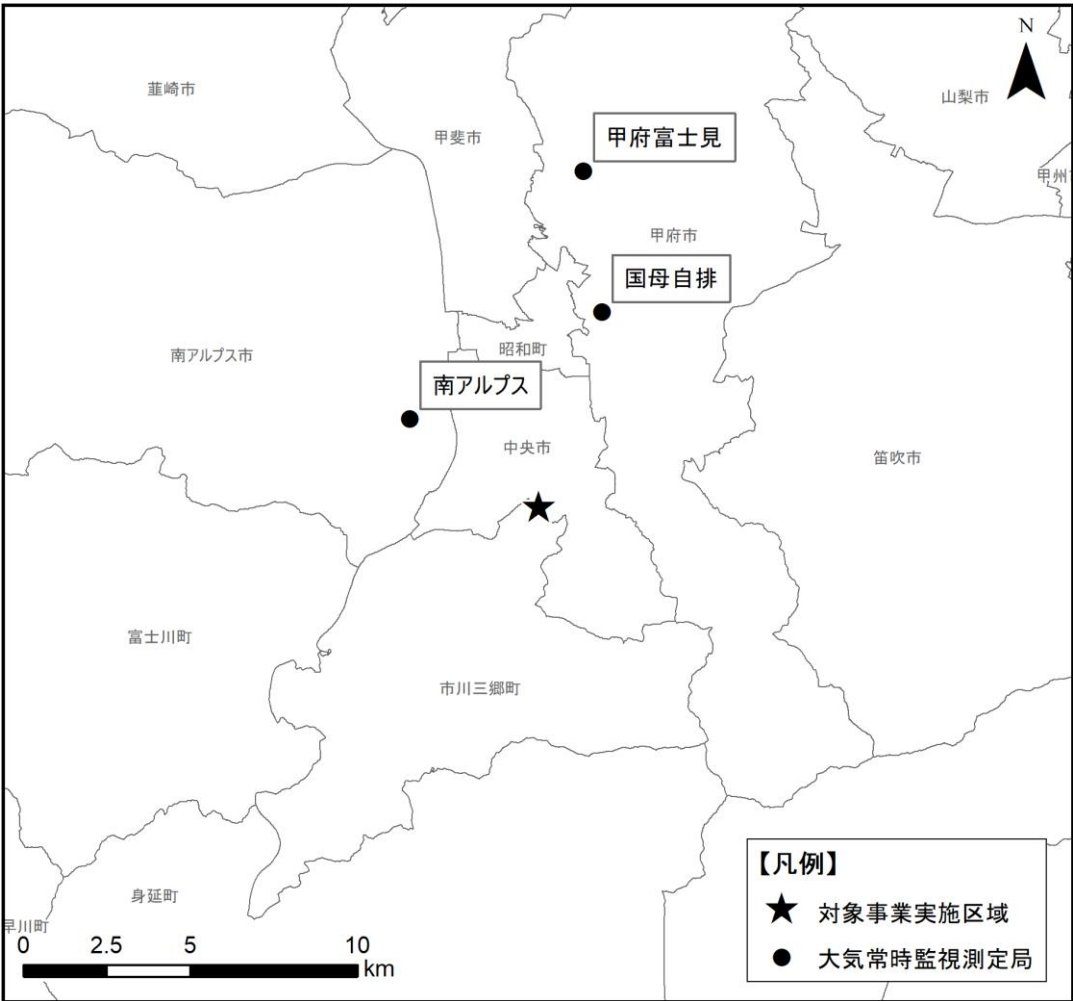


図 4.3-17 大気汚染常時監視測定局の位置

1) 二酸化硫黄 (SO₂)

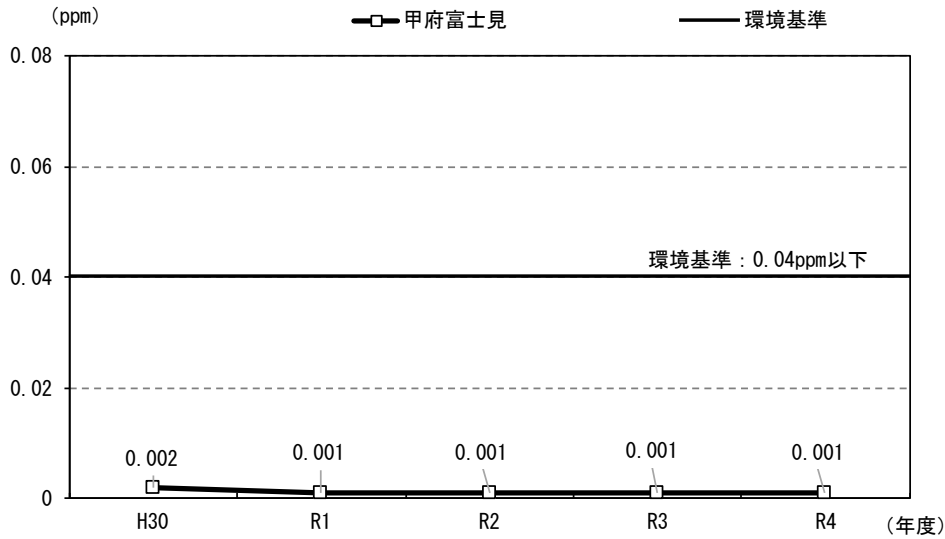
令和 4 年度の二酸化硫黄の測定結果は表 4.3-19 に示すとおりであり、環境基準に適合している。

過去 5 年間（平成 30 年度～令和 4 年度）の日平均値の年間 2%除外値の推移は図 4.3-18 に示すとおりであり、ごく低い値で横ばいで推移している。

表 4.3-19 二酸化硫黄測定結果（令和 4 年度）

測定局名称	年平均値	日平均値の年間 2%除外値	環境基準の適否 （長期的評価）
	ppm	ppm	
甲府富士見	0.001	0.001	適

出典)「やまなしの環境 2023」(令和 6 年 1 月 山梨県)



出典)「やまなしの環境 2023」(令和 6 年 1 月 山梨県)

図 4.3-18 二酸化硫黄濃度の推移（年間 2%除外値）

2) 二酸化窒素 (NO₂)

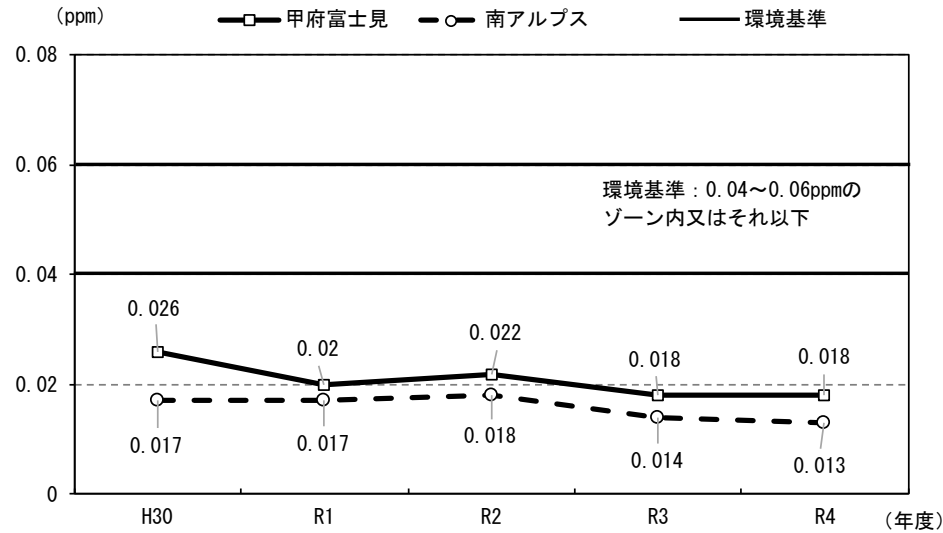
令和4年度の二酸化窒素の測定結果は表 4.3-20 に示すとおりであり、環境基準に適合している。

過去5年間（平成30年度～令和4年度）の年間98%値の推移は図 4.3-19 に示すとおりであり、おおむね横ばいで推移している。

表 4.3-20 二酸化窒素測定結果（令和4年度）

測定局名称	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準の適否 （長期的評価）
	ppm	ppm	
甲府富士見	0.007	0.018	適
南アルプス	0.004	0.013	適

出典)「やまなしの環境 2023」(令和6年1月 山梨県)



出典)「やまなしの環境 2023」(令和6年1月 山梨県)

図 4.3-19 二酸化窒素濃度の推移（年間98%値）

3) 一酸化炭素 (CO)

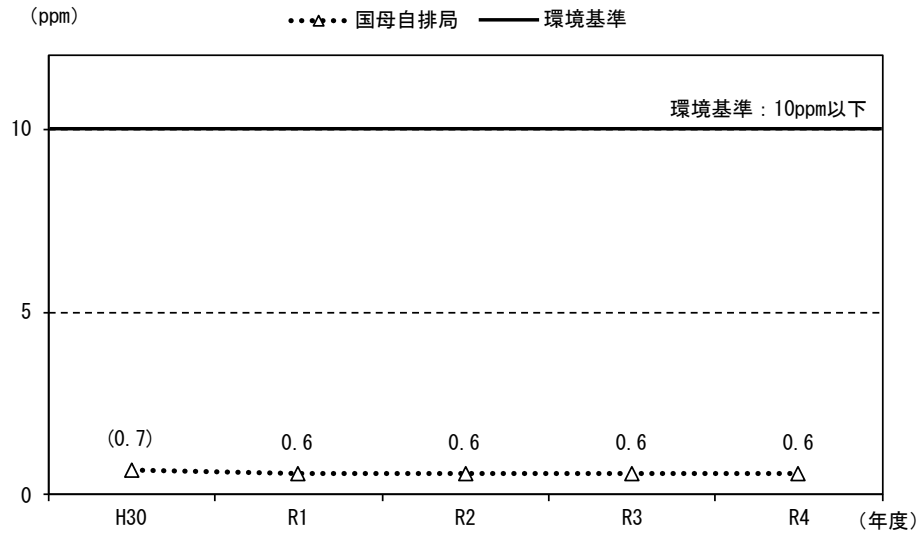
令和 4 年度の一酸化炭素の測定結果は表 4.3-21 に示すとおりであり、環境基準に適合している。

過去 5 年間（平成 30 年度～令和 4 年度）の日平均値の 2%除外値の推移は図 4.3-20 に示すとおりであり、おおむね横ばいで推移している。

表 4.3-21 一酸化炭素測定結果（令和 4 年度）

測定局名称	年平均値	日平均値の 2%除外値	環境基準の適否 （長期的評価）
	ppm	ppm	
国母自排	0.3	0.6	適

出典）「やまなしの環境 2023」（令和 6 年 1 月 山梨県）



出典）「やまなしの環境 2023」（令和 6 年 1 月 山梨県）

図 4.3-20 一酸化炭素濃度の推移（日平均値の 2%除外値）

4) 光化学オキシダント (O_x)

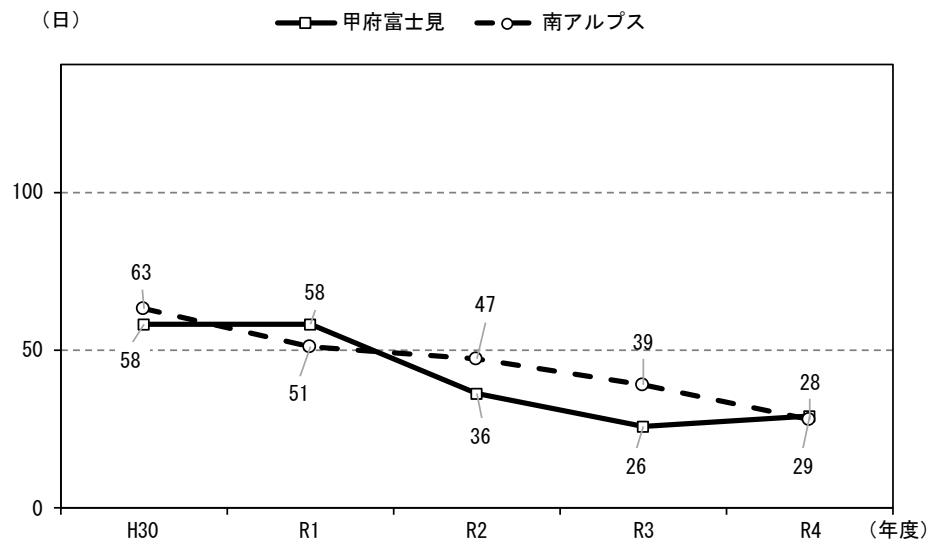
令和4年度の光化学オキシダントの測定結果は表 4.3-22 に示すとおりであり、環境基準に適合していない。

過去5年間（平成30年度～令和4年度）の昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数の推移は図 4.3-21 に示すとおりであり、平成30年度以降、減少傾向を示している。

表 4.3-22 光化学オキシダント測定結果（令和4年度）

測定局名称	昼間の1時間値が0.06ppm を超えた日数	昼間の1時間値が0.12ppm 以上の日数	環境基準の適否 (短期的評価)
	日	日	
甲府富士見	29	0	否
南アルプス	28	0	否

注) 0.06ppm は環境基準値、0.12ppm は光化学オキシダントに係る注意報の発令基準の値である
出典) 「やまなしの環境 2023」(令和6年1月 山梨県)



出典) 「やまなしの環境 2023」(令和6年1月 山梨県)

図 4.3-21 光化学オキシダント濃度の推移
(昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数)

5) 非メタン炭化水素 (NMHC)

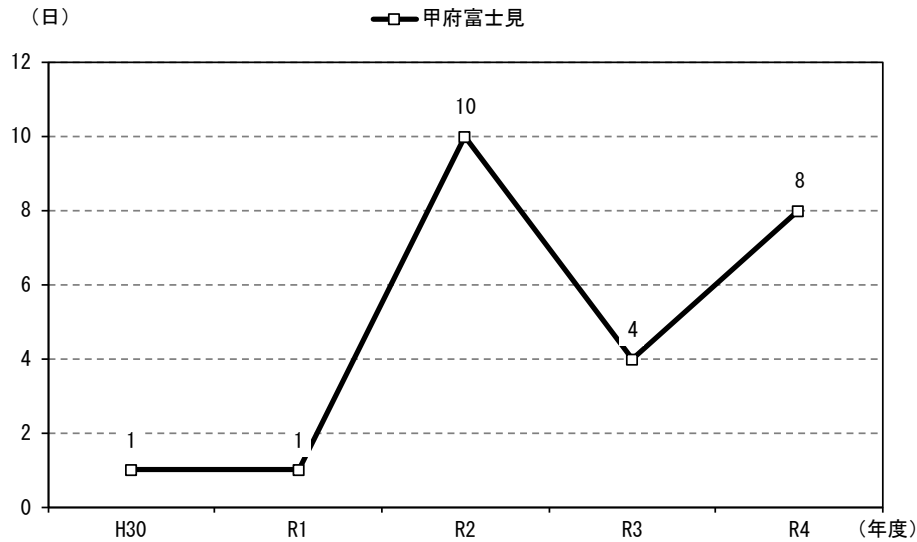
令和 4 年度の非メタン炭化水素の測定結果は表 4.3-23 に示すとおりであり、指針値を上回る日が発生している。

過去 5 年間（平成 30 年度～令和 4 年度）における 3 時間平均値が 0.31 ppmC を超えた日数の推移は図 4.3-22 に示すとおりであり、明確な傾向が見られない。

表 4.3-23 非メタン炭化水素測定結果（令和 4 年度）

測定局名称	午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が 0.20ppmC を超えた日数	午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数	指針との比較
	日	日	
甲府富士見	38	8	否

出典)「やまなしの環境 2023」(令和 6 年 1 月 山梨県)



出典)「やまなしの環境 2023」(令和 6 年 1 月 山梨県)

図 4.3-22 非メタン炭化水素濃度の推移

(午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数)

6) 浮遊粒子状物質（SPM）

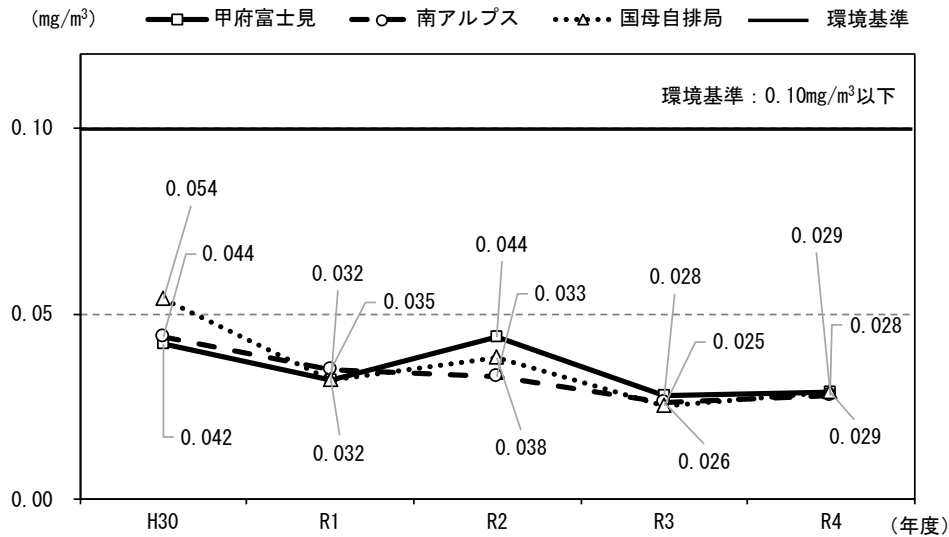
令和4年度の浮遊粒子状物質の測定結果は表 4.3-24 に示すとおりであり、環境基準に適合している。

過去5年間（平成30年度～令和4年度）の日平均値の年間2%除外値の推移は図 4.3-23 に示すとおりであり、明確な傾向が見られない。

表 4.3-24 浮遊粒子状物質測定結果（令和4年度）

測定局名称	年平均値	日平均値の年間2%除外値	環境基準の適否 （長期的評価）
	mg/m ³	mg/m ³	
甲府富士見	0.013	0.029	適
南アルプス	0.012	0.028	適
国母自排	0.012	0.029	適

出典)「やまなしの環境 2023」（令和6年1月 山梨県）



出典)「やまなしの環境 2023」（令和6年1月 山梨県）

図 4.3-23 浮遊粒子状物質濃度の推移（年間2%除外値）

7) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

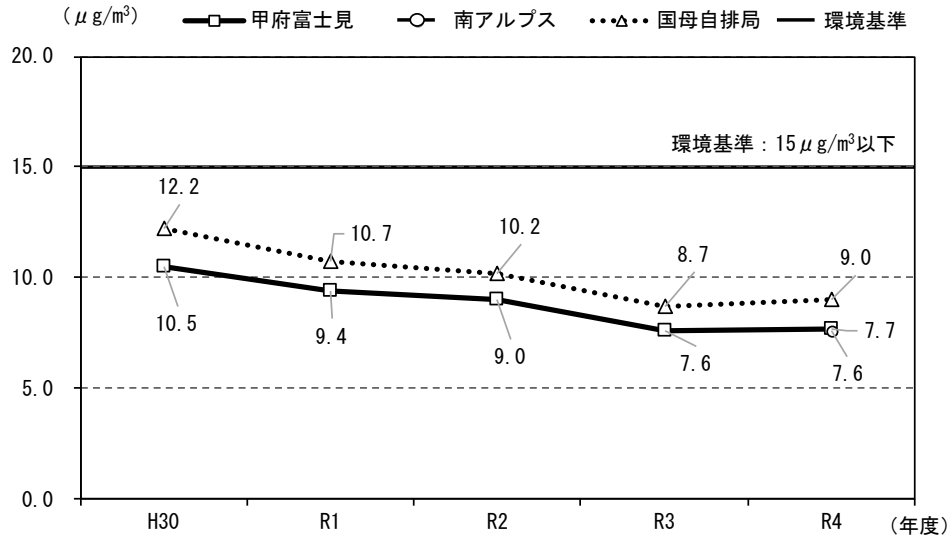
令和4年度の微小粒子状物質の測定結果は表 4.3-25 に示すとおりであり、環境基準に適合している。

過去5年間（平成30年度～令和4年度）の1年平均値と1日平均値の年間98%値の推移は図 4.3-24(1)及び(2)に示すとおりであり、1年平均値はおおむね減少傾向で推移しているものの、1日平均値の年間98%値には明確な傾向が見られない。

表 4.3-25 微小粒子状物質測定結果（令和4年度）

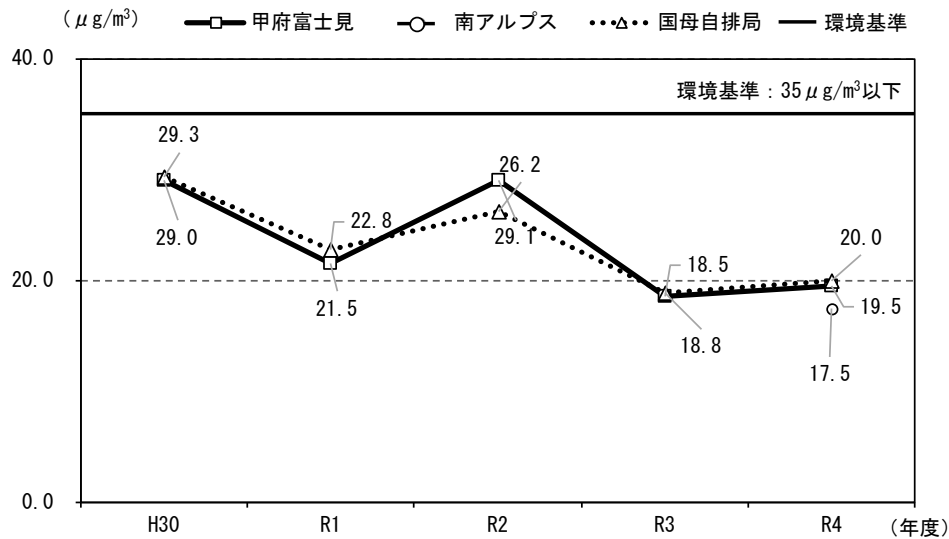
測定局名称	年平均値	日平均値の 年間98%値	環境基準の適否	
	μg/m ³	μg/m ³	長期的評価	短期的評価
甲府富士見	7.7	19.5	適	適
南アルプス	7.6	17.5	適	適
国母自排	9.0	20.0	適	適

出典)「やまなしの環境 2023」(令和6年1月 山梨県)



出典)「やまなしの環境 2023」(令和6年1月 山梨県)

図 4.3-24(1) 微小粒子状物質濃度の推移 (1年平均値)



出典)「やまなしの環境 2023」(令和6年1月 山梨県)

図 4.3-24(2) 微小粒子状物質濃度の推移 (1日平均値の年間98%値)

8) ダイオキシン類 (DXNs)

対象事業実施区域に最も近いダイオキシン類の大気汚染常時監視測定局は、甲府富士見局（令和3年まで）及び甲府市役所西庁舎（令和4年）である。甲府富士見局及び甲府市役所西庁舎の位置を図4.3-25に示す。

令和4年度のダイオキシン類の測定結果は表4.3-26に示すとおりであり、環境基準に適合している。

過去5年間（平成30年度～令和4年度）の年平均値の推移は図4.3-26に示すとおり、ほぼ横ばいで推移している。

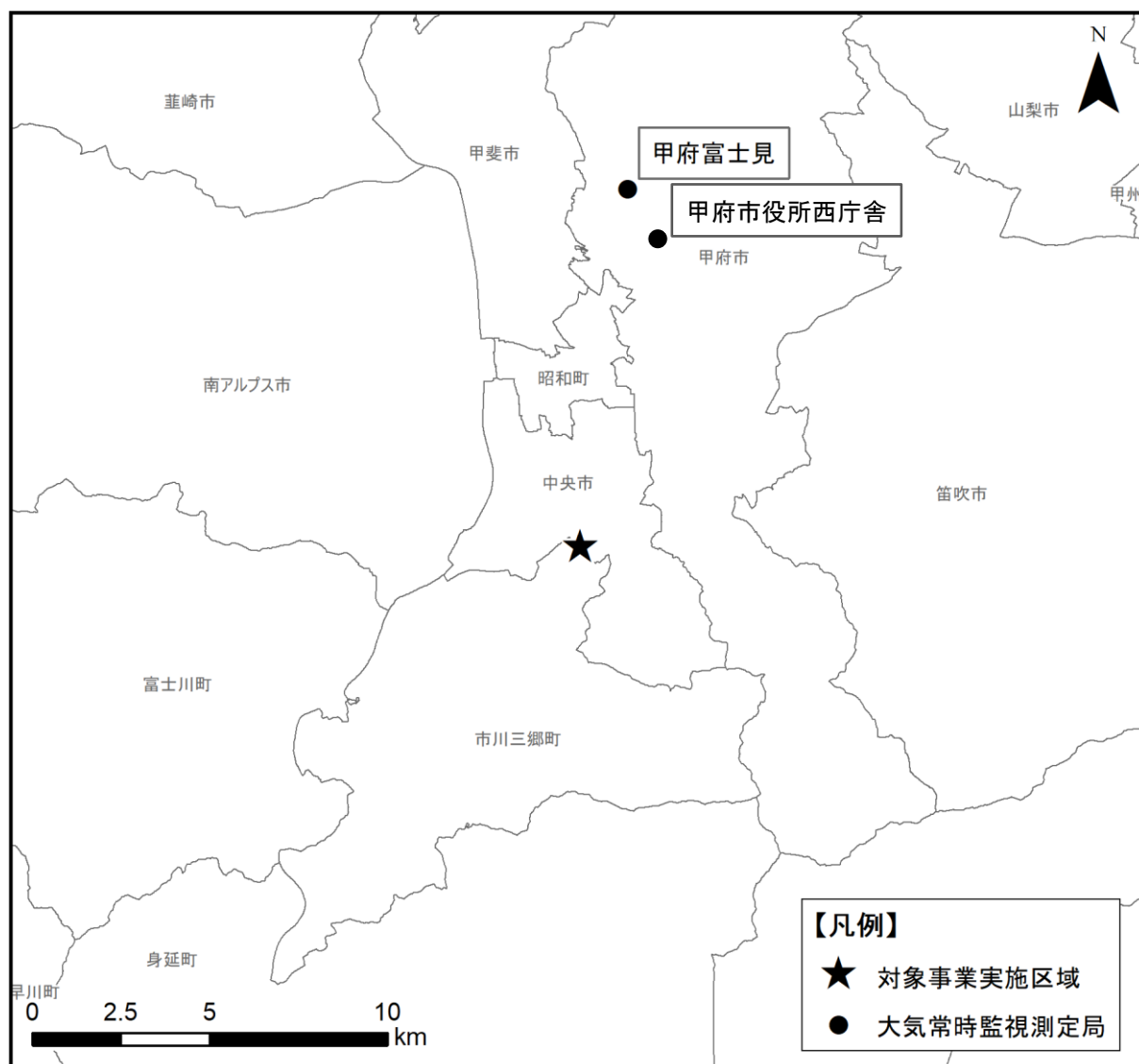
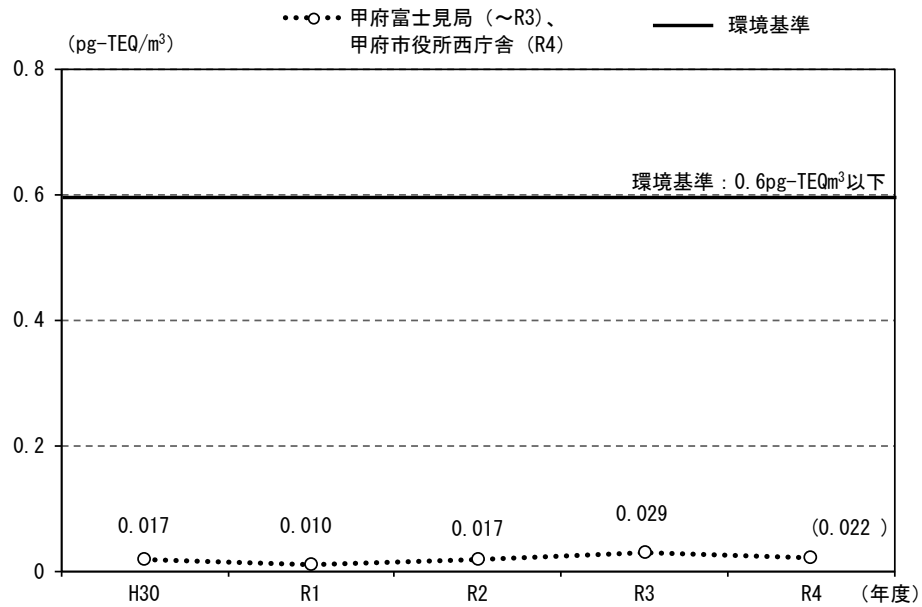


図 4.3-25 大気汚染常時監視測定局（ダイオキシン類）の位置

表 4.3-26 ダイオキシン類測定結果（令和 4 年度）

測定局名称		年平均値	環境基準の適否
		pg-TEQ/m ³	
甲府市役所西庁舎	定点	0.022	適

出典)「やまなしの環境 2023」(令和 6 年 1 月 山梨県)



出典)「やまなしの環境 2023」(令和 6 年 1 月 山梨県)

図 4.3-26 ダイオキシン類濃度の推移（大気）

(2) 騒 音

対象事業実施区域周辺における自動車騒音の常時監視結果を表 4.3-27 に、調査地点の位置図を図 4.3-27 に示す。

甲府市中町（2022 年度）の昼間及び夜間、中央市浅利（2021 年度）の夜間、南アルプス市藤田（2020 年度）の昼間、南アルプス市東南湖（2018 年度）の昼間、笛吹市境川町寺尾（2018 年度）の夜間において環境基準を超過していた。

表 4.3-27 既存資料調査結果（自動車騒音）

No.	路線名	調査地点	年度	時間区分	調査結果	環境基準	
					等価騒音レベル (L _{Aeq})	基準値	適合状況 (○:適合、×:不適合)
1	一般国道 140 号	市川三郷町市川大門	2022	昼間	69 dB	70 dB	○
				夜間	64 dB	65 dB	○
2	中央自動車道西宮線	中央市中楯	2022	昼間	63 dB	70 dB	○
				夜間	56 dB	65 dB	○
3	一般国道 358 号	甲府市中町	2022	昼間	71 dB	70 dB	×
				夜間	66 dB	65 dB	×
4	市川三郷富士川線	市川三郷町市川大門	2022	昼間	65 dB	70 dB	○
				夜間	57 dB	65 dB	○
5	市川三郷富士川線	市川三郷町高田	2022	昼間	67 dB	70 dB	○
				夜間	64 dB	65 dB	○
6	韮崎南アルプス中央線	中央市東花輪	2022	昼間	67 dB	70 dB	○
				夜間	60 dB	65 dB	○
7	一般国道 140 号	中央市浅利	2021	昼間	69 dB	70 dB	○
				夜間	66 dB	65 dB	×
8	韮崎南アルプス中央線	中央市臼井阿原	2021	昼間	56 dB	70 dB	○
				夜間	52 dB	65 dB	○
9	一軒茶屋荊沢線	南アルプス市西南湖	2021	昼間	65 dB	70 dB	○
				夜間	58 dB	65 dB	○
10	甲府中央右左口線	中央市浅利	2020	昼間	65 dB	70 dB	○
				夜間	58 dB	65 dB	○
11	甲府中央右左口線	中央市成島	2020	昼間	62 dB	70 dB	○
				夜間	53 dB	65 dB	○
12	南アルプス甲斐線	南アルプス市藤田	2020	昼間	71 dB	70 dB	×
				夜間	64 dB	65 dB	○
13	甲府中央右左口線	南アルプス市鏡中篠	2020	昼間	56 dB	70 dB	○
				夜間	47 dB	65 dB	○
14	甲府精進線	甲府市小瀬町	2020	昼間	67 dB	70 dB	○
				夜間	60 dB	65 dB	○
15	一般国道 140 号	中央市大田和	2019	昼間	65 dB	70 dB	○
				夜間	61 dB	65 dB	○
16	甲府市川三郷線	中央市布施	2019	昼間	65 dB	70 dB	○
				夜間	61 dB	65 dB	○
17	南アルプス甲斐線	南アルプス市藤田	2019	昼間	67 dB	70 dB	○
				夜間	61 dB	65 dB	○
18	中央自動車道西宮線	甲府市西下条町	2019	昼間	58 dB	70 dB	○
				夜間	51 dB	65 dB	○
19	甲府市川三郷線	中央市山之神	2018	昼間	65 dB	70 dB	○
				夜間	61 dB	65 dB	○
20	甲府中央右左口線	中央市成島	2018	昼間	67 dB	70 dB	○
				夜間	61 dB	65 dB	○
21	富士川南アルプス線	南アルプス市東南湖	2018	昼間	71 dB	70 dB	×
				夜間	65 dB	65 dB	○
22	甲府中央右左口線	甲府市右左口町	2018	昼間	63 dB	70 dB	○
				夜間	56 dB	65 dB	○
23	一般国道 358 号	笛吹市境川町寺尾	2018	昼間	70 dB	70 dB	○
				夜間	66 dB	65 dB	×

注 1) 同じ調査地点名でも年度によって調査場所が異なる。

注 2) 表中の時間区分は、環境基準における昼間 6～22 時、夜間 22～翌 6 時を示す。

出典)「自動車騒音の常時監視結果 Light 版」(国立環境研究所

<https://experience.arcgis.com/experience/d8fb4910c57c4a148584e78c80a47bac/>)

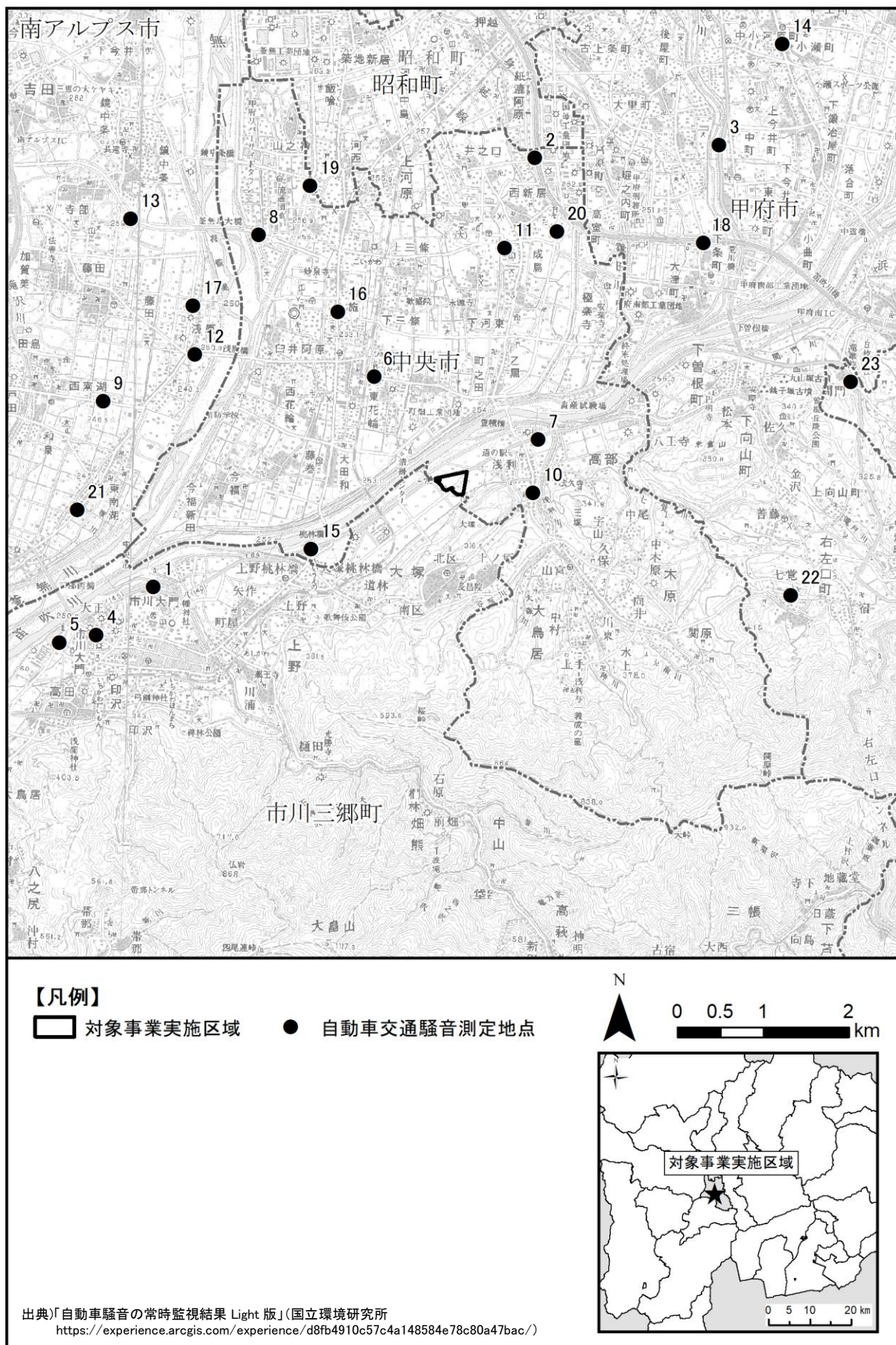


図 4.3-27 自動車交通騒音の測定地点

(3) 悪 臭

対象事業実施区域周辺においては、近年、悪臭の調査は行われていない。

(4) 水質（河川）

中央市における対象事業実施区域周辺の令和４年度の河川水質調査結果（生活環境項目）を表 4.3-28 に、各水質調査地点を図 4.3-28 に示す。また、過去５年間の経年変化を図 4.3-29～図 4.3-32 に示す。

その他、対象事業実施区域周辺における河川水質調査結果（健康項目測定結果）を表 4.3-29 に、ダイオキシン類測定結果を表 4.3-30 に示す。

令和４年度の生活環境項目については、すべての項目及び調査地点で環境基準に適合している。

また、過去５年間の経年変化でも、すべての地点及び年度で環境基準に適合している。

健康項目及びダイオキシン類については、すべての項目が環境基準に適合している。

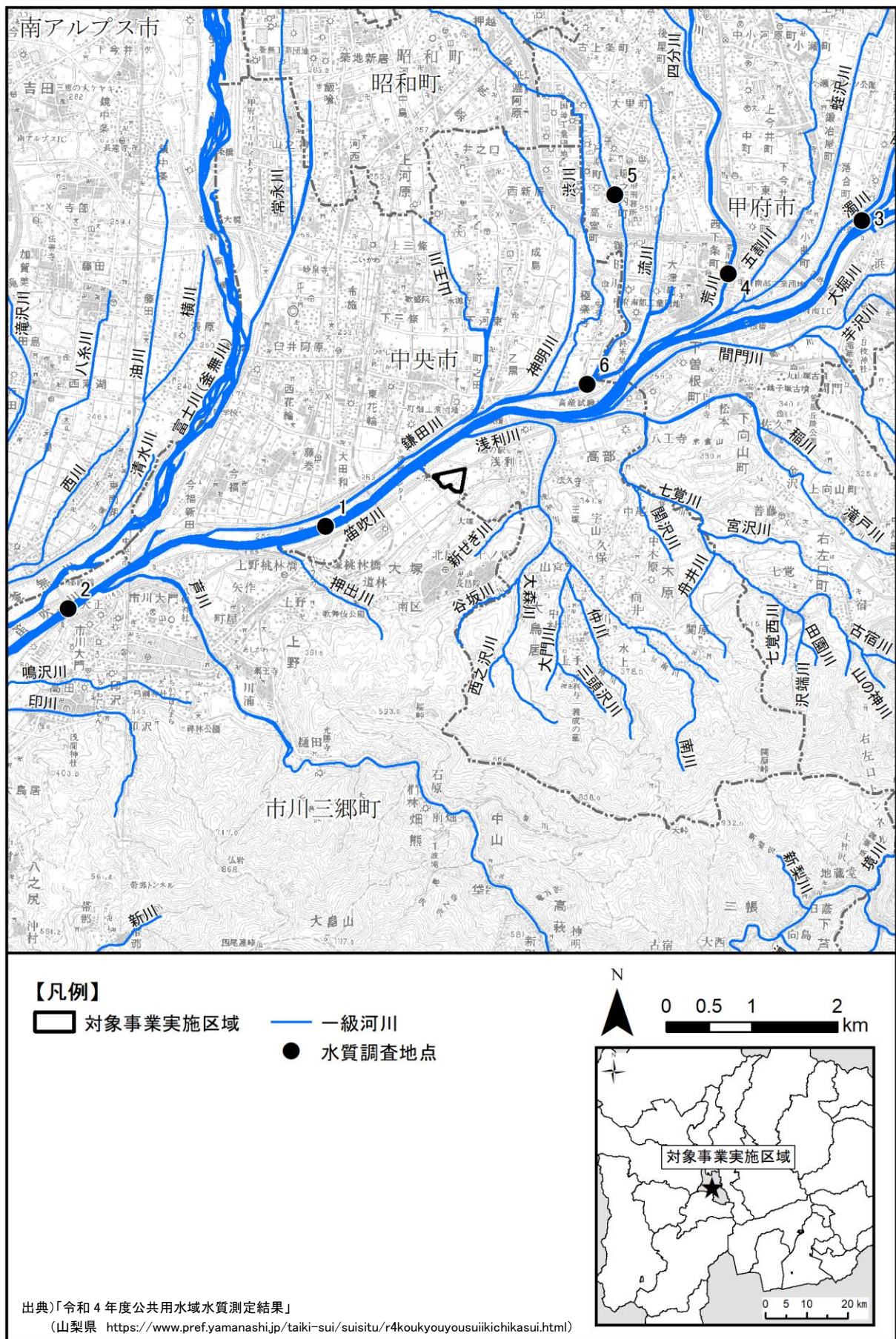
なお、対象事業実施区域周辺における河川の環境基準の類型指定状況は、笛吹川下流が A 類型、荒川下流及び鎌田川が B 類型、濁川が C 類型となっている。

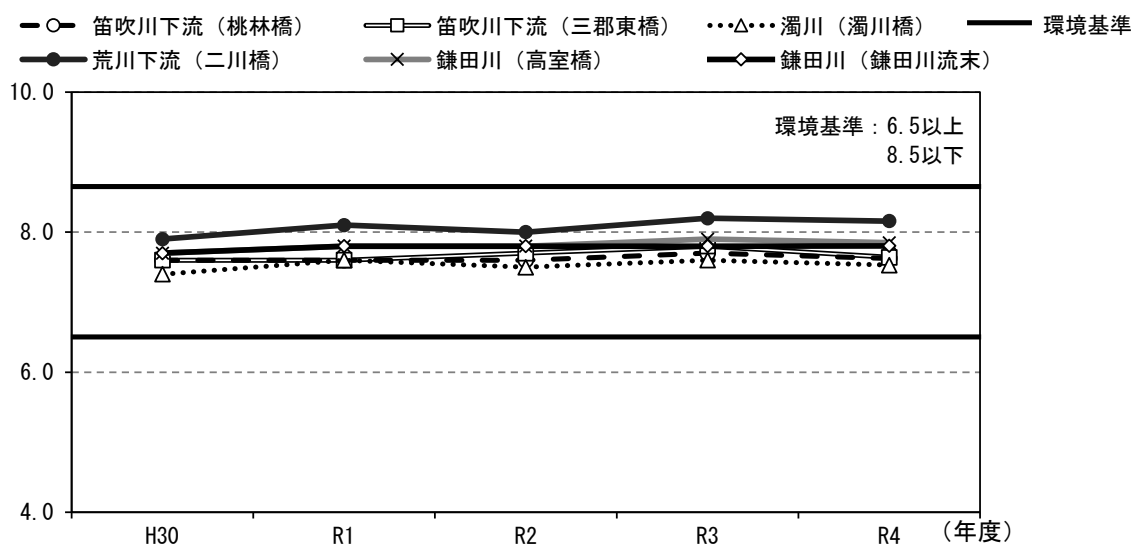
表 4.3-28 令和４年度の河川水質調査結果（生活環境項目）

No.	河川名	調査地点	環境基準 類型	水素イオン 濃度 (pH)	浮遊物質 量 (SS)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	溶存酸素 (DO)
				—	mg/L	mg/L	mg/L
1	笛吹川下流	桃林橋	河川 A	7.6	14.5	1.8	8.7
2		三郡東橋	河川 A	7.6	8.8	1.3	9.2
3	濁川	濁川橋	河川 C	7.5	17.1	1.9	7.8
4	荒川下流	二川橋	河川 B	8.2	4.8	1.4	10.0
5	鎌田川	高室橋	河川 B	7.9	8.6	1.2	9.2
6		鎌田川流末	河川 B	7.8	15.0	1.3	9.5

出典)「令和４年度公共用水域水質測定結果」

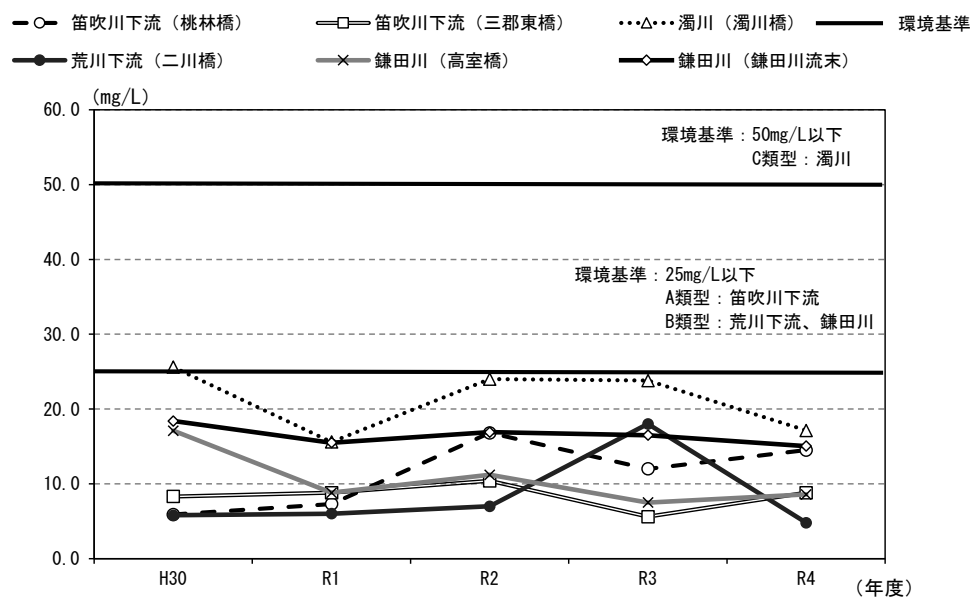
(山梨県 <https://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/suisitu/r4koukyouyousuiikichikasui.html>)





注) 数値は、すべての調査結果を算術平均したもの。
出典)「平成 30 年度～令和 4 年度公共用水域水質測定結果」(山梨県)

図 4.3-29 pH の経年変化



注) 数値は、すべての調査結果を算術平均(報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取り扱い、平均値を計算)したもの。
出典)「平成 30 年度～令和 4 年度公共用水域水質測定結果」(山梨県)

図 4.3-30 SS の経年変化

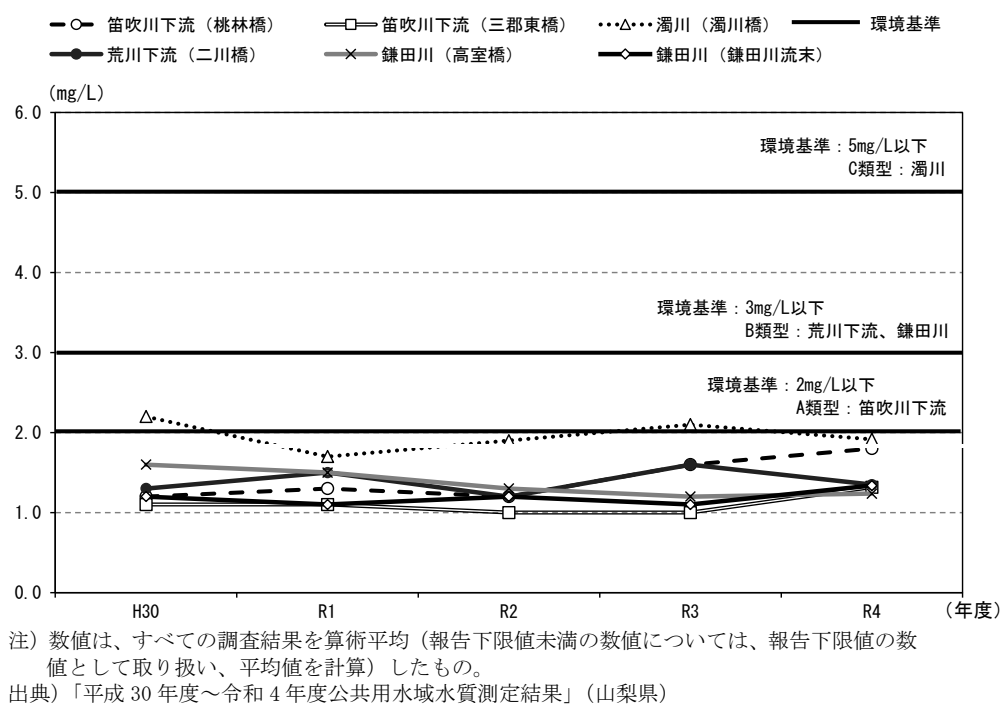


図 4.3-31 BOD の経年変化

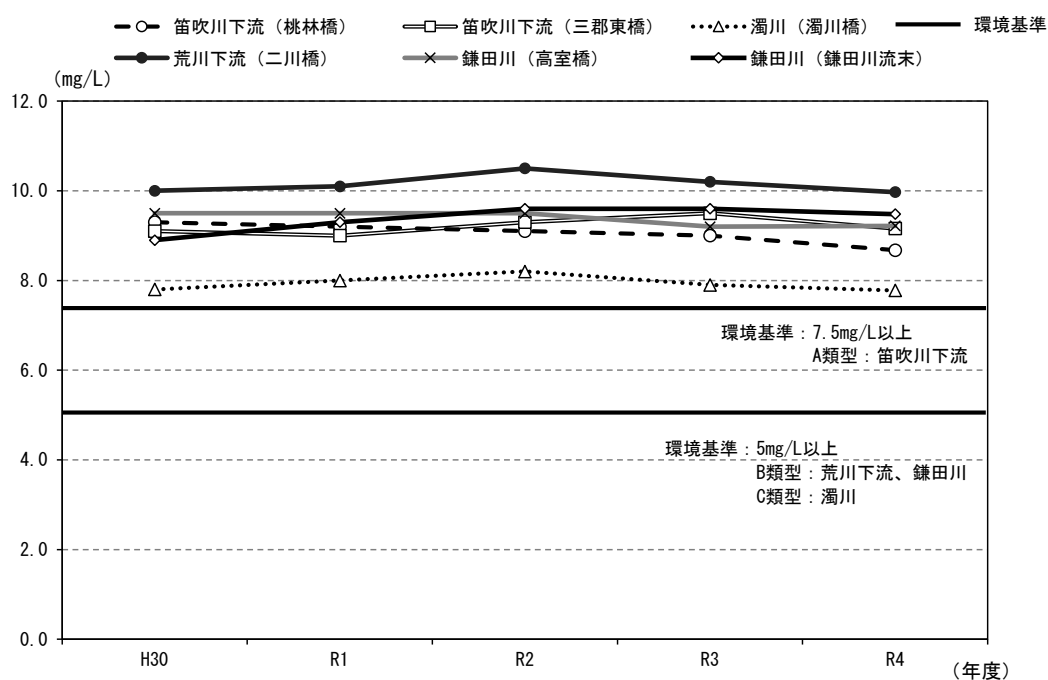


図 4.3-32 DO の経年変化

表 4.3-29 令和4年度の河川水質調査結果（健康項目）

項目	1	2	3	4	5	6
	笛吹川下流 (桃林橋)	笛吹川下流 (三郡東橋)	濁川 (濁川橋)	荒川下流 (二川橋)	鎌田川 (高室橋)	鎌田川 (鎌田川流末)
	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
カドミウム	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	—	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	—	<0.005	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ヒ素	0.002	0.0015	0.0055	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
P C B	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—
ジクロロメタン	—	<0.0002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	—	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	—	<0.0002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	<0.0002	<0.002	<0.002	0.004	<0.002
1,1,1-トリクロロエタン	—	<0.0002	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	—	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	—	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	—	<0.0002	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	—	<0.0003	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	—	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	—	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.2	1.2	1.4	0.51	0.96	0.80
ふっ素	0.07	0.07	0.17	0.071	0.086	0.085
ほう素	0.05	0.025	0.15	0.047	0.065	0.075
1,4-ジオキサン	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注) 健康項目のうち測定が行われていない項目は省略している、「<」は報告下限値未満を示す。

出典)「やまなしの環境 2023」(令和6年1月 山梨県)

表 4.3-30 令和4年度の河川水質調査結果（ダイオキシン類）

No.	地点名	測定値	環境基準の適否	
		pg-TEQ/L	適否	基準値
3	濁川（濁川橋）	0.29	適	1pg-TEQ/L 以下
6	鎌田川（鎌田川流末）	0.16	適	

出典)「やまなしの環境 2023」(令和6年1月 山梨県)

(5) 振 動

対象事業実施区域周辺においては、近年、環境振動及び道路交通振動の調査は行われていない。

(6) 地下水

1) 地下水質

対象事業実施区域が位置する中央市、及び隣接する市川三郷町における地下水調査結果を表 4.3-31 及び表 4.3-32 に示す。

ローリング方式は地下水汚染を発見することを目的として、山梨県内をメッシュで区切って順次実施している調査である。過去 5 年の調査では、中央市及び市川三郷町では環境基準の超過は確認されていない。

また、定点調査は、利水上重要な地域などを対象に継続して実施している調査である。中央市の 2 地点の調査では環境基準の超過は確認されていない。

表 4.3-31 地下水質概況調査結果（ローリング方式）

単位：mg/L

市町名	中央市					市川三郷町				環境基準
調査地点	下三條	下河東	布施	町之田	下河東	市川大門	市川大門	市川大門	黒沢	
調査年度	H30	R1	R2	R3	R4	H30	R2	R4	R4	
鉛	—	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	<0.005	—	—	0.01
砒素	<0.005	0.007	<0.005	—	0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
トリクロロエチレン	—	—	—	<0.001	<0.0005	—	—	<0.0005	<0.0005	0.01
テトラクロロエチレン	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	<0.0005	—	—	0.01
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	1.1	<0.04	1.1	<0.04	<0.04	0.68	0.69	0.97	2.5	10
ふっ素	0.07	0.15	0.07	0.34	0.09	0.07	0.10	0.07	0.07	0.8
ほう素	<0.04	0.05	0.05	0.09	0.05	<0.04	0.10	0.05	<0.04	1

注 1) 表中の「—」は測定が行われていない項目、「<」は報告下限値未満を示す。

注 2) 市川三郷町において R1 年度及び R3 年度に調査は行われていない。

出典「やまなしの環境 2019～やまなしの環境 2023」（山梨県）

表 4.3-32 地下水質概況調査結果（定点方式）

単位：mg/L

単位: mg/L

市町名	中央市										環境基準
調査地点	大田和					極楽寺					
調査年度	H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4	
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	—	—	0.002
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	—	—	0.1
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	—	—	—	—	—	0.04
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	0.01
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	—	—	—	0.01
ふっ素	0.07	0.07	0.06	0.06	<0.05	0.25	0.25	0.21	0.24	0.21	0.8

注) 表中の「—」は測定が行われていない項目、「<」は報告下限値未満を示す。

出典「やまなしの環境 2019～やまなしの環境 2023」（山梨県）

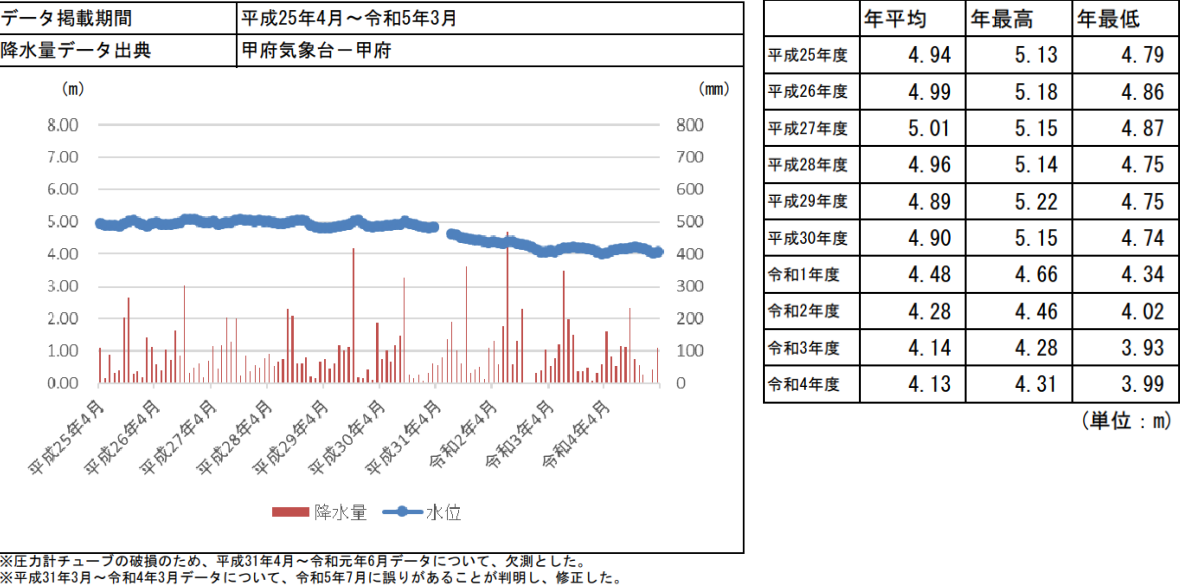
2) 地下水位

山梨県内では、地盤沈下に関して、10 か所 13 観測井において地下水位の観測が継続して行われている。

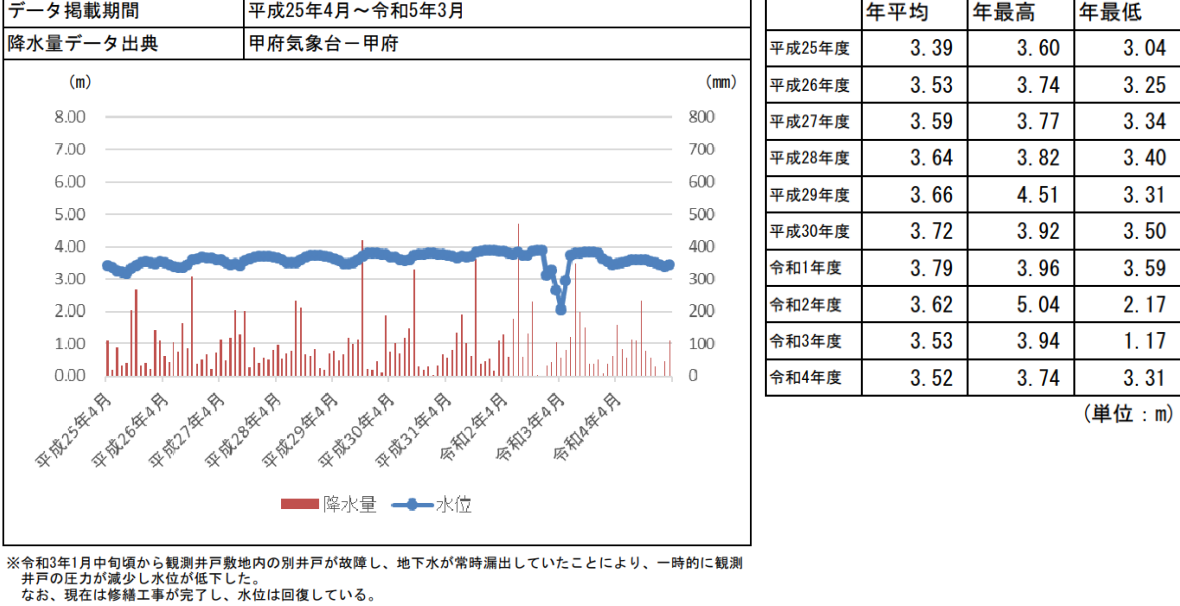
そのうち、対象事業実施区域最寄りの観測井である田富観測井（中央市布施・対象事業実施区域から北西約 2.0km）玉穂観測井（中央市成島・対象事業実施区域から北東約 2.5km）における過去 10 年間の水位観測結果を図 4.3-33 に示す。

田富観測井は、圧力計の更新により平成 31 年 4 月以降地下水位が低くなっている。また、玉穂観測井は、周辺の別井戸の故障により令和 3 年 1 月頃から水位の低下がみられているが、山梨県全体として問題となる状況ではないと総括されている。

田富観測井



玉穂観測井



出典：「地下水位変動観測結果（平成 26～令和 4 年度）」
(山梨県 https://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/65_020.html)

図 4.3-33 地下水位観測結果

(7) 土壌汚染

対象事業実施区域周辺において、「土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日 法律第 53 号）」による要措置区域を表 4.3-33 に、形質変更時要届出区域の指定状況を表 4.3-34 に、土壌のダイオキシン類調査結果を表 4.3-35 に示す。

対象事業実施区域周辺において要措置区域に指定されている区域が 2 件、形質変更時要届出区域に指定されている区域が 5 件あった。

山梨県では土壌汚染を未然に防止するため、有害物質を使用する工場・事業場に対し、施設の構造や有害物質の適正管理・使用・廃棄等について指導を行っており、事業者には、土壌汚染状況調査や汚染の除去等の措置が適切になされるよう、土地の所有者や汚染原因者に必要な指導を行っている。

また、対象事業実施区域に最も近い土壌のダイオキシン類調査地点（中央市大鳥居 図 4.3-34 参照）における令和 3 年度の測定結果は 0.16 pg-TEQ/g であり、環境基準に適合している。

表 4.3-33 土壌汚染対策法に基づく要措置区域

No.	指定番号	指定年月日	所在地	区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質
1	要措置 10	平成 24 年 3 月 19 日	中央市一町畑字芋島 660 番の一部 他	300m ²	テトラクロロエチレン
2	要措置 19	平成 27 年 5 月 28 日	中央市山之神字流通団地 2949-1、 2950-6、2991-4、2991-5 の各一部	813.43m ²	テトラクロロエチレン

出典)「土壌汚染対策法の指定区域」(山梨県)

表 4.3-34 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域

No.	指定番号	指定年月日	所在地	区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質
1	要届出 09	平成 24 年 2 月 2 日	中央市町之田字天満 245 番 4、同市一町畑字稲積 838 番 1、同市一町畑字芝原 963 番 1、967 番 1、882 番 1(一部)、882 番 2 (一部)、967 番 2 (一部)	21,105.4 5m ²	鉛及びその化合物
2	要届出 11	平成 24 年 3 月 19 日	中央市一町畑字芋島 651 番 1 の一部他	1,981.22 m ²	ふっ素及びその化合物
3	要届出 12	平成 24 年 4 月 5 日	中央市一町畑字芝原 884 番 3、903 番、906 番 1、908 番 1、912 番 1、912 番 3、1004 番 1 及び 1004 番 2 の各一部	5,397m ²	鉛及びその化合物
4	要届出 13	平成 25 年 2 月 18 日	中央市極楽寺字下河原 1258 番 1 の一部	331.89m ²	ふっ素及びその化合物
5	要届出 31	平成 30 年 11 月 22 日	中央市山之神字流通団地 2949 番 1 の一部	445.2m ²	ひ素及びその化合物、 ほう素及びその化合物

出典)「土壌汚染対策法の指定区域」(山梨県)

表 4.3-35 ダイオキシン類測定結果（土壌）

年度	調査地点	調査結果(pg-TEQ/g)	環境基準(pg-TEQ/g)
令和 3 年度	中央市大鳥居	0.16	1000 以下
令和 5 年度	甲府市下向山町	0.00047	

出典)「令和 3 年度 山梨県内における環境中のダイオキシン類測定結果」(山梨県)

「令和 5 年度 山梨県内における環境中のダイオキシン類測定結果」(山梨県)

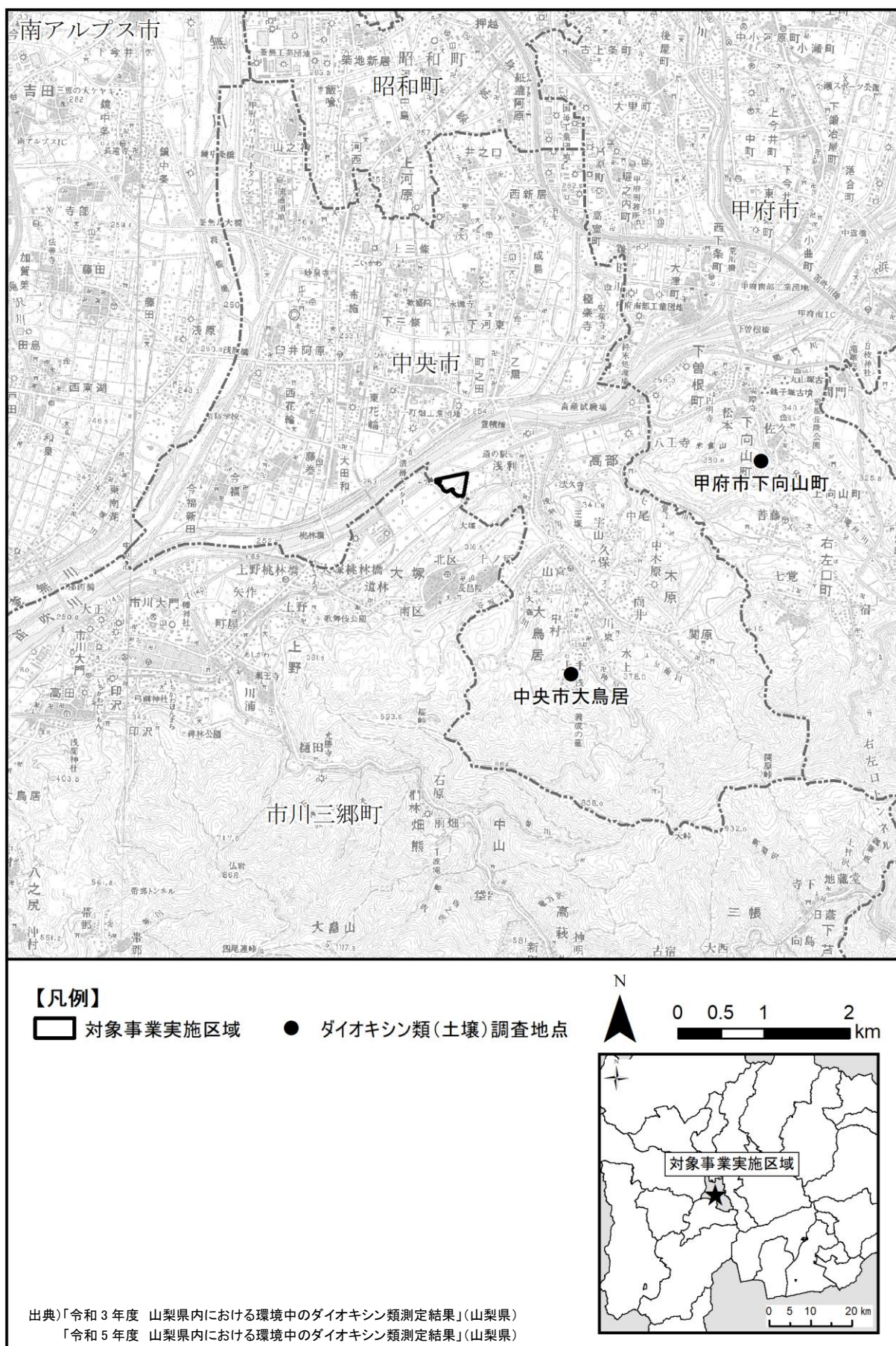


図 4.3-34 土壌（ダイオキシン類）調査地点

(8) 地盤沈下

過去 5 年間の一級水準測量調査結果を表 4.3-36 に示す。

対象事業実施区域周辺では、中央市で 6 か所、甲府市で 3 か所の一級水準測量調査が行われている。

過去 5 年間の最大沈下量は-1.5～-3.6 mm、平均沈下量は-0.7～-2.1 mm の範囲となっている。

表 4.3-36 過去 5 年間の一級水準測量調査結果

単位：mm

No.	所在地	年度					過去 5 年間の最大沈下量	過去 5 年間の平均沈下量
		H30	R1	R2	R3	R4		
1	甲府市落合町機械金属工業団地事務所内	-166.9 -2.8	-166.8 0.1	-170.3 -3.5	-172.2 -1.9	-173.1 -0.9	-3.5	-1.8
2	甲府市上今井町 甲府市山城連絡所内	-162.2 -1.5	-161.6 0.6	-162.9 -1.3	-163.7 -0.8	-164.9 -1.2	-1.5	-0.8
3	甲府市大里町 大里小学校内	-147.4 -0.8	-147.4 0.0	-150.5 -3.1	-150.4 0.1	-151.3 -0.9	-3.1	-0.9
4	中央市成島 中央市玉穂庁舎内	-185.9 0.3	-186.6 -0.7	-189.4 -2.8	-188.7 0.7	-189.8 -1.1	-2.8	-0.7
5	中央市一町畑 老人福祉センター内	-137.5 -2.3	-141.1 -3.6	-144.2 -3.1	-143.9 0.3	-145.5 -1.6	-3.6	-2.1
6	中央市今福新田 チビッコ広場内	-152.9 -1.4	-155.5 -2.6	-158.6 -3.1	-157.8 0.8	-161.1 -3.3	-3.3	-1.9
7	中央市布施 田富小学校内	-161.7 -1.5	-163.3 -1.6	-165.0 -1.7	-163.1 1.9	-166.1 -3.0	-3.0	-1.2
8	中央市山之神 山神大権現内	-138.1 -2.2	-140.1 -2.0	-142.6 -2.5	-141.1 1.5	-144.3 -3.2	-3.2	-1.7
9	中央市井之口 わかば幼稚園内	-153.8 -1.7	-154.7 -0.9	-157.9 -3.2	-156.4 1.5	-157.8 -1.4	-3.2	-1.1

注) 表中の上段は観測開始からの累積の沈下量、下段は年度における沈下量を示す。

出典)「やまなしの環境 2023」(令和 6 年 1 月 山梨県)

(9) 廃棄物

1) 一般廃棄物

① 処理施設の概要

中央市、甲府市、南アルプス市、笛吹市、市川三郷町及び昭和町のごみ処理施設の概要を表 4.3-37 に、粗大ごみ処理施設の概要を表 4.3-38 に、資源化を行う施設の概要を表 4.3-39 に、し尿処理施設の概要を表 4.3-40 に、コミュニティプラントの概要を表 4.3-41 に、埋立処分施設の概要を表 4.3-42 に示す。

中央市で収集されたごみは、主に中巨摩地区広域事務組合が運営する清掃センターのごみ処理施設によって処理されている。

また、中央市で収集されたし尿等は、中巨摩地区広域事務組合が運営する衛生センターのし尿処理施設によって処理されている。

表 4.3-37 ごみ処理施設の概要

名称	中巨摩地区広域事務組合 清掃センター	峡南衛生組合 ごみ焼却場	甲府・峡東地域ごみ処理施設 事務組合 甲府・峡東クリーンセンター
構成市町村	南アルプス市、甲斐市、 中央市、昭和町、富士川町、 市川三郷町	市川三郷町、早川町、 身延町、南部町	甲府市、山梨市、 笛吹市、甲州市
処理能力	270 t/24 h	30 t/8 h	369 t/24 h
処理対象物	燃えるごみ、可燃性粗大ごみ、 燃えないごみ、不燃性粗大ごみ	燃えるごみ、燃えないごみ	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、 し尿汚泥、最終処分場汚泥、 他
処理方法	焼却	焼却	焼却
建設年度	平成 6 年～平成 8 年度	平成 6 年～平成 7 年度	平成 26 年～平成 28 年度
所在地	中央市一町畑 1189	西八代郡市川三郷町 鴨狩津向 1387	笛吹市境川町寺尾字 前付 1440-1

出典)「やまなしの環境 2023」(令和 6 年 1 月 山梨県)

表 4.3-38 粗大ごみ処理施設

名称	中巨摩地区広域事務組合清掃センター
構成市町村	南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町、富士川町、市川三郷町
処理能力	40 t/日
処理対象物	粗大ごみ
処理方法	破碎
建設年度	昭和 61 年～昭和 62 年度
所在地	中央市一町畑 1189

出典)「やまなしの環境 2023」(令和 6 年 1 月 山梨県)

表 4.3-39 資源化等を行う施設

名称	中央市とよとみ クリーンセンター	青木が原 ごみ処理組合 大和田清掃センター	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 甲府・峡東クリーンセンター		
構成市町村	中央市	笛吹市、中央市、 富士河口湖町、 鳴沢村	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市		
処理対象物	汚泥・生ごみ	びん類・アルミ・鉄	不燃ごみ、 不燃性粗大ごみ	プラスチック 製容器包装を 圧縮梱包	紙製容器包装、 ミックスペーパー の圧縮梱包
処理能力	9 t/日	10 t/日	30.6 t/日	6.4 t/日	10 t/日
処理方法	堆肥化	破碎・選別 圧縮・保管	破碎	選別	保管
建設年度	令和元年度	昭和 48 年～ 昭和 50 年度	平成 26 年～		
所在地	中央市浅利 192	南都留郡富士河口湖 町精進青木ヶ原 514	笛吹市境川町寺尾字前付 1440-1		

出典)「やまなしの環境 2023」(令和 6 年 1 月 山梨県)

表 4.3-40 し尿処理施設

名称	中巨摩地区広域 事務組合 衛生センター	峡南衛生組合 し尿処理施設	三郡衛生組合 三郡クリーン センター	笛吹市クリーン センター
構成市町村	南アルプス市、 甲斐市、中央市、 昭和町	市川三郷町、 早川町、身延町	南アルプス市、 市川三郷町、 富士川町	笛吹市
処理能力	85 kL/日	40 kL/日	61 kL/日	40 kL/日
処理方法	高負荷	膜分離 ＋ 高度処理	膜分離 ＋ 高度処理	嫌気性消化
建設年度	平成 3 年～ 平成 5 年度	昭和 62 年～ 昭和 63 年度	平成 9 年～ 平成 11 年度	昭和 50 年～ 昭和 51 年度
所在地	中央市乙黒 1083-3	西八代郡市川三郷 町鴨狩津向 1387	南アルプス市東 南湖 1070	笛吹市石和町砂 原 936-2

出典)「やまなしの環境 2023」(令和 6 年 1 月 山梨県)

表 4.3-41 コミュニティプラント(地域し尿処理施設)

名称	中央市 よし原処理センター	南アルプス市 西新居団地地域し尿処理施設
処理能力	2,500 m ³ /日	73 m ³ /日
処理方法	標準活性汚泥	長時間ばっき
竣工年度	昭和 52 年度	昭和 61 年度
所在地	中央市臼井阿原 2153-1	南アルプス市落合

出典)「やまなしの環境 2023」(令和 6 年 1 月 山梨県)

表 4.3-42 埋立処分施設

名称	山梨県市町村 総合事務組合 かいのくに エコパーク	甲府市一般廃棄物 最終処分場	甲府市増坪町 一般廃棄物最終処分 場	甲府市焼却灰処分地
構成市町村	県内全市町村	甲府市	甲府市 (笛吹市(旧石和町))	甲府市
処理能力	302,000m ³	95,400m ³	47,900m ³	58,800m ³
処理方法	アルカリ凝集 沈殿法	接触ばっ気法	回転円板	高度処理 (活性炭吸着、 キレート吸着)
建設年度	平成 26 年～ 平成 30 年度	昭和 60 年～ 昭和 61 年度	平成 4 年～ 平成 5 年度	平成 13 年～ 平成 14 年度
所在地	笛吹市境川町寺尾 1246 番 1	甲府市小曲町 948-1	甲府市増坪町 710-3	甲府市西高橋町 383

出典)「やまなしの環境 2023」(令和 6 年 1 月 山梨県)

② 発生量及び処理状況

中央市、甲府市、南アルプス市、笛吹市、市川三郷町及び昭和町の過去5年間のごみ発生量の実績を表4.3-43(1)～(6)に、し尿及び浄化槽汚泥の処理状況を表4.3-44に示す。

中央市におけるごみ発生量は横ばいであるが、し尿及び浄化槽汚泥の処理状況については令和元年度をピークに、令和3年度まで減少している。

表 4.3-43(1) ごみ発生量の実績（中央市）

				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
人口			人	30,888	30,677	30,712	30,804	30,978
家庭ごみ	可燃ごみ		t/年	6,214	6,050	5,944	6,001	6,086
	不燃ごみ		t/年	401	385	375	369	372
	粗大ごみ	可燃性	t/年	431	401	451	469	493
		不燃性	t/年					
	計		t/年	7,046	6,836	6,770	6,839	6,951
	原単位		g/人・日	623.3	610.5	603.9	608.3	613.1
事業系 ごみ	可燃ごみ		t/年	2,763	2,817	2,802	2,835	2,750
	不燃ごみ		t/年	3	3	2	4	3
	計		t/年	2,766	2,820	2,804	2,839	2,753
	日量		t/日	7.56	7.73	7.68	7.78	7.52
総計			t/年	9,812	9,656	9,574	9,678	9,704
原単位			g/人・日	867.9	862.4	854.1	860.8	855.9

出典)「ごみ処理施設整備基本構想」(令和3年3月 山梨西部広域環境組合)

表 4.3-43(2) ごみ発生量の実績（甲府市）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
人口	人	191,664	190,456	189,200	187,868	187,171
家庭ごみ	t/年	54,381.7	52,448.3	49,538.0	49,677.8	49,247.4
事業系ごみ	t/年	26,491.2	26,107.6	23,875.3	23,711.7	23,975.2
総計	t/年	80,872.9	78,555.9	73,413.3	73,389.4	73,222.6
原単位	g/人・日	1,152.9	1,130.0	1,063.1	1,070.3	1,068.9

出典)「甲府市一般廃棄物処理計画」(令和3年3月 甲府市)

表 4.3-43(3) ごみ発生量の実績（南アルプス市）

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	
人口		人	72,305	72,018	71,880	71,602	71,370	
家庭ごみ	可燃ごみ		t/年	12,833	12,647	12,556	12,613	12,951
	不燃ごみ		t/年	736	639	552	656	621
	粗大ごみ	可燃性	t/年	636	654	620	678	714
		不燃性	t/年	23	21	21	31	52
	計		t/年	14,228	13,961	13,749	13,978	14,338
	原単位		g/人・日	537.6	531.1	524	534.8	548.9
事業系 ごみ	可燃ごみ		t/年	4,645	4,622	4,622	4,622	4,503
	不燃ごみ		t/年	14	5	3	8	27
	計		t/年	4,659	4,627	4,625	4,630	4,530
	日量		t/日	12.73	12.68	12.67	12.68	12.38
総計		t/年	18,887	18,588	18,374	18,608	18,868	
原単位		g/人・日	713.7	707.1	700.3	712	722.3	

出典)「ごみ処理施設整備基本構想」(令和3年3月 山梨西部広域環境組合)

表 4.3-43(4) ごみ発生量の実績（笛吹市）

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
家庭ごみ	t/年	17,238	17,117	16,761	15,312	15,765
事業系ごみ	t/年	7,809	7,982	7,984	8,885	9,084
総計	t/年	25,047	25,099	24,745	24,197	24,848
原単位	g/人・日	970	974	966	949	980

出典)「笛吹市一般廃棄物処理計画」(令和2年3月 笛吹市)

表 4.3-43(5) ごみ発生量の実績（市川三郷町）

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
人口		人	16,509	16,269	16,018	15,810	15,604
家庭ごみ	可燃ごみ		t/年	3,676	3,622	3,576	3,633
	不燃ごみ		t/年	235	210	207	210
	粗大ごみ	可燃性	t/年	25	24	22	23
		不燃性	t/年	25	24	23	24
	計		t/年	3,961	3,880	3,828	3,890
	原単位		g/人・日	655.5	653.4	654.7	674.1
事業系 ごみ	可燃ごみ		t/年	488	411	412	422
	不燃ごみ		t/年	1	0	0	0
	計		t/年	489	411	412	422
	日量		t/日	1.34	1.13	1.13	1.16
総計		t/年	4,450	4,291	4,240	4,312	4,351
原単位		g/人・日	736.5	722.6	725.2	747.2	761.9

出典)「ごみ処理施設整備基本構想」(令和3年3月 山梨西部広域環境組合)

表 4.3-43(6) ごみ発生量の実績（昭和町）

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
人口		人	19,405	19,695	20,066	20,277	20,452
家庭ごみ	可燃ごみ		t/年	3,794	3,881	3,653	3,762
	不燃ごみ		t/年	271	276	343	292
	粗大ごみ	可燃性	t/年	267	267	310	315
		不燃性	t/年	136	151	151	212
	計		t/年	4,468	4,575	4,457	4,581
	原単位		g/人・日	629.1	636.4	608.5	619
事業系 ごみ	可燃ごみ		t/年	3,498	3,339	3,428	3,458
	不燃ごみ		t/年	5	4	2	3
	計		t/年	3,503	3,343	3,430	3,461
	日量		t/日	9.57	9.16	9.4	9.48
総計		t/年	7,971	7,918	7,887	8,042	7,935
原単位		g/人・日	1,122.30	1,101.50	1,076.90	1,086.60	1,060.10

出典)「ごみ処理施設整備基本構想」(令和3年3月 山梨西部広域環境組合)

表 4.3-44 し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

単位：kL/年

自治体名	区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
中央市	し尿	111	113	106	95	93
	浄化槽汚泥	7,713	8,886	7,309	7,164	7,262
	合 計	7,824	8,999	7,415	7,259	7,355
甲府市	し尿	376	448	478	446	430
	浄化槽汚泥	4,699	5,026	4,225	4,503	3,913
	合 計	5,075	5,474	4,703	4,949	4,343
南アルプス市	し尿	283	223	136	710	273
	浄化槽汚泥	16,349	16,341	15,986	15,235	16,501
	合 計	16,632	16,564	16,122	15,945	16,774
笛吹市	し尿	661	547	552	506	480
	浄化槽汚泥	7,870	7,907	8,001	8,065	7,949
	合 計	8,531	8,454	8,553	8,571	8,429
市川三郷町	し尿	168	70	82	71	64
	浄化槽汚泥	1,205	1,316	1,191	1,086	1,107
	合 計	1,373	1,386	1,273	1,157	1,171
昭和町	し尿	26	21	8	11	16
	浄化槽汚泥	1,922	1,755	1,803	1,603	1,489
	合 計	1,948	1,776	1,811	1,614	1,505
山梨県	し尿	10,923	9,684	8,619	8,476	7,439
	浄化槽汚泥	133,603	134,770	131,517	130,431	131,693
	合 計	144,526	144,454	140,136	138,907	139,132

出典)「一般廃棄物処理実態調査結果(平成 30 年度～令和 4 年度)」(環境省)

2) 産業廃棄物

中央市における産業廃棄物の排出量等に係る統計はないため、山梨県の産業廃棄物の排出及び処理状況を表 4.3-45 に示す。

山梨県内の産業廃棄物排出量（平成 30 年度）は年間 1,506 千 t であり、構成比は汚泥が 57.6%と最も多く、次いでがれき類 25.0%、ガラス・コンクリート・陶磁器くず 5.5%の順となっている。

表 4.3-45 産業廃棄物の排出及び処理状況（山梨県 平成 30 年度）

単位：千 t/年

種 類	排出量	
	排出量	構成比(%)
汚泥	868	57.6
がれき類	377	25.0
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	83	5.5
廃プラスチック類	52	3.5
その他	126	8.4
合 計	1,506	100.0

注）構成比は小数第 1 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある。

出典）「やまなしの環境 2023」（令和 6 年 1 月 山梨県）

(10) 温室効果ガス

山梨県では地球温暖化対策として「山梨県地球温暖化対策条例」（平成 20 年 12 月）を制定しており、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、令和 5 年 3 月に「山梨県地球温暖化対策実行計画～やまなし発 GX の推進～」を策定している。

山梨県地球温暖化対策実行計画に基づく目標を表 4.3-46 に、山梨県における温室効果ガス排出量の推移を表 4.3-47 に示す。

表 4.3-46 山梨県地球温暖化対策実行計画に基づく目標

目標		内容
目標 1	温室効果ガス排出量削減目標	2013 年度 6,744 千 t・CO ₂ → 2030 年度 3,363 千 t・CO ₂ (50%削減)
目標 2	再生可能エネルギー導入目標	2020 年度 1,215MW → 2030 年度 1,756MW (45%増加)
目標 3	最終エネルギー消費量削減目標	2013 年度 79,076TJ → 2030 年度 55,139TJ (30%削減)

出典)「山梨県地球温暖化対策実行計画～やまなし発 GX の推進～」(令和 5 年 3 月)

表 4.3-47 温室効果ガス排出量の推移

項目	2013 基準 年度	2017	2018	2019	2020	2021	基準 年度比	前年 度比	2030 中期 目標
単位	(千 t-CO ₂)						(%)		(千 t-CO ₂)
二酸化炭素(CO ₂)	7,237	6,252	6,055	5,900	5,563	5,696	△21.3	2.4	5,305
メタン(CH ₄)	56	41	41	40	45	45	△19.6	4.7	52
一酸化二窒素(N ₂ O)	103	95	95	94	97	96	△6.8	2.1	88
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	251	345	352	381	393	407	62.2	3.6	207
パーフルオロカーボン類(PFCs)	55	39	36	39	40	36	△34.5	△10.0	55
六ふっ化硫黄(SF ₆)	11	8	8	8	8	8	△27.3	0.0	11
三ふっ化窒素(NF ₃)	2	2	2	3	3	4	100.0	33.3	2
温室効果ガス総排出量	7,715	6,782	6,589	6,465	6,149	6,292	△18.4	2.4	5,720
森林吸収源対策分	△971	△1,003	△974	△947	△931	△878	-	-	△694
温室効果ガス総排出量(森林吸収源対策分を含む)	6,744	5,779	5,615	5,518	5,218	5,414	△19.7	3.9	5,026

出典)「山梨県における温室効果ガス排出量の状況」(山梨県 <https://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-ene/keikaku.html>)

4.3.11 開発計画等の策定状況

(1) 中央市

1) 中央市環境基本計画

中央市では、多様な環境問題への対応のため、平成 18 年 2 月に「中央市環境基本条例」を制定し、その基本理念に基づき、平成 21 年 3 月に「中央市環境基本計画」を策定している。また、環境基本計画の策定から 5 年後に前計画の中間見直しを行い、「中央市環境基本計画（後期計画）」として改訂しており、中央市環境基本計画（後期計画）」の検証をふまえ、他の環境政策との整合性を図ることを目的として、平成 31 年 3 月に「第 2 次中央市環境基本計画」を策定している。

本計画の全体像を表 4.3-48 に示す。

表 4.3-48 中央市環境基本計画の全体像

中央市が目指す環境像	基本目標	基本施策	施策の方向性
快適で健康やかに暮らせる生活文化都市	1. 人と自然がふれあうまち	1. 身近な自然環境の保全	(1) 自然環境の保全、自然とのふれあいの推進 (2) 生物多様性の確保
		2. 良好な田園景観の確保	(1) 農地・森林の保全と活用 (2) 農林業の地産地消の推進
		3. 緑地の保全、緑化の推進	(1) 公園の整備と管理 (2) 緑化の推進と景観の保全
	2. 快適で健康な生活環境があるまち	1. 大気汚染の防止	(1) 大気汚染物質の排出抑制対策の推進 (2) 自動車排ガス対策の推進
		2. 水質汚濁の防止	(1) 水質汚濁物質の排出抑制対策の推進 (2) 生活排水対策の推進
		3. 騒音・振動・悪臭の防止	(1) 公害防止対策の推進
	3. 循環型の社会を形成するまち	1. 廃棄物の減量、リサイクルの推進	(1) 廃棄物の発生抑制 (2) リサイクルの推進
		2. 不法投棄・野焼きの防止	(1) 不法投棄等監視パトロールの実施 (2) 不法投棄・野焼き防止の啓発活動
		3. 生活環境に影響を与える新たな環境問題への対応	(1) 地下水資源の保全 (2) 災害時等の環境リスクへの対応
	4. 地球環境の保全を推進するまち	1. 地球環境問題への取り組み	(1) 環境にやさしいライフスタイル、事業活動の推進 (2) 新エネルギーの利用 (3) 省エネルギーの推進 (4) 公共交通の充実
	5. 環境活動に各主体が協働で取り組むまち	1. 環境活動の推進	(1) 環境活動の推進
		2. 環境教育・学習の推進	(1) 学校における環境教育の推進 (2) 環境情報・環境学習の機会の提供

出典)「第 2 次中央市環境基本計画」(平成 31 年 3 月 中央市)

2) 一般廃棄物処理基本計画

中央市は、循環型社会の実現を目指し、市民、事業者、行政が一体となつてごみの減量化とリサイクルに取り組む社会環境を構築するため、平成 18 年 11 月に「中央市一般廃棄物処理基本計画（第 1 次）」（計画期間、平成 19 年度～平成 28 年度）を策定している。

また、平成 24 年度に「中央市一般廃棄物処理基本計画（第 1 次）」を一部改訂したのち、平成 29 年 3 月にこれまでの取組みを考慮し、ごみ処理計画及び生活排水処理計画をあわせた「中央市一般廃棄物処理基本計画（第 2 次）」を策定している。第 2 次の基本計画の計画期間は平成 29 年～令和 8 年としていたが、国の基本方針等をふまえ、令和 4 年 3 月に改定している。

本計画に基づく、ごみの適正処理確保のための市民、事業者、市、それぞれの主体における取組みを表 4.3-49 に示す。

表 4.3-49 ごみ処理に関する取組み（中央市）

市 民	
	○ごみの出ない商品を選ぶ、買いすぎない、長く使えるものを選ぶ
	○生ごみの水切りなどごみの減量化を心がける
	○ルールに従い、分別などごみの適正な処理を心がける
	○自治会活動などと協力して、4 R の実行や街の美化に努める
事業者	
	○環境配慮型、4 R を基本とした事業活動を行う
	○グリーン購入を行う
	○自らの責任で、ごみの適正処理を進める
	○市や地域と連携し、街の美化に努める
行 政	
	○自ら率先して 4 R に取り組む
	○グリーン購入を行う
	○市民や事業者に対する時宜にかなった普及・啓発活動を行う
	○市民や事業者の効果的な 4 R の仕組み・体制・支援策を整備する

出典)「中央市一般廃棄物処理基本計画(第2次)令和4年3月改定」(令和4年3月 中央市)

3) 中央市都市計画マスタープラン

中央市は、平成 22 年 3 月に「中央市都市計画マスタープラン」を策定し、「次代に受け継ぐ、暮らしを大切にしたい交流を育むまち」をまちの将来像として掲げ、まちづくりに取り組んでいる。計画策定から 10 年以上が経過し、市を取り巻く社会・経済情勢が大きく変動したことをふまえ、現行の計画を見直した「中央市都市計画マスタープラン」を令和 2 年 11 月に改訂している。

都市全体構想におけるまちづくりの目標を表 4.3-50 に、将来構造の設定についてを表 4.3-51 に、都市構造図を図 4.3-35 に示す。なお、都市構造図において、対象事業実施区域は、優良農地に位置する。

表 4.3-50 まちづくりの目標（中央市）

まちづくりの目標	
○交流を育む活力あるまち	リニア中央新幹線山梨県駅の開業を見据え、多くの人々の交流を育み、いきいきとした魅力あるまちづくりをめざします。
○いきいきと暮らすやすらぎあるまち	災害に強く、誰もが安全・安心、快適に住み続けられるふるさとのまちづくりをめざします。
○自然環境と共生しふれあうまち	豊かな自然を大切に守り・育て、まちづくりに活用するなど、自然と共生し、自然とふれあうまちづくりをめざします。
○次代へ継承する文化を学び支えあうまち	これまで育んできた地域の絆や祭り・伝統行事など、次代へ継承する大切な財産を、ともに手をたずさえ、支え合い高め合うまちづくりをめざします。

出典)「中央市都市計画マスタープラン」(令和 2 年 11 月 中央市)

表 4.3-51 将来構造の設定（中央市）

将来構造の設定		
まちの 拠点	◇広域交流拠点	・リニア中央新幹線山梨県駅周辺*
	◇中心拠点	・東花輪駅・中央市役所周辺
	◇地区拠点	・玉穂支所周辺、豊富支所周辺
	◇都市機能集積拠点	・山梨大学医学部周辺（商業拠点を含む）・リバーサイド地区（商業拠点を含む）
	◇流通・物流拠点	・山梨県流通センター・山梨県トラックターミナル周辺・成島・乙黒周辺
	◇産業拠点	・山梨ビジネスパーク、国母工業団地、一町畑工業団地等
	◇レクリエーション 拠点	・道の駅とよみ、四季新鮮収穫広場「た・から」農産物直売所、豊富シルクの里公園周辺、中央市総合防災公園、玉穂ふるさとふれあい広場等
	◇ふるさと景観拠点	・山の神千本桜周辺
まちの 交流軸	◇骨格的な都市軸	・国道 140 号、(主) 甲府市川三郷線、(主) 甲府中央右左口線、(主) 甲斐中央線、(主) 韮崎南アルプス中央線など
	◇地域連携軸	・(主) 甲府中央右左口線、市道玉穂豊富線、市道田富玉穂大津線など
	◇まちのにぎわい 交流軸	・(主) 甲府市川三郷線沿道（中央市役所東側）、(主) 韮崎南アルプス中央線（東花輪駅～浅原橋東詰周辺）など
	◇シルクの里交流軸	・シルクライン、(主) 甲府中央右左口線、市道 1016 号線
	◇骨格的な水と緑の軸	・釜無川、笛吹川、神明川など
骨格 道路網	◇広域幹線道路	・中央自動車道、新山梨環状道路、国道 140 号
	◇主要幹線道路	・(主) 甲府市川三郷線、(主) 甲府中央右左口線、(主) 韮崎南アルプス中央線など
	◇地域幹線道路	・県道臼井阿原竜王線、市道玉穂豊富線、シルクライン、市道田富玉穂大津線
	◇主な交通拠点	・JR 身延線の東花輪駅、小井川駅、リニア中央新幹線山梨県駅
土地 利用 エリア	◇市街地エリア	・田富地域及び玉穂地域の市街地ゾーン
	◇田園環境共生エリア	・市街地周辺低地部の農業集落地ゾーン
	◇樹園里山エリア	・中山間地域の里山と農山村ゾーン
	◇森林丘陵エリア	・御坂山系の山地、森林ゾーン

*：リニア中央新幹線山梨県駅は甲府市に位置するが、中央市に隣接する重要な拠点であるため、この計画において広域交流拠点として位置付けられている。

出典)「中央市都市計画マスタープラン」(令和 2 年 11 月 中央市)

4) 景観計画

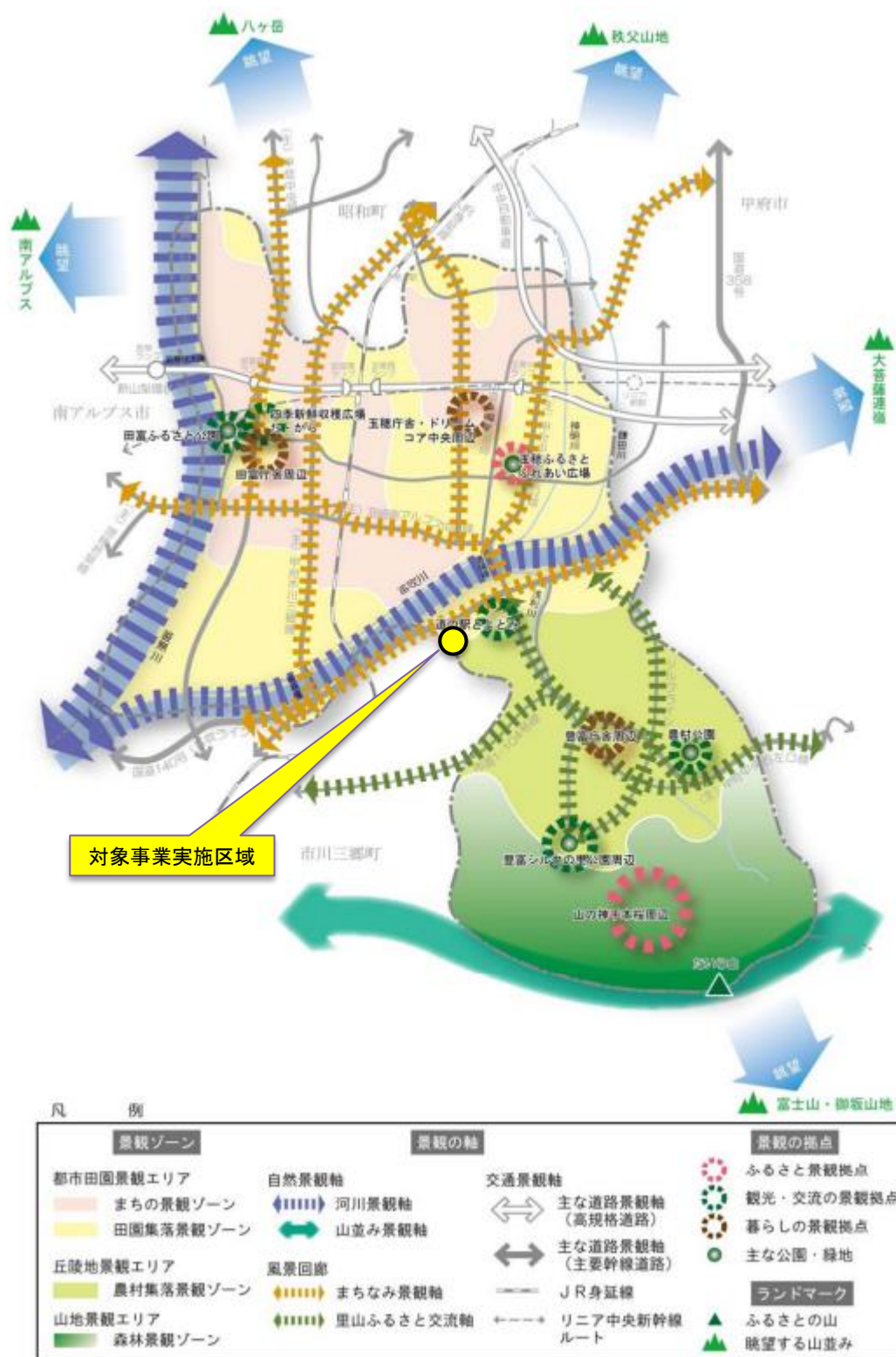
「景観計画」は、平成 16 年 6 月に制定された「景観法」に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画である。中央市では御坂山地や曾根丘陵の自然景観、広々とした田園景観、歴史文化的景観などを市民共有のかけがえのない財産として守っていきたいという希求や、新たな魅力ある景観づくりへのニーズが高まってきており、こうした背景のもと、「中央市景観計画」（平成 29 年 8 月改定）の策定及び景観条例の制定に向けた取り組みを始動している。

「中央市景観計画」（平成 29 年 8 月改定）における景観形成方針の体系を表 4.3-52 に、中央市が目指す景観構造を図 4.3-36 に示す。なお、中央市が目指す景観構造において、対象事業実施区域周辺は、田園集落景観ゾーンに位置する。

表 4.3-52 景観形成方針の体系（中央市）

基本方針	景観形成方針
(1) 水辺や森などの自然と共生する風景づくり	①豊かな水辺景観を守り、活かす。
	②森林や四季折々の山の風景を守り、活かす。
	③自然にふれあい、楽しむ場やルートをつくる。
	④ホタルやカワセミなどの棲む風景を守り、再生する。
(2) のびやかな眺望を活かす風景づくり	①田園と山並みの景観が調和する眺望景観を守り、活かす。
	②良好な眺望場所を守り、活かす。
	③眺めを楽しみ・憩う眺望スポットをつくる。
(3) 田園や地域景観と調和する都市景観づくり	①個性あるまちの顔となる景観をつくる。
	②地域景観と調和する市街地のまちなみ景観をつくる。
	③景観に配慮した魅力ある公共施設をつくる。
(4) 田園景観の保全と農の交流を育む風景づくり	①広がりのある田園景観を守り、活かす。
	②農の交流を育むおもてなしの風景をつくる。
(5) 里山や農村景観を守り、活かす風景づくり	①里山や農村集落のたたずまいを守り、継承する。
	②シルクの里の交流を育む元気な風景づくりを進める。
(6) 「桜の里」を象徴する風景づくり	①桜が彩る風景を守り、活かす。
	②桜の里を象徴する景観拠点をつくる。
	③桜が結ぶ花と緑を楽しむ風景をつくる。
(7) 歴史文化の記憶を顕在化し、育む風景づくり	①歴史文化的景観を守り、継承する。
	②埋もれている歴史文化資源を顕在化し、風景に奥行きを与える。
	③身近な歴史文化資源を景観づくりに活かす。
	④歴史文化的景観を辿るルートをつくる。

出典)「中央市景観計画」（平成 29 年 8 月 中央市）



出典)「中央市景観計画」(平成 29 年 8 月 中央市)

図 4.3-36 中央市が目指す景観構造

(2) 甲府市

1) 甲府市環境基本計画

甲府市は、「甲府市環境基本計画」を平成 15 年 3 月に策定し、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、その目標や期間等を定めている。その後、平成 25 年 3 月に「第二次甲府市環境基本計画」として改定している。

そして、甲府市を取り巻く環境の状況や国内外の動向をふまえ、前計画から 10 年が経過し計画期間が満了になるため「第三次甲府市環境基本計画」を策定した。本計画の全体像を表 4.3-53 に示す。

表 4.3-53 甲府市環境基本計画の全体像

目指すべき環境像	基本目標	個別目標	主な取組
人と自然が調和するまち甲府～循環共生型社会の実現～	基本目標 1 自然と共生するまち	1-1 自然環境の保全	●地球温暖化防止につながる森林整備の推進 ●地域や家庭における緑化の推進 ●水源かん養機能等の高い森づくりの推進
		1-2 多様な生態系の保全	●貴重植物の生態保護 ●特定外来生物に関する情報発信 ●地域の実情に応じた有害鳥獣の駆除
		1-3 自然環境を活用した防災・減災	●自然の機能を活用した防災・減災の推進 ●公園緑地等の公共空地の活用
	基本目標 2 安心して快適に暮らせるまち	2-1 良質な大気・水等の保全	●公共用水域及び地下水の水質保全 ●化学物質等の適切な管理と廃棄 ●大気汚染の抑制 ●騒音・振動・悪臭に関する公害発生の抑制
		2-2 快適な生活環境の確保	●良好な景観の保全 ●車道と歩道をフラットな形に整備
	基本目標 3 持続可能な脱炭素社会を目指すまち	3-1 地球温暖化対策の推進	●太陽光エネルギーの導入促進 ●水素エネルギーの普及促進 ●クリーンエネルギー自動車の普及促進
		3-2 気候変動への適応	●地球温暖化における適応策の推進
	基本目標 4 積極的に資源循環を推進するまち	4-1 3R+Renewable の推進	●家庭系ごみの減量の推進 ●3R+Renewable 啓発の推進 ●有価物・資源物の回収の推進 ●家庭における食品ロス削減の推進
		4-2 廃棄物の適正処理の推進	●産業廃棄物排出事業者への指導 ●産業廃棄物処理事業者等への指導 ●不法投棄の発生抑制 ●汚泥の資源・エネルギー利活用の検討
	基本目標 5 地域の未来のために協働するまち	5-1 環境意識の醸成	●地域の人材育成の推進 ●地域・家庭・学校教育等における環境教育の推進 ●自然環境とのふれあい事業の推進
		5-2 協働による環境活動の推進	●多様な主体との連携による環境対策の推進

出典)「第三次甲府市環境基本計画」(令和 5 年 3 月 甲府市)

2) 一般廃棄物処理基本計画

甲府市は令和２年度に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」の最終年にあたることから、現状を把握し、これまでの取り組みを検証するとともに、国の方針や、SDGs の目標など、各種計画、法律等との整合性を図り、新たな甲府市一般廃棄物処理基本計画を策定している。

本計画に基づく、ごみの適正処理確保のための市民、事業者、市、それぞれの主体における取り組みを表 4.3-54 に示す。

表 4.3-54 ごみ処理に関する取り組み（甲府市）

市 民		
	役割	取り組むべき事項
	ごみの排出者であり、循環型社会づくりの担い手であることを自覚し、ごみの発生抑制に配慮した消費行動やリサイクルの推進に努める。	・ マイバッグ等の使用によるレジ袋の削減
		・ ごみの排出ルールや資源物の分別の徹底
		・ 地域の集団回収活動などへの参加
		・ 生ごみの水切りや堆肥化などによる、ごみの減量化・資源化の実施
		・ 使い捨て商品や過剰購入の抑制 等
事業者		
	役割	取り組むべき事項
	ごみの発生抑制や循環的利用を推進するための自主的・積極的な取り組みに努める。	・ 発生源における排出抑制
		・ リサイクル製品、エコ商品の開発
		・ 過剰包装の抑制、レジ袋の削減
		・ 使い捨て容器の使用抑制と製造・流通事業者による自主回収・資源化の推進
		・ 再生品の使用促進 等
行 政		
	役割	取り組むべき事項
	ごみの発生抑制に係る市民、事業者の自主的な取り組みを促進するとともに、分別収集や再生利用など積極的に取り組むことにより、循環型社会の構築に努める。	・ 市民、事業者に対するごみの減量化・資源化推進に関する周知啓発
		・ 幼児から学生、自治会等での環境教育、環境学習の充実
		・ 効率的かつ安全・安心な収集等の実施
		・ 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底
		・ 不法投棄防止対策の推進
	・ ごみ減量に関する有効な施策の推進 等	

3) 甲府市都市計画マスタープラン

甲府市は将来を見据えた長期的な視点を持ちつつ、創意工夫を加えながら計画的な土地利用を推進するため、「甲府市都市計画マスタープラン」を策定している。

本計画は、20年後の甲府市の姿を見据えた10年計画とし、目標年次を2027年のリニア中央新幹線の開業年とする中で、目指すべき将来都市構造を「集約と連携による持続可能な都市構造」と定めている。都市全体構想におけるまちづくりの目標を表4.3-55に、将来構造の設定についてを表4.3-56に、都市構造図を図4.3-37に示す。

表 4.3-55 まちづくりの目標（甲府市）

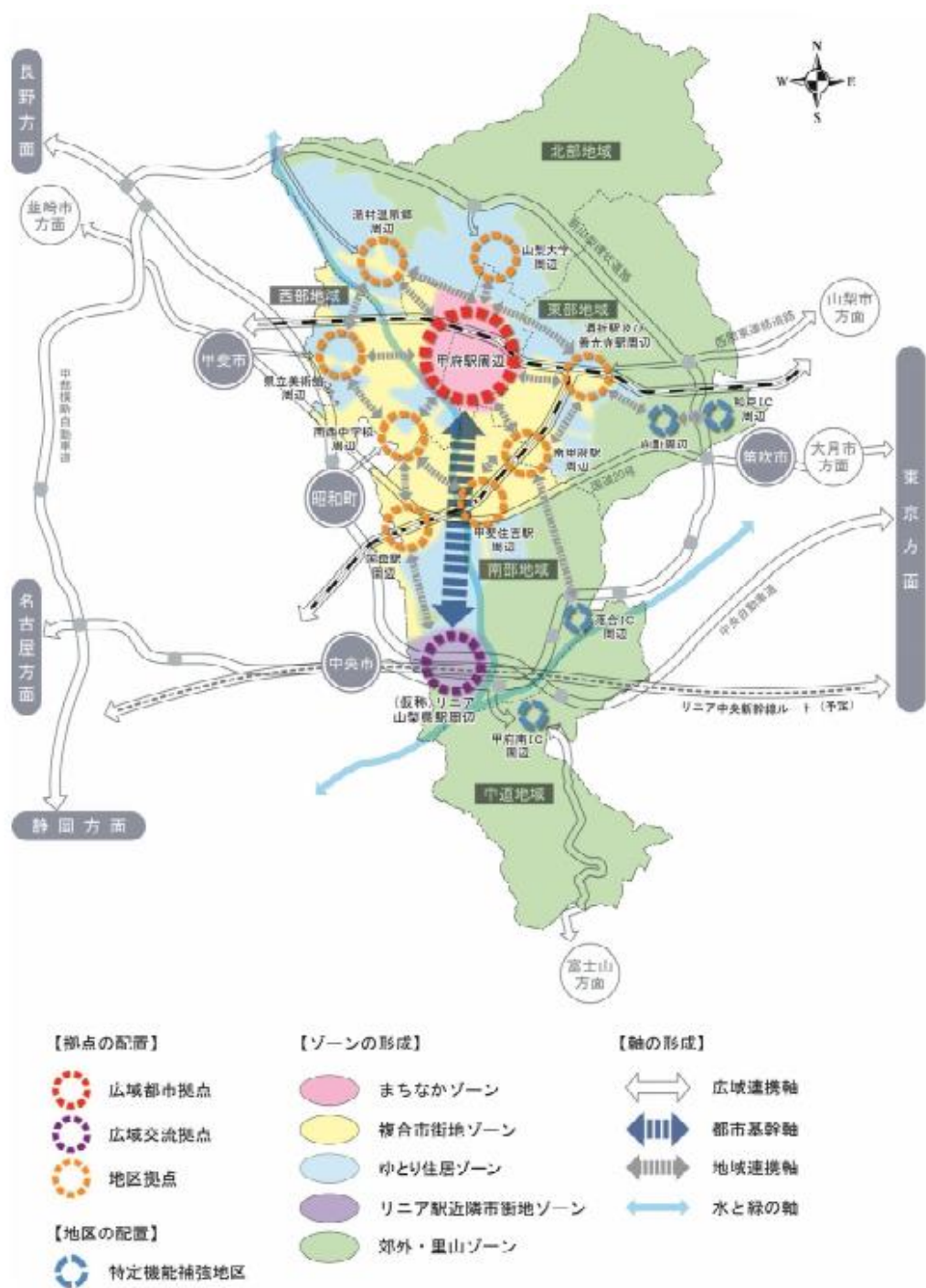
まちづくりの目標	
○人口減少・少子高齢社会に対応したコンパクトなまちづくり	立地適正化計画を活用したまちづくりに向けて、居住の拡散を抑制するとともに、甲府駅周辺における都市機能の魅力を高めながら、身近にある医療・福祉施設、商業施設、教育機関等を維持し、必要に応じて誘導します。また、歩いて生活できる都市環境の実現に努め、高齢者や子育て世代をはじめ市民の生活利便性の維持向上や健康寿命を延ばせる住環境づくりに取り組むことで、いきいきと輝く人を育むまちづくりを推進します。
○既存ストックを活かした持続可能なまちづくり	公共施設及びインフラ資産の施設総量の適正化、長寿命化及び効率的な施設運営を推進し、より一層の安定的な市民サービスの提供につなげます。また、甲府のシンボルである遊亀公園、附属動物園等、身近な施設の再整備により憩いの場や子育て環境が充実した「こども最優先のまち（子育て・子育て）」を目指し、空き家など既存ストックを活用しながら、安全で安心して健やかに暮らせるまちづくりを推進します。
○拠点同士が連携した活力あるまちづくり	新たな交通ネットワークの形成を契機とした利便性の高い公共交通体系の実現により、拠点同士や拠点と地区*のアクセスを向上することで、連携と役割分担による相乗効果を発揮させるとともに、地域コミュニティの交流や活動が拡大され、魅力があふれ人が集う活力あるまちづくりを推進します。 ※地区とは、特定の機能を補強する地区をいう。
○地域特性を活かした産業振興のまちづくり	リニア開業による活発な企業活動や交流人口の拡大を市域全体の活性化につなげ、甲府市の大きな発展に結びつけていくとともに、農業・工業・商業・観光など地域経済を支える産業の振興を図り、市民がいきいきと働くことができる雇用環境を充実させて、「くらし潤うまち（稼ぐ・稼げる）」の創出を目指したまちづくりを推進します。
○自然を保全し環境に配慮したまちづくり	まちと緑・農が共生する甲府の景観を次世代へと引き継ぐため、身近な緑や水辺を大切にしながら、恵まれた森林、農地及び歴史的に価値の高い資源の保全・活用を図り、環境への負担の少ない社会の構築を目指して、自然と都市機能が調和する快適なまちづくりを推進します。

出典「甲府市都市計画マスタープラン」（平成30年3月 甲府市）

表 4.3-56 将来構造の設定（甲府市）

将来構造の設定		
広域都市拠点	高次の都市機能が集約され、既存ストックを活かしながら、居住誘導を図るとともに、山梨県の政治、経済及び文化をけん引する拠点	甲府駅周辺
広域交流拠点	（仮称）リニア山梨県駅をもう一つの玄関口として活用し、国内外の広域交流の促進による産業や観光の振興、緑が多くゆとりある居住の確保を図る拠点	（仮称）リニア山梨県駅周辺
地区拠点	公共交通による到達が可能で、身近な日常生活に必要な商業、医療、子育て等の都市機能を維持し、必要に応じて施設の立地を誘導することで、周辺における人口集積地域の生活利便性を高める拠点	南甲府駅周辺、甲斐住吉駅周辺、酒折駅・善光寺駅周辺、山梨大学周辺、湯村温泉郷周辺、県立美術館周辺、南西中学校周辺、国母駅周辺
特定機能補強地区	工業や商業等の産業機能、身近な生活機能等に特化した地区又は今後それらの機能を維持し、必要に応じて補強を図る地区	和戸 IC 周辺（アリア含む）、落合 IC 周辺（機械金属工業団地含む）、向町周辺、甲府南 IC 周辺（甲府南部工業団地含む）

出典「甲府市都市計画マスタープラン」（平成30年3月 甲府市）



出典「甲府市都市計画マスタープラン」(平成 30 年 3 月 甲府市)

図 4.3-37 都市計画マスタープランにおける都市構造図 (甲府市)

(3) 南アルプス市

1) 南アルプス市環境基本計画

南アルプス市では「南アルプス市環境基本条例」に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2010 年 11 月に「第 1 次南アルプス市環境基本計画」を策定している。

その後、現行の計画を見直し「第 2 次南アルプス市環境基本計画」を策定し、望ましい環境像として、「循環型社会の形成づくりが進むまち」、「快適な生活環境のまち」、「豊かな自然環境のまち」、「地球環境の保全に取り組むまち」、「環境教育と市民協働を推進するまち」を掲げ、持続可能な社会の実現に向けて総合的・計画的に、本計画を進行している。

本計画の全体像を表 4.3-57 に示す。

表 4.3-57 南アルプス市環境基本計画の全体像

南アルプス市が目指す環境像	望ましい環境像	基本目標	基本施策
自然と文化が調和した 幸せ創造都市 南アルプス - 魅力ある地域資源を活かした自立のまち -	1. 循環型社会の形成づくりが進むまち	1. 循環型社会の形成を推進する	(1) 廃棄物の発生抑制 (2) リユースの推進 (3) リサイクルの推進 (4) 廃棄物の適正処理
	2. 快適な生活環境のまち	1. 清流を回復する	(1) 河川等への不法投棄の防止 (2) 生活排水対策の推進
		2. 生活環境に影響を与える各種問題へ対応する	(1) 環境の状況把握 (2) 公害の防止、生活環境に係る各種環境問題への対応
		3. 環境美化活動を推進する	(1) 不法投棄の防止 (2) 清掃、美化活動の推進
		4. 身近な緑を守る、増やす	(1) 街路や河川の緑化推進 (2) 公共施設や学校の緑化推進 (3) 住宅、工場、商店街の緑化推進 (4) 雑木林等の保全と活用 (5) 公園の整備、維持管理
		5. 親しめる水辺をつくる	(1) 親水空間の整備、水と触れ合いの機会の創出
	3. 豊かな自然環境のまち	1. 貴重な自然環境を守る	(1) 貴重な動植物の保護、生物多様性の確保 (2) 山岳環境保全のための規制、普及啓発活動 (3) 南アルプスユネスコエコパーク事業の推進
		2. 森林を守る、農の緑を守る	(1) 森林の公益的機能の保全、普及啓発 (2) 林業の支援、森林資源の適正な管理 (3) 優良農地の保全と遊休地の活用 (4) 農業の振興、担い手の育成
		3. 自然と共生し、景観を守る	(1) 動植物の生息・生育環境の保全・維持活動 (2) エコロジカルネットワークの形成 (3) 優れた眺望景観、里山景観、集落景観の保全、継承 (4) 歴史的・文化的資源の保全、活用
	4. 地球環境の保全に取り組むまち	1. 低炭素社会づくりを推進する	(1) 公共施設への新エネルギーの率先導入 (2) 小水力、バイオマスエネルギーの利活用等の検討 (3) 省エネルギーの推進 (4) 新エネルギー、省エネルギー等の普及拡大、環境マネジメントシステム構築支援 (5) 交通のグリーン化
	5. 環境教育と市民協働を推進するまち	1. 市民協働の取り組みを推進する	(1) 市民協働によるまちづくりの普及、推進 (2) 連携の輪づくり
		2. 環境教育・学習を推進する	(1) 学校における環境教育の推進 (2) 環境情報・環境学習の機会の提供

出典)「第 2 次南アルプス市環境基本計画」(令和 3 年 3 月 南アルプス市)

2) 一般廃棄物処理基本計画

南アルプス市では、平成 26 年 2 月に一般廃棄物処理基本計画（第 2 次）を策定し、「更なる循環型社会の構築」、「低炭素社会の構築に向けた総合的な取組みの推進」、「市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進」という 3 つの基本方針を定め、ごみの減量化やリサイクルに係る様々な施策を実施してきた。この計画は、廃棄物の減量目標を掲げ、その目標を達成していくため、市民・事業者・行政の各主体が実施・検討すべき行動目標を定め、廃棄物などの削減に向けた取組みを強化するものである。

本計画に基づく、目標達成のための具体的な取組みを表 4.3-58 に示す。

表 4.3-58 ごみ処理に関する取組み（南アルプス市）

目標達成のための具体的な取組み		
(1) 循環型社会の形成の推進	①生活系ごみの減量・リサイクルの推進	ア 生活系ごみの減量・リサイクルの推進 イ 分別の徹底 ウ 不適正排出の防止
	②事業系ごみの減量・リサイクルの推進	ア 事業系ごみの減量・リサイクルの推進 イ 分別の徹底 ウ 環境に配慮した製品の活用 エ 食品ロスの削減
	③ごみの適正処理体制の確立	ア ごみの適正処理体制の確立 イ 不法投棄防止対策の徹底 ウ 災害廃棄物の適正処理体制の構築 エ 家庭で使用できなくなった家電 4 品目及び小型家電の適正処理 オ 感染症対策
(2) 環境に配慮した社会の形成に向けた総合的な取組みの推進	①ごみ減量・リサイクル推進による燃やすごみ量の低減	ア 循環型社会の形成に向けた施策を実施することにより、燃やすごみ量を低減し、温室効果ガス排出量の削減に努める イ 容器包装リサイクル法の推進 ウ プラスチック資源循環促進法の推進 エ 次代を担う子ども達への教育・普及活動の推進
	②中間処理（リサイクル含む。）における温室効果ガス低減	ア 温室効果ガスの削減に資する施設整備の検討 イ ごみ焼却施設における余熱利用の推進 ウ ごみ処理施設の最適化の検討
(3) 市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進	①実施につながりやすい広報・啓発事業の展開	ア 市による市民・事業者協働の学習会の開催 イ 市による出前講座の開設・推進
	②地域課題の解決に向けた取組みの推進	地域特性を考慮し、市民・事業者との協働による地域の力を活用した取組みの推進
	③ごみ減量・リサイクルの推進に係る人・組織づくりの推進	ア 環境美化員による指導・啓発 イ 次代を担う子供達への教育・啓発活動の推進 ウ 市民参加型のイベントなどの開催 エ 環境美化活動の推進 オ 施策・事業への反映 カ 不用品の再利用

出典)「第 3 次一般廃棄物処理基本計画」(令和 6 年 3 月 南アルプス市)

3) 南アルプス市都市計画マスタープラン

南アルプス市では、平成 19 年に「都市計画法」（平成 4 年）の改正に伴い創設された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画マスタープラン）を策定している。

この方針は、市町村が地域固有の自然、歴史、生活文化、産業などの特性をふまえながら、地域社会共有の身近な都市計画を重視したまちづくり（都市づくり）の将来ビジョンを描き、都市計画を先導するために、都市計画区域を有する市町村にその策定の義務があると法的に位置づけられたものである。都市全体構想におけるまちづくりの目標を表 4.3-59 に、将来構造の設定についてを表 4.3-60 に、都市構造図を図 4.3-38 に示す。

表 4.3-59 まちづくりの目標（南アルプス市）

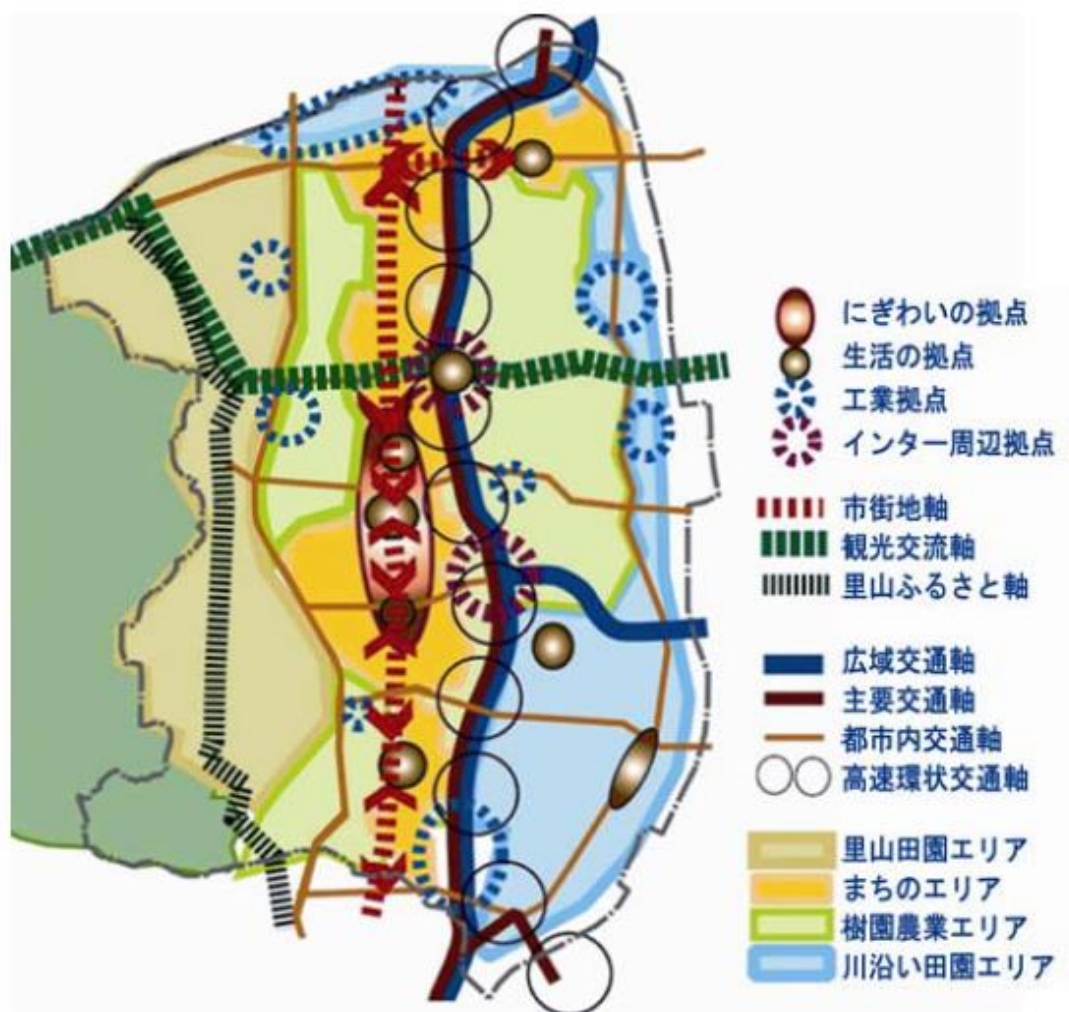
まちづくりの目標	
①市民が安心・快適に暮らせるまち・里	本市の個性といえる農林・樹園環境を安定的に保持するなかで、快適な居住・交通環境、子供たちや高齢者などに配慮された居住・活動空間の確保、防災対策など、市民が安心して快適に暮らせるまちづくり・里づくりをめざします。
②共生・共存できるまち・里	水と緑の環境と開発、田園・樹園環境と都市的利用、車利用の利便性と様々な環境への影響、居住と産業等の異種用途の混在、これまでに築かれた地域資源と新たな都市開発の対立など、異なる価値観を地域の特性に応じて調整し、共生を実現することで、いつまでも人々が住み続け、活動し続けることのできるまちができます。子供も大人も、都市も自然もみんなが共に暮らし活動できるまちづくり・里づくりをめざします。
③魅力と個性のあるまち・里	扇状地のつくる地形と景観、水と緑の環境、ゆとりと地域の個性をつくる果樹生産環境、雄大な地域景観、培われた歴史・文化、県都甲府に隣接し計画的に整備の進む都市環境など、今ある資源を大切に、これを利活用して、より魅力のあるまち・里づくりをめざします。
④市民が主役でつくるまち・里	市民主役のまちづくりが求められています。このためには、市民が主体となってまちづくりを進め、行政は市民の声を十分に聴き、情報を公開して、まちづくりを進めていかなければなりません。一方、そこに暮らし、活動する市民や企業は、コンセンサスが得られたまちづくりに、できる限りの協力をすることが求められています。このような、まちづくりを実現していくため、みんなで守ることのできるルールや仕組みづくりを進めます。

出典）「南アルプス市まちづくり基本方針南アルプス市都市計画マスタープラン」（平成 19 年 3 月 南アルプス市）

表 4.3-60 将来構造の設定（南アルプス市）

将来構造の設定		
土地利用の基本的エリア	まちのエリア	国道 52 号～県道甲斐南アルプス線沿道
	里山田園エリア	扇状地西の里山に連なる地域
	樹園農業エリア	八田地区から甲西地区に至る扇状地中央部
	川沿い田園エリア	御勅使川、釜無川周辺
拠点	にぎわいの拠点	白根～楡形市街地
	生活の拠点	八田、若草、甲西地区の各支所周辺及び東南湖商業地
	工業拠点	甲西地区基幹工業団地及び地区拠点工業団地
	インター周辺拠点	白根インター周辺及び南アルプスインター周辺
軸	市街地軸	県道甲斐南アルプス線～国道 52 号
	観光交流軸	アルプス通り～芦安地区
	里山ふるさと軸	里山田園地区
	広域交通軸	高速交通路
	主要交通軸	都市内主要道路
	都市内交通軸	格子状に設定
	高速環状交通軸	長期的目標として、専用走行軌道などの導入を考慮

出典)「南アルプス市まちづくり基本方針南アルプス市都市計画マスタープラン」(平成 19 年 3 月 南アルプス市)



出典)「南アルプス市まちづくり基本方針南アルプス市都市計画マスタープラン」(平成 19 年 3 月 南アルプス市)

図 4.3-38 都市計画マスタープランにおける都市構造図（南アルプス市）

(4) 笛吹市

1) 笛吹市環境基本計画

笛吹市では平成 23 年 4 月に、笛吹市環境基本条例に基づく平成 23 年度から令和 2 年度までを計画期間とする第 1 次環境基本計画を策定し、環境の保全と創造に関する様々な施策に取り組んできた。その後、環境施策を具体的に推し進めていくため、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間を計画期間とする「第 2 次笛吹市環境基本計画」を策定している。

本計画の全体像を表 4.3-61 に示す。

表 4.3-61 笛吹市環境基本計画の全体像

笛吹市が目指す環境像	環境目標	基本施策	施策展開の方向性
水・花・緑 彩り豊かな 桃源郷 みんなで未 来につなぐ まち	(自然環境) 豊かな自然と 人が共生する まち	【農地・森林】 豊かな農地と緑の保全・維持	①持続可能な農業の推進 ②環境保全型農業の推進 ③地産地消の推進 ④森林の維持・管理の仕組みづくり ⑤森林の多面的機能の理解促進 ⑥地場産材の利活用促進
		【生物多様性】 多様な生物と共存できる環 境づくり	①開発行為等に対する規制 ②開発における生態系への配慮 ③野生生物の実態把握 ④野生生物の保護・保全 ⑤野生動物による農作物被害の防止 ⑥外来種対策の推進
		【自然とのふれあい】 自然の恵みにふれあう場や 空間の創出	①自然と調和した河川環境の整備 ②水辺空間の安全管理 ③身近な自然とふれあえる場や空間の創出・整備 ④自然保護意識の高揚
	(生活環境) 安心して健康 的に暮らせる まち	【身近な生活環境】 健全な環境と平穏な暮らし の維持	①暮らし・事業活動に伴う大気環境負荷の低減 ②暮らし・事業活動に伴う水環境負荷の低減 ③水資源の適正利用 ④安心・安全な水の供給 ⑤土壌環境負荷の低減 ⑥暮らし・事業活動に伴う騒音と振動の防止・低減 ⑦秩序ある土地利用による混在化の改善 ⑧近隣公害の発生の抑止 ⑨新興感染症の予防・まん延防止
		【廃棄物】 限りある資源の有効活用と ごみの減量	①ごみ排出量の減量化、5R の推進 ②食品ロス削減の推進 ③ごみの適正処理の推進
		【まち美化・暮らしのマナ ー・モラル】 美しく誇りあるまちづくり	①不法投棄防止に向けた対策の強化 ②周囲に配慮したマナーの遵守、モラル向上 ③環境美化を促進する仕組みづくり
	(文化環境) 快適で文化的 な空間の広がる まち	【公園・緑地】 身近でこころ安らぐ空間の 確保	①安心して利用できる身近な公園整備 ②市街地における緑化の推進 ③公共空間における緑化の推進
		【歴史・文化的環境】 郷土に根ざした歴史文化、 景観の継承	①文化財の保護・保全 ②郷土芸能、伝統文化等の継承 ③学習の場としての歴史文化の活用 ④桃源郷などの農村風景の保全 ⑤情緒ある郷土景観の形成
	(地球環境) 地球環境の保 全に貢献する まち	【地球温暖化】 地球温暖化を防ぐ身近な活 動と再生可能エネルギーの 活用	①脱炭素社会の実現に向けた市の取組姿勢の明確化 ②再生可能エネルギーの普及促進 ③環境負荷低減に向けた地域公共交通の維持管理 ④環境負荷の少ない自動車利用の促進 ⑤省エネルギー行動の促進 ⑥省エネルギー機器の普及促進 ⑦市の率先した省エネルギー行動 ⑧その他地球問題への積極的な対応
	(環境保全活 動基盤) 自ら動き環境 保全に取り組 むまち	【環境教育・環境学習】 自ら考え行動できる人材の 育成	①地元の自然環境を活かした環境教育の充実、向上 ②環境情報の提供体制の充実 ③体験型学習の促進
		【各主体による環境保全活 動】 みんなが力を合わせ共に取 組む環境づくり	①取組意欲を向上させる仕組みづくり ②地域の人材の育成・活用 ③市民団体の交流・連携の促進 ④環境に配慮した事業活動の促進

出典)「第 2 次笛吹市環境基本計画」(令和 3 年 3 月 笛吹市)

2) 一般廃棄物処理基本計画

笛吹市は平成 18 年 3 月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみ減量・資源化や生活排水処理に関する取り組みを推進してきた。その後、計画期間を令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間として計画内容を見直し改定している。

本計画に基づく、ごみの適正処理確保のための市民、事業者、市における取り組みを表 4.3-62 に示す。

表 4.3-62 ごみ処理に関する取り組み（笛吹市）

市民・事業者・行政	
取り組むべき事項	【アクションプランの PDCA サイクルの実行】 ・発生するごみ量の結果より、アクションプランを適宜見直し、実効あるものとして運用していく。 ・5R の推進や家庭ごみ有料化などによるごみ減量・資源化実態の確認、アクションプランの効果など、ごみ減量に関わる情報提供を適切に行って、継続的にごみ減量が推進できるように努める。

出典)「笛吹市一般廃棄物処理基本計画」(令和 2 年 3 月 笛吹市)

3) 笛吹市都市計画マスタープラン

笛吹市は、平成 21 年 3 月に「笛吹市都市計画マスタープラン」を策定し、これまで、この計画に基づいてまちづくりの様々な施策を展開してきた。

計画策定後、概ね 10 年が経過し、上位計画・関連計画の策定や見直し、当初の想定にはない社会経済情勢の変化が生じ、その対応に向けた新たな取り組みが必要とされている。

こうした中、これからも市民が安全・安心に暮らすことができる持続可能な都市であり続けるために、新たな都市の将来像の具現化と、まちづくり施策を総合的・一体的に推進することを目的に、都市計画マスタープランの改定を行っている。

都市全体構想におけるまちづくりの目標を表 4.3-63 に、将来構造の設定についてを表 4.3-64 に、都市構造図を図 4.3-39 に示す。

表 4.3-63 まちづくりの目標（笛吹市）

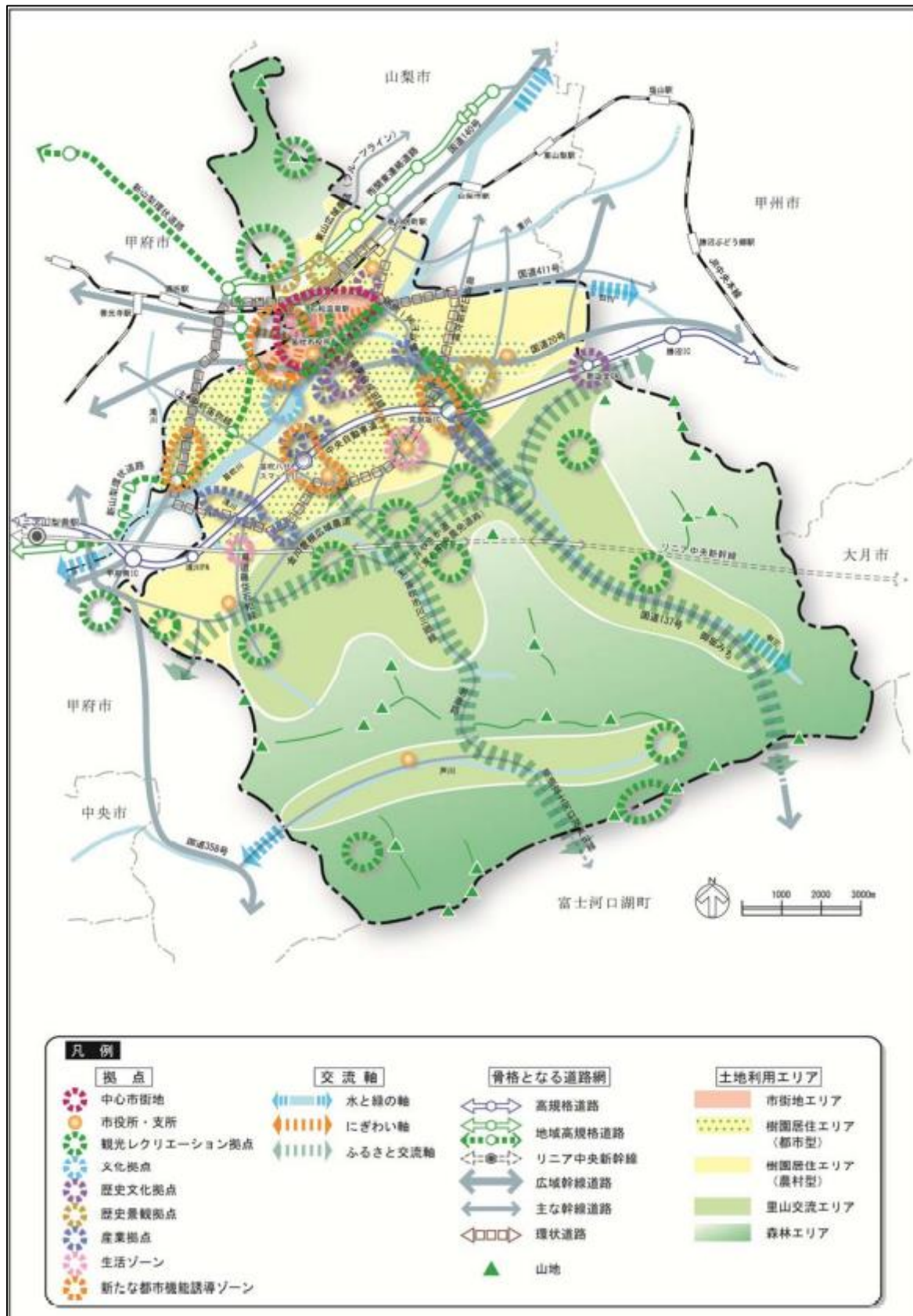
まちづくりの目標	
幸せ実感 ころ豊かに暮らせるまち	・美しい自然と歴史・文化を慈しみ継承するまち ・交流とふれあいを高めるまち ・心豊かな暮らしを大切にするまち ・地域の絆を深め学びさえあうまち
幸せ実感 にぎわいあふれるまち	
幸せ実感 100 年続くまち	

出典)「笛吹市都市計画マスタープラン」(令和 3 年 3 月 笛吹市)

表 4.3-64 将来構造の設定（笛吹市）

将来構造の設定		
拠点	◇中心市街地（地域拠点）：主要な都市機能が集積する本市の中心的な市街地拠点	石和温泉駅周辺の用途地域
	◇観光レクリエーション拠点：多くの市民に利用されている公園や観光レクリエーション拠点	笛吹川水辺ゾーン、大蔵経寺山・兜山周辺、森林公園金川の森周辺、リニアの見える丘（花鳥山展望台、ふるさと公園展望台）、笛吹みんなの広場、花見台・金沢憩いの森公園、花鳥の里スポーツ広場、御坂路さくら公園、みさか桃源郷公園、ほとるの郷・八代ふるさと公園、藤壘の滝周辺、新道峠周辺、すずらん群生地周辺、芦川グリーンロッジ周辺など
	◇文化拠点（スコレーセンター周辺）：本市の文化活動の拠点	
	◇歴史文化拠点：本市の代表的な歴史文化の交流拠点	県立博物館周辺、釈迦堂遺跡博物館周辺、寺本廃寺跡など
	◇歴史景観拠点：本市のシンボリックな歴史景観の拠点	山梨岡神社周辺、大蔵経寺周辺、甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡周辺など
	◇産業拠点：工業団地等の産業が集積する拠点	既存の産業導入地区など
	◇生活ゾーン：地域の日常生活の中心となっているゾーン	御坂支所周辺、境川農産物直売所周辺
	◇新たな都市機能誘導ゾーン：IC設置等により、新たな都市機能の誘導が望まれるゾーン	一宮御坂 IC 周辺、笛吹八代スマート IC 周辺、新山梨環状道路 IC 周辺など
主要な交流軸	◇広域都市軸（広域幹線道路）～広域的な都市間交流を担う軸	国道 20 号、国道 140 号、国道 137 号、国道 411 号、国道 358 号など
	◇にぎわい軸（都市軸）	中心市街地（（都）石和温泉駅前線、石和温泉街、（都）石和市内部通り線）、国道 20 号、県道栗合成田線など
	◇ふるさと交流軸	御坂みち交流軸（国道 137 号を骨格に富士北麓地域を結ぶ軸）、若彦路交流軸（（主）笛吹市川三郷線・県道富士河口湖芦川線を骨格に芦川～富士北麓地域を結ぶ軸）、山麓交流軸（みやさか道（東八中央農免道路）を骨格に甲府盆地の東部山麓地域を結ぶ軸）
	◇水と緑の軸	笛吹川、日川、金川、芦川など
	◇骨格道路網	中央自動車道、新山梨環状道路、西関東連絡道路
土地利用エリア	◇高規格道路	国道 20 号、国道 140 号、国道 411 号、国道 137 号、国道 358 号
	◇広域幹線道路	都市環状道路、都市連携道路、その他の都市計画道路など
	◇都市幹線道路	地域外郭道路（金川曾根広域農道（市道 1-20 号線）、みやさか道（東八中央農免道路））、その他（（主）笛吹市川三郷線）
	◇地域幹線道路	石和温泉駅、春日居町駅、高速バス停など
	◇交通拠点	
土地利用エリア	◇市街地エリア～計画的な市街地の形成を図るべきエリア	用途地域周辺
	◇樹園居住エリア（都市型）～市街地近郊の樹園と住宅地が混在するエリア	市街地近郊の市街化が進む樹園集落地
	◇樹園居住エリア（農村型）～山麓の森林や樹園、集落地が混在するエリア	山麓から低地に広がる樹園地を主体とした農業集落地
	◇里山交流エリア	山麓や芦川の山間に広がる里山と農業集落地
	◇森林エリア～豊かな自然環境の保全と活用を促進すべきエリア	市域北部の大蔵経寺山・兜山周辺の山地、市域南部に広がる御坂山地

出典）「笛吹市都市計画マスタープラン」（令和 3 年 3 月 笛吹市）



出典)「笛吹市都市計画マスタープラン」(令和3年3月 笛吹市)

図 4.3-39 都市計画マスタープランにおける都市構造図(笛吹市)

(5) 市川三郷町

1) 市川三郷町環境基本計画

市川三郷町では、町の自然的、社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針として、令和 2 年 4 月に「市川三郷町環境基本計画」を策定している。

将来の環境像として「みんなで作り、育て、守り、継承する「安全・安心なまち」」、4 つの基本目標として「豊かな自然を育むまち」、「美しく、快適に暮らせるまち」、「地球にやさしい循環型社会のまち」、「みんなで環境保全に取り組むまち」を掲げ、基本目標の達成に向けた施策を整理し、推進している。

本計画の全体像を表 4.3-65 に示す。

表 4.3-65 市川三郷町環境基本計画の全体像

環境像	基本目標	施策
継承する「安全・安心なまち」 みんなで作り、育て、守り、	(1) 豊かな自然を育むまち	① 自然環境の保全 ② 森林、山林等の緑化保全 ③ 水環境の保全
	(2) 美しく、快適に暮らせるまち	① 公害の防止 ② 緑化の推進 ③ 良好な景観形成
	(3) 地球にやさしい循環型社会のまち	① 廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進 ② 地球温暖化対策の推進 ③ 不法投棄の防止
	(4) みんなで環境保全に取り組むまち	① 省エネルギーの推進 ② 再生可能エネルギーの推進 ③ 環境活動・環境教育の推進

出典)「市川三郷町環境基本計画」(令和 2 年 4 月 市川三郷町)

2) 一般廃棄物処理基本計画

市川三郷町では、平成 21 年 3 月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、これまで循環型社会の形成に向けて様々な施策を実施してきた。

その後、近年の法整備や循環型社会形成に向けた各種計画などに対応するため、計画の見直しを行い、令和 2 年 10 月に「第 2 次市川三郷町一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

この計画では、「巡る資源、環境にやさしいまちづくり」を基本理念とし、2 つの基本方針「廃棄物の発生抑制」と「リサイクルの推進」に沿って、目標の達成のための町民の役割、事業所・事業者の役割、行政の役割及び基本施策を示している。

本計画に基づく、基本理念から基本施策までの体系を表 4.3-66 に示す。

表 4.3-66 市川三郷町一般廃棄物処理基本計画の施策体系

基本理念	基本方針	基本施策
巡る資源、環境に やさしいまちづくり	廃棄物の発生抑制	(1) ごみの発生抑制 ◆家庭系ごみの減量・資源化の推進 ◆事業系ごみの減量・資源化の推進 ◆生ごみの減量化 ◆食品ロスの削減 ◆一般廃棄物の適正な収集及び処理 ◆ごみ出し困難世帯に対する支援 ◆レジ袋（プラスチック）等の削減の推進
	リサイクルの推進	(1) 分別の徹底と有効活用 ◆拠点回収の推進 ◆回収品目に対する分別強化 ◆分別方法の周知 (2) 環境にやさしいまちづくり ◆再使用（リユース）の推進 ◆グリーン購入の推進 ◆小型家電リサイクルの推進

出典)「市川三郷町一般廃棄物処理基本計画」(令和2年10月 市川三郷町)

3) 市川三郷町都市計画マスタープラン

市川三郷町では、2010（平成 22）年3月に「市川三郷町都市計画マスタープラン」を策定し、20年後のまちづくりの方針を掲げた。

一方、策定から10年以上経過する中で、経年による変化への対応が必要となり、都市計画マスタープランの見直しを行った。

都市全体構想におけるまちづくりの目標を表 4.3-67 に、将来構造の設定についてを表 4.3-68 に、都市構造図を図 4.3-40 に示す。

表 4.3-67 まちづくりの目標（市川三郷町）

まちづくりの目標	
① 誰もが安心・快適に暮らすことのできるまちづくり	生活基盤の整備とともに、子育て世代や若い世代の移住・定住の促進、本格的な超少子高齢社会に対応した福祉環境の充実、安心して住み続けることのできる災害に強いまちづくりなど、住民が将来にわたり安全で安心に暮らすことのできる地域社会を実現するまちづくりをめざします。
② 人と人の交流が盛んなにぎわいあるまちづくり	中部横断自動車道山梨～静岡間の全線開通や六郷 IC の設置、リニア中央新幹線の開業などの新たなインフラ整備を見すえ、企業誘致や広域観光との連携、地場産業や「市川三郷ブランド」を活かす産業の活性化、魅力資源や既存ストックを活用した交流拠点の整備等により、人と人との交流が盛んな、にぎわいを創出するまちづくりをめざします。
③ 固有の地域資源を誇り・活かす魅力あるまちづくり	「甲斐の国の自然・歴史・文化」を受け継ぐ優れた地域資源の再認識と、長い年月培われてきた伝統技術や歴史文化を大切に継承し、次代を担う子どもたちが、市川三郷町を誇りに思いふるさとを慈しみ、町の魅力を発信することにより、町で暮らしたい、町に来てみたい、住んでみたいと思われるような、魅力あるまちづくりをめざします。
④ 地域の絆と連携を育むつながるまちづくり	自立した持続的なまちづくりを展開していくためには、行政と住民がつながること（協働）や、本町と周辺市町村との連携など「つながるまちづくり」が重要です。長い時間をかけて育まれた地域の絆を礎に、補いあい連携しあいながら、交流人口や関係人口を広げ持続可能なまちを形成していく、つながるまちづくりをめざします。

出典)「市川三郷町都市計画マスタープラン」(令和6年3月 市川三郷町)

表 4.3-68 将来構造の設定（市川三郷町）

将来構造の設定		
まちの拠点	◇中心市街地	市川地区中央部周辺
	◇地域生活拠点	三珠庁舎周辺、高田地区公民館周辺、大同地区公民館周辺、六郷庁舎周辺
	◇行政文化拠点	市川三郷町本庁舎、青洲高校、生涯学習センター周辺
	◇工業拠点	大塚工業団地
	◇産業活性化交流拠点	中部横断自動車道六郷 IC 周辺
	◇ふるさと交流拠点	みたまの湯周辺、六郷 IC 周辺
	◇観光レクリエーション拠点	県立四尾連湖自然公園、市川公園、大門碑林公園、歌舞伎文化公園、芦川溪谷、笛吹川多目的広場周辺、富士見ふれあいの森
	◇歴史文化拠点	甲斐源氏旧跡、市川陣屋跡、大塚古墳など
主要な交流軸	◇まちのにぎわい軸	中心市街地の役場前線や中央通り、上野地区や岩間地区の既存商店街通りなど
	◇都市交流軸	国道 140 号、主要地方道甲府市川三郷線、市川三郷富士川線など
	◇主要な地域連携軸	富士川町や身延町を結ぶ主要地方道市川三郷富士川線、市川三郷身延線、増穂 IC を結ぶ富士川西部広域農道、六郷地域の新たなバイパス（構想）など
	◇主要な観光レクリエーション軸	県道四尾連湖公園線、金川曾根広域農道、主要地方道笛吹市川三郷線など
	◇骨格的な水と緑の軸	笛吹川、富士川、芦川
骨格道路網	◇広域幹線道路	国道 140 号、中部横断自動車道
	◇主要幹線道路	主要地方道市川三郷富士川線、市川三郷身延線、六郷インター線、六郷地域の新たなバイパスなど
	◇地域幹線道路	主要地方道笛吹市川三郷線、県道四尾連湖公園線、山保久那土線、県道甲斐岩間（停）西島線、金川曾根広域農道など
	◇主要な交通拠点	JR 身延線の市川大門駅、鯉沢口駅、甲斐岩間駅、中部横断自動車道六郷 IC など
土地利用エリア	◇市街地エリア	市川地域の用途地域およびその周辺市街地
	◇田園居住エリア	低地部の農地および田園住宅地
	◇里山エリア	里山と農山村を中心とした中山間地域
	◇山地・森林エリア	東部一帯の山地・森林地域

出典）「市川三郷町都市計画マスタープラン」（令和 6 年 3 月 市川三郷町）



出典)「市川三郷町都市計画マスタープラン」(令和6年3月 市川三郷町)

図 4.3-40 都市計画マスタープランにおける都市構造図(市川三郷町)

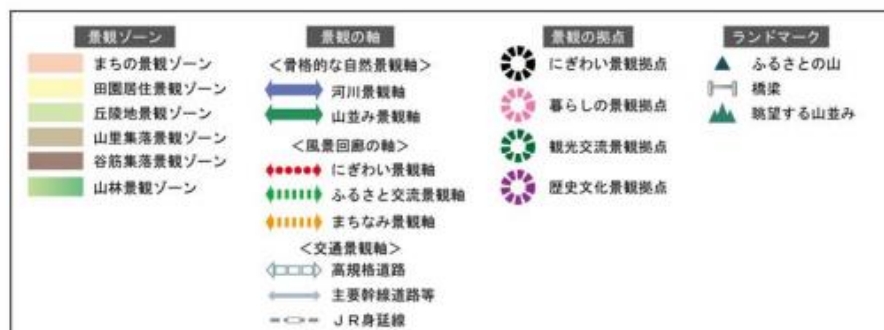
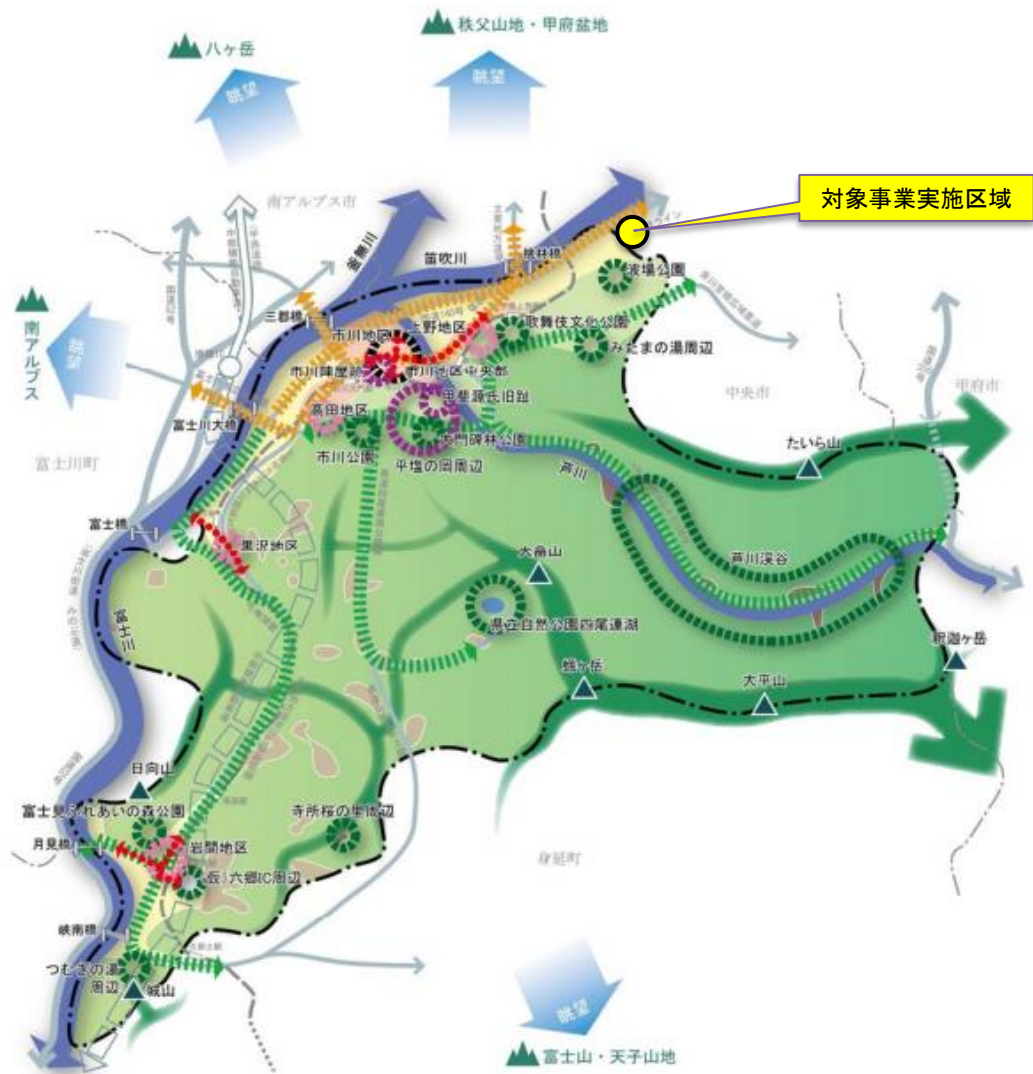
4) 景観計画

市川三郷町の景観形成については、これまで「市川三郷町第1次総合計画」（平成19年3月）や「市川三郷町都市計画マスタープラン」（平成22年3月）を策定し、この中において一定の方向を示すとともに、市川地区中央部における魅力あるまちなみの形成など、町民と協働による様々なまちづくりプロジェクトに取り組み、本町らしい景観づくりに向けた活動を展開してきた。こうした背景のもと、平成17年9月18日に、旧三珠町が「景観行政団体」になったことを契機として、市川三郷町景観計画の策定及び景観条例の制定に向けた取り組みを始動している。本計画における景観形成方針の体系を表4.3-69に市川三郷町が目指す景観構造を図4.3-41に示す。

表 4.3-69 景観形成方針の体系（市川三郷町）

基本方針	景観形成方針
(1)あるがままの自然を守り、活かす 風景づくり	①変化に富む地形に沿った風景を大切にする
	②豊かな森林景観を守り、活かす
	③水辺景観と四季折々の風景を守り、活かす
	④貴重な自然環境と共生する風景を守り、つくる
	⑤自然に親しみふれあう風景を育む
(2)美しい眺望と夜景の魅力を高める 風景づくり	①雄大な眺望景観を守り、活かす
	②美しい夜景の眺望を守り、活かす
	③自然と歴史が融合する良好な眺望場所をつくり、その魅力を高める
(3)固有の歴史文化を誇り、継承する 風景づくり	①固有の歴史文化を象徴する風景を守り、活かす
	②水文化を継承し、歴史文化が映し出された風情あるまちなみ景観をつくる
	③歴史文化資源が息づく風景を顕在化し、活かす
	④伝統技術と地域の生業を伝える風景を継承する
(4)のっぴいが育む豊かな農と里山、 農村の風景づくり	①のっぴいが育んだ農の風景を守り、活かす
	②郷土の里山と美しい農村景観を守り、活かす
	③四季を通じた農の交流を育む
(5)住む人が心地よい、地域の個性 が協奏する暮らしの風景づくり	①風格と魅力をそなえたまちの顔となる景観をつくる
	②地域景観と共生する、市川三郷町らしい個性が息づくまちなみ景観をつくる
	③まちの玄関口となる駅や道路周辺の景観の魅力を高める
	④風景になじむ公園や施設の景観をつくる
(6)交流や結びつきを深め、まちが元気 になる風景づくり	①郷土の祭りや伝統行事を継承し、交流や結びつきを深める風景をつくる
	②四季折々の花が迎え、もてなす風景をつくる
	③風景資産を結び交流を育む風景回廊をつくる

出典「市川三郷町景観計画」（平成27年3月 市川三郷町）



出典)「市川三郷町景観計画」(平成 27 年 3 月 市川三郷町)

図 4.3-41 市川三郷町が目指す景観構造

(6) 昭和町

1) 昭和町環境基本計画

昭和町では、平成 30 年 3 月に「昭和町環境基本計画」を策定し、環境の保全のための施策を、総合的かつ計画的に推進してきた。

本基本計画は、国及び県の環境基本計画と整合をとるとともに、町政の基本方針である「第 6 次昭和町総合計画」（平成 28 年 3 月）に示される将来像について、環境の面から実現を図るものであり、昭和町の環境行政の最上位計画として位置付けている。

令和 4 年度は、本計画の中間年度にあたることから、昨今の情勢等をふまえ、昭和町のこれまでの取り組みを考慮し、計画を改定している。

本計画の全体像を表 4.3-70 に示す。

表 4.3-70 昭和町環境基本計画の全体像

基本方針	基本施策
基本方針 1 「自然環境の保全・緑化の推進」	(基本施策 1) 緑化・環境美化の推進 (基本施策 2) 公園の整備や自然生態系の保全・再生
基本方針 2 「公害等のない快適な生活環境の構築」	(基本施策 1) 大気汚染の防止 (基本施策 2) 河川・地下水・土壌汚染の防止 (基本施策 3) 騒音・振動・悪臭の防止 (基本施策 4) 化学物質汚染防止と新たな汚染物質などの情報収集
基本方針 3 「循環型社会の構築」	(基本施策 1) 省資源・リサイクルの普及・啓発の推進 (基本施策 2) ごみの収集・処理体制の充実 (基本施策 3) 不法投棄対策の強化 (基本施策 4) 環境保全型農業の振興
基本方針 4 「地球環境の保全・温暖化の防止」	(基本施策 1) クリーンエネルギーや省エネルギー型設備・機器の普及促進 (基本施策 2) 公共交通の充実
基本方針 5 「環境教育・環境活動の推進」	(基本施策 1) 環境に関する学習・啓発の促進 (基本施策 2) 環境保全活動の推進・連携強化

出典「昭和町環境基本計画」（令和 5 年 3 月改定 昭和町）

2) 一般廃棄物処理基本計画

昭和町は平成 26 年 3 月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、循環型社会形成の更なる推進や快適な生活環境の構築のため、また、ごみ及び生活排水の長期的かつ総合的な処理体制の充実を図るための取り組みを行ってきた。その後、計画期間を平成 30 年度から令和 10 年度までの 10 年間として計画内容を見直し改定している。

さらに近年の都市化、ごみ処理広域化計画等の状況をふまえ、循環型社会形成の更なる推進や快適な生活環境の構築を目的とし、令和 6 年 3 月に計画を改定している。

本計画に基づく、ごみの適正処理確保のための市民、事業者、市、それぞれの主体における取り組みを表 4.3-71 に示す。

表 4.3-71 ごみ処理に関する取り組み（昭和町）

役割		取り組むべき事項
住民	環境にやさしいライフスタイル	マイバッグでの買い物など
		排出ルールの遵守、施策への協力
事業者	環境に配慮した事業活動	過剰包装の簡素化など
		排出ルール of 遵守、施策への協力
行政	自らの率先した取り組みと住民・事業者への働きかけ、ごみの適正処理の実施	情報提供、啓発、指導・支援の実施

出典)「昭和町一般廃棄物処理基本計画」(令和 6 年 3 月改定 昭和町)

3) 昭和町都市計画マスタープラン

昭和町では、平成 12 年 12 月に都市計画マスタープランを策定し、その後、「昭和町第 6 次総合計画」(平成 28 年 3 月)などの新たな上位計画、関連計画との整合を図り、社会経済情勢の変化等に対応する弾力的で柔軟なまちづくり施策を一体的に推進するため、内容の見直しを行っている。

都市全体構想におけるまちづくりの目標を表 4.3-72 に、将来構造の設定についてを表 4.3-73 に、都市構造図を図 4.3-42 に示す。

表 4.3-72 まちづくりの目標（昭和町）

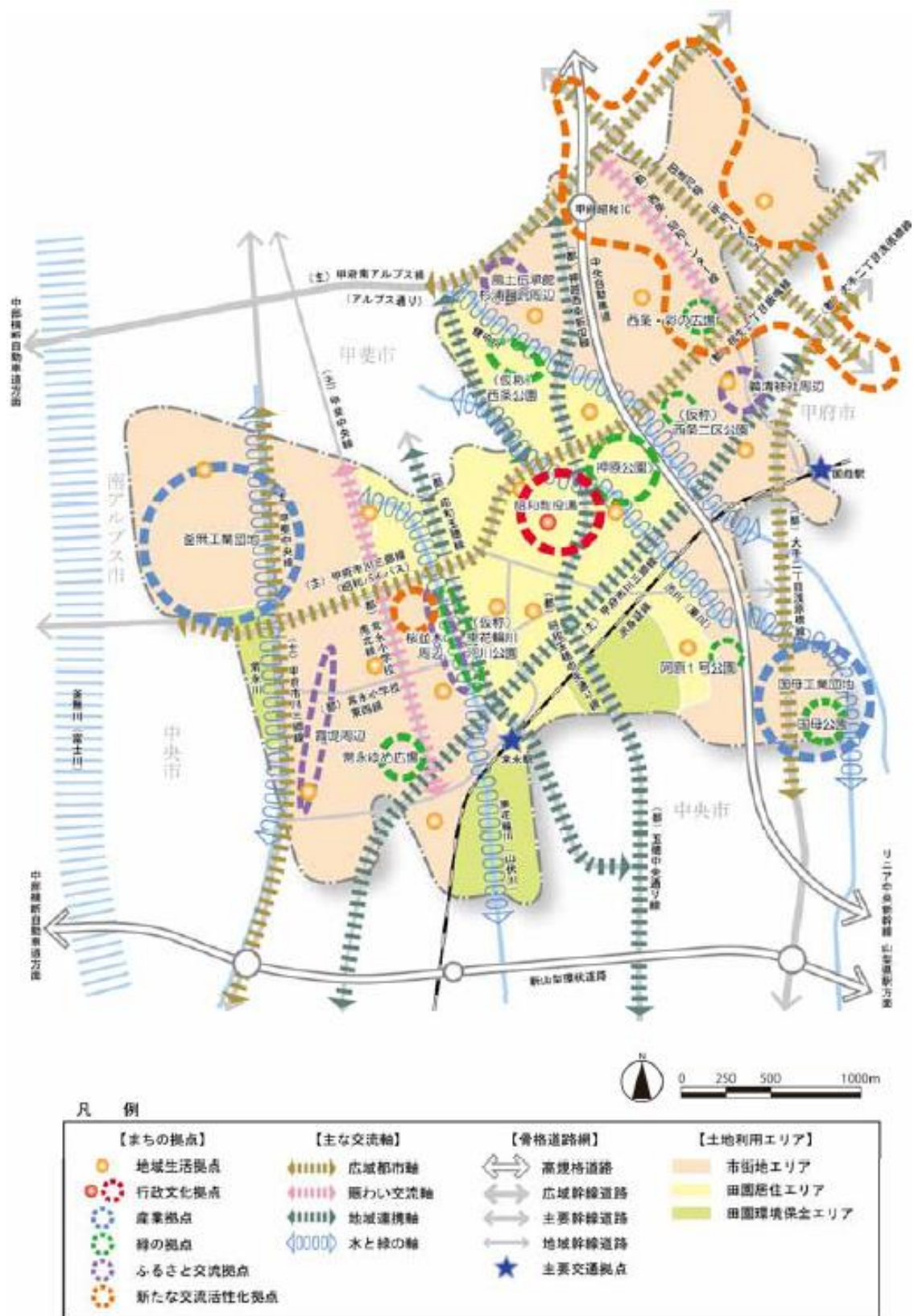
まちづくりの目標	
①人が集まる活力あるまちづくり	都市基盤整備、産業振興、利便性の高い道路交通網の充実、あらゆる地域ポテンシャルを活かし、多くの人が集い、交流しながら、持続的発展を続ける活力あるまちづくりを目指します。
②安心して心豊かに暮らせるまちづくり	地域バランスと調和のとれた市街地の形成、暮らしやすさを重視した総合的な生活環境の向上に努めるとともに、真の豊かさを追求し、安心して快適に住み続けられるまちづくりを目指します。
③固有の自然や文化を受け継ぐまちづくり	恵まれた水資源やホテルの生息環境、農地の田園景観、暮らしに身近な緑、文化や地域の祭りなど、固有の自然環境や文化を継承し、新たな文化を創造する、魅力あるまちづくりを目指します。
④交流を育む協働のまちづくり	永い時間をかけて育まれた地域のつながりを大切に継承し、世代間の交流や新旧住民の交流を育み、まち全体の一体感や絆を培っていく協働によるまちづくりを目指します。

出典)「昭和町都市計画マスタープラン」(平成 30 年 3 月 昭和町)

表 4.3-73 将来都市構造の設定（昭和町）

将来都市構造の設定		
拠点	地域生活拠点	地区の公民館や公会堂周辺
	行政文化拠点	昭和町役場周辺（総合会館、地域交流センター、町立図書館、総合体育館周辺など）
	産業拠点	釜無工業団地周辺、国母工業団地周辺
	緑の拠点	西条・彩の広場、阿原 1 号公園、押原公園、国母公園、常永ゆめ広場、(仮称) 西条二区公園、(仮称) 西条公園、(仮称) 東花輪川河川公園周辺
	ふるさと交流拠点	風土伝承館杉浦醫院周辺、霞堤周辺、東花輪川（山伏川）の桜並木周辺、義清神社周辺
	新たな交流活性化拠点	甲府昭和 IC 周辺、常永地区周辺
主要な交通軸	広域都市軸	国道 20 号（甲府バイパス）、(主) 甲府南アルプス線（アルプス通り）、(主) 甲府市川三郷線（昭和バイパス）、(主) 甲斐中央線、(都) 大手二丁目浅原橋線、(都) 相生一丁目飯喰線
	賑わい交流軸	(都) 西条・昭和インター線、(主) 甲斐中央線、(都) 常永小学校南北線
	地域連携軸	(主) 甲府市川三郷線、(都) 昭和玉穂中央通り線、(都) 玉穂中央通り線、(都) 押越西条新田線、(都) 昭和玉穂線
	水と緑の軸	鎌田川、渋川、東花輪川（山伏川）、常永川
骨格道路網	高規格道路	中央自動車道、新山梨環状道路（南部区間）
	広域幹線道路	国道 20 号（甲府バイパス）、(主) 甲府南アルプス線（アルプス通り）、(主) 甲斐中央線、(都) 大手二丁目浅原橋線
	主要幹線道路	(都) 昭和玉穂線、(都) 西条・昭和インター線、(主) 甲府市川三郷線（昭和バイパス）、(都) 相生一丁目飯喰線、(都) 押越西条新田線、(都) 昭和玉穂中央通り線、(都) 玉穂中央通り線、(主) 甲斐中央線、(都) 常永小学校南北線
	地域幹線道路	(主) 甲府市川三郷線、(都) 常永小学校東西線、(都) 中小河原築地新居線、(仮称) 常永駅前通り線、(仮称) 国母駅神屋線、町道 30 号線など
	主要交通拠点	JR 身延線の国母駅、常永駅
土地利用エリア	市街地エリア	コンパクトに集約化した計画的な市街地を形成する北部・東部・西部地域の既成市街地
	田園居住エリア	田園環境と共生・調和した、良好な集落地の形成を図る市街化調整区域
	田園環境保全エリア	本町の良好な農業環境の維持・保全を図る一団の優良農地

出典)「昭和町都市計画マスタープラン」(平成 30 年 3 月 昭和町)



出典)「昭和町都市計画マスタープラン」(平成 30 年 3 月 昭和町)

図 4.3-42 都市計画マスタープランにおける都市構造図(昭和町)

4.4 環境法令等

4.4.1 環境関係法令による指定及び規制等

本事業に係る主な環境関係法令等及び指定・規制の適用状況を表 4.4-1(1)及び(2)に示す。

表 4.4-1(1) 主な環境関係法令等

分類		関係法令等（公布日）	主な指定・規制の内容	指定及び規制
公害防止	大気汚染	環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）	・大気汚染に係る環境基準	○
		大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）	・ばい煙等の排出規制等 ・水銀等の排出規制等	○
		ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）	・ダイオキシン類の環境基準、排出基準	○
		山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和 50 年 7 月 12 日山梨県条例第 12 号）	・ばい煙の排出の規制 ・粉じんの排出の規制	×
	騒音	環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）	・騒音に係る環境基準	○
		騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）	・特定工場等に関する規制 ・特定建設作業に関する規制 ・自動車騒音に係る許容限度等	○
		山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和 50 年 7 月 12 日山梨県条例第 12 号）	・指定工場等に関する規制 ・特定建設作業に関する規制 ・設置の届出等	○
	振動	振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）	・特定工場等に関する規制 ・特定建設作業に関する規制 ・道路交通振動に係る要請等	○
		山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和 50 年 7 月 12 日山梨県条例第 12 号）	・指定工場等に関する規制 ・特定建設作業に関する規制 ・設置の届出等	○
	悪臭	悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号）	・悪臭の規制基準	○
		山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和 50 年 7 月 12 日山梨県条例第 12 号）	・指定工場等に対する悪臭規制	×
	水質汚濁	環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）	・水質の汚濁に係る環境基準	○
		水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号）	・公共用水域への排水水基準	○
		ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）	・ダイオキシン類の環境基準、排出基準	○
		山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和 50 年 7 月 12 日山梨県条例第 12 号）	・公共用水域への排水水基準（上乗せ基準）	×
		山梨県浄化槽指導要綱（昭和 62 年 4 月 1 日施行）	・浄化槽監理者の責務	○
	底質	ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）	・環境基準	×
	土壌汚染	環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）	・土壌の汚染に係る環境基準	○
		土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）	・要措置区域、形質変更時要届出区域の指定	×
		農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号）	・農用地土壌汚染対策の地域の指定	×
		ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）	・ダイオキシン類の環境基準、排出基準	○
	地盤沈下	山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例（平成 24 年 12 月 27 日山梨県条例第 75 号）	・地下水の取水制限	○
		中央市地下水資源の保全及び採取適正化に関する条例（平成 25 年 3 月 28 日中央市条例第 2 号）	・地下水の取水制限	○
	日照障害	建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）	・日影による中高層の建築物の高さの制限	○

注）表中の「○」は、本事業に対して、環境関係法令等の指定及び規制を受けるものを示す。

表 4.4-1(2) 主な環境関係法令等

分類	関係法令等（公布日）	主な指定・規制の内容	指定及び規制
自然環境保全	自然環境保全法（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号）	・原生自然環境保全地域の指定 ・自然環境保全地域の指定	×
	自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）	・国立公園、国定公園区域の指定	×
	都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）	・風致地区の指定	×
	森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）	・保安林の指定	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号）	・鳥獣保護区等の指定等	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）	・希少野生動植物種の生息地等保護区の指定	×
	都市緑地法（昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号）	・山梨県による緑地保全地区の指定	×
	ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）（昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号）	・条約湿地の指定	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成 4 年 9 月 28 日条約第 7 号）	・世界自然遺産等の指定	×
	山梨県立自然公園条例（昭和 32 年 12 月 26 日山梨県条例第 74 号）	・自然公園区域の指定	×
	山梨県自然環境保全条例（昭和 46 年 10 月 11 日山梨県条例第 38 号）	・自然環境保全地区等の指定	×
	山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例（平成 19 年 7 月 9 日山梨県条例第 34 号）	・生息地等保護区等の指定 ・希少野生動植物種の指定	×
	自然環境保全地区および自然記念物の指定（昭和 47 年 10 月 30 日山梨県告示第 520 号）	・自然環境保全地区、自然記念物の指定	×
	鳥獣保護区の指定（平成 26 年 10 月 30 日山梨県告示第 308 号）	・鳥獣保護区の指定	×
	山梨県都市公園条例（昭和 39 年 3 月 31 日山梨県条例第 21 号）	・都市公園の設置、管理	×
	山梨県風致地区条例（昭和 45 年 4 月 1 日山梨県条例第 26 号）	・風致地区内における建築等の規制	×
	山梨県環境緑化条例（昭和 49 年 10 月 17 日山梨県条例第 31 号）	・環境緑化基準の制定	○
景観	景観法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）	・景観行政団体による景観地区の指定	×
	山梨県景観条例（平成 2 年 10 月 20 日山梨県条例第 24 号）	・景観形成地域内における行為の制限	×
	中央市景観条例（平成 26 年 12 月 24 日中央市条例第 18 号）	・景観計画区域内における行為の制限	○
	中央市都市公園条例（平成 18 年 2 月 20 日中央市条例第 146 号）	・都市公園の設置、管理	×
	市川三郷町景観条例（平成 27 年 3 月 18 日市川三郷町条例第 14 号）	・景観計画区域内における行為の制限	○
地球環境	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）	・温室効果ガス削減目標の設定等	○
	山梨県地球温暖化対策条例（平成 20 年 12 月 26 日山梨県条例第 49 号）	・温室効果ガス削減措置の実施	○
文化財	文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）	・国の史跡名勝天然記念物、文化財の指定	×
	山梨県文化財保護条例（昭和 31 年 4 月 9 日山梨県条例第 29 号）	・県の史跡名勝天然記念物、文化財の指定	×
	中央市文化財保護条例（平成 18 年 2 月 20 日中央市条例第 96 号）	・市の史跡名勝天然記念物、文化財の指定	×
防災	砂防法（明治 30 年 3 月 30 日法律第 29 号）	・砂防指定地の指定	×
	地すべり等防止法（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号）	・地すべり防止区域の指定	×
	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年 11 月 7 日法律第 191 号）	・住宅造成工事規制区域の指定	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号）	・急傾斜地崩壊危険地区の指定	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号）	・土砂災害警戒区域の指定	×
	山梨県砂防指定地管理条例（平成 15 年 3 月 20 日山梨県条例第 7 号）	・砂防指定地内における行為の制限	×

注）表中の「○」は、本事業に対して、環境関係法令等の指定及び規制を受けるものを示す。

(1) 大気汚染

1) 環境基準

大気汚染に係る環境基準は、環境基本法に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準」として、表 4.4-2 に示すとおり定められている。

また、大気汚染に係る環境基準の評価方法を表 4.4-3 に示す。

表 4.4-2 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
二酸化いおう（SO ₂ ）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。（S48.5.16 告示）
一酸化炭素（CO）	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。（S48.5.8 告示）
浮遊粒子状物質（SPM）	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。（S48.5.8 告示）
二酸化窒素（NO ₂ ）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。（S53.7.11 告示）
光化学オキシダント（O _x ）	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。（S48.5.8 告示）
ダイオキシン類（DXNs）	1 年平均値が 0.6 pg-TEQ/m ³ 以下であること。（H11.12.27 告示）
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。（H21.9.9 告示）
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4 告示）
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m ³ 以下であること。（H30.11.19 告示）
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4 告示）
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。（H13.4.20 告示）
備 考 ・環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 ・浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。 ・二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回るものとならないよう努めるものとする。 ・光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。	

出典）環境省ホームページ「大気汚染に係る環境基準」（<https://www.env.go.jp/kijun/taiki.html>）

表 4.4-3 大気汚染に係る環境基準の評価方法

評価項目	評価方法	
二酸化硫黄 (SO ₂)	長期的評価	年間にわたる日平均値について、測定値の高い方から2 %の範囲内にあるものを除外した日平均値(2 %除外値)が0.04 ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値が0.04 ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	連続してまたは随時に行った測定結果として、1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	長期的評価	年間にわたる日平均値について、測定値の高い方から2 %の範囲内にあるものを除外した日平均値(2 %除外値)が10 ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値が10 ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	連続してまたは随時に行った測定結果として、1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	長期的評価	年間にわたる日平均値について、測定値の高い方から2 %の範囲内にあるものを除外した日平均値(2 %除外値)が0.10 mg/m ³ を超えず、かつ、年間を通じて日平均値が0.10 mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	連続してまたは随時に行った測定結果として、1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	長期的評価	年間にわたる日平均値について、測定値の低い方から98 %に相当するもの(年間98 %値)が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	短期的評価	昼間(5時～20時)の時間帯において、1時間値が0.06 ppm以下であること。
ダイオキシン類 (DXNs)	長期的評価	1年平均値が0.6 pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	長期的評価	1年平均値が長期基準の15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の年間98%が短期基準の35 μg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	長期的評価	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	長期的評価	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	長期的評価	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	長期的評価	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。

出典) 昭和48年6月12日環大企第143号環境庁大気保全局長通知、昭和53年7月17日環大企第262号環境庁大気保全局長通知、平成12年1月12日環企企11号・環保安6号・環大企11号・環大規5号・環水企14号・環水管1号・環水規5号・環水土7号環境庁企画調整局長・大気保全局長・水質保全局長通知、平成13年6月12日環管総182号環境省環境管理局长通知、平成21年9月9日環水大総発第090909001号環境省水・大気環境局长通知、平成30年11月19日環境省告示第100号

2) 排出基準

大気汚染防止法では、固定発生源（工場や事業場など）から排出、または飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出規制を行っている。

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類を排出する施設を特定施設と呼び、特定施設の種類・規模ごとにダイオキシン類の排出規制を行っている。

また、山梨県生活環境の保全に関する条例では、大気汚染防止法に定める特定施設の一部をばい煙に係る指定工場として、有害物質の排出規制を行っている。

本事業で設置する施設は、大気汚染防止法のばい煙発生施設及び水銀発生施設並びにダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に該当する。ただし、山梨県生活環境の保全に関する条例における指定工場には該当しない。

本事業に関するばい煙発生施設の排出基準を表 4.4-4 に、水銀排出施設の排出基準を表 4.4-5 に、ダイオキシン類の排ガス排出基準を表 4.4-6 に示す。

表 4.4-4 ばい煙発生施設の排出基準（廃棄物焼却炉 抜粋）

物質	ばい煙発生施設		排出基準
硫黄酸化物	政令で定める地域ごとに設定される K 値を一定の算式に代入して、ばい煙発生施設の排出口の高さに応じて算出される 1 時間あたりの硫黄酸化物の排出量として定められている。（K 値規制方式と呼ばれるもので K 値が小さいほど規制が厳しい。） $q = K \times 10^{-3} He^2$ q : 硫黄酸化物の量 (m ³ N/h) K : K 値（地域別に定める定数） He : 補正された排出口の高さ		山梨県全域 K 値 : 17.5
窒素酸化物	①浮遊回転燃焼方式 （連続炉に限る）	最大排ガス量 : 4 万 m ³ N/h 以上	450 ppm
		最大排ガス量 : 4 万 m ³ N/h 未満	450 ppm
	②特殊廃棄物焼却炉 （連続炉に限る）	最大排ガス量 : 4 万 m ³ N/h 以上	250 ppm
		最大排ガス量 : 4 万 m ³ N/h 未満	700 ppm
	③廃棄物焼却炉 （連続炉①、②以外）	最大排ガス量 : 4 万 m ³ N/h 以上	250 ppm
		最大排ガス量 : 4 万 m ³ N/h 未満	250 ppm
	④廃棄物焼却炉（連続炉以外）	最大排ガス量 : 4 万 m ³ N/h 以上	250 ppm
ばいじん	廃棄物焼却炉（新設）	処理能力 : 4 t/h 以上	0.04 g/m ³ N
塩化水素	廃棄物焼却炉		700 mg/m ³ N

注 1) 対象となる施設 : 廃棄物焼却炉 火格子面積 2 m² 以上又は焼却能力 200 kg/h 以上

注 2) 表中の窒素酸化物及びばいじんの排出基準については、残存酸素濃度 (On) 12% における基準値を示す。

注 3) 太枠は、本事業の該当を示す。

出典) 大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号）

表 4.4-5 水銀排出施設の排出基準（廃棄物焼却炉 抜粋）

施設名		施設の規模・要件	新設施設の排出基準
水俣条約の 対象施設	大気汚染防止法の 水銀排出施設		
廃棄物の 焼却設備	廃棄物焼却炉（新設） （一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉）	・火格子面積 2 m ² 以上 ・焼却能力 200 kg/時以上	30 μg/m ³ N
	水銀含有汚泥等の 焼却炉等	水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱う施設（加熱工程を含む施設に限る。） （施設規模による裾切りはなし。）	50 μg/m ³ N

注）太枠は、本事業の該当を示す。

出典）平成 28 年 9 月 26 日環水大大発第 1609264 号環境省水・大気環境局長通知

表 4.4-6 ダイオキシン類の排ガス排出基準（廃棄物焼却炉 抜粋）

施設名	施設の種類	新設施設の排出基準
廃棄物焼却炉	処理能力：4 t/h 以上	0.1 ng-TEQ/m ³ N

注）太枠は、本事業の該当を示す。

出典）ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年 12 月 27 日総理府令第 67 号）

(2) 騒音

1) 環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準」として、表 4.4-7 に示すとおり定められている。

対象事業実施区域は、図 4.4-1 に示すとおり、騒音に係る環境基準の地域類型が適用されておらず、環境基準が適用されない地域にある。

表 4.4-7 騒音に係る環境基準

＜道路に面する地域以外の地域（一般地域）＞

地域の類型	類型当てはめ地域	基準値	
		昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～翌 6 時)
AA	特に静穏を要する地域	50 dB 以下	40 dB 以下
A	専ら住居の用に供される地域	55 dB 以下	45 dB 以下
B	主として住居の用に供される地域	55 dB 以下	45 dB 以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60 dB 以下	50 dB 以下

但し、次表に掲げる地域に該当する地域（道路に面する地域）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

＜道路に面する地域＞

地域の区分	基準値	
	昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～翌 6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下

但し、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準の欄に掲げるとおりとする。

＜幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）＞

基準値	
昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～翌 6 時)
70 dB 以下	65 dB 以下
備 考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。	

注 1) 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注 2) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）、都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路であって一般自動車道を示す。

注 3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15 m

(2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20 m

出典) 平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、平成 13 年 1 月 5 日環大企 3 号

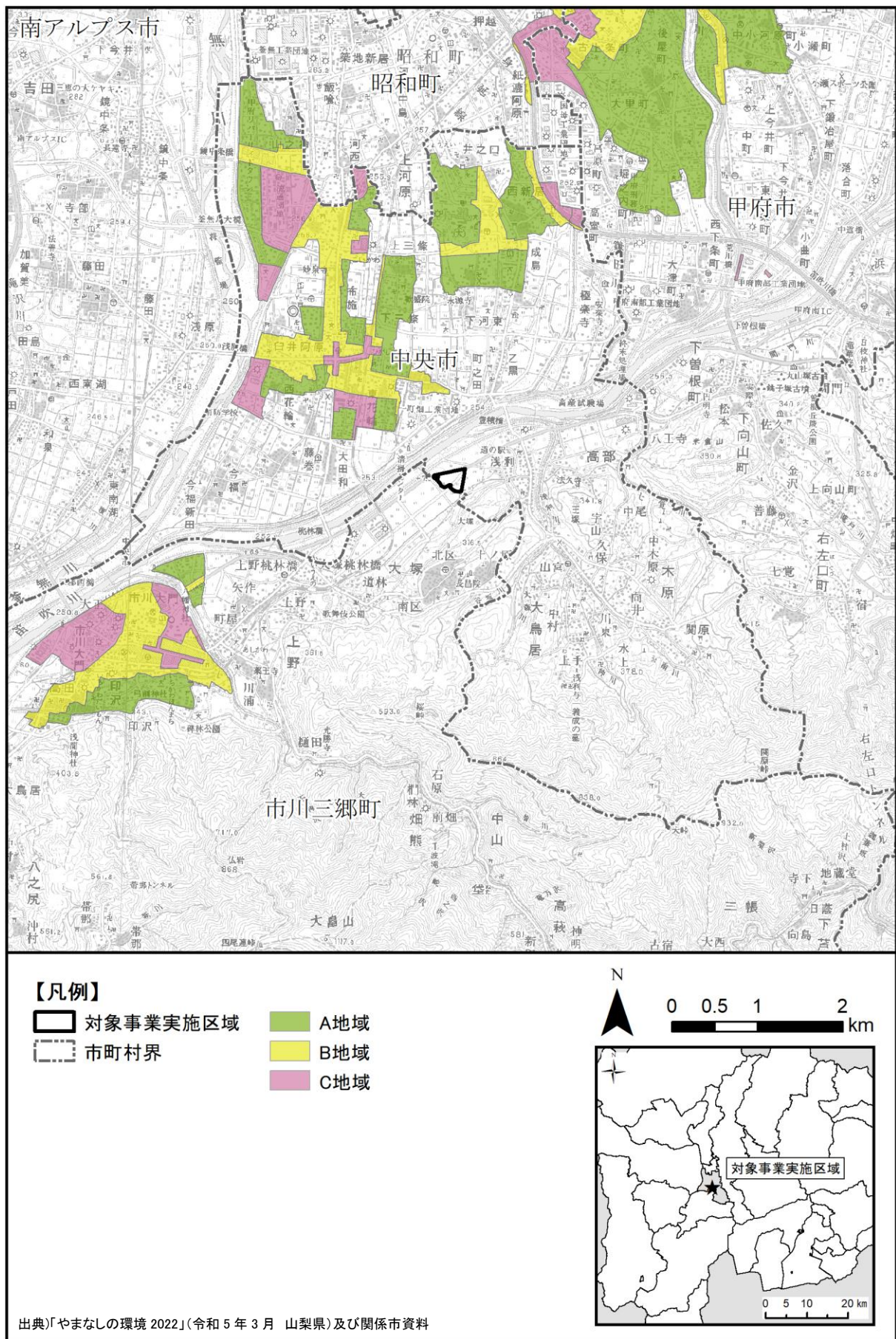


図 4.4-1 騒音に係る環境基準の類型指定状況

2) 規制基準

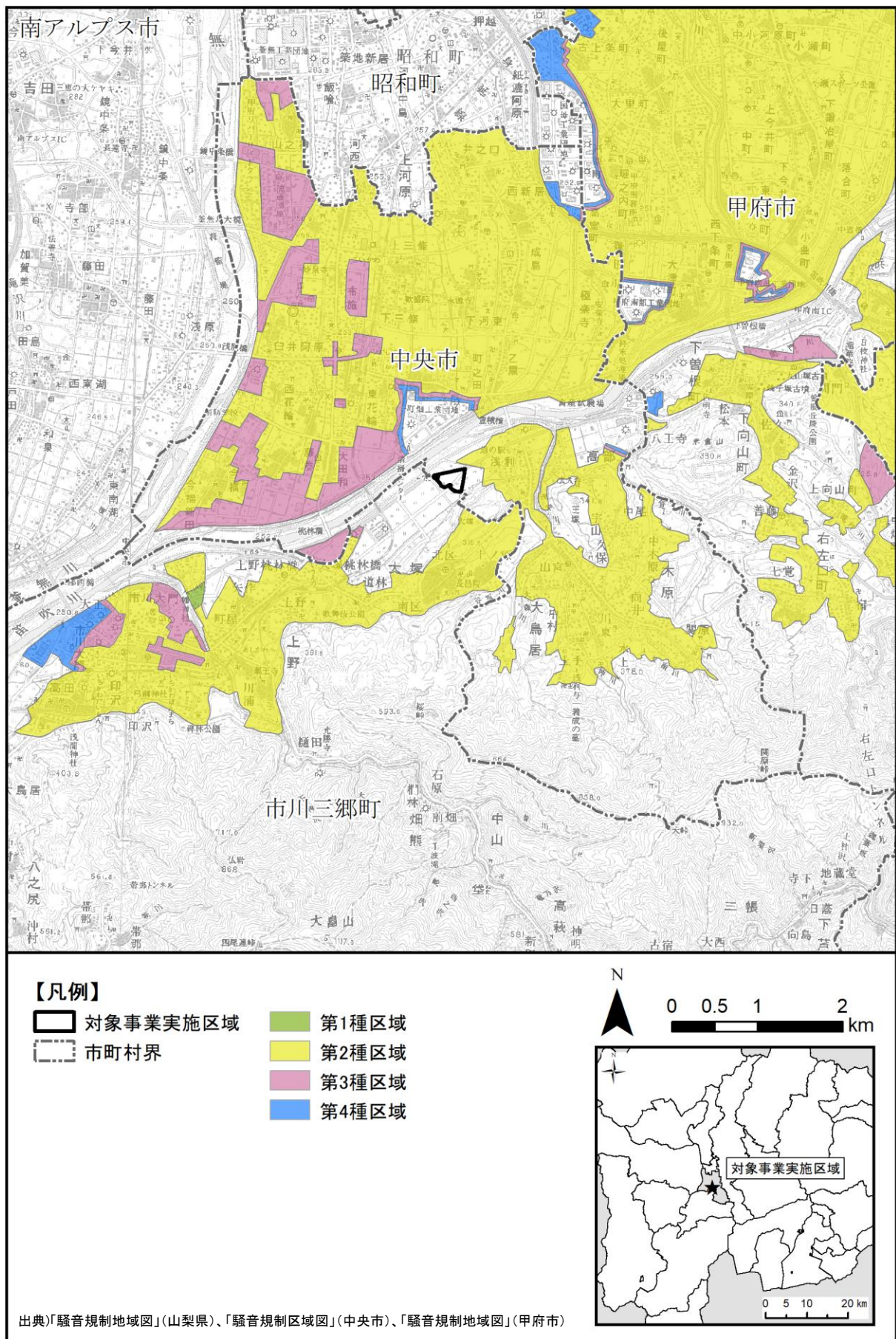
騒音規制法及び山梨県生活環境の保全に関する条例では、建設工事の作業のうち、著しい騒音を発生させる作業を「特定建設作業」と呼び、騒音の大きさ、作業時間及び作業期間等を規制の対象としている。

また、著しい騒音が発生する施設（特定施設）を設置する工場・事業場を法では「特定工場等」、条例では「指定工場」と呼び、騒音の大きさを規制するとともに、著しい騒音を発生する作業（特定作業）を行う工場・事業場を「特定作業工場等」と呼び、騒音の大きさを規制している。

さらに、騒音規制法では、自動車騒音が環境省の定める限度値を超え、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、関係市町村長は県公安委員会に対して道路交通法による規制措置をとるよう要請することができるものとして、自動車騒音の限度（要請限度）を定めている。

騒音に係る規制基準の区域指定の状況を図 4.4-2 に示す。対象事業実施区域は騒音規制法に係る規制区域が指定されていない地域にあり、騒音規制法に係る規制基準等は適用されない。

また、自動車騒音の要請限度に係る区域の指定状況を図 4.4-3 に示す。



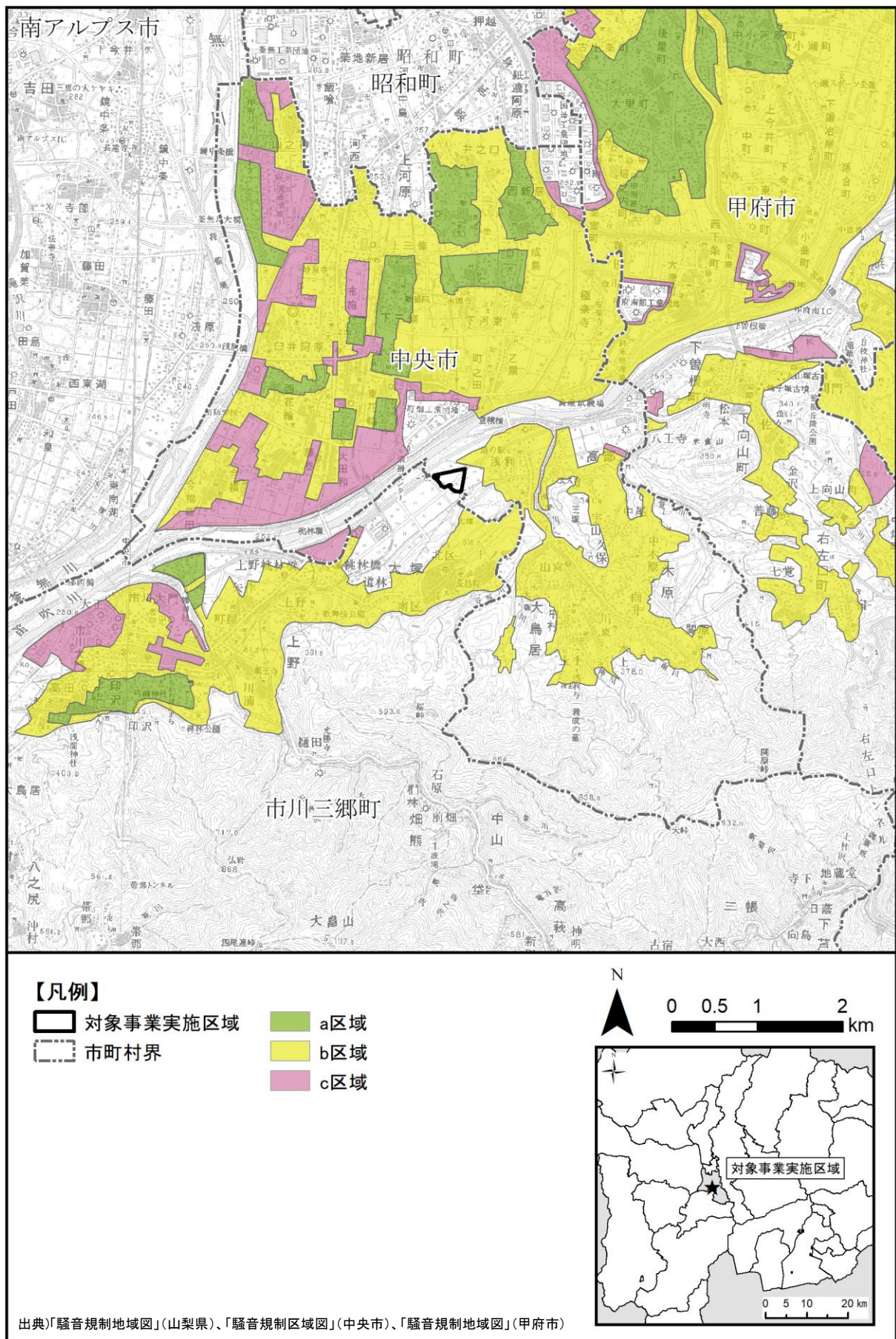


図 4.4-3 自動車騒音の要請限度に係る区域指定の状況

① 特定建設作業

騒音規制法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく特定建設作業を表 4.4-8 に、規制基準を表 4.4-9 に示す。

対象事業実施区域は、規制区域には指定されていない。

表 4.4-8 騒音に係る特定建設作業の種類

作業の種類	騒音規制法	山梨県生活環境の保全に関する条例
くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。	くい打機をアースオーガーと併用する作業に限る。
びょう打機を使用する作業	すべて。	—
さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。	—
空気圧縮機を使用する作業	・電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15 kW 以上のものに限る。 ・さく岩機の動力として使用する作業を除く。	—
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	・コンクリートプラントは、混練機の混練容量が 0.45 m³以上のものに限る。 ・アスファルトプラントは、混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る。 ・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。	—
バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 kW 以上のものに限る。	原動機の定格出力が 80 kW 未満のものに限る。
トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 kW 以上のものに限る。	—
ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 kW 以上のものに限る。	—
パワーショベルを使用する作業	—	原動機として最高出力 100 馬力以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。
コンクリートカッターを使用する作業	—	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。

注) 山梨県生活環境の保全に関する条例に掲げる作業が騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域外で作業されるものである場合にあっては、適用しない。

出典) 騒音規制法施行令（昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号）

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和 51 年 3 月 16 日山梨県規則第 9 号）

表 4.4-9 特定建設作業騒音の規制基準

項目	区域	規制基準	適用除外
騒音の大きさ	第1号区域	特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85dBを超えないこと。ただし、以下に掲げる特定建設作業にあつては75dBを超えないこと。 ・パワーショベルを使用する作業（原動機として最高出力100馬力以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。） ・バックホウを使用する作業（原動機の定格出力が80kW未満のものに限る。） ・コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）	—
	第2号区域		
作業ができない時間	第1号区域	午後7時～翌午前7時	①～⑥
	第2号区域	午後10時～翌午前6時	
1日の作業時間	第1号区域	10時間を超えないこと。	①、②、⑦
	第2号区域	14時間を超えないこと。	
同一場所における作業時間	第1号区域	連続して6日を超えないこと。	①、②
	第2号区域		
日曜・休日における作業	第1号区域	禁止	①～⑥、⑧
	第2号区域		

注) 表中の適用除外は、下記の事項に該当する場合において規制基準を適用しないことを示す。

- ① 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - ② 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - ③ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間又は日曜・休日において当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - ④ 道路法第34条の規定により、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間又は日曜・休日に行うべき旨の条件が付けられた場合
 - ⑤ 道路法第35条の規定による協議において当該特定建設作業を夜間又は日曜・休日に行うべきこととされた場合
 - ⑥ 道路交通法第77条第3項の規定により、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間又は日曜・休日に行うべきこととされた場合
 - ⑦ 当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合
 - ⑧ 電気事業法施行規則第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜その他の休日に行う必要がある場合
- 区域の区分：第1号区域：①特定施設の規制基準で定める第1種、第2種、第3種区域
 ②第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、
 幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
 第2号区域：規制地域の内第1号区域以外の区域

出典) 昭和43年11月27日厚生省・建設省告示1号

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和51年3月16日山梨県規則第9号）

② 特定施設等

騒音規制法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく特定施設を表 4.4-10 に示す。また、特定工場等の規制基準を表 4.4-11 に示す。

本事業で設置する施設は、特定施設に該当するものの、対象事業実施区域は規制区域に指定されていない。

表 4.4-10 騒音に係る特定施設の種類

大分類	小分類	騒音規制法	山梨県生活環境の保全に関する条例
金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 kW 以上	
	製管機械	すべて。	
	ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 kW 以上	
	液圧プレス	矯正プレスを除く。	
	機械プレス	呼び加圧能力が 294 kN 以上	金属加工用のもので、呼び加圧能力が 98 kN 以上 294 kN 未満
	せん断機	原動機の定格出力が 3.75 kW 以上	
	鍛造機	すべて。	
	ワイヤーフォーミングマシン	すべて。	
	ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のを除く。	
	タンブラー	すべて。	
	切断機	砥石を用いるものに限る。	
空気圧縮機		原動機の定格出力が 7.5 kW 以上	原動機の定格出力が 3.75 kW 以上 7.5 kW 未満
送風機		原動機の定格出力が 7.5 kW 以上	クーリングタワーに用いるもので、原動機の定格出力が 1.5 kW 以上 7.5 kW 未満
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5 kW 以上	
織機		原動機を用いるものに限る。	
石材切削機		－	すべて。
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上	
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 kg 以上	
穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 kW 以上	
木材加工機械	ドラムバーカー	すべて。	
	チップパー	原動機の定格出力が 2.25 kW 以上	
	碎木機	すべて。	
	帯のご盤	製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15 kW 以上、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25 kW 以上	
	丸のご盤	製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15 kW 以上、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25 kW 以上	
	かんな盤	原動機の定格出力が 2.25 kW 以上	
抄紙機		すべて。	
印刷機械		原動機を用いるものに限る。	
合成樹脂用射出成型機		すべて。	
鋳型造型機		ジョルト式のものに限る。	
コルゲートマシン		－	すべて。
コンクリートブロックマシン		－	すべて。
冷媒圧縮機		－	原動機の定格出力が 3.75 kW 以上

注) 山梨県生活環境の保全に関する条例に掲げる作業が騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域外で作業されるものである場合にあっては、適用しない。

出典) 騒音規制法施行令 (昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号)

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則 (昭和 51 年 3 月 16 日山梨県規則第 9 号)

表 4.4-11 特定工場等に係る騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6 時～8 時)	昼 間 (8 時～19 時)	夕 (19 時～22 時)	夜 間 (22 時～翌 6 時)
第 1 種区域	45 dB	50 dB	45 dB	40 dB
第 2 種区域	50 dB	55 dB	50 dB	45 dB
第 3 種区域	60 dB	65 dB	60 dB	55 dB
第 4 種区域	65 dB	70 dB	65 dB	60 dB
第 1 種区域…良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 第 2 種区域…住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 第 3 種区域…住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域 第 4 種区域…主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域				

注 1) 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に存在する学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院等、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベルを減じた値とする。

注 2) 第 1 種区域と第 3 種区域又は第 2 種区域と第 4 種区域がその境界線を接している場合における当該境界線から当該第 3 種区域及び第 4 種区域内へ 30 メートル以内の区域における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

出典) 昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和 51 年 3 月 16 日山梨県規則第 9 号）

昭和 52 年 2 月 17 日山梨県告示第 66 号

③ 自動車騒音の限度

騒音規制法に基づく自動車騒音の限度（要請限度）を表 4.4-12 に示す。

表 4.4-12 自動車騒音の限度（要請限度）

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～翌 6 時)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB
幹線交通を担う道路に近接する空間	75 dB	70 dB
a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長）が定めた区域をいう。 1. a 区域…第一種区域並びに第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 2. b 区域…第二種区域から第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除いた地域 3. c 区域…第三種区域及び第四種区域		

注 1) 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注 2) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。

注 3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15 m

(2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20 m

出典) 平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号、平成 12 年 3 月 30 日山梨県告示第 161 号

(3) 振 動

1) 規制基準

振動規制法及び山梨県生活環境の保全に関する条例では、建設工事の作業のうち、著しい振動を発生させる作業を「特定建設作業」と呼び、振動の大きさ、作業時間及び作業期間等を規制の対象としている。

また、著しい振動が発生する施設（特定施設）を設置する工場・事業場を法では「特定工場等」、条例では「指定工場」と呼び、振動の大きさを規制の対象としている。

さらに、振動規制法では、道路交通振動が環境省の定める限度値を超え、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、関係市町村長は道路管理者に対して舗装、修繕等の措置をとるよう要請し、または県公安委員会に対して道路交通法の規定による規制措置をとるよう要請することができるものとして、道路交通振動の限度（要請限度）を定めている。

① 特定建設作業

振動規制法に基づく特定建設作業を表 4.4-13 に、規制基準を表 4.4-14 に、規制区域を図 4.4-4 に示す。

なお、山梨県生活環境の保全に関する条例には、振動に係る特定建設作業の定めはない。対象事業実施区域は規制区域に指定されていない。

表 4.4-13 振動に係る特定建設作業の種類

作業の種類	振動規制法
くい打機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く。
くい抜機を使用する作業	油圧式くい抜機を除く。
くい打くい抜機を使用する作業	圧入式くい打機くい抜機を除く。
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	すべて。
舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50 m を超えない作業。
ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50 m を超えない作業。

出典）振動規制法施行令（昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号）

表 4.4-14 特定建設作業振動の規制基準

項目	区域	規制基準	適用除外
振動の大きさ	第1号区域 第2号区域	特定建設作業の場所の敷地の境界線において75dBを超えないこと。	—
作業ができない時間	第1号区域 第2号区域	午後7時～翌日の午前7時 午後10時～翌日の午前6時	①、②、③、④、⑤
1日の作業時間	第1号区域 第2号区域	10時間以内 14時間以内	①、②
同一場所における作業時間	第1号区域 第2号区域	連続して6日以内	①、②
日曜・休日における作業	第1号区域 第2号区域	禁止	①、②、③、④、⑤、⑥
第1号区域…振動規制法第3条第1項により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長）が指定した区域 ①第1種区域（図の緑色の区域）及び第2種区域（図の黄色の区域）の区域 ②第2種区域（図の赤色の区域 今回該当なし）のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域 第2号区域…振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域			

注）表中の適用除外は、下記の事項に該当する場合において規制基準を適用しないことを示す。

- ① 災害その他非常の事態の発生により、作業を緊急に行う必要がある場合。
- ② 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、作業を行う必要がある場合。
- ③ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、夜間において作業を行う必要がある場合。
- ④ 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に作業を夜間に行うべきとの条件がある場合。また、同法第35条の規定に基づく協議において、作業を夜間に行うべきと同意された場合。
- ⑤ 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に作業を夜間に行う条件が付された場合。また、同法第80条第1項の規定に基づく協議において作業を夜間に行う場合。
- ⑥ 電気事業法施行規則第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う作業であって、近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ、作業従事者の生命又は身体に対する安全が確保できないため、日曜日その他の休日に行う必要がある場合。

出典）振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号）、昭和54年3月14日山梨県告示第101号

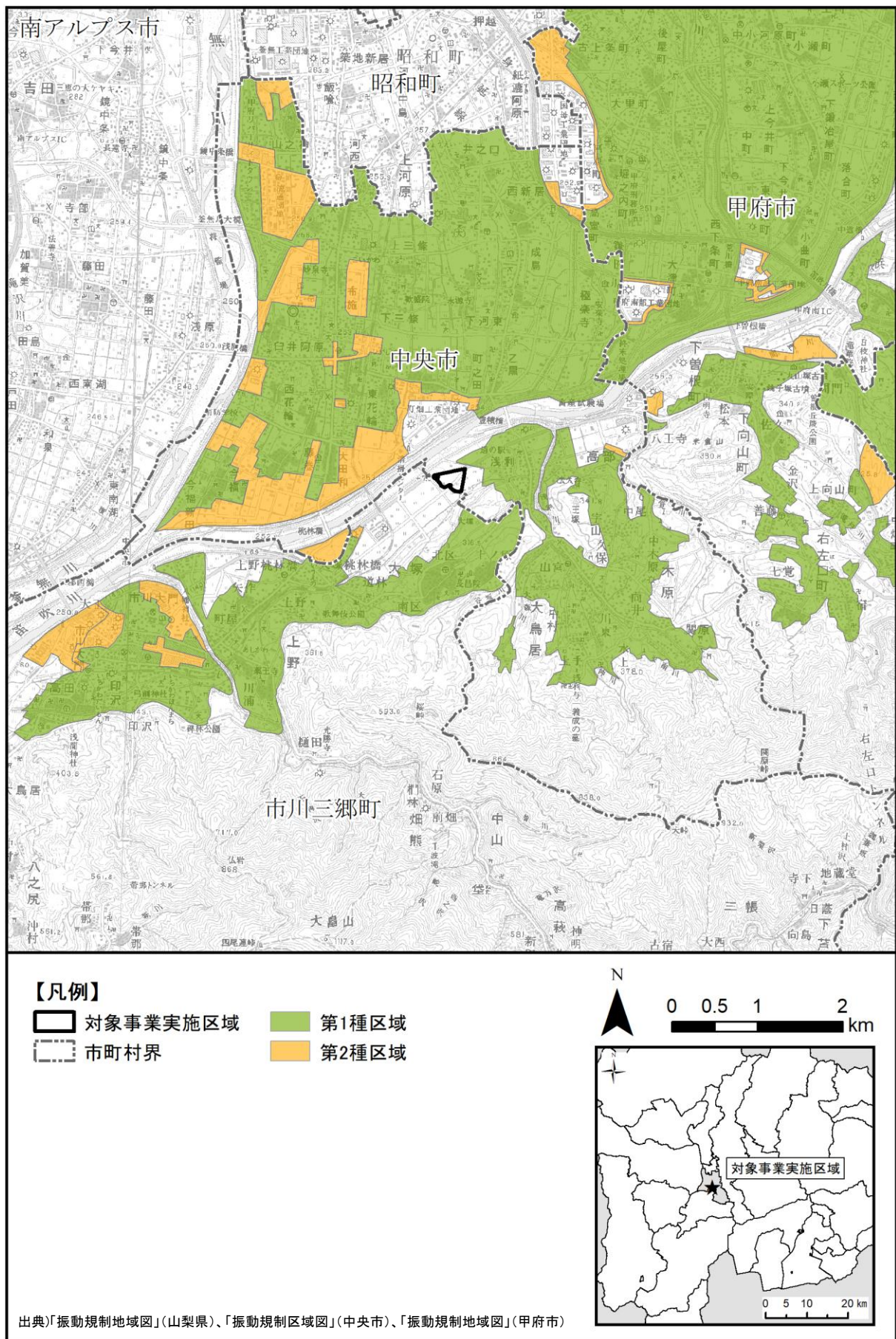


図 4.4-4 振動に係る規制基準の区域指定の状況

② 特定施設等

振動規制法に基づく特定施設を表 4.4-15 に、規制基準を表 4.4-16 に示す。また、規制区域は図 4.4-4 に示すとおりである。なお、山梨県生活環境の保全に関する条例には、振動に係る特定施設等の定めはない。

本事業で設置する施設は、特定施設の内容に該当するものの、対象事業実施区域は規制区域には指定されておらず、規制基準は適用されない。

表 4.4-15 振動に係る特定施設の種類の種類

大分類	小分類	振動規制法
金属加工機械	液圧プレス	矯正プレスを除く。
	機械プレス	すべて。
	せん断機	原動機定格出力 1 kW 以上
	鍛造機	すべて。
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機定格出力 37.5 kW 以上
圧縮機		原動機定格出力 7.5 kW 以上
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機定格出力 7.5 kW 以上
織機		原動機を用いるもの。
コンクリート機械	コンクリートブロックマシン	原動機定格出力の合計が 2.95 kW 以上
	コンクリート管製造機械	原動機定格出力の合計が 10 kW 以上
	コンクリート柱製造機械	
木材加工機械	ドラムバーカー	すべて。
	チップパー	原動機定格出力 2.2 kW 以上
印刷機械		原動機定格出力 2.2 kW 以上
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機定格出力 30 kW 以上
合成樹脂用射出成形機		すべて。
鋳造型機		ジョルト式のもの。

出典) 振動規制法施行令 (昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号)

表 4.4-16 振動に係る特定工場等の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8 時～19 時)	夜 間 (19 時～翌 8 時)
第 1 種区域	60 dB	55 dB
第 2 種区域	65 dB	60 dB
第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。但し、必要があると認める場合は、それぞれの区域をさらに 2 区分することができる。 第 1 種区域…良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 第 2 種区域…住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域		

注) 学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 m の区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デンベルを減じた値とする。

出典) 昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示第 90 号

③ 道路交通振動の限度

振動規制法に基づく道路交通振動の限度（要請限度）を表 4.4-17 に、規制区域を図 4.4-4 に示す。

表 4.4-17 道路交通振動の限度（要請限度）

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8 時～19 時)	夜 間 (19 時～翌 8 時)
第 1 種区域	65 dB	60 dB
第 2 種区域	70 dB	65 dB
第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。 第 1 種区域…良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 第 2 種区域…住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域		

出典）振動規制法施行規則（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）、昭和 54 年 3 月 14 日山梨県告示第 102 号

(4) 悪 臭

1) 規制基準

悪臭防止法では、事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制するため、規制区域内のすべての工場・事業場を対象に規制基準を定めており、事業地の敷地境界において規制基準が適用される。

規制基準は、特定悪臭物質の濃度によって規制する場合と、臭気指数によって規制する場合の2通りがあるが、山梨県では臭気指数による規制を行っている。

本事業に関する悪臭の規制基準を表 4.4-18 に示す。

対象事業実施区域は図 4.4-5 に示すとおり、規制区域が指定されていない。

表 4.4-18 悪臭防止法に基づく規制基準

規制範囲	規制方法	規制地域	規制基準
山梨県内	臭気指数	A 区域	13
		B 区域	15
		C 区域	17

出典) 平成 16 年 10 月 28 日山梨県告示第 496 号

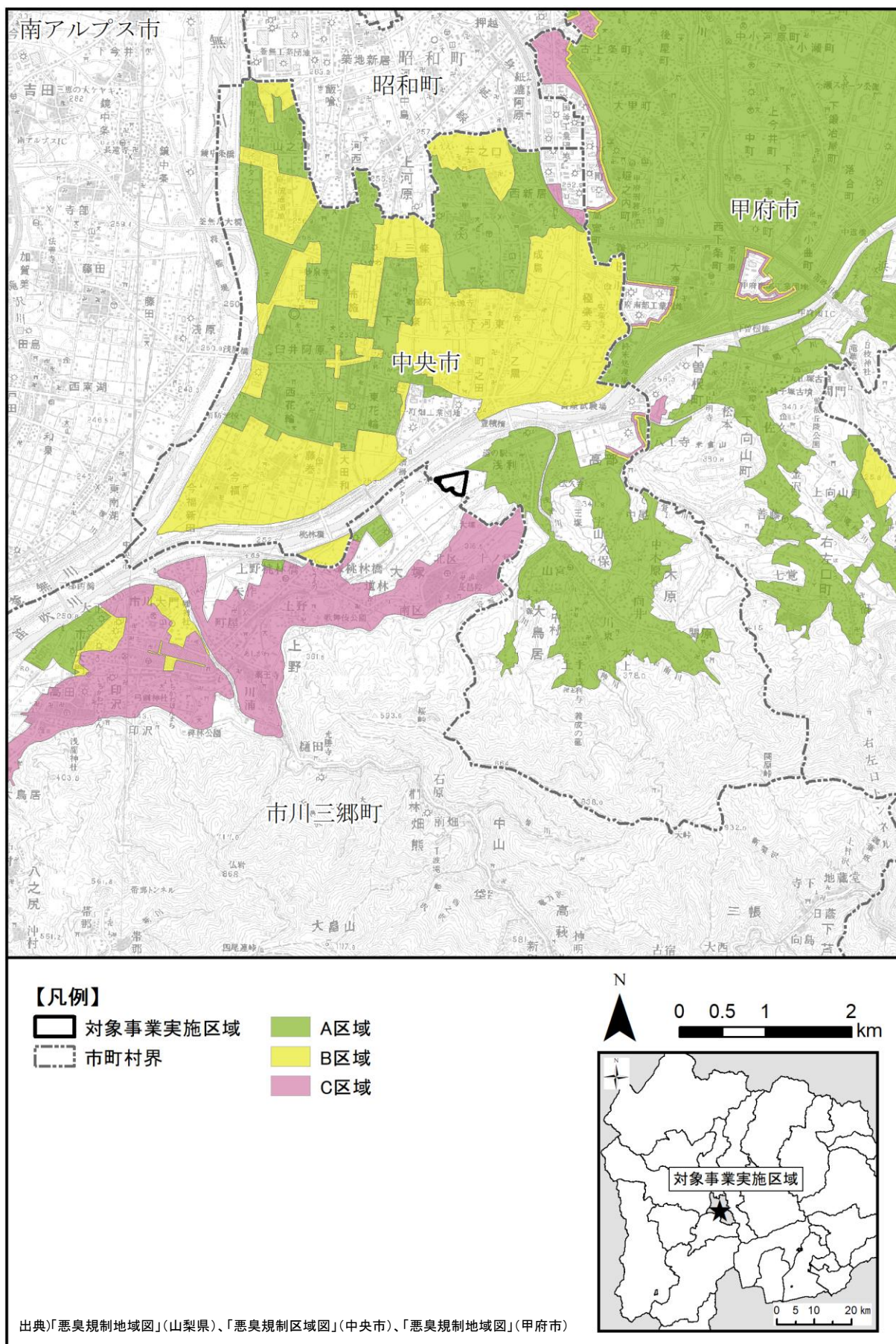


図 4.4-5 悪臭に係る規制基準の区域指定の状況

(5) 水質汚濁

1) 環境基準

水質に係る環境基準については、環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として、表 4.4-19～表 4.4-22 に示すとおり定められている。

なお、人の健康の保護に関する環境基準、ダイオキシン類の水質汚濁に係る環境基準は、すべての水域に適用され、地下水の水質汚濁に係る環境基準もすべての地下水に適用される。

一方、生活環境の保全に関する環境基準は、各水域に対して類型が指定されており、類型指定ごとの基準が適用される。

対象事業実施区域周辺の水域類型は、表 4.4-23 及び図 4.4-6 に示すとおり、笛吹川下流が A 類型・生物 B 類型に指定されている。

なお、対象事業実施区域周辺には公共用水域としての湖沼は存在しない。

表 4.4-19 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB（ポリ塩化ビフェニル）	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、日本産業規格で定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注 4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格で定められた方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格で定められた方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典) 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号

表 4.4-20 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：河川）

【河川】（湖沼を除く）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数 環境基準値 [90%水質値]
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/ 100 mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100 mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/ 100 mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこ と。	2 mg/L 以上	—

注 1) 基準値は日間平均値とする。

注 2) 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。

注 3) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 4) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 5) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注 6) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

注 7) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典）昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

注）基準値は、年間平均値とする。

出典）昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号

表 4.4-21 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB（ポリ塩化ビフェニル）	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、日本産業規格で定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格で定められた方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格で定められた方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

注 4) 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格で定められた方法により測定されたシス体の濃度と日本産業規格で定められた方法により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典) 平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号、令和 3 年 10 月 7 日環境省告示第 63 号

表 4.4-22 ダイオキシン類の水質汚濁に係る環境基準

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下

注 1) 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2) 水質（水底の底質を除く）の基準については、年間平均値により評価する。また、水底の底質の基準については、測定結果ごとに評価する。

出典) 平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、平成 14 年 7 月 22 日環水企第 118 号

表 4.4-23 環境基準に係る水域類型指定

水域名	名 称	範 囲	水域類型
富士川水域	笛吹川下流	亀甲橋より下流	水域 A・生物 B
	富士川	塩川合流点から身延橋まで	水域 A・生物 B
	荒川下流	亀沢川合流点より下流	水域 B・生物 B
	鎌田川	笛吹川右岸に合流するものの全域	水域 B・生物 B

出典) 昭和 48 年 3 月 31 日環境庁告示第 21 号、平成 23 年 3 月 24 日山梨県告示第 114 号

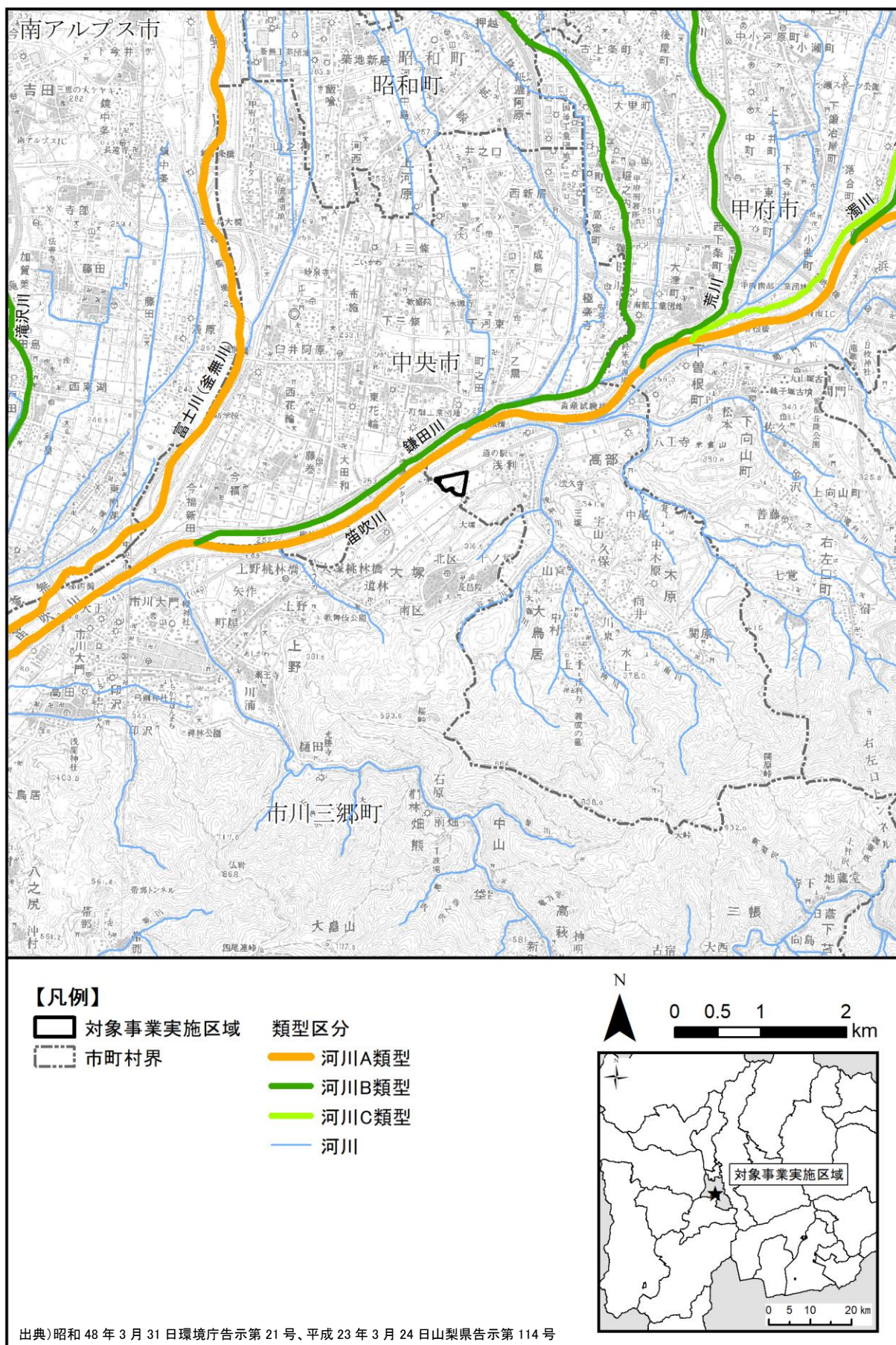


図 4.4-6 環境基準に係る河川水域類型指定

2) 規制基準

水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例では、特定の要件を備える污水または廃液を排出する施設（特定施設）を設置する工場・事業場を「特定事業場」と呼び、排水に対して規制を行っている。また、ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類を排出する施設を「特定施設」と呼び、施設の種類・規模ごとにダイオキシン類の排出規制を行っている。

水質汚濁防止法、山梨県生活環境の保全に関する条例及びダイオキシン類対策特別措置法による排水基準を表 4.4-24～表 4.4-28 に示す。

本事業は施設外への排水を行わない計画であるため、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に係る排水規制は適用されない。

表 4.4-24 一般排水基準（有害物質）

項目	排水基準（水質汚濁防止法）
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルピメトン及びEPNに限る）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.2 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

注1) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物はアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

注2) 府令における「検出されないこと。」とは、府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 砒素及びその化合物についての水質汚濁防止法による排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年11月12日政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

出典）昭和46年6月21日総理府令第35号、令和6年1月25日環境省令第4号

表 4.4-25 一般排水基準（有害物質以外の項目）

項目	排水基準
	水質汚濁防止法
水素イオン濃度（pH）	海域以外 5.8～8.6
生物化学的酸素要求量（BOD）	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）
浮遊物質量（SS）	200 mg/L（日間平均 150 mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ²
窒素含有量	120 mg/L（日間平均 60 mg/L）
磷含有量	16 mg/L（日間平均 8 mg/L）

注 1) 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注 2) この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 m³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

注 3) 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。

注 4) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年 11 月 12 日政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

注 5) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。

注 6) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

注 7) 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

出典) 昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号

表 4.4-26 上乗せ排水基準（有害物質）

項目	規制基準	
	山梨県生活環境の保全に関する条例	
カドミウム及びその化合物	検出されないこと。	
シアン化合物	0.1	mg CN/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	検出されないこと。	
鉛及びその化合物	0.1	mg Pb/L
六価クロム化合物	0.05	mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.05	mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	0.003	mg/L
トリクロロエチレン	0.1	mg/L
テトラクロロエチレン	0.1	mg/L
ジクロロメタン	0.2	mg/L
四塩化炭素	0.02	mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04	mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1	mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3	mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02	mg/L
チウラム	0.06	mg/L
シマジン	0.03	mg/L
チオベンカルブ	0.2	mg/L
ベンゼン	0.1	mg/L
セレン及びその化合物	0.1	mg Se/L
ほう素及びその化合物	10	mg B/L
ふっ素及びその化合物	1	mg F/L（新設）
	5	mg F/L（既設）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	mg/L
1,4-ジオキサン	0.5	mg/L

注 1) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物はアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

注 2) 条例における「検出されないこと。」とは、府令第 2 条に規定する方法により検定した場合において、カドミウム及びその化合物にあっては 0.01mg/L、有機リン化合物にあっては 0.1mg/L、アルキル水銀化合物にあっては 0.0005mg/L をそれぞれ下回ることをいう。

注 3) 「新設」とは、昭和 51 年 4 月 1 日の後において設置される指定工場をいい、「既設」とは、昭和 51 年 4 月 1 日において現に設置されている指定工場及び一の工場又は事業場が指定工場となった際現にその工場又は事業場を設置している指定工場をいう。

注 4) ふっ素及びその化合物に係る規制基準は、1 日当たりの平均的な排水の量が 20m³ 未満であるものから排出される排水については、1L につきふっ素 8 mg とする。

出典) 山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和 51 年 3 月 16 日山梨県規則第 9 号）

表 4.4-27 上乗せ排水基準（有害物質以外の項目）

項目	規制基準			
	山梨県生活環境の保全に関する条例			
	指定工場（新設）			特定施設（新設）
	排水量 20 m ³ /日以上 5,000 m ³ /日未満	排水量 5,000 m ³ /日以上 10,000 m ³ /日未満	排水量 10,000 m ³ 以上	排水量 20 m ³ 以上
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6			
生物化学的酸素要求量（BOD）	30 mg/L （日間平均 20 mg/L）	15 mg/L （日間平均 10 mg/L）	10 mg/L （日間平均 5 mg/L）	30 mg/L （日間平均 20 mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	30 mg/L （日間平均 20 mg/L）	15 mg/L （日間平均 10 mg/L）	10 mg/L （日間平均 5 mg/L）	30 mg/L （日間平均 20 mg/L）
浮遊物質（SS）	50 mg/L （日間平均 30 mg/L）	25 mg/L （日間平均 15 mg/L）	15 mg/L （日間平均 10 mg/L）	50 mg/L （日間平均 30 mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	10 mg/L			
フェノール類含有量	1 mg/L			
銅含有量	1 mg/L			
亜鉛含有量	1 mg/L			
溶解性鉄含有量	1 mg/L			
溶解性マンガン含有量	1 mg/L			
クロム含有量	0.5 mg/L			
大腸菌群数	1,000 個/cm ²			
窒素含有量	—			
リン含有量	—			

注1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注2) 生物化学的酸素要求量に係る規制基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る規制基準は、湖沼に排出される排水について適用する。

注3) 水素イオン濃度に係る規制基準は、排水量 20 m³/日未満のものについても適用する。

出典) 山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和 51 年 3 月 16 日山梨県規則第 9 号）

表 4.4-28 廃棄物焼却施設に係るダイオキシン類の排水の排出基準

特定施設の種類	排出基準
廃棄物焼却炉（火床面積 0.5m ² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	10 pg-TEQ/L

出典) ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年 12 月 27 日政令第 433 号）

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年 12 月 27 日総理府令第 67 号）

(6) 地盤沈下

地盤沈下に関しては、地下水の適正な採取に関して「山梨県地下水資源及び水源地域の保全に関する条例」が、地下水の大量採取による地盤沈下の未然防止に向けて「中央市地下水資源の保全及び採取適正化に関する条例」がそれぞれ定められており、一定規模以上の揚水設備を設置して地下水を採取する者に対し、事前届出制度を設けている。

対象事業実施区域及びその周辺は県条例及び市条例による規制地域に該当しており、井戸設置並びに地下水採取に伴い所定の届出が必要である。

(7) 土壌汚染

1) 環境基準

土壌に係る環境基準については、環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として、表 4.4-29 及び表 4.4-30 に示すとおり定められている。

表 4.4-29 土壌汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB（ポリ塩化ビフェニル）	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。

注 1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注 2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.003 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.009 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。

注 3) 「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

注 5) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典) 平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号、令和 2 年 4 月 2 日環境省告示第 44 号

表 4.4-30 ダイオキシン類の土壌汚染に係る環境基準

媒体	環境基準
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2) 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250 pg-TEQ/g 以上の場合) には、必要な調査を実施することとする。

出典) 平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号

2) 規制基準

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律では、農用地の土壌について、特定有害物質により汚染された地域を農用地土壌汚染対策地域として指定しているが、山梨県内に指定された地域はない。また、土壌汚染対策法に基づき、指定基準を満たさない区域を要措置区域及び形質変更時要届出区域として規制するが、中央市内で7区域が指定されている（令和2年2月14日現在）。

土壌汚染対策法に基づく基準を表4.4-31に、中央市内において山梨県が指定する区域を表4.4-32に示す。

表 4.4-31 土壌汚染対策法に基づく基準

分 類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
第一種 特定有害物質	クロロエチレン	0.002 以下		0.002 以下	0.02 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下	1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下	0.4 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
第二種 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下	0.003 以下	0.09 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下	1.5 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと	1 以下
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、 かつ、アルキル水銀 が検出されないこと	15 以下	水銀が 0.0005 以下、 かつ、アルキル水銀 が検出されないこと	水銀が 0.005 以下、か つ、アルキル水銀が検 出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下	24 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	30 以下
第三種 特定有害物質	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	検出されないこと	0.003 以下
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと	1 以下

出典)「汚染土壌の処理業に関するガイドライン（改訂第4.2版）」（令和4年7月 環境省）

表 4.4-32 土壌汚染対策法に基づく指定区域（中央市）

指定区域 区分	指定する区域	指定基準に適合しない 特定有害物質	区域の面積 (㎡)	指定日
要措置 区域	中央市一町畑字芋島 660 番の一部他	テトラクロロエチレン	300	平成 24 年 3 月 19 日
	中央市山之神字流通団地 2949-1、 2950-6、2991-4、2991-5 の各一部	テトラクロロエチレン	813.43	平成 27 年 5 月 28 日
形質 変更時要 届出区域	中央市町之田字天満 245 番 4、同市一 町畑字穂積 838 番 1、同市一町畑字芝 原 963 番 1、967 番 1、882 番 1（一部）、 882 番 2（一部）、967 番 2（一部）	鉛及びその化合物	21,105.45	平成 24 年 2 月 2 日
	中央市一町畑字芋島 651 番 1 の一部他	ふっ素及びその化合物	1,981.22	平成 24 年 3 月 19 日
	中央市一町畑字芝原 884 番 3、903 番、 906 番 1、908 番 1、912 番 1、912 番 3、1004 番 1 及び 1004 番 2 の各一部	鉛及びその化合物	5,397	平成 24 年 4 月 5 日
	中央市極楽寺字下河原 1258 番 1 の一 部	ふっ素及びその化合物	331.89	平成 25 年 2 月 18 日
	中央市山の神字流通団地 2949 番 1 の 一部	砒素及びその化合物 ほう素及びその化合物	445.2	平成 30 年 11 月 22 日

出典) 平成 24 年 3 月 19 日山梨県告示第 113 号、平成 27 年 5 月 28 日山梨県告示第 188 号、平成 29 年 3 月 30 日山梨県告示第 96 号、平成 24 年 2 月 2 日山梨県告示第 43 号、令和元年 6 月 17 日山梨県告示第 12 号、平成 24 年 3 月 19 日山梨県告示第 114 号、平成 24 年 4 月 5 日山梨県告示第 140 号、平成 25 年 2 月 18 日山梨県告示第 44 号、平成 30 年 11 月 22 日山梨県告示第 344 号

(8) 自然環境保全に係る指定状況

1) 自然環境保全地域

自然環境保全地域とは、自然環境保全法に基づき、自然環境を保全することが特に必要な地域として指定された地域である。

対象事業実施区域周辺には、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域に該当する地域はない。また、山梨県自然環境保全条例に基づく、自然環境保全地区に指定される地域もない。

2) 自然公園

自然公園とは、「優れた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場として、その利用の増進を図ること」を目的に、自然公園法及び山梨県立自然公園条例に基づき指定された地域である。

対象事業実施区域周辺における自然公園の指定状況を図 4.4-7 に示す。

対象事業実施区域周辺では、市川三郷町の四尾連湖県立自然公園が特別地域と普通地域に指定されている。

3) 風致地区

風致地区は、都市計画法に定められている地域地区の一つであり、都市計画区域の「自然的環境を主体とした都市景観を維持することが特に必要とされる地区」として指定され、建設物の建築や樹木の伐採などに一定の制限が加えられている。

対象事業実施区域周辺には、都市計画法及び山梨県風致地区条例に基づく風致地区は指定されていない。

4) 景 観

景観は、景観法、山梨県景観条例、中央市景観条例、さらに計画地に隣接する市川三郷町景観条例により建築物等への規制が行われている。

景観法では、景観上重要な建造物、樹木、道路・河川・公園等の公共施設を指定し、積極的な保全と景観の向上を図ることとしており、また、屋外広告物について、一定の制限を定めて景観の向上を図ることとしている。

中央市及び周辺地域においては、景観重点地区の指定はない。

対象事業実施区域が位置する中央市においては、図 4.4-8 に示すとおり、市域を4つの「景観形成地域」に区分し、地域ごとの特性に応じた建築や開発等を行う際を守るべき事項（届出対象行為と景観形成基準）を定めている。なお、対象事業実施区域は田園景観形成地域に位置し、届出対象行為に該当する。

対象事業実施区域に隣接する市川三郷町の景観計画（平成27年）では、図 4.4-9 に示すとおり、重点的に景観形成を推進するゾーンを「景観形成推進ゾーン」と位置付けている。対象事業実施区域の周辺では「大塚地区・波場公園周辺ゾーン」が設定されており、丘陵から周囲を望む景観を守り活かすゾーンとして位置付けられている。

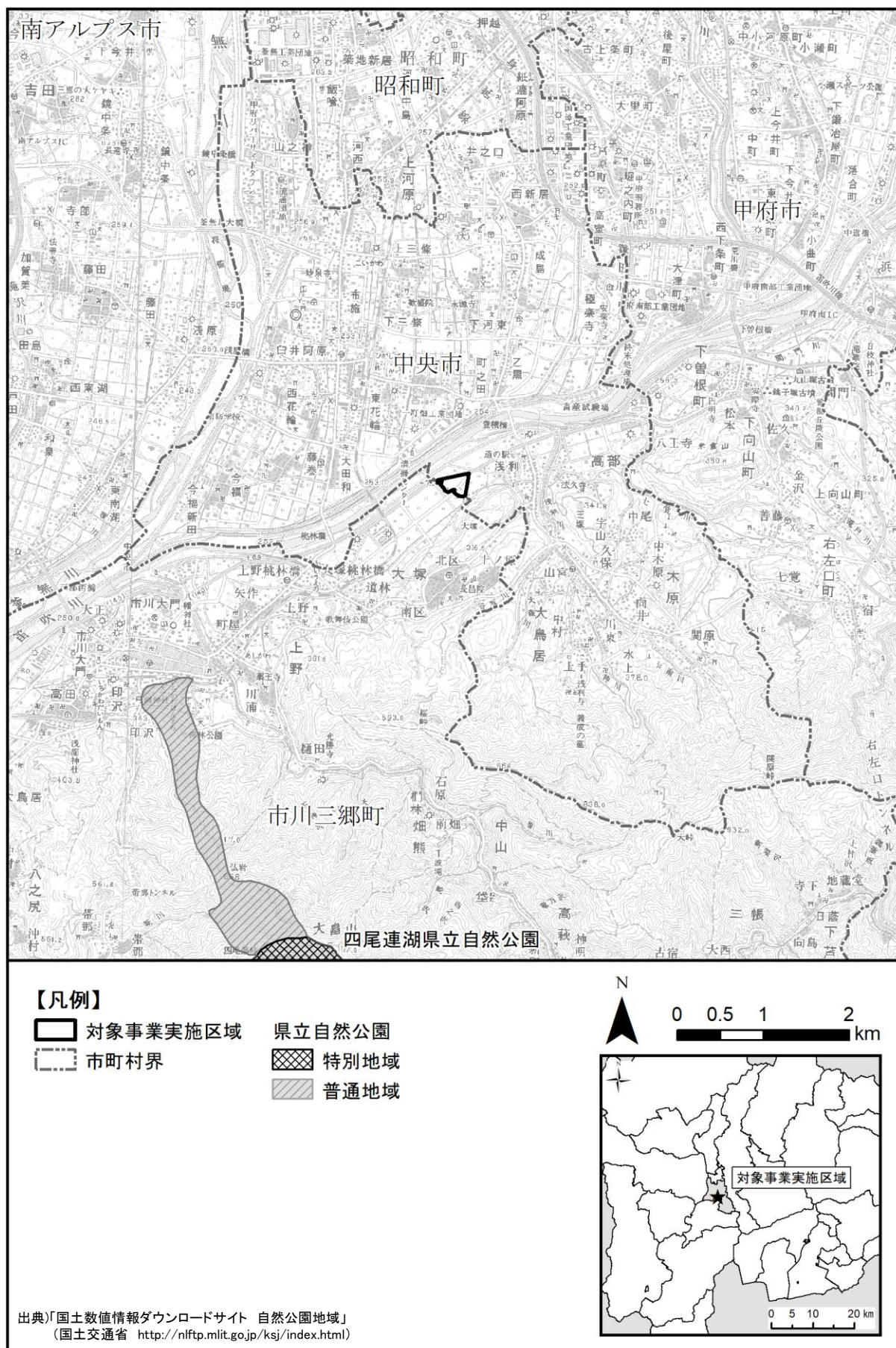


図 4.4-7 自然公園

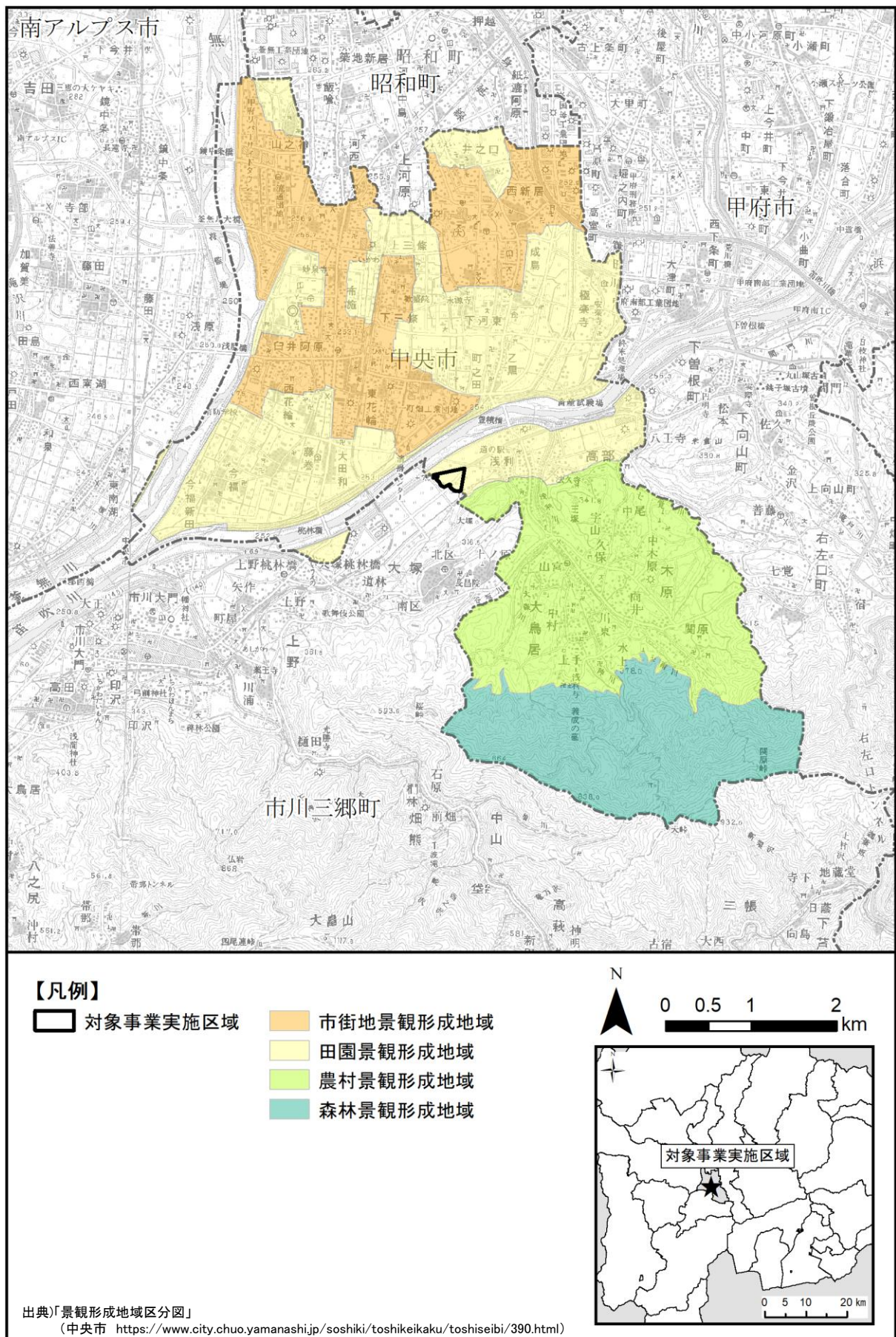


図 4.4-8 景観形成地域区分（中央市）

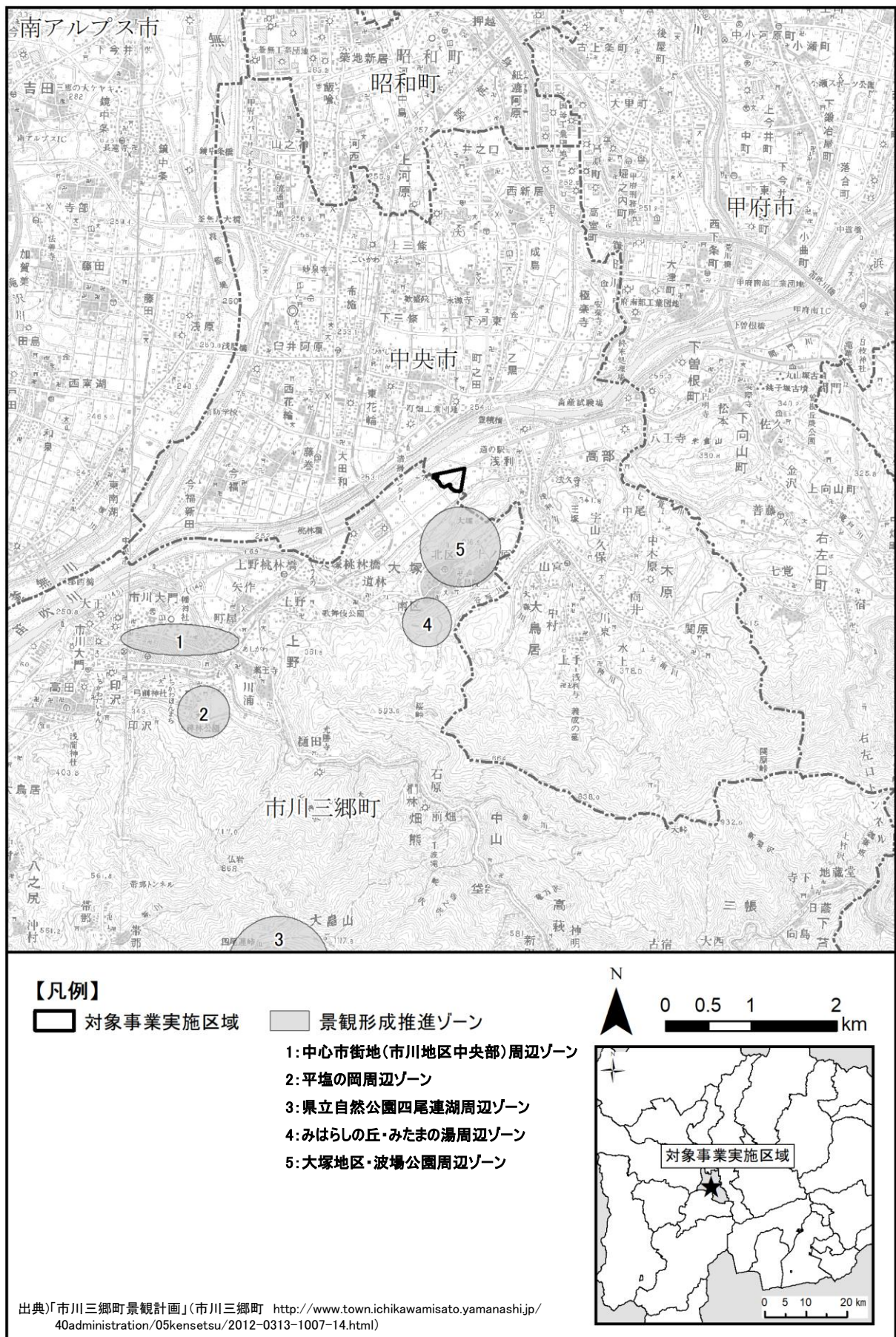


図 4.4-9 景観形成地域区分 (市川三郷町)

5) 保安林と地域森林計画対象民有林

保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づき指定される森林であり、立木の伐採や土地の形質の変更等が制限されている。一方、地域森林計画対象民有林とは、地方自治体の公有林、私有林といった国有林以外の森林のうち、地域森林計画の対象となる森林であり、一定以上の林地開発が制限されている。

保安林と地域森林計画対象民有林の位置を図 4.4-10 に示す。

対象事業実施区域内には保安林等の指定はない。

6) 鳥獣保護区等

鳥獣保護区等とは、鳥獣保護法に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域である。

鳥獣保護区等の指定状況は、表 4.4-33 及び図 4.4-11 に示すとおりであり、対象事業実施区域は鳥獣保護区に指定されていない。

表 4.4-33 鳥獣保護区

No.	名称	面積(ha)	期限
1	四尾連湖鳥獣保護区	40.5	令和7年10月31日
2	三郡橋鳥獣保護区	237	令和10年10月31日

出典)「令和5年度山梨県鳥獣保護区等位置図」(令和5年 山梨県)

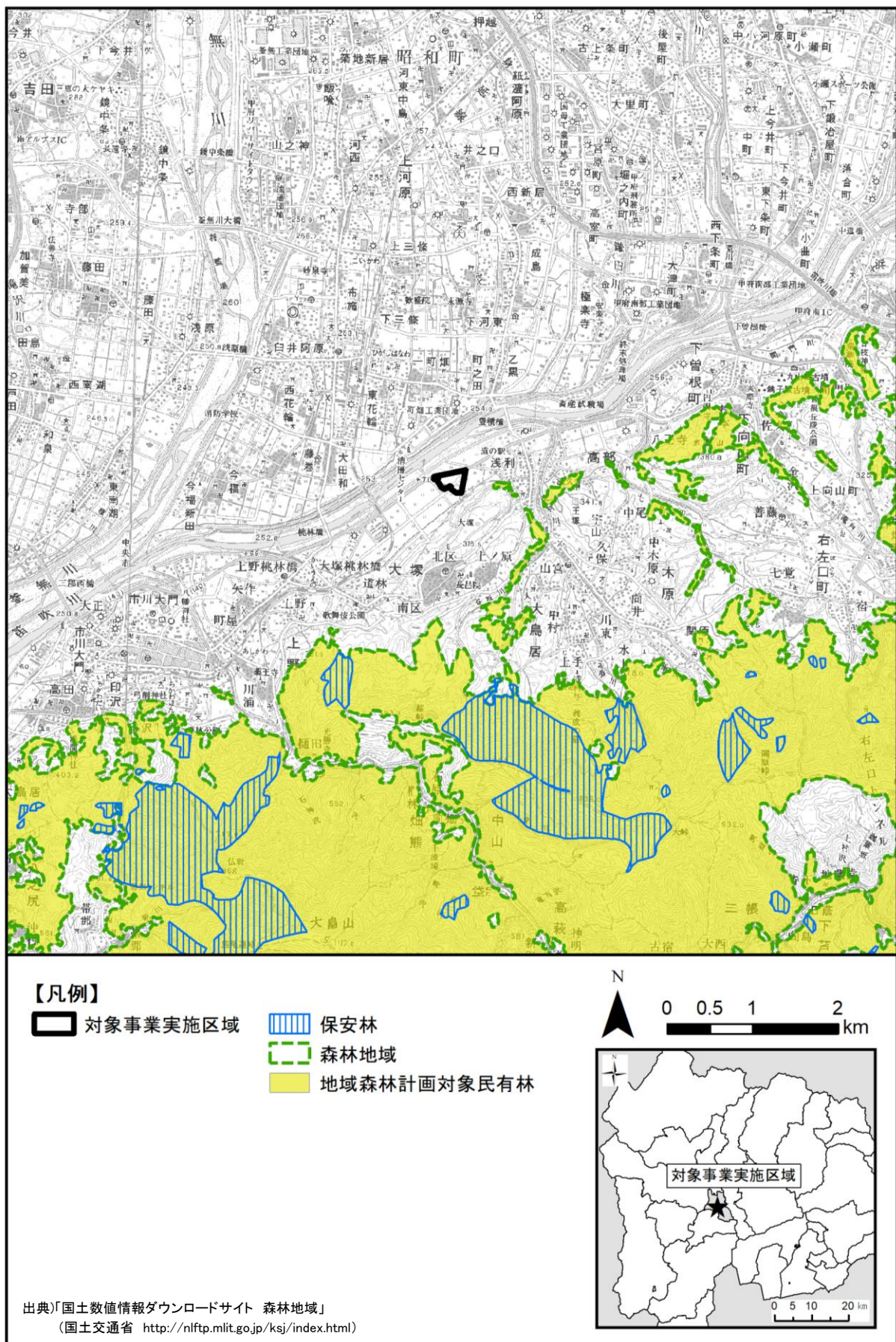


図 4.4-10 保安林と地域森林計画対象民有林

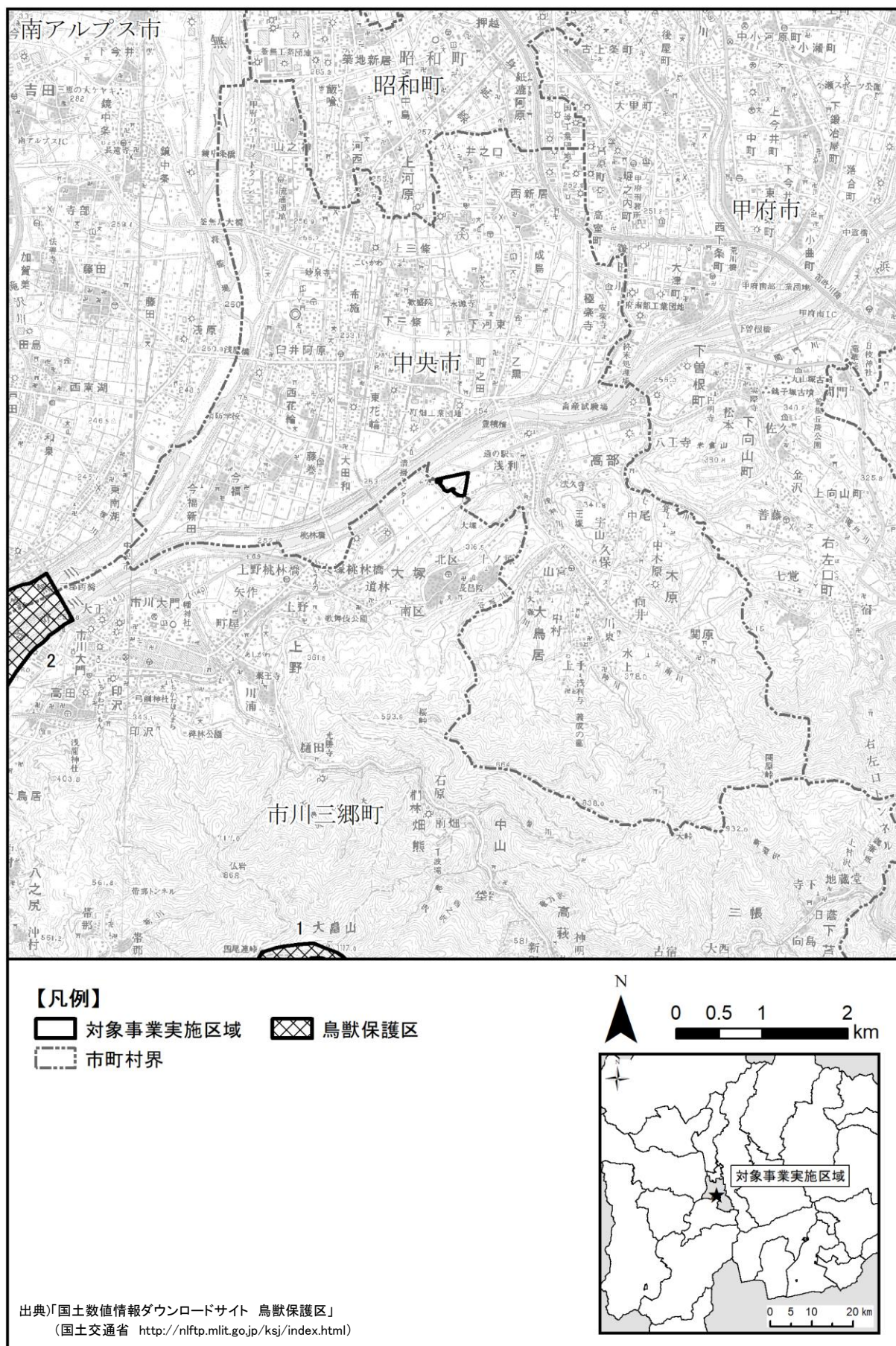


図 4.4-11 鳥獣保護区

7) 砂防三法指定区域等

対象事業実施区域周辺における土砂災害危険箇所を図 4.4-12 に、土砂災害警戒区域等を図 4.4-13 に示す。

対象事業実施区域は、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域に指定されていない。

8) 地震、水害による被害想定区域等

対象事業実施区域周辺における地震災害による被害想定等は、災害対策基本法、南海トラフ巨大地震対策特別措置法等により規定されている。地震発生時の地盤の液状化ハザードマップ（中央市）を図 4.4-14 に示す。

また、対象事業実施区域周辺における水害による被害想定等は、水防法等により規定されている。水害発生時の洪水ハザードマップを図 4.4-15 に示す。

対象事業実施区域の液状化危険度はやや高い（液状化指標値 PL 値： $5 < PL \leq 15$ ）とされ、最大浸水深は 5.0m 以上～10.0m 未満とされている。

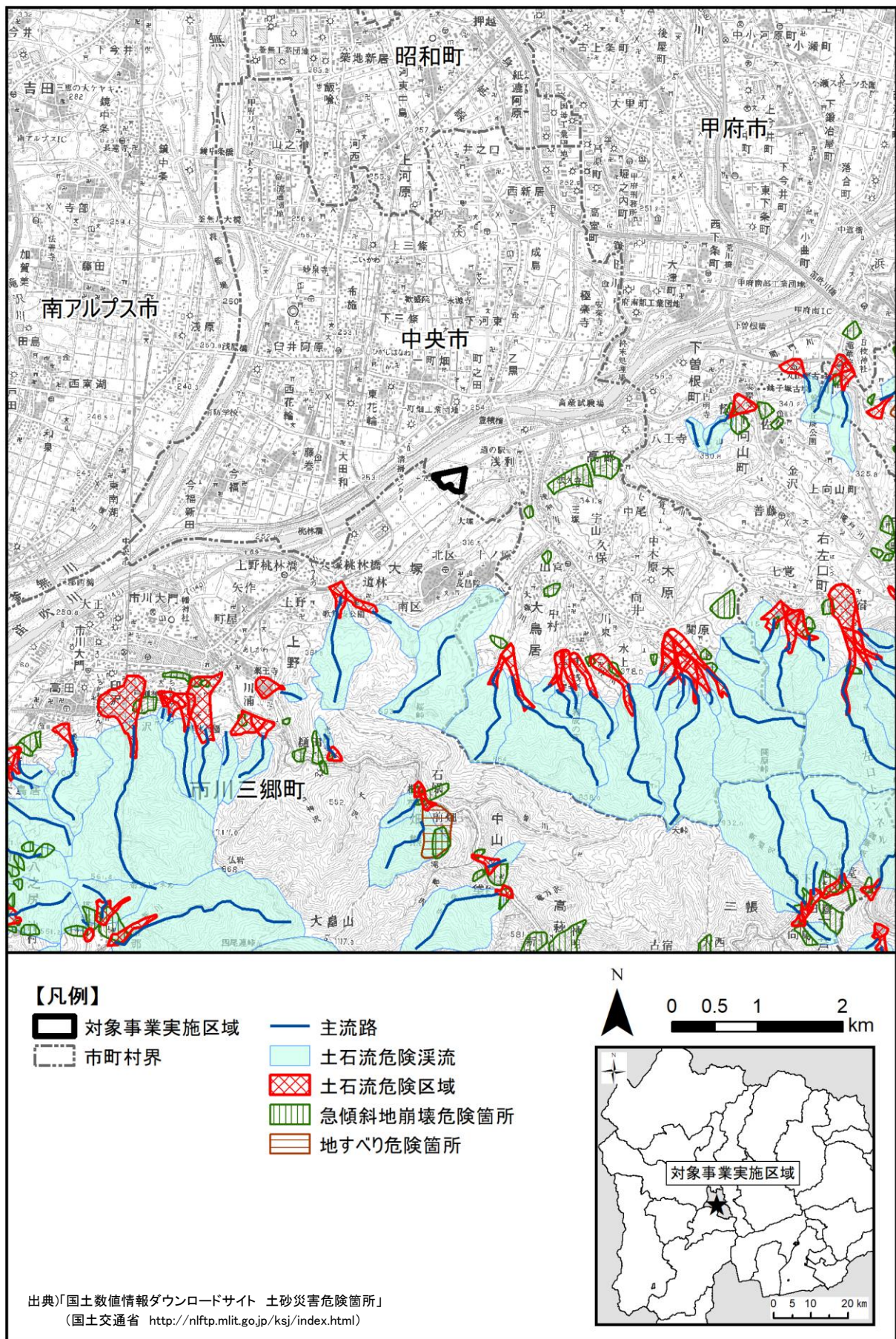


図 4.4-12 土砂災害危険箇所

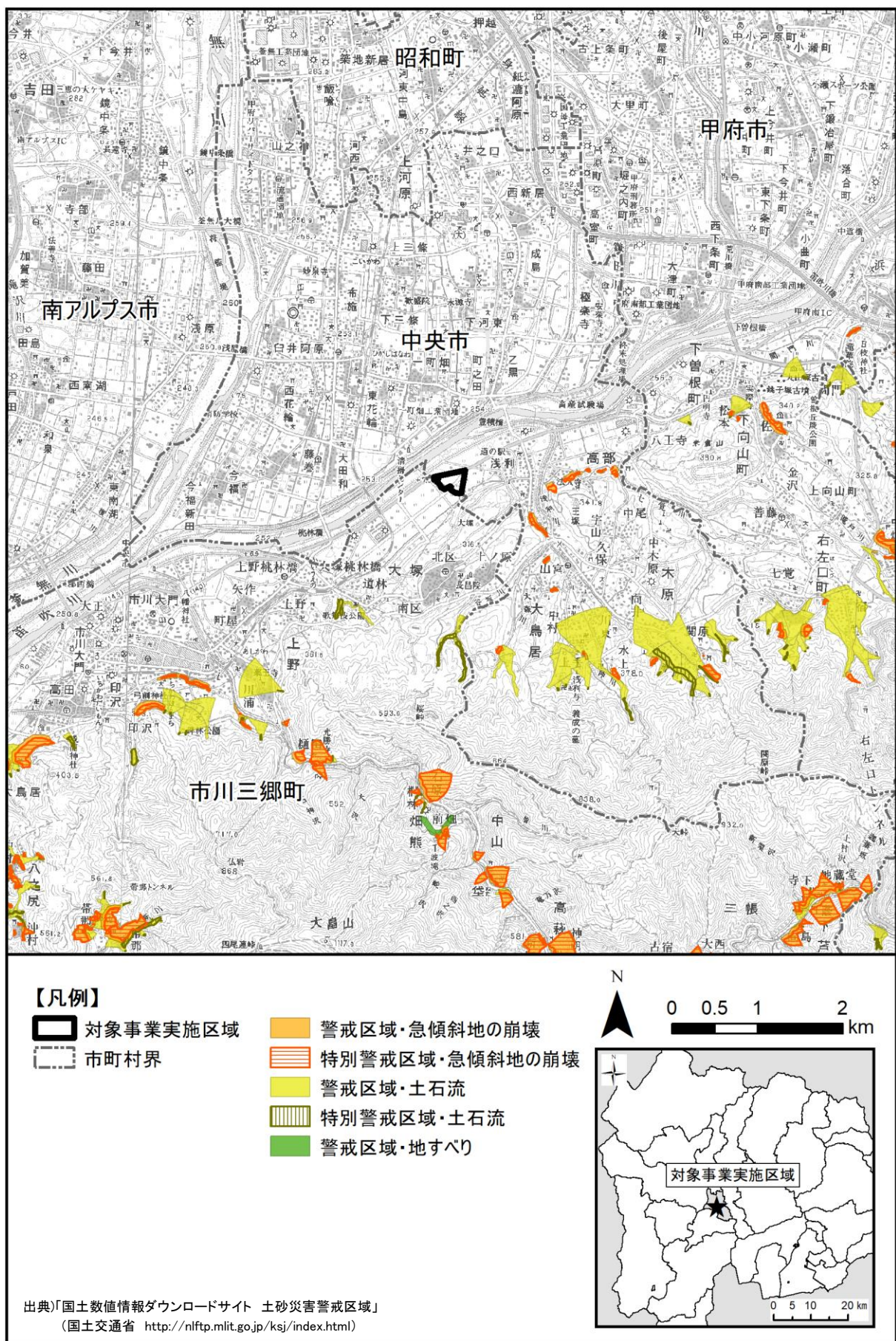
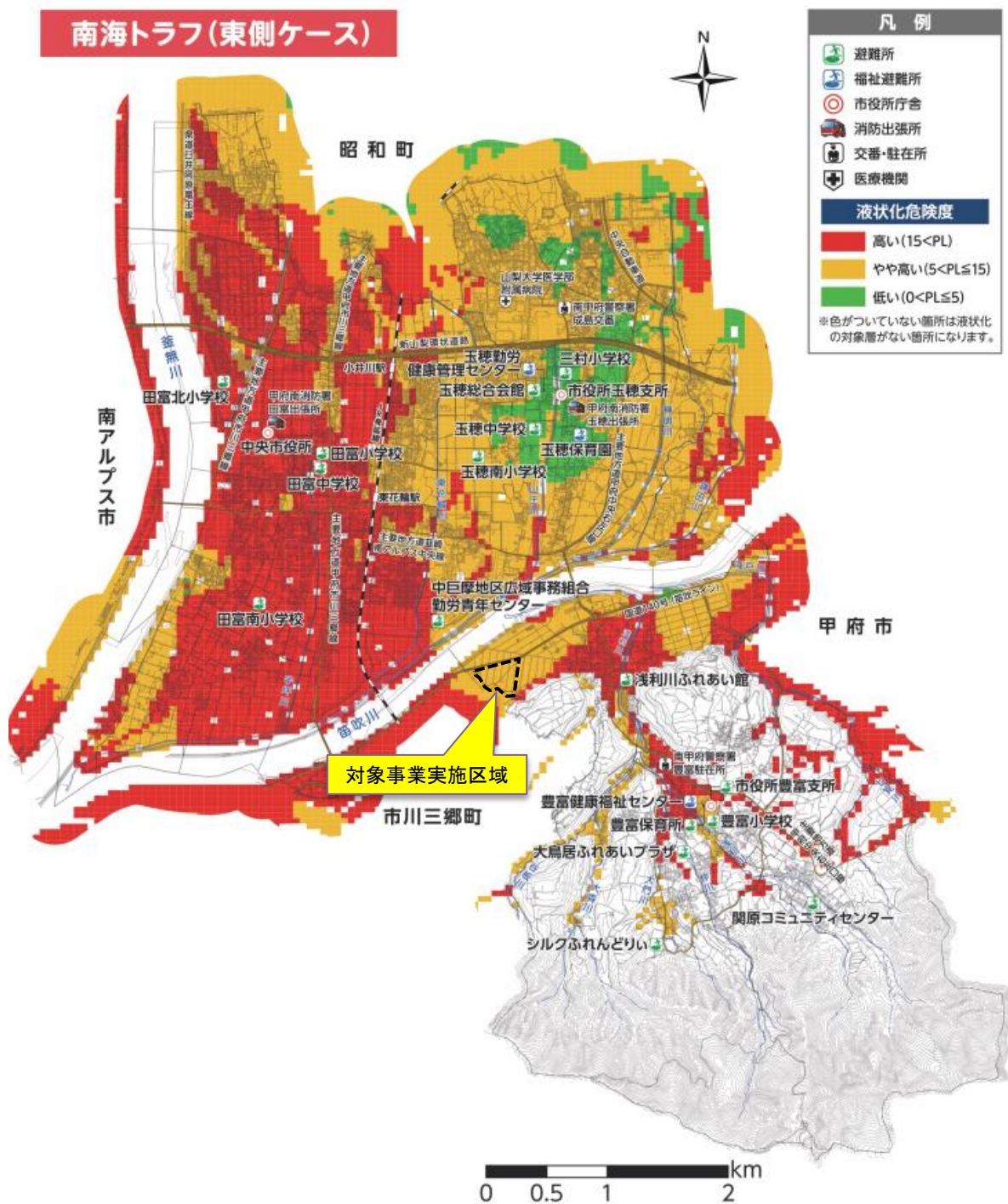


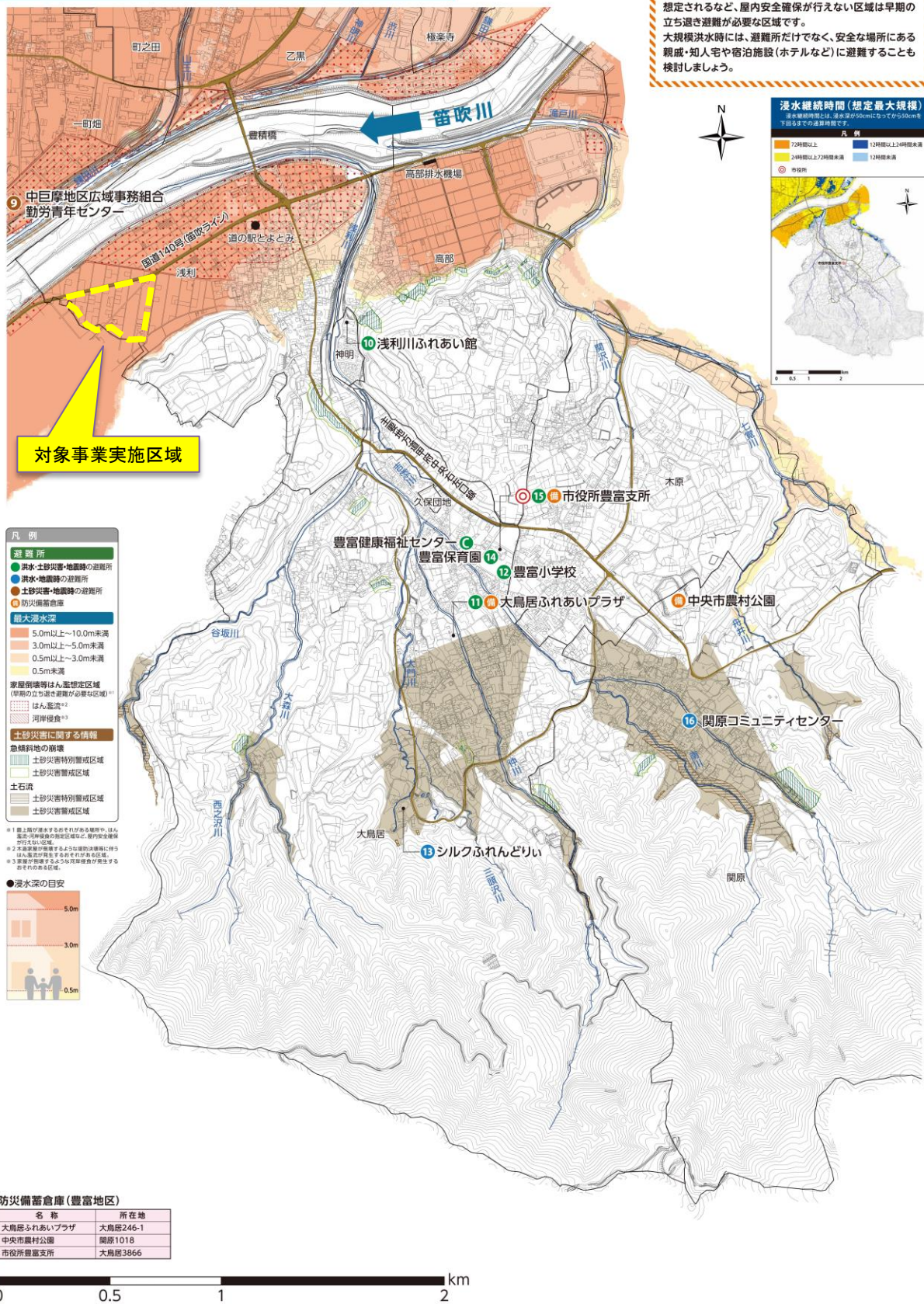
図 4.4-13 土砂災害警戒区域



出典)「液状化ハザードマップ(中央市防災マニュアル P22)」
 (中央市 <https://www.city.chuo.yamanashi.jp/soshiki/kikikanri/bousai/12518.html>)

図 4.4-14 液状化ハザードマップ(中央市)

洪水・土砂災害ハザードマップ・豊富地区



出典)「洪水・土砂災害ハザードマップ(豊富)」

(中央市 <https://www.city.chuo.yamanashi.jp/kurashi/anzen/kouzui/12547.html>)

図 4.4-15 洪水ハザードマップ